

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第1回幕別町議会定例会
(平成25年3月5日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
18 齊藤 喜志雄 19 千葉 幹雄 1 小川 純文
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政執行方針（町長、教育委員長）
- 日程第4 報告第2号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 発議第1号 T P P 交渉参加に反対する意見書
- 日程第6 議案第3号 平成25年度幕別町一般会計予算
- 日程第7 議案第4号 平成25年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 平成25年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 平成25年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第12 議案第9号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成25年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 平成25年度幕別町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成24年度幕別町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第16 議案第13号 平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第14号 平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第15号 平成24年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 平成24年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第18号 平成24年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第19号 平成24年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第20号 平成24年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第21号 幕別町立保育所条例
- 日程第25 議案第22号 幕別町保育実施条例
- 日程第26 議案第23号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例
- 日程第27 議案第24号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例
- 日程第28 議案第25号 幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第29 議案第26号 幕別町暴力団排除条例
- 日程第30 議案第27号 幕別町公営住宅等整備基準条例
- 日程第31 議案第28号 幕別町道路構造技術的基準等条例
- 日程第32 議案第29号 幕別町道路移動等円滑化基準条例
- 日程第33 陳情第1号 町道忠類北10線道路の交通安全対策の早期実現を求める陳情書

- 日程第34 陳情第2号 「自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第35 陳情第3号 「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成25年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年3月5日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月5日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
会 計 管 理 者 川瀬俊彦 総 務 部 長 古川耕一
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 伊藤博明 建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男 札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親 企 画 室 参 事 室長事務取扱
総 務 課 長 菅野勇次 地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
18 齊藤 喜志雄 19 千葉 幹雄 1 小川 純文

議事の経過

(平成25年3月5日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成25年第1回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、18番齊藤議員、19番千葉議員、1番小川議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月22までの18日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月22日までの18日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告書及び同法第199条第9項の規定による定期監査報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配付してあります。
次に、2月22日、十勝町村議会議長会定例会が開催され、平成25年度事業計画が決定いたしましたので、お手元に配付いたしております。後ほどごらんいただきたいと思います。

[行政執行方針]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成25年第1回町議会定例会が開催されるに当たり、町政執行についての所信を申し上げ、議員の皆さん並びに町民の皆さんにご理解とご協力をお願い申し上げます。
一昨年4月に町民の皆様からの付託を受け、町長として町政のかじ取りを担わせていただけてから、早くも任期の折り返しを迎えようとしています。
平成11年に町長に就任して以来、私は、活力ある経済、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、町民の皆さんとともに、さまざまな取り組みを進めてまいりました。
我が国の経済は、世界的な経済危機を背景に、円高・デフレ不況が長引き、一部に持ち直しの傾向が見えてきたとはいえ、今なお、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延など、閉塞感は深刻さを増しております。
また、財政健全化や社会保障制度改革、さらにはTPP、環太平洋経済連携協定をめぐる動きなど、先行き不透明感が高まっており、かつてない難しい局面に立たされております。

こうした中にある今こそ、町民各層の声に真摯に耳を傾け、みずからの発想で特色を持った地域づくりに取り組み、未来への道筋をしっかりと切り開いていかなければならないものとの思いを強くいたしているところであります。

初めに、町政に臨む私の基本姿勢について申し上げます。

平成 18 年 2 月 6 日の新町誕生から 8 年目を迎えました。

「住民の融和、新町の一体感の醸成、並びに新町全体の均衡ある発展」という新町建設の理念の実現に向け、次の四つを基本として、町政を進めてまいりたいと考えております。

その第 1 は、「安全・安心」な地域社会の実現であります。

晩婚化、未婚化を背景に少子高齢化が急速に進行する中、私たちの地域社会にあっても、高齢世帯とひとり暮らし世帯の割合は確実に増加していくと見込まれております。

また、国においては、社会保障制度改革や TPP 交渉参加に向けての取り組みなど、私たちの日々の暮らしはもとより、本町の産業構造や雇用の根幹にかかわる大きな政策転換が論議されております。

このように時代が大きく変化しようとしている今、将来に向け着実な歩みを継続していくためには、景気・経済の回復と安心できる暮らしを確保していかなければなりません。

このため、本町の基幹産業である農業の体質強化を図り、足腰の強い経済基盤の構築に努めるとともに、子育て支援や地域福祉の充実、生活交通の確保など、安心・安全な地域づくりに取り組んでまいります。

第 2 は、「公正・公平」な行政運営の推進であります。

「この町に住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と感じていただくことができるよう、行政の各分野で町民ニーズをしっかりと把握し、限りある財源を最も効果的に活用し、将来に向かって持続的に発展できるよう町政を進めてまいります。

そのためにも、常に町民の側に軸足を置いて物事を考え、信頼される役場づくりに努めるとともに、行政改革を進め、行政サービスの向上に取り組んでまいります。

第 3 は、「一体感の醸成と均衡ある発展」の実現であります。

本町は、人口 2 万 7,600 人を超え、本町地区、札内地区、糠内地区、忠類地区の大きく四つの市街地と広大な農村地区を有しております。

平成 18 年 2 月 6 日の思いを忘れることなく、地域の主役となる町民一人一人が、町に愛着を感じることができるよう、「一体感の醸成」に努めるとともに、町全体の「均衡ある発展」を推進してまいります。

第 4 は、「協働のまちづくり」の推進であります。

私は、これまでも「公正で公平な行政」の実現とともに、「協働のまちづくり」の推進を旨とし、多くの町民の方々にさまざまな形で積極的な参加をいただいております。

今後も多様化、高度化する住民ニーズや地域の抱える課題に的確にこたえていくため、町民の方々と職員とが顔の見えるところで対話を重ね、課題解決に向けてお互いに知恵を出し合い協力することにより、協働のまちづくりを一層確かなものとするよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地方財政対策について申し上げます。

新たな政権のもとで編成された国の平成 25 年度予算案は、平成 24 年度補正予算と連動することにより、公共事業関係経費の上積みなどでデフレ脱却と日本経済の再生を図ることを最優先の課題とした姿勢が強く打ち出されました。

地方財政対策については、地方交付税において、地方公務員給与費の削減を前提とした一方で、地域の元気づくり事業費を新設するとともに、地方税の増収などにより、前年度並みの一般財源総額を確保したとされております。

しかしながら、総括的には緩やかな持ち直しの動きが見られるとされる北海道経済の中にあっても、町税の大幅な伸びが期待できない状況は続いておりますことから、平成 25 年度においても、厳しい財政運営を強いられるものと懸念いたしているところであります。

こうした中で編成した町の新年度予算の概要について申し上げます。

平成 25 年度につきましては、前段申し上げましたとおり、地方交付税の削減や町税の大幅な増が見込めないことから、一般財源の確保に苦慮したものの、平成 24 年度の国の補正予算による「地域の元気臨時交付金」を有効に活用するなど、限られた財源の中で、多様化する住民ニーズに応えるべく、きめ細かな予算づくりに配慮したところであります。

この結果、一般会計予算の総額は 133 億 6,579 万 6,000 円で、前年度当初予算と比較して 1 億 9,188 万 4,000 円、1.5%の増に、また、国民健康保険特別会計など 7 特別会計と水道事業会計を合わせた 8 会計では、総額 87 億 3,497 万 1,000 円で、前年度と比較して 4 億 1,323 万 7,000 円、5.0%の増となっております。

次に、一般会計の歳出について申し上げます。

投資的経費は、総額では約 14 億円で、ほぼ前年と同様の水準を確保したところであります。

また、非投資的経費は、障害者支援費などの扶助費や小中学校の特別支援教育支援員の増員などにより、前年度に比べ約 2 億 3,000 万円、1.9%の増となっております。

次に、歳入についてであります。町税は、土地の下落に伴う評価額の修正などにより、固定資産税においては増収が見込めないものの、町民税や町たばこ税の増収が見込まれることから、全体ではほぼ前年と同額で、また、普通交付税につきましては、国の地方財政計画などの状況を勘案し、前年度交付決定額に対して 3.1%の減で計上したところであります。

基金からの繰入金につきましては、財政調整基金から 2 億 5,000 万円、減債基金から約 900 万円の繰り入れを計上いたしました。

また、町債につきましては、交付税の振替分である臨時財政対策債に 5 億 8,000 万円、普通建設事業債に約 4 億 1,000 万円、過疎債のソフト事業分に 4,300 万円、総額約 10 億円を計上いたしました。後年次の財政運営に支障を来すことのないよう、借入額の抑制に努めたところであります。

次に、今年度の主要施策の展開につきまして、第 5 期幕別町総合計画に掲げる五つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

基本目標の第 1、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」についてであります。

地域社会への帰属意識の低下が叫ばれて久しい中、東日本大震災を契機として、防災意識の高まりを背景に、本町にあっても近隣住民との結びつきの大切さが見直されつつあるものと認識いたしております。

今年度におきましては、地域の方々の活動拠点である町民会館の耐震診断を実施するとともに、忠類上当寿の家建設工事などを手がけ、コミュニティ活動の一層の推進を図ってまいります。

次に、住民参加のまちづくりについて申し上げます。

協働のまちづくり支援事業につきましては、今年度から、防災訓練の実施に係る交付率を引き上げ、地域での防災活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、パブリックコメント手続実施要綱を定め、町の基本的な計画や町民に義務を課し、権利を制限する条例の制定などに際しては、広く町民からの意見を聞く機会を設けるとともに、説明責任を果たすことにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上に取り組んでまいります。

次に、国内交流の推進について申し上げます。

初めに、神奈川県開成町との交流再開についてであります。

開成町とは、平成 8 年 8 月に当時の宮城県田尻町、富山県小杉町、石川県根上町とでパークゴルフネットワーク会議を開催し、交流を深めてまいりましたが、市町村合併の流れの中で、平成 16 年度をもって交流が途絶え、今日に至っております。

昨年来、交流再開に向けて協議を進め、今年度、災害時応援協定の締結を初め、開成町での物産品の販売に取り組むことといたしました。

また、忠類村の時代から子ども会などの相互交流を行ってまいりました埼玉県上尾市との間においても、災害時応援協定を締結することといたしました。

加えて、大学の持つ知的・人的資源や情報等の提供を得て、人材育成を初め、さまざまな行政課題の解決に役立てることを目的に、新庁舎の基本設計にかかわり、ご協力をいただいております。北海道工業大学との間で地域連携協定を締結する方向で協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、わかりやすい行政の推進について申し上げます。

行政が保有する情報をわかりやすく伝えていくことは、住民参加のまちづくりの根幹を成すものと認識いたしており、今年度におきましても、親しまれる広報紙づくりと一層の読者参加に努めるとともに、ホームページを通じた易しくわかりやすい行政の推進に取り組んでまいります。

次に、行財政の運営について申し上げます。

これまで「公債費負担適正化計画」や「第3次行政改革大綱推進計画」を基本に、簡素で効率的な行財政運営に取り組んでまいりましたが、地方行財政を取り巻く環境は、目まぐるしく変化する社会経済情勢を背景に、行政ニーズの多様化が進み、機敏に対応できる機動性の高い組織が求められております。

このような中で、今年度におきましては、職員の意欲や資質の向上を図るとともに、組織の活性化などを目的として、人事評価制度に取り組んでまいります。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

現在、「オール十勝」で取り組んでおります定住自立圏や北海道フードコンプレックス国際戦略総合特区を初め、協議を継続しております消防広域化のほか、今後におきましても十勝圏における住民サービスの向上の観点などから、広域連携の可能性を研究し、実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、定住対策について申し上げます。

昨年度から幕別本町市街と忠類市街において実施いたしております定住促進住宅建設費補助金交付事業を柱に、引き続き、町有の遊休地の売り払いはもとより、空き家情報などの収集に努め、新たな活力を呼び込むことにより、地域の元気づくりに取り組んでまいります。

次に、基本目標の第2、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」についてであります。

初めに、農業の振興について申し上げます。

TPP への交渉参加問題についてであります。

安倍首相は、日米首脳会談後の記者会見で「聖域なき関税撤廃が前提ではないことが確認できた」として交渉参加の意向を表明し、党内論議を経た上で、交渉参加の正式表明に向けた動きを加速させております。

この動きを受け、十勝管内におきましても、3月10日にオール十勝で行動を起こすこととしており、関係機関や関係団体と連携を図りながら、交渉参加に対する反対の意思表示を強力にアピールしてまいります。

このように農業を取り巻く厳しい環境の中ではありますが、まずは安定した施策の展開を図るべく、本町におきましては、生産力の維持・向上を図るため、ふるさと土づくり支援事業を引き続き実施するとともに、戸別所得補償制度から名称が変更される経営所得安定対策について、農協等関係機関と連携を図りながら、事業推進に努めてまいります。

次に、昨年策定いたしました「幕別町人・農地プラン」につきましても、適宜見直しを行いながら、長期的展望に立った持続可能で力強い幕別町農業の実現に向けて、担い手の育成や効率的な農地集積を推進してまいります。

また、幕別農業振興公社で実施いたしております、まくべつ農村アカデミーやグリーンパートナー事業、さらには農地流動化対策事業等の各種事業につきましても、農協等関係機関と一体となり、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策につきましても、平成24年度から毎年3月が全道における「一斉駆除月間」とされましたことから、猟友会幕別部会のご協力をいただき、銃によるエゾシカの駆除を2日間実施いたしますとともに、引き続き、くくりわなによる捕獲を強化・拡大し、農業者の皆さんとともに町内

一丸となって、農作物被害の軽減を図ってまいります。

次に、酪農・畜産振興についてであります。道営草地整備事業と粗飼料生産基盤向上対策事業により、粗飼料自給率向上の取り組みを支援するとともに、雌雄判別精液購入助成事業、優良和牛繁殖雌牛保留対策事業などを引き続き実施し、より安定的な畜産経営の確立を図ってまいります。

次に、土地改良事業であります。道営事業では畑総事業として継続の4地区と、新規計画樹立を行う忠類地区、中央幕別西地区の6地区、農道整備事業として1地区、草地整備事業として2地区、合わせまして9地区、団体営事業として継続の農業体質強化基盤整備促進事業による暗渠整備、新規の農業水利施設保全合理化事業による排水機場等の補修、単独事業として農道整備1地区を実施してまいります。

また、北海道が実施いたしております「食料供給基盤特別対策事業」、いわゆる「パワーアップ事業」につきましても引き続き取り組み、受益者負担の軽減を図ってまいります。

なお、農地・水保全管理支払交付金事業につきましては、昨年同様に14活動組織が、約1万4,700ヘクタールの農地の保全等に取り組んでいただく予定となっております。

次に、林業の振興についてであります。

森林法の一部改正に伴い、これまでの森林施業計画から、町内森林の一体的な育成を図ることを目的とした森林経営計画が策定され、新年度は5カ年計画の初年度としてスタートすることとなり、町有林の整備はもとより民有林を含め、国や北海道、森林組合と連携を図りながら、公費造林推進事業や除間伐推進事業などを実施してまいります。

また、引き続き、「まくべつ元気の森」森林体験事業を実施し、森林の持つ機能や効果につきまして、次代を担う子供たちに伝えてまいりたいと考えております。

次に、商工業の振興について申し上げます。

昨年の政権交代以降、株価の上昇や円安の進行などにより、わずかながら景気回復の兆候が見られますものの、本町の商工業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

このため、商工会との連携を図りながら、経営改善普及事業を初め、プレミアム商品券発行事業など、各種の活性化事業に対し必要な支援を行いますとともに、引き続き、中心市街地商店街の空き店舗対策事業や、住宅新築リフォーム奨励事業を実施し、商店街の活性化や商工業の振興に努めてまいります。

このうち、住宅新築リフォーム奨励事業につきましては、リフォームに係る奨励金対象工事費を、「100万円以上」から「50万円以上」に引き下げ、事業期間を平成27年度まで3カ年間延長することとしたところであります。

また、中小企業融資につきましては、金融機関、商工会との連携のもと、小口資金や昨年度から貸付枠を拡大した運転資金の活用促進により、商工業者の資金需要に応じた迅速な対応に努めるとともに、創業資金も含めた融資に係る保証料助成や利子の補給を引き続き行ってまいります。

次に、企業誘致対策についてであります。企業の生産拠点の拡大や分散化の動きなどを捉え、本町独自の優遇制度やフード特区のメリットのPRに努め、北海道や金融機関の協力を得ながら、幕別町の豊富な農産物などの地域資源を生かせる企業を中心に誘致に取り組んでまいります。

次に、雇用対策についてであります。厳しい雇用情勢を踏まえ、企業誘致による雇用の創出に努めますとともに、ハローワークと連携した雇用相談業務の強化、緊急雇用対策を推進してまいります。

雇用対策事業といたしましては、国の交付金を活用した特別支援保育支援員配置事業を初め、単独事業として未就職の新卒者対策、季節労働者の通年雇用促進支援、主要街路等の除雪・清掃のほか、新規に職員住宅の解体などの事業を実施してまいります。

次に、観光振興についてであります。豊かな自然に育まれた多様な観光資源を活用した地域性あふれる観光地づくりを、観光物産協会など関係機関と連携して取り組んでまいります。

また、道東道全線開通による観光客の増加に加え、平成26年度末に予定されている高規格道路の忠類インターまでの開通を見据え、広域的な連携・協力による道央圏での観光誘致活動の推進や、町内

に点在する観光資源の多角的な連携による体験型・滞在型観光ルートの確立に向けて、旅行会社等へのプロモーション活動を展開するとともに、「夏フェスタ」「産業まつり」「ナウマン全道そり大会」など、地域に根差した季節感にあふれるイベントの実施により、交流人口の拡大や幕別の魅力のPRに努めてまいります。

加えて、農家民泊によりまず修学旅行生の受け入れにつきましても、昨年、本町の受け入れ組織として設立されました「まくべつ稔りの里」の取り組みを支援してまいります。

次に、基本目標の第3、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり」についてであります。

初めに、子育て支援について申し上げます。

札幌南保育所の民営化についてであります。

昨年12月に保護者の方々などに対し、民営化に関する説明会を開催し、明けて1月には、保護者や学識経験者などから組織する民営化移管先法人選定委員会を設置いたしました。

2月の移管先法人の公募を経て、去る1日には応募のあった3法人から提案を受けましたが、今月中旬を目途に、移管先法人を決定することといたしております。

今後におきましては、北海道知事による児童福祉施設の設置認可を受けて、9月からは民間事業者の設置運営とする保育所として開設されることとなりますが、来年3月までの7カ月間にわたり引き継ぎ保育を実施し、子供たちや保護者の方々が安心して保育を受けられるよう環境づくりに取り組んでまいります。

次に、本年11月に開所予定の（仮称）青葉子育て園について申し上げます。

現在、子育て支援センターで実施いたしております「子育て支援事業」を青葉子育て園に移行し、子育て支援センターの一時保育事業の定員増を図るとともに、6カ月児から受け入れができる態勢の整備を進めてまいります。

また、幕別地区におきましては、幕別中央保育所に子育て支援センターの分室を開設し、一時保育事業を実施するとともに、近年、通所児童の増加が著しい古舞へき地保育所につきましても、今年度、遊戯室の増築を行い、保育環境の向上に努めてまいります。

次に、高齢者福祉の推進について申し上げます。

今年度から、介護相談員養成講座を受講修了されました9名の方を町の相談員に委嘱し、介護保険施設の利用者からの相談や要望を施設側や行政に伝えていただくことにより、介護環境の向上に資するよう、介護相談員制度に取り組んでまいります。

また、グループホームの入居者の経済的負担を軽減するため、本年10月を目途に低所得層の利用者に係る家賃補助制度の創設に向け準備を進めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

これまで、町内におきましては、施設から地域での生活への移行に欠かすことのできない、グループホームやケアホームがなく、これらの施設整備が急務の課題でありましたが、本年6月には、民間事業者によるケアホームが開設される運びとなりました。

障害のある方々が地域で自立した生活を送ることができるよう、町といたしましても事業者との連携協力を努めてまいりたいと考えております。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域のつながりが希薄化する中で、高齢者のひとり暮らし世帯は増加しており、いかにして、これらの人々を地域で支えていくのが大きな課題となっております。

今年度は、認知症や知的障害などで判断能力が十分ではない方々の財産管理や法律手続の代行する成年後見制度を地域住民が担う「市民後見人」の養成講座を北海道と共催で開催し、市民後見人の養成に取り組んでまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

従来から、家庭での健康管理の支援を目的に、保健福祉センターなど町内4施設で保健師が心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導などを行ってまいりました。

今年度は、札内支所での健康相談を月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までに拡大し、いつでも町民の皆さんから相談を受けられる態勢を整備してまいります。

十勝圏全体の住民サービスの向上と市町村の財政健全化の観点から検討いたしております「消防の広域化」につきましては、今年度、消防救急無線のデジタル化に関する実施設計に着手いたしますが、平成28年4月の広域化に向け、引き続き19市町村で合意形成に向け協議いたしてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

地域における防災対策につきましては、協働のまちづくり支援事業において、防災計画策定や防災訓練の実施に対して支援を行ってまいりましたが、今年度からは、各公区におきまして「防災福祉担当」の役員を位置づけしていただき、公区と役場が連携を図り、防災活動はもとより、より一層の地域の見守りと相互に助け合う地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

また、幕別町地域防災計画が、適正かつ的確で有効性が十分であるのかを含め、防災のあり方について検討を行っておりますが、今年度、担当主幹を配置し、国や北海道との整合性を図りながら計画の見直しを進めてまいります。

次に、基本目標の第4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」についてであります。

未来を担う子供たちは、あらゆる可能性を秘め、これからの新しい時代を切り開いていく大きな力であります。

子供たちの心身の成長と学力の向上を目指して、学校施設の整備を初め、健やかに成長できる教育環境の整備に取り組んでまいります。

今年度は、運動公園に7ホールを造成し歩み始めた昭和58年から数えて、パークゴルフが満30年を迎えようとしております。

今年度は、誕生30年を祝い、日本パークゴルフ協会や幕別町パークゴルフ協会のご協力をいただきながら、記念式典、記念大会や記念誌発刊などの記念行事を実施し、30年を契機に、愛好者の裾野の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、教育関係の具体的な施策の推進につきましては、教育委員会から申し上げます。

次に、基本目標の第5、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」についてであります。

初めに、道路・交通環境の整備について申し上げます。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道につきましては、中札内更別間6.5キロメートルの整備を終え、今月17日に開通となりますが、更別以南の大樹までの区間におきましても、平成26年度中の供用開始に向け整備が進められていると伺っているところであります。

次に、道道整備についてであります。幕別大樹線の幕別跨線橋から糠内方面に向かいます軍岡地区0.6キロメートルの歩道整備につきましては、今年度から工事に着手すると伺っているところであります。

次に、町道の整備についてであります。

今年度は、幕別地域で明野6線などを含む12路線、忠類地域で3路線の整備を予定いたしておりますが、引き続き、緊急性、投資効果、地域バランスなどを考慮しながら良好な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通の確保について申し上げます。

昨年来、交通事業者や住民の代表等で組織する「地域公共交通確保対策協議会」において、コミバスの試験運行や利用者アンケートなどを実施し地域公共交通のあり方について協議をいただいております。

協議会におきましては、高齢化の進展に相まって、自家用車による移動が困難になる方が増加していくことが避けられない中、安心して生活できる地域社会を維持していくためには、利便性の高い公共交通機関の確保は重要であることに鑑み、幕別地区と札内地区でのコミュニティバスの運行は必要であるとの考えに至りました。

今後は、協議会において運行事業者の選定を初め、運行路線並びに運賃等の決定を経て、本年10

月からの本格運行に向け準備作業に取り組んでまいります。

また、昭和46年12月以来、町営バスとして運行してまいりました駒島線につきましては、昨年来、運行の見直しについてご協議いただいておりますが、利用者数の減少に加え、車両の更新時期が近づいておりますことから、本年9月をもって廃止することとし、10月から予約型の乗合タクシーによる試験運行を実施し、その後の本格運行の適否について検討を行ってまいりたいと考えております。

加えて、スクールバスの住民利用につきましても、乗車位置の柔軟化と最終停留所を幕別駅、札内駅、忠類バス待合所まで延長することにより、利用される皆さんの利便性の向上に努めてまいります。

次に、住環境の整備について申し上げます。

町営住宅につきましては、全面的改善事業として平成21年度からバリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮した整備を進めてまいりましたが、忠類白銀町団地につきましては、これまでの3棟12戸の改善工事が終了しており、今年度は残る1棟4戸の全面的改善工事を実施することといたしております。

次に、道営あおば団地の一体的整備についてであります。

北海道により札内青葉町で計画されております道営住宅は4棟22戸で、うち10戸が子育て支援住宅として、小学校未就学児童が含まれる世帯を対象とした住戸となっており、完成は本年12月の予定と伺っております。

町では、この整備に合わせて、町道千住線の改築、道路1路線の新設と子育て支援機能を備えた青葉子育て園の整備に取り組むこととしております。

次に、公園整備について申し上げます。

これまでも公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具等の計画的な改築更新を順次進めてまいりましたが、今年度は、糠内公園を含む14カ所の公園遊具等の改築更新工事のほか、札内北公園のトイレやあずまやなどのバリアフリー化などを予定しております。

次に、水道事業について申し上げます。

上水道事業につきましては、今年度は、配水管の更新5路線の整備のほか、水質の低下が懸念されております2地区の調査設計などを予定いたしておりますが、引き続き、高い安全性の確保と安定した水道水の供給に努めるとともに、今後の財政収支を把握し、将来的な経営健全化を図ってまいりたいと考えております。

また、簡易水道事業におきましては、引き続き幕別簡水の明倫配水池の増設等の事業を進めるほか、各地区の安定的な水道水の供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

今年度は、幕別町浄化センターの長寿命化計画に基づき、沈砂池設備などの更新のほか、札内中継ポンプ場の長寿命化計画の策定、雨水8号幹線の整備を予定いたしております。

次に、役場庁舎の建設について申し上げます。

現在、昨年11月に策定いたしました新庁舎建設基本構想に基づき、基本設計を進めておりますが、基本的な設計案ができ上がった時点で、中間報告を行い、広く意見をいただいた中で、議会並びに住民の方々のご理解を得て実施設計に着手し、平成26年度からの建設工事に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、札内福祉センターの耐震化について申し上げます。

昨年、実施いたしました耐震診断において、大規模な地震が発生した場合の安全性が十分には確保されていない結果を受けて、耐震化のあり方を検討してまいりましたが、現施設の老朽化の状況や耐震改修に要する経費などの観点から総合的に判断し、センターを改築する方向で、現在、内部で課題の洗い出しなどを行っております。

今後におきましては、札内支所の機能の充実と合わせて、建設時期や施設のあり方などの基本的な考え方を取りまとめ、議員の皆さんや地域住民の方々とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、第1回町議会定例会の開会に当たりまして、町政執行に臨む私の所信の一端を述べさせてい

いただきました。

今日、金融緩和、財政出動、成長戦略の3本の矢による日本経済の再生に向けた取り組みの一方で、税制改正、社会保障制度改革、TPP 交渉参加問題など、国民の負担を伴う大変重い課題を初め、停滞する景気や雇用の改善など、私たちの前には大きな困難が立ちはだかっております。

大きな変革の時代を迎える中で、将来を担う子供たちが誇りを持てる幕別町をつくり上げるために、目の前の試練を乗り越え、希望に満ちた幕別町づくりに向けて、責任を果たしていかなければならないと思っております。

先行きが不透明でこれまでの経験や常識が通用しない時代だからこそ、前例にとられない柔軟な発想と挑戦する気構えを持って、「住んでよかった」と思われるまちづくりに向けて、職員一丸となって全力を傾けてまいります。

議員の皆さん並びに町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（古川 稔） 次に、教育委員長から教育行政執行方針の申し出がありますので、これを許します。

沖田教育委員長。

○教育委員長（沖田道子） 平成25年第1回幕別町議会定例会の開会に当たり、平成25年度の教育行政執行方針について申し上げます。

幕別町教育委員会が所管する昨年の主な事業を振り返りますと、幕別町では初めてとなる夏のプロ野球日本ハムイースタン・リーグの開催に始まり、ロンドン・オリンピックに出場した福島千里選手・山本幸平選手の町民挙げての応援、中札内高等養護学校幕別分校の平成25年度の開設決定、さらには札内南小学校の増築など、明るい話題や懸案事項の取り組みが行われたところであります。しかしながら、その一方で、教育を取り巻く情勢を見ますと、管内はもとより全国でも痛ましい事件が発生し、その対応に追われた年でもありました。

その一つは、昨年5月31日の深夜、帯広市内の繁華街で通り魔事件が発生した事件で、逃走した犯人は翌日、母校のある小学校を訪れ、その後、警察に逮捕されたものであります。

犯人は20代の若者でバッグにナイフを隠し持ち、強い殺意を持って小学校を訪問したようですが、校長が児童に近づけないようにしたため、「ここでは無理」と殺害を断念したとのことであります。

この事件では、訪問者に対して何かしらの不安を感じた校長がとっさの判断で、児童の安全を確保するよう教職員に指示したことにより、幸いにも大事には至りませんでした。余りにもセンセーショナルな事件で、十勝はもとより、道内の教育関係者や子を持つ親にも非常に大きな衝撃を与えました。

これまで十勝の教育の推進に向けて、「信頼される学校づくり」を重点の一つに掲げ、「保護者や地域に開かれた学校」の具体策として、近所の住民が学校見学に訪れやすいように取り組んできたところではありますが、このたびの事件は、「安全な学校」という学校に求められる重要かつ最も基本的な要素が脅かされることになりました。

この事件を契機に、町内はもとより、多くの学校で校舎玄関前にビデオカメラの設置や、学校訪問者に対しては荷物やバッグを一時保管するなどして、校舎内に物を持ち込ませないという対応を行い、住民周知も図っているところであります。このような対応は本意ではありませんが、今後も開かれた学校づくりを目指す中であって、やむを得ない措置であることをご理解いただきたいと思います。

二つ目は、いじめの事件についてであります。

いじめの問題については、文部科学省が毎年実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に加え、昨年は8月から9月にかけて、全国の学校で緊急調査が実施されました。その結果、毎年実施している調査では、小中学校、高校、特別支援学校を合わせて、年間7万件程度の認知件数がある一方、緊急調査による結果では、平成24年度上半期だけで14万件となるなど、発生

件数が大幅な増加となりました。

これほど増加した要因には、平成 23 年 10 月に滋賀県大津市で発生した市立中学校 2 年生の男子生徒がいじめにより自殺した事件で、市教育委員会の対応や当該中学校が実施した調査が不十分とされ、翌年にその後の一連の対応がマスコミで繰り返し報道されたことにより、関心が高まったとも言われているところでもあります。

いじめの問題の根底には、家庭や地域における教育力の低下や、子供の学力低下が影響しているとも言われておりますが、幕別町では教師の授業改善や資質能力の向上、道徳教育の充実などに取り組んでいるほか、家庭においては学習環境の定着化を目指すなど、取り組んでいるところでもあります。

教育委員会といたしましては、今後も家庭と地域、学校、行政が連携し、信頼される学校づくりに努めるとともに、生涯学習の面では、学校外での学びの場をいかにつくり出していくかが、課題の一つになっておりますことから、「第 5 期幕別町総合計画」の基本目標や、「第 4 次幕別町生涯学習中期計画」の生涯学習の理念に基づき、町民ニーズの変化や課題に対応した学習環境の整備と向上に、今後も取り組んでまいります。

以下、「第 5 期幕別町総合計画」の基本目標の第 4、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり」の項目に従い、今年度の主な施策について申し上げます。

初めに、生涯にわたる学習社会の形成についてであります。

自己の啓発や充実、生活の向上などのために、スポーツや文化活動、レクリエーション、ボランティアなど、自分に適した方法によって生涯にわたる学習活動の場の充実が求められております。

教育委員会としましては、「まちづくりの原点は、人づくり」を意識し、住民ニーズを捉える中で、子供から大人までを対象に、ふるさと館や百年記念ホール、忠類コミュニティセンターなどを拠点とし、各種講座や事業の充実に、今後も取り組んでまいります。

特に、今年度は、「第 4 次幕別町生涯学習中期計画」の計画期間が平成 25 年度までとなっておりますことから、町民ニーズの変化や課題を捉える中で、次期の計画策定に取り組んでまいります。

また、スポーツ施設の整備の面では、依田野球場のグラウンド整備や幕別プールのトイレの一部洋式化と農業者トレーニングセンターのアリーナや武道館の床面のウレタン塗装など、利用者が気持ちよく利用できる施設づくりに取り組んでまいります。

図書館につきましては、平成 17 年度に導入した図書館システムの更新を図るほか、児童書やブック・モービル車搭載用の図書の充実に努めるとともに、昨年同様、「いのち」をテーマにしたワークショップも開催してまいります。

二つ目は、「健やかな子どもを育てる学校教育の推進」についてであります。

初めに、「幼児教育の充実」について申し上げます。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っておりますことから、幼児の健やかな成長のために、引き続き、異年齢保育、満 3 歳児入園、預かり保育の実施など幼稚園教育の充実に努めてまいります。

また、子供の発達や学びの連続性を保障するため、幼稚園と保育所、小学校の連携を図るとともに、特別な支援を要する園児への適切な対応や、私立幼稚園就園に対する支援も継続して実施してまいります。

次に、「小中学校教育の充実」について申し上げます。

新しい学習指導要領が完全実施されてから小学校では 3 年目、中学校では 2 年目を迎えるところがありますが、引き続き、幕別町の子供たちが楽しく生き生きと学び、心身ともに健やかに成長できるよう、学校と家庭、地域、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていく中で、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた教育活動の推進に努めてまいります。

以下、学校教育の主な施策について申し上げます。

初めに、確かな学力の向上についてであります。

変化の激しい社会をたくましく生きていくためには、基礎・基本的な知識や技能と、それらを活用

できる力、すなわち「確かな学力」を育むことが重要であります。

これまでの全国学力・学習状況調査の結果から考察しますと、幕別町においては、小・中学校ともに学力の向上が見られるなど各学校の取り組みの成果は着実に上がっておりますが、依然として、「基礎・基本の定着」「活用する力の育成」「学力の二極化」などの課題もあるものと考えております。

このため、学校改善プランの着実な実施など、各学校における学力向上への取り組みや調和のとれた教育課程の編成・実施、指導計画の作成への支援など専門的事項を指導する学校教育推進員を継続して配置いたします。

また、退職教員等の外部人材を積極的に活用する中で、「少人数指導」や「ティーム・ティーチング授業」など、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図るとともに、必要な教材や備品の整備を進めてまいります。

さらに、子供たちの生活習慣のあり方が、学力や体力と密接に関連するとの認識のもと、家庭、学校との連携を図り、「早寝、早起き、朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣づけなどの確立に努めてまいります。

次に、特別支援教育についてであります。

特別支援学級に在籍する児童生徒や、通常学級において配慮を必要とする児童生徒が年々増加傾向にあります。

このため、これら児童生徒の実態を的確に把握し、個々の児童生徒に応じた適切な支援を行うため、特別支援教育支援員の増員を図るとともに、教員資格を有しない一般の町民の方でも参加できる研修会を開催し、支援員の質の向上と特別支援教育への理解を深めてまいります。

また、発達支援センターの機能を生かし、学校間や幼稚園・保育所、各関係機関との連携を深めながら、より一層充実した特別支援教育を推進してまいります。

次に、いじめ、不登校問題についてであります。

いじめについては、「人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、未然防止に努めるとともに、早期発見、早期解消に取り組むことが重要であります。

不登校については、さまざまな要因が考えられることから、一人一人の子供に寄り添った支援をすることが大切と考えております。

いじめや不登校等の児童生徒に対するきめ細かな相談対応や学習支援、さらには学校、保護者等との連携をさらに強化するため、子どもサポーターを2名から3名に増員いたします。

また、保護者や学校、関係者が連携を図る場として、「まっく・ざ・まっく」の活用を図るとともに、不登校児童生徒の学校復帰のための居場所や、気軽に相談できる場としての周知に努めてまいります。

次に、学校給食についてであります。

平成17年に制定されました食育基本法では、「健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進する」とうたわれ、家庭や学校、地域など国民をあげて食育の推進に取り組むこととされました。

特に、学校給食においては、これまでの「食生活の改善」という目的から、「食育の推進」に移行し、給食の教育的要素がさらに強くなり、その専門職員として栄養教諭の配置が進んできているところがあります。

幕別町では、これまで栄養教諭は配置できておりませんでした。今年度から新たに忠類学校給食センターの栄養職員を栄養教諭として任用がえを行うことで、当面、忠類地域の小中学校を核に食育の一層の推進に努めてまいります。

次に、教育環境の整備について申し上げます。

子供たちにとって、快適に学ぶことができる教育環境を整備し、安全で安心な学校づくりを引き続き推進してまいります。

今年度は、平成24年度からの繰り越しであります。糠内中学校体育館の改築工事に取り組み、これにより町内全ての学校施設の耐震化を完了させるものであります。

さらに、忠類中学校の体育館床改修工事、糠内小学校の西側校舎の大規模改造工事、教員住宅のリフォーム工事、非構造部材の耐震化工事などを実施するほか、引き続き、スクールガードを配置するとともに、子ども 110 番の取り組みや地域住民ボランティアによる見守りなどにより、各学校校下や通学路等における児童生徒の安心安全を確保するとともに、事件・事故発生の抑止に努めてまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

幕別高等学校につきましては、定員 80 人に対し、最終的には推薦内定 5 人を含めると 42 人が出願している状況にありますが、中札内高等養護学校幕別分校につきましては、定員 16 人に対し 7 人が受験し、全員が合格となっております。

両校ともに、定員を下回っている状況ではありますが、今後も存続に向けて、動向を注視していく必要があるものと考えているところであり、引き続き、間口の確保に向け、江陵高校も含めまして、支援を継続してまいります。

次に、通学区域の見直しについて申し上げます。

本町においては、札内東中学校の通学区域であります札内北小学校の卒業生が中学校に進学する際、遠距離等を理由とする場合には、札内中学校への区域外通学を認める、いわゆる「選択制」を実施しております。しかしながら、札内北小学校卒業生の約 7 割の生徒が札内中学校を選択している状況に加えまして、住宅団地の造成などに伴い、札内中学校の生徒数が増加していく一方で、札内東中学校の生徒数が減少している状況にあります。

このことから、昨年 4 月から関係小中学校の PTA 役員との懇談会を実施するとともに、札内北小学校の児童・保護者に対しアンケート調査を実施し、意見の把握に努めてまいりました。

昨年 10 月には、札内地区の校長先生や PTA 役員、公区长、公募による一般住民の方など 15 人で構成いたします「幕別町立学校あり方検討会」を設置いたしまして、札内地域の通学区域のあり方について、検討・審議をいただき、12 月に答申をいただいたところであります。

このたび、この答申に基づきまして、通学区域の見直しを行うものでありますが、その内容は、中学校の通学区域については、平成 25 年度以降に札内北小学校を卒業する児童、つまり現在の札内北小学校の 5 年生が中学校に進学する際には、現行の選択制度を廃止し、札内東中学校に入学することとしたものであります。

なお、国道 38 号と JR の線路に挟まれた北栄町や西町 1 などのいわゆる「三角地帯」から札内北小学校に通学している子供については、これまでどおり、札内中学校を選択することを認めるとともに、中学校進学時に兄、姉が札内中学校の第 2 学年、3 学年に在籍している場合においても、札内中学校を選択できることを認めるものであります。

また、小学校の通学区域については、先ほど申し上げた北栄町や西町 1 などの「三角地帯」の約 8 割の子供が札内南小学校を選択している状況から、この地帯については、平成 26 年度以降に入学する児童は、札内南小学校を指定校とし、札内北小学校へは区域外通学制度とするものであります。

今後、必要な関係規則等の改正を行い、保護者、地域への周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、信頼される学校づくりの推進についてであります。

子供たちの健やかな成長には、保護者や地域から揺るぎない信頼を獲得し、地域と連携・協働した取り組みを推進するなど、開かれた学校づくりが求められているところであります。

今後も、「まくべつ教育の日」の周知を図るとともに、学校運営協議会を初め、保護者、地域に積極的に学校から情報を発信するなど、地域に信頼され、開かれた学校づくりに努めてまいります。

また、学校と保護者や地域住民との信頼関係の構築には、何よりも教員自身が信頼を獲得することが重要であります。

教員には、児童生徒の教育に携わるという職務の性質上、特に社会の目が厳しく、高い職業倫理観が求められているところから、不祥事の根絶に向け、より一層の危機感を持って、服務規律の保持、

法令の遵守などを徹底するとともに、校内研修の充実や各種研修会への参加などを通して、資質や専門職としての力量の向上を図ってまいります。

三つ目は、青少年の健全育成の推進についてであります。

日本の将来を担う青少年が、健全な環境の中で生命の尊重を基本としながら、生涯にわたって心身ともに健やかで、人間性豊かな大人として成長していくことは、私たち大人の願いであります。

しかしながら、地域社会においては、健全な育成を妨げる要因が数多く見受けられることから、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、お互いに連携し、青少年の健全育成に努めていくことが必要であります。

幕別町においては、青少年の健全育成について、主に関係行政機関や団体との連絡調整を図ることを目的として設置した「幕別町青少年問題協議会」を平成 23 年度末をもって廃止し、その機能を幕別町児童生徒健全育成推進委員会に取り込んで現在に至っているところであります。

本委員会では、平成 24 年度には、関係者から校下や通学路における危険箇所の提供を受け、今年度は「子ども 110 番の家」と連動させた「安全マップ」の作成に取り組んでまいります。

また、昨年同様、学校支援地域本部事業の充実や、地域子ども会との連携を図ることで、地域で子供を守り、育てる体制づくりも進めてまいります。

四つ目は、すぐれた芸術・文化活動の推進についてであります。

芸術・文化を楽しむ活動は、唯一、人類に与えられた特権であり、人生に潤いと精神的な豊かさを与えるもので、町民同士の触れ合いを通じた活動は、まちづくりにも大きく貢献するものであります。

幕別町の芸術・文化活動の拠点施設であります百年記念ホールは、平成 24 年度をもって 5 年間の指定管理の期間が満了となるため、その後の管理を担う事業者の選定に当たってきたところであります。

選考の結果、これまでと同じ事業者が選定され、本議会で指定管理者としての議決をいただきましたが、本施設は幕別町はもとより十勝を代表する文化の拠点施設となっておりますことから、他町村のモデルとなるような学習機会の提供や、ボランティアや文化協会を初めとする関係団体との連携・協力を進めることにも配慮しながら、町民参加型の施設運営に努めてまいります。

五つ目は、歴史的文化の継承についてであります。

幕別町における歴史や文化を継承する拠点施設としては、ふるさと館や蝦夷文化考古館、ナウマン象記念館などがありますが、これら施設には地域特有の自然環境や歴史的背景を知ることができる貴重な資料や文化財が保存されており、これら財産の活用が求められております。

ナウマン象記念館については、今年度は、展示用施設の照明改修や親子象の塗装を行うなどして、より見やすく、愛着の持てる施設づくりを目指すほか、今後も、糠内獅子舞保存会やナウマン太鼓保存会に対する活動支援を行い、伝統文化の継承に努めます

また、平成 9 年度に始まった「歴史の散歩道事業」は、幕別町の歴史的・文化的史実等を形として残し後世に伝えるもので、子供たちが郷土を学習できる環境を整備してきているものであります。

これまで 87 カ所を選定し、うち 25 カ所に看板を設置してきておりますが、今年度は、昨年、新たに選定となった「チョマナイ山のコメンド岩」と「大正金時発祥の地」の 2 点について、新たに看板を設置してまいります。

最後に、健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進についてであります。

幕別町のスポーツ施設には、屋内施設であります農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターなどを初め、屋外施設では野球場、サッカー場、パークゴルフ場など各種施設が整備され、これら施設の利用者数は平成 23 年度では年間 53 万人を数えており、多くの方々の体力づくりに寄与してきております。

今年度は、パークゴルフが考案されて以来、30 年を迎える節目の年を迎えますことから、日本パークゴルフ協会や幕別町パークゴルフ協会のご協力をいただく中で、コミュニティ・スポーツという特性を生かして家族大会を開催するなど、新たな愛好者の掘り起こしにつなげてまいります。

教育委員会といたしましては、今後も、体育連盟やスポーツ推進委員の連携と総合型地域スポーツ

クラブの支援を図る中で、スポーツ団体組織の育成や指導者の養成を目指すとともに、健康づくりに励む町民が利用しやすい環境整備にも努めてまいります。

以上、平成 25 年度の教育行政執行に当たっての基本方針を申し述べさせていただきました。

教育委員会といたしましては、幕別町で育った子供たちが社会で生き生きと活躍できるよう、「すべては子どもたちのために」を合言葉として教育改革に一体となって取り組むとともに、生涯学習の一層の充実により、将来のまちづくりにつながる人づくりを前進させてまいりたいと思います。

議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、所信といたします。

○議長（古川 稔） これで、行政執行方針は終わりました。

審議の途中であります。11 時 25 分まで休憩いたします。

11：14 休憩

11：25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

●[報告]

○議長（古川 稔） 次に、日程第 4、報告第 2 号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第 2 号、専決処分した事件の報告につきましてご説明をさせていただきます。

この件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、報告をするものであります。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第 2 号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成 25 年 2 月 12 日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成 25 年 1 月 9 日午後 4 時ころ、幕別町忠類白銀町 415 番地先の白銀台スキー場前の交差点において、公用車でふれあいセンター福寿から忠類総合支所へ向かって町道忠類 24 号線を直進していたところ、右方向の白銀台スキー場から一時停止を怠って交差点に進入してきた相手方の乗用車の左前部と公用車の右後部ドアが衝突し、双方に物的損害が生じる事故が発生したことから、過失割合により計算した額を双方で賠償し、和解するものであります。

2 ページになりますが、損害賠償額についてであります。過失割合が相手方 8 割、町が 2 割となりましたので、町が相手方に支払う賠償額といたしましては 15 万 6,358 円であり、相手方が町に支払う賠償額といたしましては 32 万円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、芽室町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容ではありますが、損害賠償といたしまして双方で支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国自治協会自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、この事故につきましては、相手方の一時停止無視によるものでありましたが、運転しておりました職員に対しましては、慎重な運転を心がけるとともに安全運転の励行に努めるよう指導をいたしたところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

●[発議]

○議長（古川 稔） 日程第5、発議第1号、TPP 交渉参加に反対する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 発議第1号

平成25年3月5日

幕別町議会議長古川稔様

提出者幕別町議會議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議會議員中橋友子

同じく、斉藤喜志雄議員

同じく、前川雅志議員

同じく、藤原孟議員

同じく、田口廣之議員

TPP 交渉参加に反対する意見書

上記の議案を、別紙とおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

TPP 交渉参加に反対する意見書（案）

安倍晋三首相は、さきに行われた日米首脳会議によって「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」として、TPP 交渉参加に踏み出す考えを明言した。

発表された TPP に関する「日米共同声明」では、「全ての物品が交渉の対象とされる」とし、既に TPP 交渉参加国で2011年11月12日に合意されている『TPP の輪郭（アウトライン）』において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する」としている。

この「アウトライン」は、「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」すなわち関税と非関税障壁の撤廃が原則であることを明記したものである。日米共同声明で“アウトラインの達成を確認する”としながら、首相は記者会見で「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」などとして TPP 交渉参加に踏み出すことは、許されるべきものではない。

また、共同声明では「一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではない」としている。しかし、これは、交渉の場で例外を主張することは「認める」ということであり、関税撤廃の例外を保障するものではない。

TPP 交渉への参加は、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与えるとともに、食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させるものであり、国内農業や地域経済の振興とは両立できるものではない。

本町の基幹産業である農業では、耕地面積や社会的条件面で大きく異なる米国や豪州などの農産物輸出国との競争力格差は極めて大きく、農業の経営が困難になり、地域経済、地域社会が崩壊することは明らかである。

また、TPP は1次産業のみならず、医療、食の安全・安心、ISD 条項による主権、政府調達・金融サービスなど、広範な分野での地域経済と国民生活に深刻な打撃を与えるものである。

よって、政府は、国民と約束した TPP 交渉参加の判断基準・6項目を遵守し、TPP 交渉に参加しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年3月5日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第6、議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算から日程第14、議案第11号、平成25年度幕別町水道事業会計予算までの9議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議案第3号から議案第11号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第5条及び第7条第2項の規定により、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第11号までの9議件については、提案理由の説明を省略し、議長を除く全議員をもって構成する平成25年度幕別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第15、議案第12号から日程第23、議案第20号までの9議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、議案第12号から日程第23、議案第20号までの9議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第15、議案第12号、平成24年度幕別町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋 平明） 議案第12号、平成24年度幕別町一般会計補正予算（第12号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,607万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ156億1,584万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 継続費補正」でございます。

変更であります。2款総務費、1項総務管理費、新庁舎建設事業につきまして、事業費の確定に伴う年割額の変更を行うものであります。

補正前と比較いたしますと、平成24年度は6万9,000円を減額、平成25年度は16万1,000円を減額し、2カ年では23万円を減額するものであります。

次に、「第3表 繰越明許費」でございます。

初めに、6款農林業費、1項農業費、忠類地区道営草地整備事業負担金3,325万円及び幕別地区道営畜産担い手育成総合整備事業負担金2,060万円を繰り越しするものであります。

いずれの事業につきましても、北海道の事業調整及びこのたびの平成24年度国の補正予算により、事業の一部に対して北海道が繰越事業にて事業を実施することとなったため、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、農業体質強化基盤整備事業9億316万円を繰り越しするものであります。

本事業につきましては、国の予備費の追加による補助事業の拡大を受け、暗渠排水の整備事業を追加するものでありますが、国の補助事業の採択が冬期間となったため、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、農業水利施設保全合理化整備工事2億4,630万円を繰り越しするものであります。

本事業につきましては、国の補正予算による補助事業の拡大を受け、上統内排水機場及び幕別ダムの附帯設備の更新事業を追加するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、古舞道営畑総事業負担金380万円、明新道営畑総事業負担金2,270万円、東宝道営農地整備事業負担金613万4,000円、中里道営畑総事業負担金1,660万円及び駒島道営畑総事業負担金200万円を繰り越しするものでございます。

道営事業として実施しております各地区の畑総事業につきましては、当初、平成24年度の要望額を大きく下回る事業配分となっておりますが、受益者要望に応えるべく、十勝管内他地区の余剰予算の配分、国の補正予算による不足分の配分を強く求めてきたところであります。

これに対し、北海道では他地区の余剰予算と国の補正予算をもって繰越事業にて事業を実施することとなったため、これらの事業に係る町の負担金について翌年度へ繰り越しをするものであります。

8款土木費、1項土木管理費、除雪機械購入事業2,700万円を繰り越しするものでございます。

本事業につきましては、国の補正予算による補助事業の拡大を受け、除雪ドーザーの購入事業を追加するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、4項住宅費、公営住宅建設事業4,463万5,000円を繰り越しするものでございます。

本事業につきましても、国の補正予算による補助事業の拡大を受け、白銀町団地の総合改善事業を追加するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

次に、10款教育費、3項中学校費、糠内中学校屋体改築事業2億2,038万4,000円を繰り越しするものでございます。

本事業につきましても、国の補正予算による補助事業の拡大を受け、糠内中学校屋体の改築事業を追加するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをするものであります。

7ページになります。

「第4表 債務負担行為補正」でございます。

追加であります、4件の債務負担行為を新たに追加するものであります。

町営バス駒島線運行業務委託料であります、平成25年度の単年度に限り、限度額277万2,000円の債務負担行為を行うものであります。

町営バス駒島線につきましては、本年10月1日からの運行形態の見直しに向け準備を進めているところでありますが、本路線の運行業務が本年度で委託契約を完了いたしますことから、引き続き、4月1日から9月30日までの運行を行うため、単年度限りの債務負担行為を追加するものでございます。

次に、農業経営基盤強化資金に係る利子補給であります、平成25年度から平成28年度までの期間において、限度額18万2,000円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者が、効率的・安定的な経営体の育成を図るため、経営改善計画に即して行う規模拡大、その他の経営展開に必要な資金を借り入れた場合におきまして、その金利の一部を国が2分の1、北海道と町が4分の1ずつの割合で利子補給するものであります。

次に、大家畜特別支援資金に係る利子補給であります、平成25年度から平成49年度までの期間において、限度額80万8,000円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、配合飼料の高どまり、景気低迷による畜産物価格の低迷や金融危機により、負債の償還に支障を来す家畜・養豚経営が生じている状況に対応するため、償還が困難な負債を借りかえるための長期低利の資金について、北海道が0.12%、町が0.06%の利子補給を実施しようとするものであります。

次に、「北海道農業公社からの肉牛貸付及び譲渡契約書に基づき借り受けいたしました肉用牛に係る譲渡代金」であります、平成25年度から平成30年度までの期間において、限度額992万7,000円の債務負担行為を行うものであります。

本債務負担行為につきましては、肉用牛21頭を農家1戸に6年間貸し付けするものでありますが、5年経過時に譲渡代金の3分の1、6年経過の期間満了時に譲渡代金の3分の2の支払いが伴いますことから、追加するものであります。

8ページになります。

「第5表 地方債補正」でございます。

追加であります、定住促進住宅建設費助成事業ほか10事業、限度額1億6,890万円であります。

定住促進住宅建設費助成事業から優良和牛繁殖雌牛保留対策助成事業まで及び民有林振興指導事業につきましては、過疎対策事業に係るソフト事業の貸付限度額の拡大が見込まれますことから、追加するものであります。

農業水利施設保全合理化事業、雪寒機械購入事業及び糠内中学校屋体改築事業につきましては、繰越明許費でもご説明いたしましたところではありますが、国の補正予算により、事業を追加するものであります。

9ページになります。

廃止であります、忠類地域定住対策事業につきましては、合併推進体制整備費国庫補助事業へ、忠類給食センター整備事業につきましては、過疎対策事業のソフト事業からハード事業へ振りかえたことによる廃止であります。

次に、変更であります、忠類コミセン耐震化事業ほか38事業につきましては、事業費確定及び補助金等の増減に伴う起債の借入額について変更を行うものであります。

補正前と比較いたしますと、1,377万7,000円を追加し、地方債全体では平成24年度起債発行予定額を13億6,007万7,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、2目広報広聴費153万3,000円の減額でございます。

11節につきましては、広報紙の編集の効率化に伴うページ数減による執行残、18節につきましては、

見積もり合わせによる執行残であります。

次に、5目一般財産管理費259万1,000円の減額でございます。

11節につきましては、先月の地震被害に係る庁舎修繕料の追加、13節及び22節につきましては、事業費確定に伴う執行残であります。

次に、6目近隣センター管理費551万8,000円の減額でございます。

13節につきましては、入札等に係る執行残であります。

24ページになります。

15節につきましても、同じく執行残であります。

次に、10目町有林造成費348万6,000円の減額でございます。事業費確定に伴う執行残であります。

12目支所出張所費55万9,000円の減額でございます。執行残であります。

次に、15目交通防災費38万8,000円の追加でございます。新規の宅地造成区に臨時的に交通安全指導員を配置したことなどに伴う報酬の追加であります。

次に、16目諸費63万5,000円の減額でございます。地方バスの利用者数の増加に伴いまして町補助分の減額であります。

次に、17目基金管理費5,495万6,000円の追加でございます。

25節の細節1から細節3につきましては、利子収入の増及び寄付金の増に伴う積立金の追加であります。

25ページになりますが、細節4につきましては、平成26年度及び27年度に予定をしております庁舎の建てかえに備えるため、庁舎建設基金に積み立てしようとするものであります。

28節につきましては、利子収入の増に伴う繰出金の追加であります。

次に、18目電算管理費363万5,000円の減額でございます。

15節、18節、いずれも、事業費確定等に伴う執行残であります。

次に、19目協働のまちづくり支援費46万9,000円の追加でございます。主に、公区防災活動支援事業の増加に伴う交付金の追加でございます。

次に、20目総合支所費319万2,000円の減額でございます。

1節及び9節につきましては、地域住民会議に係る執行残であります。

26ページになりますが、14節につきましては、複写機使用量の増に伴う借上料の追加、19節につきましては、忠類地域民間賃貸住宅の建設戸数の減少に伴う執行残であります。

次に、21目新庁舎建設事業費6万9,000円の減額でございます。事業費確定に伴う執行残であります。

2項徴税費、2目賦課徴収費38万4,000円の減額でございます。

12節につきましては、コンビニにおける収納件数の増に伴う追加、13節につきましては、執行残であります。

次に、27ページであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億295万8,000円の追加でございます。

1節及び9節につきましては、民生委員会に係る執行残、28節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。国保加入者の所得の減収に伴う保険税の不足分などに対し、繰出金を追加しようとするものでございます。

3目障害者福祉費5,424万4,000円の追加でございます。

13節につきましては、利用者数の増に伴う委託料の追加、19節につきましては、他市町村の地域活動支援センターの利用が減少したことに伴う減額、20節につきましては、サービス利用者の増加に伴う追加であります。

28ページになります。

6目老人福祉費3,600万5,000円の追加でございます。

8節及び12節につきましては、執行残、13節につきましては、高齢者食の自立支援サービスに係

る配送単価の見直しに伴う追加、29 ページになりますが、14 節につきましては、緊急通報装置の設置数の減少に伴う執行残、19 節につきましては、地域密着型小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護施設の整備に係る交付金ではありますが、国の交付単価の変更に伴う追加であります。

20 節につきましては、対象者数の増減に伴う補正、28 節につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、7 目後期高齢者医療費 384 万 8,000 円の減額でございます。

19 節につきましては、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う減額、28 節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、8 目介護支援費 17 万円の追加でございます。介護予防プランの作成件数の増に伴う追加であります。

次に、11 目保健福祉センター管理費 115 万円の追加でございます。燃料単価の高騰に伴う燃料費の追加であります。

30 ページになります。

2 項児童福祉費、2 目児童医療費 1,170 万円の減額でございます。医療費の減少に伴う執行残であります。

次に、3 目常設保育所費 1,213 万 5,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、札内南保育所の民営化に係る移管先法人選定委員会において、年度内に法人の選定が見込まれておりますことから、新年度の開催予定数を一部前倒しをいたしまして、会議の開催数を追加するものであります。

4 節及び 7 節につきましては、軽度発達障害児等の対応のため、常勤の臨時保育士を配置する予定でございましたが、保育士の応募が少なく、臨時保育士の不足分を代替保育士で対応したことによる賃金及び共済費を減額するものであります。

31 ページになります。

11 節につきましては、燃料単価の高騰に伴う追加、13 節につきましては、入所児童数の減に伴う指定管理料の減額であります。

次に、4 目へき地保育所費 106 万円の減額でございます。

4 節及び 13 節につきましては、執行残、11 節につきましては、燃料費の高騰に伴う追加でございます。

次に、5 目発達支援センター費 59 万 3,000 円の減額でございます。負担金の確定に伴う執行残であります。

6 目児童館費 197 万 5,000 円の減額でございます。

4 節及び 7 節につきましては、児童数の減に伴う指導員配置数の減、11 節につきましては、燃料等単価の高騰に伴う追加であります。

32 ページになります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 67 万円の減額でございます。保育所、幼稚園及び小中学校の内科健診業務に当たり、嘱託医師を 1 名増員する予定でありましたが、医師を確保することができなかったことから、減額するものであります。

次に、3 目保健特別対策費 248 万 2,000 円の減額でございます。受診者数の減に伴う執行残であります。

5 目環境衛生費 336 万 1,000 円の減額でございます。

11 節につきましては、燃料単価高騰に伴う追加、33 ページになりますが、28 節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費 667 万 7,000 円の減額でございます。簡易水道特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 204 万円の減額でございます。

12 節につきましては、道路清掃等のごみ処理量の増に伴う追加、19 節につきましては、いずれも、

ごみ処理量の減少に伴う組合への負担金の減額であります。

5 款労働費、1 項労働諸費、2 目雇用対策費 67 万 2,000 円の減額でございます。

4 節、7 節、いずれも、執行残であります。

34 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 200 万 2,000 円の減額でございます。

19 節の細節 24 につきましては、北海道の補助採択により、実施団体であります「ゆとりみらい 21 推進協議会」へ直接交付されることとなりましたことから、減額するものであります。

細節 32 につきましては、高性能播種プラントの導入に係る北海道からの間接補助金であります、事業費確定に伴う執行残であります。

次に、5 目畜産業費 558 万 3,000 円の減額でございます。

19 節の細節 15 及び細節 16 につきましては、繰越明許費でもご説明いたしたところでありますが、ともに北海道における事業費調整及び国の補正予算により、事業費が変更になりましたことから、それら所要額について補正するものであります。

細節 20 につきましては、要望数の減に伴う執行残であります。

35 ページになります。

6 目町営牧場費 336 万 9,000 円の減額でございます。

4 節及び 7 節につきましては、臨時牧夫 1 名減に伴う減額、11 節以下につきましては、執行残でございます。

7 目農地費 4 億 802 万 2,000 円の追加でございます。

13 節及び 15 節の細節 4 につきましては、国の農業体質強化基盤整備促進事業によりまして、暗渠排水の整備を実施しているところでありますが、昨年 12 月に引き続き、国の予備費の追加により、当該事業に充当されますことから、所要の補正を行うものであります。

15 節の細節 3 につきましては、事業費確定に伴う執行残、細節 6 につきましては、上統内排水機場及び幕別ダムの附帯設備の更新事業を追加するものであります。

19 節につきましては、事業費等の確定に伴う執行残、36 ページの 28 節につきましては、農業集落排水特別会計への繰出金であります。

次に、8 目土地改良事業費 177 万 1,000 円の減額でございます。

19 節の細節 5 から細節 8 及び細節 10 につきましては、北海道における事業費調整及び国の補正予算により、事業費が変更になりましたことから、それら所要額について補正をするものであります。

細節 9 につきましては、執行残であります。

37 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費 359 万 8,000 円の減額でございます。

8 節につきましては、捕獲頭数の減、19 節につきましては、事業量の減に伴う減額であります。

38 ページになります。

2 目育苗センター管理費 179 万 8,000 円の減額でございます。

11 節、13 節、いずれも、執行残でございます。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費 355 万 9,000 円の減額でございます。

19 節の細節 3 につきましては、経営指導員の退職に伴う減額、細節 9 につきましては、執行残でございます。

4 目スキー場管理費 672 万 3,000 円の減額でございます。

15 節、18 節、いずれも、執行残であります。

39 ページになります。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目道路管理費 9,975 万円の追加でございます。

13 節及び 14 節につきましては、今後の降雪に係る除雪等に当たりまして、現計予算に不足を生じるおそれがありますことから、追加しようとするものであります。

16 節の細節 3 につきましては、除雪後の凍結防止に係る「まき砂」の追加、細節 5 につきましては、執行残、18 節につきましては、国の補正予算により、除雪機械購入費を追加するものであります。

次に、2 目地籍調査費 1,112 万 1,000 円の減額でございます。事業費確定等に伴う執行残でございます。

40 ページになります。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 1,399 万 7,000 円の減額でございます。

13 節以下、事業費確定等に伴う執行残であります。

42 ページになります。

4 目橋梁維持費 219 万 8,000 円の減額でございます。事業費確定に伴う執行残であります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 1,384 万 8,000 円の減額でございます。

13 節及び 43 ページの 19 節につきましては、事業費確定に伴う執行残、28 節につきましては、公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、3 目都市施設整備費 149 万 9,000 円の減額でございます。

13 節以下、執行残であります。

44 ページになります。

4 項住宅費、2 目住宅管理費 24 万 8,000 円の減額でございます。執行残でございます。

3 目公営住宅建設事業費 3,773 万円の追加でございます。

13 節の細節 5 及び細節 7 につきましては、事業費確定に伴う執行残、細節 6 及び 15 節の細節 2 につきましては、国の補正予算により、白銀町団地の総合改善事業を追加するものでございます。

15 節の細節 1 及び細節 6 につきましては、事業費確定に伴う執行残であります。

4 目道営住宅関連整備事業費 1,160 万円の減額でございます。

45 ページにかけてでございますが、13 節、15 節、いずれも執行残であります。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 10 万 5,000 円の追加でございます。東十勝消防事務組合に対する分担金の追加であります。

2 目非常備消防費 268 万 3,000 円の減額でございます。消防団員の費用弁償等の減額が主なものであります。

46 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 236 万 7,000 円の追加でございます。小中学校の暖房機器や給配水設備等の修繕に係る費用の追加であります。

6 目学校給食センター管理費 43 万 8,000 円の減額でございます。

11 節につきましては、燃料単価の高騰に伴う燃料費の追加、15 節につきましては事業費確定に伴う執行残であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 276 万 4,000 円の追加でございます。燃料単価の高騰に伴う燃料費の追加であります。

次に、3 目札内南小学校増築事業費 90 万円の減額でございます。事業費確定に伴う執行残であります。

47 ページになります。

3 項中学校費、1 目学校管理費 401 万 5,000 円の追加でございます。燃料単価の高騰に伴う燃料費の追加であります。

次に、目の新設であります、3 目糠内中学校屋体改築事業費 2 億 2,038 万 4,000 円の追加でございます。

本中学校の屋体につきましては、昭和 35 年の建築から 53 年が経過し、現在の耐震基準を満たしていない状況にあります。

平成 18 年に示されました「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」では、平成 27 年度までに公立の義務教育諸学校施設の耐震化を完了することとされており、本町といたしま

しては、事業に係る財源を含めて改築事業の検討を進めてきたところでありますが、このたびの国の補正予算において、非常に有利な財源が見込まれますことを踏まえ、追加しようとするものであります。

4 項幼稚園費、2 目教育振興費 178 万円の減額でございます。

20 節につきましては、扶助額の減による執行残、48 ページになりますが、23 節につきましては、過年度分の精算還付金であります。

5 項社会教育費、2 目公民館費 43 万 7,000 円の追加でございます。先月の地震被害に係る修繕料の追加であります。

3 目保健体育費 58 万円の減額でございます。執行残であります。

次に、4 目町民会館費 84 万 6,000 円の減額でございます。

11 節につきましては、燃料単価の高騰に伴う追加、13 節につきましては、事業費確定に伴う執行残であります。

次に、7 目スポーツセンター管理費 81 万 5,000 円の追加でございます。

11 節の細節 11 及び細節 12 につきましては、燃料単価の高騰に伴う追加、細節 40 につきましては、先月の地震被害に係る修繕料の追加であります。

49 ページになります。

9 目図書館管理費 20 万 3,000 円の追加であります。燃料単価の高騰に伴う追加でございます。

10 目百年記念ホール管理費 750 万 1,000 円の追加でございます。

11 節につきましては、先月の地震被害に係る修繕料の追加、18 節につきましては、事業費確定に伴う執行残、19 節の細節 6 につきましては、「とちちちロット音楽祭」公演事業に係る補助金の追加、細節 7 につきましては、生涯学習フェスティバル「まなぶべ幕別 2012」に係る補助金を追加するものであります。

なお、財源につきましては、細節 6 は文化庁の「文化芸術振興費国庫補助金」、細節 7 は北海道振興協会の「いきいきふるさと推進事業助成金」を受けて実施するものであります。

11 款公債費、1 項公債費、1 目元金 2,000 万 7,000 円の減額でございます。平成 24 年に実施をいたしました繰上償還に係る本年度分の元金を減額するものであります。

次に、2 目利子 1,918 万 4,000 円の減額でございます。当初予算時におきまして、平成 23 年度借入利息を 2.3%程度と予定していたところでありますが、実効金利において 0.6 から 1.3%程度となりましたことから、軽減分を減額するものであります。

50 ページになります。

14 款災害復旧費、1 項農林業災害復旧費、1 目単独災害復旧費 21 万 6,000 円の減額でございます。事業費確定に伴う執行残であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

12 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 660 万 4,000 円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税 1,167 万 7,000 円の減額でございます。評価替えに伴う家屋の減価及び土地評価価格の下落に伴う現年課税分の減額であります。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税 126 万 1,000 円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

2 款地方譲与税、3 項地方道路譲与税、1 目地方道路譲与税 1,000 円の追加でございます。旧法によります地方道路譲与税課税分に係る追加であります。

13 ページになります。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金 1,161 万円の減額でございます。

確定に伴う減額でございます。

11 款 1 項 1 目地方交付税 57 万 5,000 円の追加でございます。普通交付税の追加であります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 1,291 万 2,000 円の追加でございます。いずれも道営事業の事業費調整等に伴う分担金の補正であります。

14 ページになります。

2 項負担金、1 目民生費負担金 915 万 4,000 円の追加でございます。

1 節につきましては、老人福祉施設入所に係る受益者負担金の追加、2 節につきましては、常設保育所保育料の追加であります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林業使用料 758 万 1,000 円の減額でございます。預託頭数の減少に伴う入牧料の減額であります。

2 項手数料、2 目民生手数料 43 万 7,000 円の追加でございます。介護予防サービス計画作成件数の増に伴う追加であります。

3 目衛生手数料 259 万 3,000 円の減額でございます。ごみ処理手数料の減額であります。

4 目土木手数料 42 万円の追加でございます。開発行為許可等の件数増に伴う追加であります。

15 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 1,689 万 6,000 円の追加でございます。

1 節の細節 1 につきましては、国民健康保険基盤安定費負担金の追加、細節 2 及び細節 3 につきましては、それぞれ事業量の増減に伴う国負担分の補正であります。

2 目教育費負担金 1,375 万 9,000 円の追加でございます。糠内中学校屋体改築事業に係る国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 1 億 4,236 万 6,000 円の追加でございます。

1 節の細節 3 につきましては、忠類コミセンの耐震化事業に係る交付金、細節 6 につきましては、忠類地域民間賃貸住宅の建設に係る補助金、細節 7 につきましては、平成 24 年度国の補正予算において創設された「地域の元気臨時交付金」であります。

この臨時交付金につきましては、国において、このたびの経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模であり、地方の資金調達に配慮し、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、今回限りの措置として創設されたものであります。国の補正予算に計上された追加公共投資に係る各地方公共団体の負担額等を算定基礎として、その 8 割相当額を配分するものとされております。この算定基礎として、本補正予算に計上いたしました事業につきましては、一つ目は道営草地整備事業が 2 事業、二つ目として農業水利施設保全合理化事業、三つ目として道営畑総事業の 4 事業、四つ目として除雪機械購入事業、五つ目として白銀町団地全面改善事業、六つ目として糠内中学校屋体改築事業であり、これらの事業に係る地方負担額は 3 億 7,000 万円程度となりますことから、この 8 割相当額とすると、2 億 9,600 万円程度の交付金が配分されるものと考えているところであります。

なお、この交付金の充当事業につきましては、今後、国のスケジュールに基づき実施計画を作成することになりますが、本年度または平成 25 年度予算に計上されます「国が定める予算補助事業」または「建設地方債の対象となる地方単独事業」などとされており、本補正予算におきましては、農業水利施設保全合理化整備事業に 6,000 万円、糠内中学校屋体改築事業に 7,000 万円の充当を計上したところであります。

次に、2 目民生費補助金 769 万 4,000 円の追加でございます。事業費の増に伴う追加であります。

次に、4 目土木費補助金 4,834 万 2,000 円の追加でございます。

1 節の細節 2 及び細節 4 につきましては、事業費確定等に伴う補正、細節 5 につきましては、除雪機械購入に対する交付金、2 節及び 3 節の細節 1 につきましては、事業費確定等に伴う補正、3 節の細節 2 につきましては、平成 23 年度をもって終了した家賃激変緩和分の補助制度が本年度も継続実施となったことによる追加であります。

16 ページになります。

5目教育費補助金 3,987万2,000円の追加でございます。

2節につきましては、糠内中学校屋体改築事業に係る交付金、3節及び4節の細節1につきましては、事業費確定等に伴う減額、4節の細節2につきましては、チロット音楽祭に係る文化庁からの補助金であります。

次に、6目農林業費補助金2億3,150万円の追加でございます。

1節の細節1につきましては、国の予備費の追加による暗渠整備に係る補助金、細節2につきましては、上統内排水機場及び幕別ダムの附帯設備の更新事業に係る補助金の追加であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金1,025万9,000円の追加でございます。いずれも、事業量の増減に伴う補正でございます。

3目土木費負担金835万5,000円の減額でございます。事業費確定等に伴う減額であります。

17ページになります。

2項道補助金、1目総務費補助金120万円の減額でございます。事業費確定等に伴う減額であります。

2目民生費補助金4,754万2,000円の追加でございます。

1節の細節8から細節11につきましては、事業量の増に伴う追加、細節12につきましては、地域密着型小規模特別養護老人ホーム等の整備に係る交付金であります。

2節の細節1から細節7につきましては、事業量の増減に伴う補正、細節9につきましては、発達支援センターの作業療法士などの専門職員の派遣に係る補助金の追加であります。

次に、5目農林業費補助金539万8,000円の追加でございます。

1節につきましては、事業費確定等に伴う減額、2節につきましては、草地整備に係るパワーアップ事業であります。北海道の事業費調整等による追加、3節の細節3につきましては、対象事業費の増に伴う追加、細節4につきましては、畑総整備に係るパワーアップ事業であります。北海道の事業費調整等に係る追加であります。

4節の細節2及び細節3につきましては、事業費確定に伴う減額、細節4につきましては、農畜産物等の有害鳥獣被害対策経費のうち、エゾシカの捕獲分に対する交付金の追加でございます。

次に、6目土木費補助金30万円の減額でございます。事業費確定に伴う減額であります。

次に、9目消防費補助金230万円の追加でございます。消防ポンプ自動車の購入に係る交付金の追加であります。

18ページになります。

3項道委託金、4目土木費委託金27万2,000円の追加でございます。都市計画法に基づく開発行為等に係る委託金であります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入14万9,000円の追加でございます。

1節、2節ともに、貸付の増減による補正であります。

2目利子及び配当金85万2,000円の追加でございます。各種基金の運用収入であり、利子につきましては各基金に積み立てるものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1億1,141万1,000円の追加でございます。定住促進住宅建設費補助事業に係る宅地分譲及び道営住宅整備に伴う町有地の売り払いによる追加でございます。

19ページになります。

18款寄付金、1項寄付金、2目総務費寄付金350万円の追加でございます。寄付金収入の追加であります。

21款諸収入、5項雑入、1目滞納処分費45万3,000円の減額でございます。滞納処分確定に伴う減額であります。

次に、4目雑入148万6,000円の追加でございます。

1節につきましては、各種検診に対する受益者負担金の減額、4節の細節3から細節44につきましては、各種事業に係る歳入の増減、細節47につきましては、生涯学習フェスティバル事業に係る北海

道振興協会からの助成金の追加、5節につきましては、一般会計における予防費用等に係る国民健康保険特別会計からの負担金の追加、6節につきましては、一般会計における広報費用に係る後期高齢者医療特別会計からの負担金を追加するものであります。

20 ページになります。

22 款町債、1 項町債、1 目総務債 1,980 万円の減額でございます。

1 節の細節 1、細節 3 及び細節 6 につきましては、事業費確定に伴う減額、細節 4 につきましては、合併推進体制整備費補助事業に振りかえたことによる減額、細節 7 につきましては、過疎対策事業債ソフト事業を追加するものであります。

2 目民生債 110 万円の追加でございます。

1 節につきましては、過疎対策ソフト事業の追加、2 節につきましては、事業費確定に伴う追加であります。

3 目農林業債 5,040 万円の追加でございます。

1 節につきましては、いずれも過疎対策ソフト事業の追加、2 節の細節 1 から細節 5 につきましては、事業費の変更に伴う増減、細節 6 につきましては、上統内排水機場及び幕別ダム の 附 帯 設 備 の 更 新 事 業 に 係 る 追 加、3 節 につ き ま し て は、過 疎 対 策 事 業 債 ソ フ ト 事 業 の 追 加 で あ り ま す。

4 目商工債 760 万円の減額でございます。

1 節につきましては、事業費確定に伴う減額であります。

5 目土木債 210 万円の追加でございます。

21 ページにかけてでございますが、1 節の細節 1 から細節 17 までにつきましては、事業費確定に伴う補正、細節 18 につきましては、除雪機械購入事業に係る追加であります。

2 節につきましては、事業費確定に伴う減額、3 節の細節 1 につきましては、白銀町団地の総合改善事業に係る追加、細節 2 につきましては、事業費確定に伴う減額であります。

次に、6 目消防債 1,360 万円の追加でございます。

防災対策事業から合併特例事業へ地方債事業を振りかえたことにより、充当率の上昇分を追加するものであります。

7 目教育債 9,730 万円の追加でございます。

1 節につきましては、細節 2 の過疎対策事業債のソフト事業を細節 1 の過疎対策事業債のハード事業に振りかえたことによる補正であります。

2 節の細節 1 につきましては、事業費確定に伴う追加、細節 2 につきましては、糠内中学校屋体改築事業に係る追加であります。

22 ページになります。

3 節につきましては、事業費確定に伴う減額であります。

次に、8 目臨時財政対策債 2,867 万 7,000 円の追加でございます。普通交付税の振替債であります臨時財政対策債の発行額確定に伴う追加であります。

9 目災害復旧債 240 万円の減額でございます。

1 節、2 節いずれも、事業費確定に伴う減額であります。

次に、10 目衛生債 150 万円の追加でございます。過疎対策ソフト事業の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15 番（中橋友子） この時期に 8 億円を超える補正予算が組まれるということでもあります。余り例のないことだとは思いますが、ご説明によりますと、いわゆる国の補正予算に伴って、地域元気臨時交付金等 15 カ月予算と言われている内容のものが主ではないかというふうに思います。

確認を含めての質問ということになるのですが、この予算の中では、町としては総額で 4 億 6,973 万円、他の今回の措置にかかわる予算全体なのですけれども、これは急遽新政権のもとで出されてき

ているのですけれども、特に今ご説明のありました6事業、この事業はそもそもこの臨時的な予算の措置があったから組まれたものなのか、それとも本来であれば新年度予算の中できちっと計上されて審議がされるものであったのかということをお聞きしたいと思います。

結局、最終的にはうちの町に2億9,600万円程度入ってくるのですよということなのですが、この分がそういう今まで新年度予算で予定していたところを、こういう補正予算が来たので、2億9,600万円が新年度は使わなくても、使わないと言いますか、その分多く予算を執行することができるのだと。つまりこの分の財政のゆとりがこれだけできたのだというふうに見ていいものなのかどうか、伺います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 今回の補正予算の関係でございますけれども、今回の補正予算の中で、先ほど副町長からの説明にもありましたように、国の補正にかかわるものとして、事業費ベースで5億9,600万円ほどの事業費を見込んでおります。それにかかわる地方負担額が3億7,000万円程度になりまして、今、国のほうではその8割について元気臨時交付金を交付するというような言い方になってございますので、全体でその臨時交付金につきましては、2億9,600万円程度になろうかなというふうに考えております。

そのうちの今回の補正予算の中で臨時交付金を充当したものの額が1億3,000万円ございまして、残りの部分が約1億6,000万円程度になろうかと思っておりますけれども、その1億6,000万円程度の見込みなのですけれども、そのうちの1億円を25年度の新年度予算で見込んでございます。その事業について25年度予定していたものなのか、それとも新規でやったものなのかということなのですけれども、ほとんどの事業については25年度の事業で予定していたものを、今回の補正で前倒しをしたものでございます。1件につきまして、農業水利施設保有合理化事業、農業関係の事業になりますけれども、こちらの事業だけは新規で計上させていただいたものであります。

今回のこの臨時交付金につきましては、国のデフレ対策というようなことで、こういった交付金を活用させていただいて、町の普通建設事業費を確保したということでも有効に活用させていただくということで考えてございます。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今回、臨時交付金そのままその一般財源化されて、要するに余裕ができるかということなのですけれども、基本的には建設事業ですとか、そういったものに充てるということが前提条件となっておりますので、先ほども申しましたとおり、24年度の補正として今回1億3,000万円、新年度の予算には1億円程度計上してございますけれども、今後予定される事業等につきましては、あくまでも建設事業に充当をしていかなければならないものというふうに考えておりますので、そういった意味において財源が浮いたというふうには私どもでは考えていないところでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 結局、景気対策というふうになっても、なかなか判断がしづらいといいますが、いろいろ資料を見ていまして、その最終的に1億円と1億3,000万円見られたということですが、最終的にそれが決まるのも2カ月半のうち、まだきちっと決まらない。その決め方もいろんなもとの直轄事業であったり、あるいは最初から法定で国が負担することを決めたものであったり、そういうものがまず外されるとか、あるいは単独事業であるとか、いろんな仕組みがあって組まれていってそういうふうになるというふうには見ているのですけれども、結局予算そのものが通ったのも2月の末でしたか、国の。そんな中で、こういうことが走って行って、果たしてきちっとしたちよつと早まったけれども、前倒しということですから、今3月の時期にこのことが提案されて議論はしているけれども、本来的にはきちっと新年度予算の中で一つ一つの事業が検証されて、そして国の負担、補助もきちっと見通しが明確につく中で進められるべきものではないかというふう思うのですけれども。

だから、そうでなくてもこういう措置をとることによって一般財源の中で随分有効活用できる面が出てくるのだというのであれば、この意味合いもあるのですけれども、なかなかその判断が難しいところではないかというふうに思います。それは私の考えなのですが、こういった今提案されたわけですけれども、結局タイムリミット等があったわけですね。この時期にやらなければならなかった国の指示があったのだと思うのですが、それはどういう指示だったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今回のこの臨時交付金につきましては、実施計画そのものは本年7月の参議院選挙ごろにまでに作成するというふうに国から通達が来ております。実際上は例えば事業を確定して、これらの事業をしますから交付金をいただきたいというふうに申請をするのが、これは通常だと思うのですけれども、今回はあくまでも経済対策優先ということでもありますので、とにかくその地方で行っている公共的な事業を前倒ししてでも実施しなさいという通達が来ていて、これを行うところでありまして、ただ、いろんな制約はもちろんありますけれども、その中で24年度の補正として間に合うもの、あるいは25年度の新年度予算に計上すべきもの等を勘案しながら、私どものほうは作業を進めているわけですけれども、いずれにいたしましても、その詳細な実施計画そのものは国から示されているわけではございません。

先ほど言いました充当率につきましても、財政力指数によって配分すると言っておりますので、場合によっては9割なのか、あるいは7割なのかもしれないということもありますので、その辺をやはり本年の7月まで待つのか、その前段まで待つのかちょっとわかりませんが、いずれにしても国の総務省からの指示に従ってこれらの積算をさせていただいておりますので、間違いなく実行されるというふうには考えているところであります。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

審議の途中でありますので、13時20分まで休憩いたします。

12：28 休憩

13：20 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第16、議案第13号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第23、議案第20号、平成24年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）までの8議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第13号、平成24年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,836万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,368万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費25万1,000円の追加でございます。

11節及び12節につきましては、70歳から74歳までの受給者の医療費2割自己負担の凍結延長に伴い、受給者証の更新等に係る費用を追加するものであります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費6,000万円の追加でございます。一般被保険者に係る受診者数の増に伴う追加であります。

2目退職被保険者等療養給付費400万円の減額でございます。退職被保険者に係る受診者数の減に伴う減額であります。

3目一般被保険者療養費100万円の減額でございます。一般被保険者に係る鍼灸等の療養費の減少に伴う減額であります。

8ページになります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費100万円の追加、2目退職被保険者等高額療養費100万円の減額でございます。高額療養費の増減に伴う補正であります。

3款1項1目後期高齢者支援金21万4,000円の追加でございます。支援金の額の確定に伴う追加であります。

7款1項共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金89万6,000円の追加でございます。拠出金の額確定に伴う追加であります。

9ページになります。

8款2項保健事業費、1目保健衛生普及費200万6,000円の追加でございます。一般会計におけるインフルエンザ予防接種事業に対する負担金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税7,500万円の減額でございます。

各節ともに現年課税分の保険税の減額であります。当初予算で計上しておりました国民健康保険税を確保することが困難であるため、減額するものであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金1,814万円の追加でございます。療養給付費負担区分に応じた国庫負担金の追加であります。

2項国庫補助金、3目高齢者医療制度円滑運営事業補助金25万1,000円の追加でございます。70歳から74歳までの受給者の2割負担の凍結延長に伴う更新費用等に対する補助金であります。

5ページになります。

5款道支出金、2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金990万6,000円の追加でございます。国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、国の定率国庫負担分が34%から32%へ、2%減少したことによる影響相当分が、北海道特別調整交付金として措置されるものであります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億356万1,000円の追加でございます。

1節から5節につきましては、負担区分に応じた繰入金であります。

6節につきましては、国保税の減収分、その他財源不足について一般会計から繰り入れするものであります。

6ページになります。

8款1項1目繰越金150万9,000円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第14号、平成24年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 407 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,985 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、11 ページ、12 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

15 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 15 万 4,000 円の追加でございます。一般会計における広報費用に対する負担金であります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 392 万 5,000 円の追加でございます。19 節の細節 3 につきましては、前年度事務費の精算に伴う減額、細節 4 につきましては、主に保険料収納額の増加に伴う納付金の追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

13 ページになります。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 495 万 4,000 円の追加でございます。

1 節につきましては、保険者や新規資格取得者の増加に伴う現年度分の追加、2 節につきましては、滞納繰越分の収入確定に伴う減額であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 185 万 6,000 円の減額でございます。

1 節につきましては、広域連合における共通経費の前年度分の精算に伴う減額、2 節につきましては、保険料軽減分の額の確定に伴う追加であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 82 万 7,000 円の追加でございます。

14 ページになりますが、6 款 1 項広域連合支出金、1 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 15 万 4,000 円の追加でございます。医療制度の広報費用に係る広域連合からの交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、16 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 15 号、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 199 万 1,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 3,991 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17 ページ、18 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

22 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 10 万円の追加、3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 10 万円の追加でございます。いずれも、東十勝介護認定審査会の開催回数の増加などに伴い、職員の時間外勤務手当を追加するものであります。

23 ページになります。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費 140 万円の追加でございます。

19 節の細節 3 につきましては、介護予防通所リハビリなど居宅サービスの利用人数の増に伴う追加、細節 4 につきましては、介護予防福祉用具の購入件数の増に伴う追加であります。

次に、2 目介護予防サービス計画給付費 25 万円の追加でございます。介護予防プランの作成件数の増に伴う追加であります。

24 ページになりますが、3 項その他諸費、1 目審査支払手数料 14 万 1,000 円の追加でございます。審査件数の増に伴う追加であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

19 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 38 万円の追加でございます。現年度分の追加でございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 26 万 1,000 円の減額でございます。東十勝介護認定審査会共同設置負担金の負担区分に応じた減額であります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 35 万 8,000 円の追加でございます。給付費の増に伴う国の追加であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 9 万円の追加でございます。給付費の増に伴う調整交付金の追加であります。

20 ページになりますが、5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 51 万 9,000 円の追加でございます。給付費の増に伴う支払基金からの追加であります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 22 万 2,000 円の追加であります。給付費の増に伴う道負担金の追加であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 23 万 4,000 円の追加でございます。

1 節につきましては、給付費の増に伴う繰入金の追加、4 節の細節 1 につきましては、職員給与費分の追加、細節 2 につきましては、繰越金の増による減額であります。

21 ページになります。

9 款 1 項 1 目繰越金 44 万 9,000 円の追加でございます。東十勝介護認定審査会費に係る繰越金であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、25 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 16 号、平成 24 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 692 万 7,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,093 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、26 ページ、27 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

28 ページになりますが、「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。幕別簡水整備事業ほか 3 事業につきましては、事業費確定等に伴う起債の借入額について、合計で 60 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

31 ページになります。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 692 万 7,000 円の減額でございます。

16 節につきましては、執行残、23 節につきましては、新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額、27 節につきましては、前年度分の確定に伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

29 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金 669 万円の減額でございます。事業費の確定に伴う減額であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 291 万円の追加でございます。各簡易水道における使用量の増に伴う追加であります。

2 項手数料、1 目手数料 20 万円の追加でございます。給水申請に伴う設計手数料の追加であります。

30 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 667 万 7,000 円の減額でございます。事業費

の減及び繰越金の増に伴う一般会計からの繰入金の減額であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 393 万円の追加であります。

6 款 1 項町債、1 目水道事業債 60 万円の減額でございます。事業費確定に伴う減額であります。以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、32 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 17 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,161 万 1,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,094 万 9,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、33 ページ、34 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

35 ページになります。

「第 2 表 地方債補正」でございます。

変更であります。公共下水道建設事業ほか 3 事業の事業費確定及び許可額確定に伴う起債の借入額について、合計で 1,850 万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

38 ページになります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 1,471 万円の減額でございます。

13 節以下、事業費確定に伴う減額であります。

39 ページになりますが、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 20 万 6,000 円の減額でございます。

12 節につきましては、汚泥処理運搬に係る契約単価の確定に伴う執行残、13 節につきましては、汚泥処理量の増に伴う委託料の追加であります。

3 款 1 項公債費、2 目利子 669 万 5,000 円の減額でございます。新発債の実効金利が低利になったことに伴う減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

36 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 277 万 4,000 円の減額でございます。事業費確定に伴う減額でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,051 万 6,000 円の減額でございます。事業費の減及び繰越金の増に伴う一般会計繰入金の減額であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 1,213 万 5,000 円の追加でございます。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入 195 万 6,000 円の減額でございます。

1 節の細節 3 につきましては、浄化センターの設備更新に伴う鉄くずの売払収入の追加、細節 4 につきましては、事業費の確定に伴う補償費の減額であります。

37 ページになりますが、7 款 1 項町債、1 目都市計画事業債 1,410 万円の減額でございます。事業費確定に伴う減額であります。

2 目資本費平準化債 440 万円の減額でございます。発行額確定に伴う減額であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、40 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 18 号、平成 24 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,213 万 8,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,710 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、41 ページ、42 ページに記載しております「第 1 表」をご参

照いただきたいと思ひます。

43 ページになります。

「第2表 地方債補正」でございます。

変更であります、個別排水処理施設整備事業の事業費確定に伴う起債の借入額について、1,000万円を減額するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

46 ページになります。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理建設費 1,171万1,000円の減額でございます。主に申し込み件数の減に伴う工事費の減額でございます。

2項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費 3万8,000円の減額でございます。

11節につきましては、フロア等の修繕に係る費用の追加、12節につきましては、汚泥量の増に係る汲取手数料の追加、13節につきましては、執行残であります。

47 ページになりますが、3款1項公債費、2目利子 38万9,000円の減額でございます。新発債の実効金利が低利になったことに伴う利子分の減額であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

44 ページまでお戻りをいただきたいと思ひます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金 82万円の減額でございます。浄化槽の規模及び申請件数の減少に伴う減額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料 82万5,000円の減額でございます。同じく、浄化槽の規模及び申請件数の減少に伴う減額であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 384万2,000円の減額であります。

45 ページになります。

4款1項1目繰越金 256万6,000円の追加でございます。

5款諸収入、2項1目消費税還付金 78万3,000円の追加でございます。消費税確定に伴う還付金の追加であります。

6款1項町債、1目排水処理施設整備事業債 1,000万円の減額であります。事業費確定に伴う減額であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、48 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第19号、平成24年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 24万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,618万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、49 ページ、50 ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

52 ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費 24万5,000円の減額であります。各事業に係る執行残でございます。

次に、歳入になります。

51 ページとなります。

3款繰入金、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 28万9,000円の減額であります。

4款1項1目繰越金 4万4,000円の追加でございます。

以上で、農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、53 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 20 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算第 2 条につきましては、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正でございます。収入であります、第 1 款資本的収入既決予定額 4,900 万円から補正予定額 100 万円を減額し、4,800 万円と定めるものでございます。

次に、支出であります、第 1 款資本的支出既決予定額 2 億 5,102 万 5,000 円から補正予定額 639 万 9,000 円を減額し、2 億 4,462 万 6,000 円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補填するものであります、本補正により、その額を 1 億 9,662 万 6,000 円に改めるものであります。

次に、補正予算第 3 条につきましては、企業債の変更であります。第 5 条予算で定めた配水管布設整備事業 2,800 万円について、100 万円を減額し、限度額を 2,700 万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利息、償還方法につきましては変更はございません。

55 ページをお開きいただきたいと思っております。

資本的支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目営業設備費 639 万 9,000 円の減額でございます。

26 節、80 節、いずれも、事業費の確定に伴う減額であります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

54 ページになります。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 100 万円の減額でございます。事業費確定に伴う企業債の減額でございます。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、8 議件について一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 13 号、平成 24 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 14 号、平成 24 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 15 号、平成 24 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 16 号、平成 24 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 17 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 18 号、平成 24 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 19 号、平成 24 年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 20 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第 24、議案第 21 号、幕別町立保育所条例及び日程第 25、議案第 22 号、幕別町保育実施条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 21 号、幕別町立保育所条例、議案第 22 号、幕別町保育実施条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 21 号、幕別町立保育所条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、議案第 22 号の幕別町保育実施条例の制定により、公立保育所、私立保育所を問わずその事業実施内容及び費用の負担等について規定することから、現行の町立保育所条例について、町立保育所としての設置及び指定管理者による管理等を規定すべく全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第 1 条は、町立保育所の設置目的を定めるものであります。

第2条は、保育所の名称、位置及び定員を定めるものであります。

第3条は、職員の配置を定めるものであります。

第4条は、保育時間及び休日について定めるものであります。

第5条は、指定管理者に対する管理の代行について定めるものであります。

4ページになりますが、第6条は、指定管理者が行う業務について定めるものであります。

第7条は、指定管理者が行う管理の基準を定めるものであります。

第8条については、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。第2条の保育所の名称、位置及び定員を定める規定については、札内南保育所を引き継ぐ民間事業者が、児童福祉法第35条第4項の規定により児童福祉施設の設置について北海道知事の認可を受ける日までは、表内に札内南保育所を規定し、引き続き本条例に基づき運営を行うものであります。

次に、議案第22号、幕別町保育実施条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例は、議案第21号、幕別町立保育所条例でご説明いたしましたが、札内南保育所を民営化するに当たり、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき、幕別町における保育の実施に関し、公立保育所、私立保育所を問わず、その実施基準、費用の負担、入所の手続等を定めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第1条は、条例設置の趣旨を定めるものであります。

第2条は、保育の実施基準であり保育にかける要件等について定めるものであります。

第3条は、保育所入所の制限を定めるものであります。

6ページになりますが、第4条は、入所の手続を定めるものであります。

第5条は、退所等の手続を定めるものであります。

第6条は、保育料の規定及び費用の納付について定めるものであります。

第7条は、月途中での入所、退所についての費用納付の特例について定めるものであります。

第8条は、保育料の減免等の規定について定めるものであります。

第9条は、不服申し立ての手続について定めるものであります。

次のページになりますが、第10条は、委任規定であります。

附則についてであります。本条例は、平成25年4月1日から施行するものとし、第2項において、条例施行に関する経過措置を定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号及び議案第22号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第21号、幕別町立保育所条例及び議案第22号、幕別町保育実施条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第26、議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例及び日程第27、議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例、条例第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず初めに、地域主権改革といたしまして、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「地域主権改革一括法」が制定されたことによりまして、義務づけ・枠づけの見直し及び条例制定権の拡大等が行われたため、これまで国が市町村に法令・省令等で義務づけをしておりました基準を市町村が条例の制定により実施するよう改めることが必要となったことから、今議会において条例制定を求めるものであります。議案第 23 号、24 号、27 号から 29 号までの 5 件、条例改正を、議案第 35 号から 39 号までの 5 件、あわせて 10 件の議案がこの地域主権改革一括法案に関連してのものとなります。

それでは、議案書の 11 ページをお開きいただきたいと思います。

この二つの条例につきましては、地域主権改革一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで法令により定められておりました「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準や指定地域密着型サービス事業の申請者の資格について」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準や指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格について」を市町村の条例で定めることとなりましたことから、国が示しました基準「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等を踏まえて、条例を制定しようとするものであります。

条例制定の基本方針につきましては、根拠とする法令の中で「厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」、これは「従うべき基準」であります。次に、「厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの」、これは「標準とすべき基準」であります。これらにつきましては、厚生労働省令の基準のとおり定め、「厚生労働省令で定める基準を参酌するもの」、これは「参酌すべき基準」と申しますが、これにつきましては、厚生労働省令の基準どおりに定めることを基本としつつ、北海道が定めた条例と整合性を図りながら必要性に応じて独自の基準を設けることとしております。

それでは、議案第 23 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例につきまして、以下、章に従いまして説明を申し上げます。

12 ページからをござらんいただきたいと思います。

第 1 章は、趣旨や定義、指定地域密着型サービスの一般原則などを定めておりますが、指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者につきましては、厚生労働省の規定どおり「法人」であることと定めるものとしてあります。

14 ページになりますが、第 2 章では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての人員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

次に、35 ページをお開きいただきたいと思います。

第 3 章になりますが、夜間対応型訪問介護についての人員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

次、43 ページになりますが、第 4 章につきましては、認知症対応型通所介護についての人員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

次に、54 ページになります。

第 5 章では、小規模多機能型居宅介護についての人員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

69 ページになりますが、第 6 章では、認知症対応型共同生活介護についての人員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

79 ページになりますが、第 7 章では、地域密着型特定施設入居者生活介護についての人員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

続いて、90 ページになりますが、第 8 章では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につい

て、このうち第5節として、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設についての人員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

115 ページになりますが、第9章では、複合型サービスについての人員・設備及び運営に関する基準等を定めております。

124 ページになりますが、第10章につきましては、委任規定であります。

附則につきましては、本条例における施行期日を平成25年4月1日からとするものでありますが、経過措置につきましては、国の基準に従いまして、同様の内容を附則に規定をしたところであります。

次に、129 ページの議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例につきまして、以下、章立てに従いまして説明をさせていただきます。

議案書の130 ページになりますが、第1章につきましては、趣旨や定義、指定地域密着型介護予防サービスの一般原則とともに、指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができる者を「法人」と定めるものであります。

131 ページになりますが、第2章では、介護予防認知症対応型通所介護についての人員・設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めております。

150 ページになりますが、第3章では、介護予防小規模多機能型居宅介護についての人員・設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めております。

167 ページになりますが、第4章では、介護予防認知症対応型共同生活介護についての人員・設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めております。

178 ページになりますが、第5章につきましては、委任規定であります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成25年4月1日からとするものでありますが、経過措置につきましては、国の基準に従って、同様の内容を附則に規定をいたしたところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号及び議案第24号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第23号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例及び議案第24号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第28、議案第25号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第25号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の180ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成24年5月11日に公布されました「新型インフルエンザ等対策特別措置法」により、同法第34条に新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市町村長は直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないと規定されており、あわせて、同法第26条の規定に基づき、市町村対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定めることとされておりますことから、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条は、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、対策本部の組織について定めるものであります。

第3条は、対策本部の会議について定めるものであります。

第4条は、対策本部に部会を置くことができる旨を定めるものであります。

次のページになりますが、第5条につきましては、委任規定であります。

附則でございますが、本条例の施行期日を法の施行の日からと定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第25号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第29、議案第26号、幕別町暴力団排除条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第26号、幕別町暴力団排除条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の182ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、本条例制定の背景についてであります。平成4年3月の「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」施行後、警察による暴力団の取り締まりも強化され、これによる一定の成果も上がっていますが、今なお、暴力団は勢力を維持している現状にあると言われております。

とりわけ、暴力団の資金獲得活動は、従来の恐喝、覚醒剤の密売などの違法行為から、経済社会の変化に伴い、最近では、組織実態を隠蔽し、企業や行政機関に不当要求を行う企業活動を仮装して、建設業や金融業等あらゆる経済基盤への進出を図るなど、多種多様な資金獲得活動を行っているのが実態という報告もなされております。

こうした状況を踏まえ、暴力団による不当な影響を社会全体で排除するため、北海道では道民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、「北海道暴力団排除条例」が制定され、平成23年4月1日に施行されております。

このような社会情勢を踏まえ、本町においても「幕別町暴力団排除条例」を制定することにより社会対暴力団の構図を実現し、町民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に本条例を制定するものであります。

以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条は、幕別町暴力団排除条例の目的を定めたものであります。

第2条は、定義を定めております。

第3条は、基本理念を定めたものであり、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団と交際しないことを基本とし、町は町民等及び関係機関団体と相互連携のもとに推進すると定めたものであります。

183ページになりますが、第4条は、町の責務、第5条には、町民等の責務を定めたものであります。

第6条は、町の事務事業における措置として、暴力団及び暴力団員を町が実施する入札に参加させない等の措置を講ずると定めたものであります。

第7条は、公共施設の利用の不許可について定めたものであり、暴力団の活動にはその利用を許可しない旨を定めたものであります。

184 ページになりますが、第 8 条は、町民に対する支援を定めたものであり、情報の提供や警察との連携により、その安全の確保に努めるものであります。

第 9 条は、青少年に対する教育等のための措置について定めたものであります。

第 10 条は、広報及び啓発活動について定めたものであります。

第 11 条につきましては、委任規定であります。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成 25 年 6 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 26 号、幕別町暴力団排除条例については、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 30、議案第 27 号、幕別町公営住宅等整備基準条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 27 号、幕別町公営住宅等整備基準条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 185 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅法が改正され、この改正により、これまで国が法令で定めていた公営住宅の整備基準について、国が定める基準を参酌して、地方公共団体が地域の实情に応じて条例で定めることとなったため、条例の制定を行うものであります。

公営住宅は、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するために整備する「健康で文化的な生活を営むに足る住宅」とされており。そのため、公営住宅は一定水準以上の品質と性能を備えていなければならない、公営住宅を整備、建設、買い取り、借り上げなどをする際に、公営住宅の敷地や住宅等の品質や性能について、どのような基準で整備するかを定めるものが整備基準となります。

国の定めた整備基準は、既に地域ごとに品質や性能が定められているため、本町においてもこの参酌基準と同等とすることが適当であると判断し、これを基本とした整備基準といたしております。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 1 条は、この条例を制定する根拠法及び条例で定める内容の概要について定めております。

第 2 条は、この条例の基本的な用語のうち、意義を明らかにする必要があるものについて定義を定めております。

第 3 条から第 5 条につきましては、公営住宅等の整備に当たっての基本的な理念・配慮事項について定めております。

第 6 条は、敷地の位置について選定する際の基準を定めております。

186 ページになりますが、第 7 条は、敷地の安全及び衛生についての措置を定めております。

第 8 条は、住棟及び附帯施設の配置基準について定めております。

第 9 条は、住宅の性能について定めております。

187 ページになりますが、第 10 条は、住戸の面積及び設備、附帯設備等について定めております。

第 11 条及び第 12 条は、移動の利便性や安全性について、高齢者等が日常生活に支障がないように措置することを定めております。

第 13 条から第 17 条は、共同施設を整備する場合の配慮すべき基準について定めております。

なお、共同施設は全てを必ず整備するものではなく、住宅の規模等に応じて必要な施設を個別に判

断し整備するという考えであります。

188 ページになりますが、第 18 条は、借り上げ等公営住宅の借り上げする際の選定基準について定めております。

第 19 条につきましては、委任規定であります。

附則についてでございますが、本条例における施行期日を平成 25 年 4 月 1 日からとするものであります。施行日前までにおいて、現に存在する公営住宅等又は工事中の公営住宅等については、従前の例による旨、第 2 項に経過規定を設けております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 27 号、幕別町公営住宅等整備基準条例については、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 31、議案第 28 号、幕別町道路構造技術的基準等条例及び日程第 32、議案第 29 号、幕別町道路移動等円滑化基準条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 28 号、幕別町道路構造技術的基準等条例、議案第 29 号、幕別町道路移動等円滑化基準条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 189 ページをお開きいただきたいと思います。

この二つの条例につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、「道路法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」いわゆる「バリアフリー法」が改正され、これまで国で定めておりました道路構造の技術的基準及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、従来の基準を参酌し、また北海道が制定した基準に準じて、町道について、道路管理者である町の条例で制定するものであります。

議案第 28 号、幕別町道路構造技術的基準等条例につきましては、幕別町が管理する町道を新設し、または改築する場合における道路の幅員、線形、勾配、排水施設などの道路構造の技術的基準を定めようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第 1 条は、条例制定の目的を定めるものであります。

第 2 条は、本条例において使用する用語の定義について定めるものであります。

第 3 条から第 10 条は、町道の区分及び構造基準について定めるものであります。

193 ページになりますが、第 11 条から第 13 条までは、自転車道、自転車歩行車道及び歩道の設置基準及び幅員について定めるものであります。

195 ページになりますが、第 14 条から第 16 条は、道路附属物の設置について定めるものであります。

196 ページになりますが、第 17 条から第 26 条は、道路の設計速度及び設計速度による道路の各種単位について定めるものであります。

200 ページになりますが、第 27 条は、道路等の舗装について定めるものであります。

201 ページになりますが、第 28 条は、道路の横断勾配について定めるものであります。

第 29 条は、道路の設計速度による合成勾配について定めるものであります。

第 30 条は、道路の排水施設の設置について定めるものであります。

第 31 条から第 33 条までは、道路の交差または接続について定めるものであります。

203 ページになりますが、第 34 条から第 39 条は、道路の安全施設等附帯施設について定めるものであります。

204 ページになりますが、第 40 条は、トンネルの設備等について定めるものであります。

第 41 条は、橋、高架の構造について定めるものであります。

第 42 条は、道路附帯工事の特例について定めるものであります。

205 ページになりますが、第 43 条から第 44 条は、構造基準の適用除外について定めるものであります。

第 45 条、第 46 条につきましては、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の幅員及び構造について定めるものであります。

206 ページになりますが、第 47 条は、道路に設ける道路標識の寸法について定めるものであります。

附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成 25 年 4 月 1 日からとするものであります。

なお、現在施工中の道路においては、従前の旧道路構造令によることとする旨、附則第 2 項に経過規定を設けております。

次に、議案書の 208 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 29 号、幕別町道路移動等円滑化基準条例につきましては、特定道路の整備を行う際の歩道の有効幅員、舗装、勾配などの構造やエレベーターなどの立体横断施設等の基準等を定めようとするものであります。

以下、章立てに従いましてご説明を申し上げます。

第 1 章につきましては、条例制定の目的及び用語の定義を定めるものであります。

第 2 章は、歩道の設置及び構造について定めるものであります。

210 ページになりますが、第 3 章は、立体横断施設の設置及び構造について定めるものであります。

214 ページになりますが、第 4 章は、乗合自動車停留所の構造について定めるものであります。

第 5 章は、自動車駐車場における障害者用駐車施設等の設置及び構造について定めるものであります。

218 ページになりますが、第 6 章は、移動の円滑化に必要なその他の施設等の設置及び構造について定めるものであります。

219 ページになりますが、附則についてでございますが、本条例の施行期日を平成 25 年 4 月 1 日からとするものであり、経過措置につきましては、国の基準に従って、同様の内容を附則に規定をいたしたところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号及び議案第 29 号については、委員会付託のため、質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 28 号、幕別町道路構造技術的基準等条例及び議案第 29 号、幕別町道路移動等円滑化基準条例については、産業建設常任委員会に付託いたします。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第 33、陳情第 1 号、町道忠類北 10 線道路の交通安全対策の早期実現を求める陳情書から日程第 35、陳情第 3 号、生活保護基準引き下げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 1 号、町道忠類北 10 線道路の交通安全対策の早期実現を求め

る陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第2号、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第3号、生活保護基準引き下げの中止を求める意見書の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明3月6日から3月11日までの6日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、3月6日から3月11日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、3月12日午前10時からであります。

14：22 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第 1 回幕別町議会定例会
(平成25年 3 月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘 4 藤谷 謹至

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会議録

平成25年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年3月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農業委員会会長 杉坂達男
会 計 管 理 者 川瀬俊彦 総 務 部 長 古川耕一
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 伊藤博明 建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男 札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親 企 画 室 参 事 室長事務取扱
総 務 課 長 菅野勇次 地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠内出張所長 湯佐茂雄 学 校 教 育 課 長 羽磨知成
福 祉 課 長 田村修一 保 健 福 祉 課 長 稲田和博
土 木 課 長 角田和彦 都 市 施 設 課 長 田井啓一
町 民 課 長 横山義嗣 農 林 課 長 森 範康
保 健 課 長 境谷美智子 経 済 建 設 課 長 細澤正典
水 道 課 長 田中光夫
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘 4 藤谷 謹至

議事の経過

(平成25年3月12日 10:00 開会・開議)

[黙禱]

○議長（古川 稔） 開会前に、議場内におられる皆様をお願いいたします。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から、きのうで丸2年が経過いたしました。この震災により犠牲となられました全ての方々に対し、哀悼の意を表したく、黙禱をささげ、ご冥福をお祈りしたいと思います。

○議会事務局長（米川伸宜） 議場内の皆様は、ご起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（米川伸宜） 黙禱。

（黙禱）

黙禱を終わります。

どうぞご着席ください。

（着席）

[開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番寺林議員、3番東口議員、4番藤谷議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5番（小島智恵） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目、冬期の除雪支援（高齢者等）と通学路の安全確保について。

昨年11月から今年の冬にかけて、全道的に爆弾低気圧と今世紀最強の寒波により、例年になく大雪に見舞われた。交通機関の乱れや除排雪作業に追われ、本町も臨時議会で除排雪機械の借上料として補正予算が組まれた。各家庭では大雪のたびに除雪作業に大変苦労され、特に高齢者にとっては重労働である。

平成23年10月現在、本町の高齢化率は25.3%と町民の4分の1を占める。とりわけ高齢者独居及び夫婦のみの世帯も総世帯に占める割合は25%と高い水準にあります。

美幌町では、社協の呼びかけで平成4年度から住民有志の「たすけあいチーム」を結成し、福祉除雪や独居高齢者の安否確認等が実施され、地域では大変喜ばれております。

超高齢社会が到来している本町において、自力で除雪が困難になってきている独居高齢者等への除雪体制づくりの強化が今後必要と考えます。

また、大雪の影響により、通学路における子供たちの安全確保、これについても懸念されます。

以下、お伺いいたします。

- 1、自力で除雪困難（支援が必要）な世帯の把握は。
 - 2、協働のまちづくりの支援事業の公区の助け合い活動支援事業（雪かき支援等）は周知されているか。
 - 3、除雪ボランティア活動への働きかけとその実態について。
 - 4、パートナーシップ制度や住民主体の福祉除雪について。
 - 5、就労センター（除雪）を活用した助成金制度の創設について。
 - 6、通学路の交差点や家屋からの落雪等危険箇所の点検対応は十分か。
- 2点目ですが、体罰問題について。

昨年12月、大阪市立桜宮高校バスケットボール部主将が体罰を受け自殺した問題が、本年1月の市教委の記者会見で明らかになった。通夜の席で「顔を見てやってください」と母親に促され、顧問が近づくと、口の腫れた生徒の物言わぬ姿があり、「これは指導ですか、体罰ですか」と泣き腫らした母親から問い詰め寄せられ、顧問は「体罰です」と頭を下げたという。

その後、体罰に関して学校が見逃し続けた経緯が明らかになっている。平成23年9月、体罰の通報があったにもかかわらず、学校及び市教委の対応が不十分であったため、結果として適切な対応が後手に回り、尊い命が失われた。また、バレー部でも同様なケースがあり、その隠蔽体質が明らかになった。

なお、桑田真澄氏は自身の体験から、「殴られて愛情を感じたことは一度もない。体罰は、スポーツで最も恥ずべきひきょうな行為」と体罰を否定している。

これまで教育現場やスポーツ界では、体罰を容認する風潮がなきにしもあらずでしたが、今後、体罰のない教育現場やスポーツ界にするため、指導者の意識改革が強く求められているものとする。

以下、お伺いいたします。

- 1、体罰についての所見は。
- 2、文科省の調査報告が求められているが、本町の実態は。
- 3、今回の事件を受け、教育現場ではどのような指導しているか。言葉の暴力も含む体罰防止への取り組みはどのようになっているのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「冬期の除雪支援と通学路の安全確保について」であります。

ご質問にありますように、この冬は、全道的に例年のない大雪に見舞われ、帯広測候所によりますと十勝地方におきましても、昨年12月から本年2月までの帯広市における降雪量の累計が181センチと、平年の143センチを大きく上回っているとお聞きしているところであります。

加えまして、平均気温が例年を下回って推移しているため、本年2月の最大積雪深度が72センチで平年の54センチより18センチも多いという状況であり、各世帯の除雪作業につきましてもご苦労されているものと推察いたしているところであります。

ご質問の1点目、「自力で除雪困難な世帯の把握について」であります。

大雪の中、除雪がなかなか大変な高齢者世帯などの雪かきを隣近所の方々が助け合っている光景を見かけることがあります。こうした近所づき合いが、地域で生きることの支えにもなっているものと考えておりますが、地域全体の高齢化が進む中で、今後はこうした助け合いも一層困難さを増していく

ものと懸念いたしております。

本町におきましては、自力で除雪困難な世帯に関する調査を実施いたしておりませんが、幕別地域におきましては、みずから除雪を行うことが困難な高齢者世帯などに対しまして、社会福祉協議会が実施いたしております「歳末助け合い特別除雪サービス」の対象世帯が本年度は20世帯で、忠類地域におきましては、町が実施いたしております「忠類地域除雪サービス」の対象世帯が18世帯という状況であります。

また、今年度において高齢者就労センターに冬期間を通して除雪作業を依頼している高齢者のみの世帯は77世帯であり、そのうちの60世帯は自力で除雪を行うことが困難な世帯であるとお聞きいたしております。

今年度に申請を受けた協働のまちづくり支援事業の中の雪かき支援は、現在のところ2公区4世帯であり、これらを合わせますと、町で把握している除雪困難世帯数は、およそ100世帯と見込んでおります。

ご質問の2点目、「協働のまちづくり支援事業の公区助け合い活動支援事業の周知について」であります。

協働のまちづくり支援事業は、暮らしやすい地域社会の実現を目標に掲げ、住民と行政とが知恵と力を出し合いながら地域の課題を解決するため、協働のまちづくりを推進していこうとの趣旨から、平成16年2月に12人の公区長にご協力をいただき、「協働のまちづくり検討委員会」を組織したのが始まりであります。

検討委員会では先進地視察を行いながら制度のあり方の検討を行い、翌17年1月から、雪かき支援などの「公区助け合い活動支援事業」を先行的に実施し、平成17年4月から本格実施に移行いたしました。

ご質問の制度の周知についてであります。協働のまちづくり支援事業は、公園などへの花の植栽を除いて公区としての活動を支援の対象としておりますことから、公区の代表である公区長が参加される春と秋の公区長会議において、毎年、協働のまちづくり支援事業の改正内容などを中心にお知らせし、公区での実施に際しての参考にさせていただいております。

また、町のホームページにおきましても、「暮らしの情報」の中に制度の概要を掲載しておりますが、あわせて、今後は広報誌などで支援事業を活用した公区活動の紹介記事を掲載するなどして、制度の一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「除雪ボランティア活動への働きかけとその実態について」とご質問の4点目、「パートナーシップ制度や住民主体の福祉除雪について」、関連がありますので、あわせてご答弁させていただきます。

本町の協働のまちづくり支援事業の雪かき支援につきましても、公区において地域住民がボランティアで協力し合って、同じ地域の困っている住民を助け合うものであり、美幌町のたすけあいチームによる除雪ボランティア活動と同様の仕組みであり、ご質問の2点目でお答えしましたとおり、これまで各公区に対しまして事業の実施について働きかけを行ってきたところであります。

このほか、本町では、札内若草町におきまして、地域の高齢者などの暮らしを支援する「お助け隊」や江陵高校の生徒による除雪ボランティア活動が行われております。

現在、協働のまちづくり支援事業の雪かき支援につきましても、取り組んでいただいている公区が少ない状況ではありますが、今後、さらに高齢化が進んでいく状況にあつて、自力で除雪が困難な世帯が増加することが予想されますので、地域住民の協力によって、冬期間の安心して暮らせる地域づくりを進める上におきましても、本事業は重要な役割を果たすものと認識いたしているところであります。

ご質問にありました美幌町の住民有志のボランティアによる除雪活動につきましても、本町の公区に当たる自治会が、自治会ごとに除雪作業を担う有志を募り、たすけあいチームと呼ばれる組織をつくって、自治会内の高齢者世帯や障害者世帯の除雪作業を行った場合、美幌町社会福祉協議会が地域

福祉活動支援事業として、一冬1戸につき2,000円を交付するというものであります。

現在、美幌町には67の自治会があり、33の自治会において「たすけあいチーム」を組織しており、そのうち29の自治会において除雪支援を実施しているとお聞きいたしております。

今後、幕別町社会福祉協議会とも連携いたしまして、美幌町などの先進事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「就労センターを活用した助成金制度の創設について」であります。

ご質問の1点目で触れましたが、社会福祉協議会が実施している「歳末助け合い特別除雪サービス」につきましては、民生委員の意見をお聞きして決定いたしました65歳以上のみの世帯または身体障害者手帳1級の方のみの世帯で、生活保護基準と同等程度の低所得で、みずから除雪を行うことが困難な世帯の除雪を高齢者就労センターが実施し、社会福祉協議会が高齢者就労センターに除雪作業費を助成する制度であります。

今後におきましても、社会福祉協議会と連携して制度のあり方の協議を進めるとともに、民生委員の協力のもと制度が一層効果的に運用されるよう、周知などに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「落雪等危険箇所の点検と対応について」であります。

通学路に指定されている幹線道路の交差点につきましては、新雪除雪を行った後に、引き続き拡幅除雪を実施いたしておりますが、交差点付近に堆積された雪により交差点内の見通しが悪くなっている場合には、雪山の切り崩しを実施し見通しを確保するよう取り組んでおります。

また、家屋からの落雪についてであります。家屋の所有者には、屋根からの落雪などが隣地等へ危害を及ぼすことのないよう、管理者としての責任が課せられており、また道路への雪出しは交通の妨げにもなり危険でありますことから、雪を道路に出さないよう、町では広報誌を通じご協力を呼びかけております。

しかしながら、年に数件は屋根からの落雪が車道や歩道にまで到達する事例が見受けられますことから、それらにつきましては家屋の所有者などに対して、屋根の雪おろしや雪止めの設置についてお願いしているところであります。

今後も、通学路の安全確保などにつきましては、地域住民の皆さんにもご協力をいただきながら、万全を期してまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、「体罰問題について」であります。

ご質問にもありましたように、大阪市立桜宮高校バスケットボール部の主将が体罰を受け自殺した事件を発端に、学校教育はもとより、スポーツ界においても、体罰が大きな社会問題となっているところであります。

こうした状況を踏まえ、教育委員会といたしましても、改めてこの問題の深刻さを再認識するとともに体罰防止の啓発に努めているところであります。

ご質問の1点目、「体罰に関する所見について」であります。

学校教育における体罰については、学校教育法第11条において「校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定められているところであります。

なお、この法令で言う体罰とは、殴る、蹴る、長時間正座させるなど、懲戒の内容が身体的性質のものである場合とされております。

体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であるとともに、自発的に思考・決定する力を抑制してしまうことから、教育効果の観点からも期待できないものと認識しており、さらには法令により禁じられていることから、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。

また、言葉の暴力につきましては、学校教育法における禁止規定がないものの、児童生徒の向上心

や自尊心を損なうことはもとより、児童生徒と教員との人間関係を崩してしまうものでもあると認識しているところであります。

次に、ご質問の2点目、「体罰に係る実態把握について」であります。

各都道府県教育委員会が文部科学省からの依頼通知である「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」を受け、北海道教育委員会から本調査につきまして、第1次報告と第2次報告が求められているところであります。

いずれの報告も、平成24年4月から平成25年1月までに発生した体罰の状況等を把握するものであり、第1次報告では教育委員会や学校が把握している内容を、第2次報告では児童生徒と保護者が直接、調査票に記入した内容について確認し、報告するものであります。

第1次報告の内容につきましては、調査の結果、体罰は1件も発生しておらず、その旨を既に報告しているところであります。

第2次の報告につきましては、各学校から教育委員会に調査票の届く最終期限が3月13日までとなっておりますが、現在、届いている分について開封、確認作業を開始し、疑わしい事案があった場合には個々の事実を確認した上で、教育委員会としてその結果を取りまとめ、4月上旬には北海道教育委員会に報告することとなっております。

したがって、児童生徒、保護者を対象とした調査による実態の把握については、いましばらく時間を要するところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次にご質問の3点目、「体罰防止に向けた取り組みについて」であります。

学校における体罰をなくし、子供たちが安心して学校生活を送ることができるようにするためには、まず教員一人一人が体罰に関する正しい認識を持ち、児童生徒を納得させることができる指導力を高めていくことが大切であります。

そのため、各学校では、例えば、問題を起こす児童生徒に対する指導のあり方や教育相談的手法を用いた生徒指導などを取り上げた校内研修、初任者研修、経験者研修等を実施し、体罰を見過ごすことがない学校体制を整えることが大変重要であると認識しております。

教育委員会といたしましては、これまでも、定例校長会議や学校教育指導訪問等において、服務規律の徹底を初め、児童生徒や保護者の苦情が校長まで届く校内体制の整備や、教育委員会に対する報告義務の徹底などについて指導しているところでありますが、改めて教育委員会と学校とが一体となり、体罰防止を含め、諸問題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 再質問させていただきます。

まず、初めの1点目、除雪の支援が必要な世帯のところですが、100世帯というところで数字が挙げられましたが、初めに申し上げましたように、高齢者の独居と夫婦のみの世帯というのは25%おられるということで、平成23年度のデータではありますけれども、世帯数に直すと2,947世帯になるわけでありまして、この2,947世帯の全世帯の方が自力で除雪が困難というわけではないので、それは認識はしているわけなのですけれども、例えばご高齢でも、お元気であれば自力で除雪されたり、収入のある方は業者さんと契約したり、また自前で除雪機購入をしたり、また近所づき合い、助け合いのところでは近所の方の除雪も行っていたり、そういった方々を除いたとしても、やはりそういったことを加味したとしても、この100世帯という数字は当然少ないように感じるわけなのですけれども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁の前段で申し上げましたように、町自体ではこうした自力で除雪ができない世帯の調査ということ自体はやってはいない、その中で、拾える範囲の中から拾ったものがおよそ100世帯ということですから、お話ありましたように、私どもの町の中で、隣の除雪を隣の方がやってあげる、そういったことは、ざらにあるのだらうと思っております。ですから、100世帯が全てで

はもちろんないと思っていますし、恐らく倍も3倍も、もっとあるのだろうというふうに思いますけれども、把握をしている範囲の中では、今の数字はこの数字だということでご理解をいただければと思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 自力で除雪困難な世帯に関する調査を、これまで実施していないということも問題ありというふうに思うのですけれども、やはり高齢社会を迎えておりますし、また町としても助け合い自体も、今後、一層困難さを増していくものだというふうにも認識されているわけでありまして、やはり住民のサービス機関である町のほうから、もっと積極的に把握に努めていかねばならないというふうに感じるわけなのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 除雪問題については、特別な調査をしていないのが実情であります。ただ、答弁書でも申し上げましたように、だんだん高齢化が進んでいく中にあるのは、今後いろんな場面でこうした問題、除雪のみならず高齢者にかかわる問題というのは出てくるのだろうというふうに思いますので、そうした老人対策の中で除雪問題も当然、今後、取り上げながら対応に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） また、孤立死の問題とか質問された場面では災害時要援護者名簿、そういったものを作成されているといったような話もあったと思うのですけれども、この名簿に関してもリンクする部分があると思うのですけれども、この進捗状況についてはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 要援護者の関係につきましては、今年1月から2月にかけて、民生委員さん、または広報等におきまして周知を図りまして、今のところ149名の方から申請が上がっているという状況でございます。まだ最終的な把握は今年度いっぱいということですから、今月いっぱいまでに、それぞれまた申請が上がってくると思います。これ以上、149以上ふえるというふうに思いますけれども、現状ではそのような状況になっております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） そういう要援護者名簿もぜひ活用していただきたいと思ひますし、また、なぜこのように強く訴えるのかと申し上げますと、やはり高齢者等の除雪支援、これについては、仮に緊急通報システムが備えられていたとしても、例えば玄関先の除雪ができていない場合、火事が起きたり、体調が急変したりなどの緊急時に消防が入れないとか、救急車が入れない、そういった事態に陥る可能性もあると思うのですけれども、町長が言われている安心・安全な地域社会の実現、これについてももちろん実現できないと思うわけでありまして、やはりきちんと除雪支援が必要な方を把握できるような、そういった体制づくりを今後つくっていただきたいと思うのですけれども、お考えについてお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 除雪の場合、これはいわゆる町がこの体制をつくる、その問題の根っこには、やはり隣近所、地域の方々のご協力を得ることが一番私は大事でないかなと。どこも同じように雪が降って、今言うように、一番先に道をあけて通行あるいは出口を確保する、そういったことについては、まずは地域の方の協力をお願いする、あるいはそれ以外の福祉にかかわる除雪制度を利用させていただく、さらにその制度を我々は充実していくことが大切なのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 町の積極的なその把握に努めていただきますように、ご期待申し上げたいと思います。

2点目についてですが、公区の助け合い活動支援事業についてですけれども、これについては除排雪にかかわる公区に対する助成というものが主な内容になっているかと思うのですけれども、周知方法が年2回、公区長会議で説明することと、あとホームページでも制度の概要を載せているということではあるのですけれども、なぜ、これまで広報に載せてこなかったのか、これでは周知されないと思うのですけれども、どうしてこういった方法を行ってきたのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 支援事業の内容について、広報に全く載っていないということではありません。今までも何回か広報にも出させていただきました。

ただ、先ほども言いましたように、事業自体実施するのが公区ですから、その公区長に、まずは毎年例えば内容はこういうふうになりましたというようなことの報告を兼ねてお願いをしたり、ご協力をいただいているということで、全く周知をしていないということではありませんし、それぞれによって公区内、あるいは公区長さんが公区の総会ですとか、いろんな場面において、そういったことを伝えていただいているというのが現状であります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今後、広報のほうに載せていくといった答弁が初めにございましたので、今後も周知徹底に努めていただきたいと思います。

また、この公区の助け合い活動支援事業でありますけれども、どの程度活用されているのか答弁のほうにもありましたけれども、雪かき支援が2公区4世帯、また雪の堆積場確保は3公区の利用、また地域内除雪機械導入と地域内排雪については、利用がゼロという平成24年度の実績ではあるのですけれども、特にこの地域内除雪機械導入については、平成20年からずっと5年間も利用がないということで、除雪機について2分の1の補助が出るとはいえ高額でありますので、利用しづらい面もあるのかもしれませんが、まずは先ほどお伝えしました、周知がちょっと不十分ではないのかという原因もあるでしょうし、また事業自体の資料を見たのですけれども、全体的に使い勝手が悪いというか、わかりづらい面がありました。

例えば、地域内除雪機械導入のところでは、事業内容のところ、公区内の道路や近隣センターといった、公共の場限定というふうにはあるのですけれども、少し目線をずらしてみると、高齢者世帯等の雪かき支援にも利用できるというふうには書かれてあったり、この部分についてはホームページには載ってはいなかったのですけれども。

また、地域内排雪については1メートルにつき500円ということで、余り細かく設定していくとちょっと使いにくいのではないかとこのところ、この事業自体、もう少しわかりやすく使い勝手のいいように見直しをしていただければと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 別に公共的なものだけに使うということではありませんし、地域内の排雪をやっただけ、大変ありがたいことだというふうに思っております。ただ、なかなか公区内でもそういった作業をされる方、出動していただく方ということがいろいろ難しい面があるのかなというふうに思っていますけれども、後段お話がありました、より効率的な活用ができるような体制づくり、あるいは制度については十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） あとは、4点目のパートナーシップについてですけれども、帯広市なんかでは除雪機械が高額ということもあってしょうけれども、購入だけでなく、借り上げ補助という項目を設けたり、また農村部では農道などで吹きだまりができた場合、本町では農家の方が、自前の重機を使って2次除雪をやっただけというふうにお聞きしているわけで、そういったところで燃料代の補助、そういったところもご検討いただけるのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろんな町村によっては、それぞれ助成制度があるのだらうと思いますけれども、

私どものところでは今の段階で、例えば農道に吹きだまりができたときに農家の方に出動していただいて吹きだまりをよけていただく、これらについて助成するというような考えは持っておりません。農業者の皆さんのお力におすがりをしたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 美幌町の住民主体のたすけあいチームのところですが、活動開始から20年ほどたっていて、先ほど町長も申し上げられたように、担い手の問題というところが壁になってそう簡単にはいかない時期もあったようなのですが、社協と住民が対話を重ねた結果、たすけあいチームの方が積極的に福祉除雪に取り組みられたり、高齢者の安否確認や庭の草取り等々いろんな活動を幅広くされているという現状であります。こういった住民主体の福祉除雪の取り組み、本当に担い手の確保だとか担い手の熱意がないとできない、続いていかないと思うのですが、美幌町の場合、町側が小型除雪機を地域に無償で貸し出す等の手厚い支援も後押ししているようですが、本町の地域としても機運が高まれば、こういう福祉除雪の体制づくり、可能ではないかというふうに考えるわけなのですが、町としてはどのようにお考えですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるように、除雪機の対応、あるいは地域の皆さんにお願いするのに、町として、あるいは社会福祉協議会なんかにお願いし、あるいは民生委員協議会とも連絡をとりながら、どういう方法がいいのか、そういう制度をより充実させていくことは、これからも大事なことだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 3点目のところですが、江陵高校の除雪ボランティアについて、2月発行のボランティア便りに掲載されておりましたが、毎年継続され、今年で14年目にもなるわけでありませぬ。奉仕の心を持ったすばらしい若者がいるということに感心いたしましたし、心が温かくなりました。あくまで奉仕の心で、こういった除雪ボランティアが成り立っているわけではあるのですが、万が一けがなどをした場合を考えると、ボランティア保険などの補償というか、加入はされているのかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 江陵高校のほうに確認はしておりませんが、江陵高校は長くからボランティア活動について、一生懸命取り組まれているというようなことでございます。ボランティア保険というのは、安い単価の中で掛けられるというお話もありますので、多分そういった対応というのは、学校側としてとられているのではないかなと思いますが、確認していませんので、後ほど確認して、またお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

5点目の就労センターの除雪についてですが、歳末助け合い特別除雪サービスということで、もともとこういった制度があったということで、私も知らなかった、無知ということなのですが、こちらの周知方法は十分だとお考えになっているのか、年に20世帯で、これも少ないと思うのですが、周知のほうはどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この事業、今お話ありましたように、社会福祉協議会の事業でありますから、町の広報に載った経緯があるかどうかまではわかりませんが、それは社協だより等にはもちろん載っているのだらうと思っておりますし、先ほど言いましたように、これらについては民生委員さんの協力をいただくということでありますので、そうした会議等で周知を図っているという状況であります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 民生委員さんのご協力ということもあるのですが、これも1点目と同様に、年に20世帯というのはやはり少ない数字ではないかというふうに考えるわけですが、町としてはどの

ようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私が多い少ないと言うのは、なかなかそれは判断はできないわけでありましてけれども、民生委員の皆さんが実態を把握した中で、こうした結果が出ているのだらうというふうに思いまますので、もしもっと多くなれば、それだけまたそういう人たちが救われるのかなという思いはありまますけれども、今の段階では、民生委員さんのご協力をいただきながら、この事業を進めているという状況であります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 1点目と同様に、除雪支援が必要な人の把握もそうですし、把握として町からやっぱり積極的に、もう少し把握していくように努めていっていただきたいなど、そういう姿勢を示していただきたいなど。民生委員さんやそういった公区の方に頼るのではなく、町みずからが出向いてといった形、そういった姿勢が大事ではないかと思うのですけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町が直接一戸一戸出向いて把握するというのは、なかなか難しいということだというふうに思いますし、民生委員さんをお願いするということは、これはもちろん町が事業を実施するために、その手法として民生委員さんに協力をお願いするということでありますから、決して町は全く関係ない、民生委員さん方が勝手にやっているのだということでは決してありませんので、町も民生委員さんと一緒にお力をいただきながら、町として事業を進めている。今度は社会福祉協議会でありますけれども、そうしたことで進めているということでもありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 6点目の通学路の交差点のところでありまますけれども、見通しの良いように見通しの確保というところで除排雪されているというご答弁があったと思うのですけれども、子供のやはり背丈が小さいので、交差点等では雪の壁があると大変危険ですので、財政面でも厳しいとは思いますが、優先的に行われているのか、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 幹線道路、特にほとんどの場合が、通学路は幹線道路の歩道が指定されているわけなのですけれども、その部分につきましては、答弁書にありますとおり、1次除雪の後に交差点付近の積雪が高くなっている場合につきましては、雪を切り崩すようなどして見通しは確保しております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 家屋からの落雪等についてに移りまますけれども、今年は例年にない大雪が降り、また日中気温が緩むと、一気に歩道のほうに雪が出たり、また雪自体が解けたり凍ったりを繰り返して、氷の塊などが一気に落ちてくることもあったりしまして、本当に下校時間なんかは特に危ないのではないかというふうに感じております。

実際、大雪が降ったときには保護者の方から苦情があったりしまして、通学路ではあるのですけれども、住宅と歩道の間隔が狭くて屋根から歩道へ大量の雪が落ちてくる、その落ちたときにちょうど子供が通ったりしたら、本当に大変危険な目に遭う、子供の命を守れないのではないかというような話がありました。

教育委員会のほうにお話はしたのですけれども、対策としては家主の方に雪おろしや雪止めの設置をお願いしているということですが、お願いした後もきちんと実際にそういったことが行われているのか、確認したりしているのか、こちらの点検についてきちっと行われているのかお伺いします。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） あくまでもこれは例えば住宅、建物を所有している方の責任でありますので、

こちらからはあくまでもお願いをすることしかできないわけですね、強制力が全くないわけですから。ただ、危険ですよということはお知らせをしておりますけれども、その後の確認をしても、まだ雪おろしをしていない場合には、再度お願いするケースもございますけれども、ただ、強制力は持っておりませんので、あくまでもお願いで終始をしてしまうというのが実態であります。

なお、雪おろし等がなかなか困難な場合には、例えば歩道ではありますけれども、ある程度の囲いをしていただいて、なるべく屋根のそばを通行できないようなことも家主さんにはお願いをするケースもございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 実際、落雪事故が起きたケースというのは、お聞きはしていないところではあるのですが、責任としてはやはり家主が問われる。といっても、またそれも町民の方でありますから、できるだけ協力を得られるように対応していただきたいと思います。

また、これらの雪の問題、除雪の問題については、この北国・北海道に住んでいる者として、今後毎年毎年切っても切れない関係になってまいりますので、できるだけ高齢者、そして障害者のご負担を軽減し、そして子供たちの安全確保に努め、町長のおっしゃられている安心・安全な地域社会の実現、そしてこの町に住んでいてよかったと実感していただけるようなまちづくりを目指していただきたいというふうに思います。

次に、体罰の問題に質問が移りますけれども、学校教育法においては殴る、蹴るなどの行為はきちんと体罰として禁じられているということでもありますけれども、そもそも体罰というか暴力に頼って指導する、恐怖心で押さえ込んでしまうという、そういったことはやはり間違った指導方法であると私も考えております。

また、そういった殴る、蹴るの行為は明確化されているのですけれども、言葉の暴力については、今のところ学校教育法のほうでは禁止規定はないということで、定義のほうも何かはっきりしないような感じではあるのですけれども、いじめの定義と同じように、言われた本人が傷つくような言葉はやはり教員も発するべきではない、やはり言葉の暴力というふうに、相手が傷つけば言葉の暴力とみなされると思うのですけれども、教育委員会としては、こういった言葉の暴力、いじめの定義と同じような基準で取り組まれるのか、また基準がないとやはり教育現場での指導が明確にできないと思うのですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いじめと同じように本人が感じた場合については、暴力とするというような考え方については、確かに体罰そのものにおきましても、定義自体が明示されておりません。したがって、それを今、教育再生実行会議においては、体罰について一定の基準をつくらうということから、事例を示そうと、事例を示して、というような方向で議論がなされているようであります。

いずれにいたしましても、体罰と同じように子供たちの心を傷つける重大な案件でございますので、言葉についても事例を示すなど等配慮しながら、そのうちガイドラインが示されるかと思いますが、言葉のほうについてはまだよくわかっておりません。示された内容において事例を研究するなどして、そのことが暴力に当たる、私どもはそう思っておりますので、そのような視点に立って指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 2点目の調査報告のところですが、教育委員会や学校が把握している内容としての1次報告では、体罰は1件もなかったということでありましたが、2次報告、児童生徒と保護者が直接記入するといったものはまだ結果が出ていないというようなご答弁でしたので、フライングしたかなというふうに思うのですけれども、結果が出ましたらお聞きしたいと思います。

また、体罰に関してですけれども、体罰1件もないということは教員の処分もなかったというふうに捉えてよいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 第1次報告におきます体罰はなかったという報告をいたしております。したがって、町教委のほうから処分内申をするなど体罰の処分についてはございません。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 教員の処分はなかったということでしたけれども、前回質問しました本町のいじめ緊急調査では、新たないじめが発見されたという、そういったこともありましたので、今回も体罰の隠れた実態が出てくるかもしれないというふうに思うわけなのですけれども、そのように隠れたものが出てきた場合、体罰と判断されれば、しかるべき処分は教員に対して下されるということでしょうかお伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、開封調査中ではありますが、そのような事態が生じた場合については、今現在チームをつくって検討している最中でありまして、このチームの判断と教育委員会の判断のもとで、疑わしいあるいは体罰に当たるといった場合については、町教委から事実報告を求めて内申をします。そのことによって新たな処分が出てくるというようなことも考えられますが、今のところまだ事実解明、その他もろもろの関係につきましても確認中であるということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） これまで大津いじめ事件、そしてこの桜宮高校のような体罰問題とどちらも隠蔽体質があったことが明らかとなっております、学校教育委員会の信頼がだんだんと失われつつあるのかもしれませんが、本町の教育委員会は信頼が失われないように、結果がどうであったかきちんと包み隠さずご報告いただきたいと思っております。

また、この桜宮高校ですけれども、多くの生徒さんは体育会系の大学へ進学され、本当にスポーツ中心の目標設定をされている。そのことに関連してなのですけれども、中学の部活動について心配に感じることもなのですけれども、スポーツ面でたけている生徒は高校進学の推薦枠に入れたり、さらには卒業後スポーツ中心の大学進学を目指されている子もいると思うのですけれども、そういったスポーツに絞っての進路を実現していくというところで、教員の熱が上がって、部活動において一定の厳しさというのが出てしまうことがあったり、また、子供や保護者もそれを認めてしまうというような複雑な部分も絡んでくると思うのですけれども、これについて教育委員会はどのように捉えておりますでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 桜宮高校につきましても、スポーツにおけるエリート校であります。いろんな背景があるかと思いますが、特に中学校の部活動における学校教育の基本的な考え方とスポーツを奨励するスポーツ教育に徹するというような部分の、基本的な違いがございます。部活の学校教育における目標につきましても、生涯にわたり豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるということでありまして、ところが、現実には、部活動の延長線上でアスリートが、あるいはオリンピック選手がというようなことが現代社会においてございます。しかも、大学あるいは高校においてもスポーツ推薦枠というものもございます。

したがって、保護者や子供たちも一定の、暴力とは言いませんが、厳しい指導を求める、そんなような体質が旧態依然としてございます。そのことが今の大きな議論になっているところだというふうに思います。

ただ、その基準、どこまでどうすることが体罰に当たるのか、非常に社会情勢によっても考え方が違ってまいりますし、裁判事例等も見ましても、処分内容において差異があるように私も感じております。

いずれにしても、スポーツの基本的なあり方、また今、一部活動においても見直す必要があるのではないかと感じているところでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 体罰基準が難しいというお話でありましたけれども、やはりこの体罰、どこかで容認してしまうとエスカレートするのが怖いというような印象を受けております。初めはつい手が出たというようなところから、だんだん当たり前になって、暴力や暴行、そういった行き過ぎた行為に発展する危険性はあると思います。どこかでやっぱり体罰は、スポーツの場面でもきちんと断ち切っていないと一向になくならないのではないかというふうに感じております。

また、体罰に頼らなくても、言葉できちんと伝えていけば子供に伝わると思いますし、またスポーツに関していえば、特にスポーツの理論、科学的根拠に基づいて指導し、練習を重ねれば上達していくものだというふうに思いますし、そうなる専門性も必要になってくるとは思うのですが、そういった言葉でしっかり伝えること、また理論でしっかり練習すること、そういった体罰に頼る必要、そういったことをしていけば体罰に頼る必要性もなくなってくるのではないかというふうに考えております。

終わりになりますが、今後、体罰によって、子供たちがけがをしたり心が傷ついたり、そしてみずから命を絶つということは絶対あってはならないことですので、教育現場での指導方法が体罰に頼った間違っただ指導がなされていないのか、改めてチェックしていただいて、子供たちが安心して通える学校を目指していただきたいと教育委員会にご期待申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:56 休憩

11:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○1番（小川純文） 通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、防災対策の取り組みと課題について。

「災害は忘れたころにやってくる」と言われますように、我々はややもすると喉元過ぎれば熱さを忘れがちな性分を持ち合わせております。しかしながら、事災害への備えはそうあってはならない大きな課題であると受けとめております。

過日の震度5弱の地震のように、地震というのはいつ起こるか予測がつかないものであり、まさに日ごろの備えが災害被害を少ないものにするかの鍵を握っていると言っても過言ではありません。

今後も起こり得る地震などの災害から町民の生命と財産を守っていくためには、防災対策の取り組みが急務であると考え、以下の点について伺います。

①2月2日の地震の際の対応状況について。

②地域防災組織の設立状況について。

③町の防災対策備品の配置計画と避難所の災害用備品の配置状況について。

④独居老人等の避難弱者への対応について。

⑤災害発生時の消防団の態勢と連携について。

⑥緊急貯水槽の整備計画について。

二つ目といたしまして、札内福祉センターの耐震化のあり方について。

①耐震診断結果を受けた耐震化のあり方について。

②札内支所の住民サービス機能の充実について。ワンストップ窓口、窓口業務の時間延長、福祉相談、健康相談、住民票のコンビニ交付など。

以上について、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「防災対策の取り組みと課題について」であります。

ご質問にありますように、災害はいつ何どきに起きるかわかりません。

特に、地震は現代科学技術の英知を集めても予知は不可能であり、自治体はもとより一般町民の方におかれましても常日ごろの備えが何よりも重要であります。

一昨年の東日本大震災や平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの方が犠牲となり、尊い命が奪われ、住む家も町も失われました。

私どもは、これらの状況を教訓とし、可能な限りの防災対策と減災対策に取り組まなければならないものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「2月2日の地震の対応状況について」であります。

2月2日午後11時17分ごろ、十勝中部を震源とするマグニチュード6.4の地震が発生し、幕別町本町では震度5弱、忠類では震度4の揺れがありました。

地震発生直後の午後11時30分ころから、役場本庁舎、忠類総合支所、札内支所、教育委員会などには、幕別町地域防災計画の定めに従い、職員が登庁いたしました。

その後、午後11時45分に災害対策本部を立ち上げ、人的被害の把握と各公共施設を所管する担当課に被害状況の調査を指示したところであります。

調査の結果、厳冬期の深夜に発生した大きな地震にもかかわらず、幸いにも人的被害や大きな建物被害、停電等が確認されませんでしたことから、詳細な調査については翌朝から開始することとし、防災担当課と施設の調査確認中の課を除く職員を午前0時30分から順次帰宅させ自宅待機とし、最終的に全ての職員が退庁したのは午前2時30分でありました。

当日の職員の登庁状況についてであります。職員142名と非番の消防職員32名の計174名、翌3日に登庁した職員は30名であります。

ご質問の2点目、「地域防災組織の設立状況について」であります。

平成25年3月1日現在での設立公区数は32公区で、町内全公区に対する比率は28.1%であります。世帯数では47.7%、人口では46.0%の割合に達しており、年々設立公区数も増加し、世帯に対する組織率も向上いたしております。

平成23年3月11日以降においては、15公区で自主防災組織が設立されており、その必要性につきましては広く周知されてきているものと考えております。

自主防災組織は、公区の住民同士が協力し自主的な防災活動を行うことにより防災に対する住民の意識向上につながるとともに、被害の軽減に役立つものでありますことから、今後とも自主防災組織の組織率の向上に向け、引き続き公区長会議等で働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「防災対策備品の配置計画と避難所の災害用備品の配置状況について」であります。

幕別町地域防災計画において備蓄品等の配置と内容を定めておりますが、防災対策備品の配置計画は、その基本方針として「被害想定に基づき、災害発生からおおむね3日程度の食料と飲料水の備蓄に努める」、また、備蓄保管場所は、町内4地区6カ所と定めております。

備蓄品につきましては、計画的に整備を進めておりますが、現在、毛布2,030枚、発電機19台、ポット式石油ストーブ19台、災害用携帯トイレ1,500組、燃料用ポリタンク37個、ドラムリール17台を、食料はアルファ米4,400食、備蓄用パン1,000食、2リットル入りのペットボトル飲料水1,000本を保有しております。

これらの備蓄品のうち発電機は幕別、札内、糠内の消防に、それ以外の備蓄品は幕別の旧商工会館、札内福祉センター、忠類コミュニティセンターに配置をしております。

次に、避難所の災害用備蓄品の配置状況についてであります。避難所ごとに備蓄する保管スペースがないことや、定期的な点検やメンテナンスが必要なことから一括管理としており、各避難所には備蓄品の配置は行っておりません。

このほか、平成23年度から3年間の年次計画により、福祉避難所用備蓄品として、毎年、ポット式

石油ストーブ 15 台、ポータブルトイレ 15 台、組織用救急箱 3 セット、毛布 80 枚、マット 128 枚、防寒用アルミシート 80 枚を幕別地域、札内地域、忠類地域と順次備蓄を実施いたしており、最終年であります平成 25 年度は忠類地域の備蓄品を購入することといたしております。

また、忠類地域につきましては、今般、町と帯広開発建設部とで防災協定を締結し、帯広開発建設部が忠類道の駅敷地内に道の駅防災用備蓄器材及び情報提供装置を専用の防災倉庫とともに整備していただけることとなっておりますことから、災害時には、発電機 8 台を初め簡易トイレや照明器具等の使用が可能となり、地域防災力が向上するものと考えております。

しかしながら、大規模な災害時には町の備蓄品で全ての町民の安全・安心が確保できるものではありませんことから、町では関係する企業や団体との間で、災害時の防災協定の締結を進めており、食料品や暖房器具、発電機等の設備機器の提供を受け、有効な対応に取り組んでまいります。

ご質問の 4 点目、「独居老人等の避難弱者への対応について」であります。

東日本大震災や阪神・淡路大震災など、過去の大災害におきまして犠牲となられた方の半数以上が高齢者とお聞きいたしているところであり、障害のある方などを含めて、いわゆる災害弱者と言われる方々の支援体制を確立することが、多くの命を救い、被害を最小限に抑えることにつながるものと考えております。

このようなことから、町では、平成 20 年度に災害時要援護者支援制度を創設し、制度の周知と支援体制の構築に取り組んできたところであります。

この制度は、75 歳以上の方のみの世帯、要介護 3 以上で在宅生活している方、身体障害者手帳の交付を受けている方などを災害時要援護者台帳に登録して、災害時における支援に役立てようとするものであります。

民生委員や公区などのご協力をいただいて整備いたしたところでありますが、本年 3 月 1 日現在で 149 名の方が登録をいたしております。

災害発生直後におきましては、町や消防・警察などの機関が全ての世帯の救助や避難支援に当たることは困難でありますことから、第 1 次的には公区などの地域における支援が大変重要であります。

このことから本台帳の情報につきましては、公区、自主防災組織や民生委員にも情報提供をさせていただき、災害時における安否確認や救助、避難支援のほか、日ごろからの見守り活動にも役立てていただくようご協力をお願いいたしており、今後とも災害弱者の支援体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「災害発生時の消防団の態勢と連携について」であります。

大規模な災害が発生した場合、町は災害対策本部を立ち上げますが、消防団につきましても、災害対策本部の指揮下に入り、本部長である町長の要請により、団員の招集や災害現場において人命救助や応急対策に従事することといたしております。

対策本部を立ち上げた際には、本部事務局に消防職員、警察官、自衛隊の連絡員が常駐することとなっており、それぞれ無線により幕別町の災害対策本部との連絡体制が確保されますことから、消防団につきましても災害対策本部の要請に基づき迅速な連携を確保することといたしております。

ご質問の 6 点目、「緊急貯水槽の整備計画について」であります。

幕別町地域防災計画では、北海道東部、日高中部、日本海溝、千島海溝周辺のほか、十勝平野断層帯などを起因とする大規模な地震が発生した場合、ライフライン各施設に大きな被害が生じるものと予測されており、水道施設においても大規模な被害と断水などが想定されております。

住民生活に影響が生じたときに早急な復旧が必要とされるライフラインとして電気、ガス、水道、下水道などが挙げられますが、中でも水道断水時の初期応急給水の確保が重要であり、ご質問にあります耐震性貯水槽の整備は、有効な手段であります。

耐震性貯水槽につきましては、国の補助事業として整備を検討しておりますが、整備に当たりましてはおおむね半径 1 キロメートルに 1 カ所が設置の基準となっており、設置の数といたしましては、札内地域に 3 カ所、幕別地域に 1 カ所の計 4 カ所の整備が必要と見込んでおります。

また、忠類地域におきましては、人口規模、浄水場からの距離などを勘案いたしますと、給水車などによる対応が現実的であると考えております。

なお、今後の予定といたしましては、本年度に策定いたしております「耐震性貯水槽基本計画」に基づき、可能な限り早期に整備を完了させたいと考えているところであります。

次に、「札内福祉センターの耐震化のあり方について」であります。

昭和49年4月に竣工した札内福祉センターは、鉄骨づくり2階建てで延べ面積1,430平方メートルを有し、公民館、福祉センター、札内支所の三つの用途をあわせ持つ複合施設であります。旧耐震基準で建設されたことから、建物の耐震性を確認するため、昨年5月から9月にかけて耐震診断を実施いたしました。

ご質問の1点目、「耐震診断結果を受けた耐震化のあり方について」であります。

耐震診断の結果におきましては、構造耐震指標、いわゆるIs値が0.39であり、国土交通省の定める「安全性の評価指標」では、震度6強以上の大規模地震が発生した場合に「倒壊又は崩壊する危険性がある」というランクに該当いたしております。

耐震診断の際に示された耐震補強に係る概算工事費は約1億6,000万円で、加えて、施設全体の設備などのリニューアルや課題であります札内支所の事務所スペースの増築等の工事費を加えますと、およそ2億7,000万円と試算いたしております。

一方で、現センターを解体し、仮に現行の延べ面積1,430平方メートルを建設した場合の工事費は総額で約5億4,000万円と見込んでおります。

札内福祉センターは、現行の「幕別町地域防災計画」における1次避難所や備蓄保管場所として指定している施設であることに加え、札内支所の来庁者を除いても年間2万8,000人を超える多くの方々に利用されております。

昨年実施した耐震診断において、大規模な地震が発生した場合の安全性が十分には確保されていないという結果を受け、耐震化のあり方を検討してまいりましたが、現施設の老朽化の状況や耐震改修に要する費用などの観点から総合的に判断し、センターを改築する方向で、現在、内部で課題の洗い出しなどを行い、隣接する札内東コミュニティセンターの施設機能の有効活用とあわせて協議を進めているところであります。

ご質問の2点目、「札内支所の住民サービス機能の充実について」であります。

本年2月末現在での札内地区人口は、途別、古舞などの農村地区も含めると1万9,670人に達し、幕別町全体の約7割を占めております。

こうした中、札内支所では来庁者の混雑の解消を図るため昨年2月、事務所の一部改修を行い、支払、諸証明発行、各種申請などの用件に応じた窓口体制とし、また、6月には会計窓口をポスレジスターを導入するなど、来庁者の利便性向上と事務処理の効率化を図ってまいりました。

札内支所では、複数の用件で来庁したお客様に1カ所の窓口で全てを対応するワンストップ窓口を採用しており、用途に応じた窓口を開設することによりスピードアップに努めておりますが、今後も先進事例等の研究を進め、一層の向上に努めてまいります。

次に、「窓口業務の時間延長」についてであります。

昨年度より年度がわりである3月の最終週から4月の第1週にかけて土曜日と日曜日の開庁を含め、その間の平日におきましても午後7時まで時間延長業務を行い、95件の利用実績があったところであります。

加えて、4月から毎週水曜日は午後7時までの時間延長を行っており、本年2月末までに457件のご利用をいただきました。こうしたことから、引き続き時間延長業務を実施してまいります。

次に、「福祉相談」についてであります。

一般的な福祉にかかわる用件につきましては、支所において相談や受け付けを行っておりますが、福祉課などが所管する生活困窮者や障害者の相談業務などは、相談内容によっては担当職員が支所で対応したり、相談者宅を訪問するなどの方法で対応いたしております。

次に、「健康相談」であります。現在は、週に3日、保健師による健康相談を行っておりますが、新年度からは月曜日から金曜日の毎日、午前9時から午後5時まで相談窓口を開設し、健康相談が受けられる体制を整備してまいります。

次に「住民票等のコンビニ交付」であります。平成25年3月現在、全国で61の自治体が、北海道では唯一音更町が平成23年2月から実施いたしております。

住民票等のコンビニ交付は、住民サービスの向上や利便性の確保を主目的とし、窓口の混雑緩和や人件費の削減などの効果を見込んで実施されております。

しかしながら、現在は交付できるコンビニが一部に限られていることや、システム導入などの初期投資経費やシステム管理者である財団法人地方自治情報センターへの運営負担金などランニングコスト、利用する上で必要となる住基カードの普及率などが課題となっております。

前段申し上げましたように、札内福祉センターの改築に向けては、これらの課題を整理し、札内支所機能のあり方について総合的に検討を行い、住民サービスの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小川純文議員。

○1番（小川純文） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

きょうも議会開会の冒頭、黙禱ということで、偶然きょうが3月12日ということで、本当に東日本大震災から丸2年ということで、特に昨日等はテレビ等で防災の特集が多く組まれて、半分忘れがちだったものが本当にまたテレビを見て、震災の恐ろしさを非常に痛感した次第であります。その中で、我が幕別町としても、今、町民課を中心に防災計画の見直しに向けて鋭意策定をされていると思っておりますけれども、その中で何点かのご質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、防災対策の取り組みと課題ということで、本当に先般の地震におきましては、これ本当に人的被害、また、ほかの被害もなかったということで、逆を言えば防災訓練をできた範囲で終わった地震だったからよかったわけでありましてけれども、ただ、あの地震におきまして震度5弱ということでありますので、あの揺れが倍、3倍となった場面、また震源地もかなり深いところでありましたので、あれがまだ浅いところで起こっていたと想定したときには、非常に大きな被害をもたらす地震だったのではないかなと思うところであります。その中で、起きた日にちが土曜日の深夜と。ちようど皆さんが休日土曜、もう就寝するかというような時間であったわけでありましてけれども、この対策の方法、今ご答弁でご承知いただきましたように、結構町の防災計画の行動計画に伴って、かなりの数の職員さんが役場等々に集結をされ、各持ち場持ち場の中で被害報告等々をされたということでありましてけれども、厳冬期という中で、また若干お聞きしたのでありますけれども、本町地区においては、駅からすぐ横の踏切ですか、ホームに汽車がいたからとまって下がりっ放しだったのか、地震で下がったのか、その点については詳細はわからないわけでありましてけれども、遮断機が下がりっ放しということで、非常に中心街の交通としては厳しい状況が生まれたと。おかげさんで立体交差等々も、幕別本町地区にも札内にもアンダーパスということで、線路をつなぐ踏切以外の交通網もできているわけでありましてけれども、そんな中、今回この休日の夜間に職員を招集するというこの中で、答弁書にありますけれども、そういう招集態勢の中で今まで想定していなかった部分で、今回この2月2日の地震があった中での反省点と課題があれば、またお知らせさせていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺どんなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 職員の招集といいますか、災害が、地震が発生すれば、震度4を超えれば職員はもう招集することと位置づけておりますので、例えば今回の地震であれば震度5弱でありましたので、全ての職員がまず招集に応じる義務があるという形になります。ただ、地元にはいない、場合によってはいない職員もいますし、あるいはお酒を飲んでいるケースもあろうかと思っております。その際、集合する際に、踏切のことは、たまたまこれ前回の大きな地震のときにもずっとあそこの踏切は閉まっ

たままになっていまして、そういったことがわかっている職員については、立体交差を渡って回って来たという経過がございます。

今回のことでいろんなケースが想定されまして、踏切については恐らく通れなくなるだろう、あるいは地震の程度によっては、道路状況そのものもどうなるかわからないということもございますので、そういったことも十分検討を加えて、防災計画の中で反映をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 本日に幕別町では、若干以前にも防災計画の中で津波の部分もありますけれども、幕別町で起きる災害というのは、やっぱり一番が想定されるのは地震ではないかという中で、本当に地震ですからどこがどのように壊れるか、どんな被害が出るかというのは本当に予想だにしないわけでありまして、その中でも、本当に休日の中、参集をいただいて対応をしていただけるということに對しましては町民としても安心感を覚えますし、やっぱりその対応力がその後の対策につながるのではないかと思いますので、また、これが後々防災計画が発表されたときには、またいろんな部署等での対応場面というのが明確になってくるかと思っておりますので、今後ともこの部分につきましては力を入れていっていただきたいと思うところであります。

その中で、2番の地域防災組織の設立状況についてでありますけれども、これも防災計画とともに公区と連携をいたしまして、今、町のほうでお聞きするところによりますと、公区にも防災担当といえますか、そういう担当を公区内にも持っていて、町の中でその担当者が集まった中で、防災だけには限っていないようではありますけれども、防災も含めた中での協議というものをされているように聞いておりますけれども、その内容についてまずお知らせいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 大変自主防災組織についての認識が広がってきて、各公区で取り組みが進められているということで、昨年秋の公区長会議で、私どものほうから公区長さんに、できれば各公区に防災福祉を担当する方を置いていただけないかというお話をさせていただきました。その結果は、春の公区長会議までに出てくるのだろうというふうに思っておりますので、今後は、もしそうした方々がそろえば、その人たちを集めての研修会ですとか、いろいろな町からの伝達事項などをこれから進めていきたい。

もう一つは、これはまだこれから後の問題になりますけれども、町としても町民課、今、防災担当は町民課ですけれども、ここに防災担当の専門の係を1人配置することがどうかというようなことも、今、検討させていただいておりますけれども、そうしたこと、さらには先般のお話にありましたように、協働のまちづくり支援事業なんかでも防災にかかわっては、かなりの高率の助成制度を設けていこうと、そういったことも含めながら今おっしゃられるように防災組織の設立をさらに推進していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 公区長さんだけでなく、やっぱり各公区でも、本当にそういう防災と福祉担当ということでありますから、これにつきましては、次の項目とも関連するかもしれないのですが、やっぱり防災と福祉という中で、弱者への対応ということも含めてできるのではないかなということで、その組織についてはやっぱり今後とも一層拡充をしていっていただきたいと思うところでありますし、各公区で地域防災組織をつくっている設備状況は、もう大方人口比でも半分までいっていると。これは特に札内地区等においても、かなりの設立がされているということで、やっぱり多くの住民がおられるところに、そういう組織ができ上がって運営、連携を持っていただけるということは、これは町としても大きなことであると思っておりますし、その中において、自治防災訓練をやられている公区もふえてきていると。

ただ、その中で一番は、やはり訓練のときは、いろんな意味で情報の伝達というのでできると思いますが、ただ、災害発生時に何が想定されるかといいますと、一番は情報の伝達をどういうふうにして

やっていくのか。まず、一番先に考えられるのは、携帯電話は多分通話規制がかかります。一般電話についても、かなりつながりにくくなるのではないかなと、今までのいろんな地震等が起こったときもそういう状態がある。といったときに、いろんな表立った町関連の組織の中では、無線機等々というもののお話も出ていますけれども、この公区との関係においての地域防災組織との災害時の情報の連絡なり、いろいろ地域情報を把握する中での伝達方法についてはどのようにお考えですか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 新年度の予算におきまして、メール配信ソフトというのを購入する予定になっております。これは、2種類ありまして、緊急速報メール、これは気象庁やなんかの発表するメールを自動的に受信できるシステムなのですが、これを本庁から発信できるソフトを一つ購入いたします。それと、登録していただいた個人に向けて町から発信するメールというシステムを購入する予定にしておりますので、各公区長さんも、今では大体ほとんどの方が携帯電話をお持ちだと思いますので、災害が発生した場合においては、各公区長さん宛てに役場のほうからメールを配信いたしまして、情報の提供をしたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今のご説明でいくと、メールの配信ということになりますと若干一方通行的な感覚で捉えるわけなのですけれども、やはりこういう災害時、公区長さんなり公区の担当者なりが一番心配するのは、この後にありますけれども、防災備品ですとか、そういう関係の調達だとか、それとか町内の被害情報の伝達だとか、やっぱりそういう場面が地域、地域というのは災害のときに一番重要なポイントになってくるのではないかなと。第1弾としてメール配信ということでもありますけれども、これは費用もかかることなので、すぐどうこうということにはならないかもしれませんが、やはりでき得れば、双方向の発信ができる方策というものも今後においては、例えば札内全公区とは、町内全公区とは言わなくても、やっぱり集約した中で何か所かは相互発信ができるような形だとか、そういうものも目指して取り組んでいくべきではないかなと思うところでもありますけれども、そこら辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今お話しのように、災害時、電気がとまりましたら、携帯も一定の時間を過ぎますと切れてしまいます。固定の電話も切れてしまうと。そういったことを考えまして、町のほうで計画的に衛星電話、これを導入したいという考え方を持っております。これは当初は札内、本町、それから忠類と、こういったところに1台ずつ配置をいたしまして、これは持ち運びができるという。バッテリーで十分対応できるという内容なものですから、こういったものを配置しながら、職員が現場に入りまして、その場所で現場の状況などが画面でも写せると、そのような仕組みになっていますので、そのような形で情報のやりとりができるような形を進めていきたいという考えで、防災計画の中にはそれを盛り込む形で、今、進めております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 今の時代でありますから、そういう通信手段もいろいろ変わっていくと思いますので、防災計画検討の中でよりよい、やっぱり情報を共有できるということが一番安心につながると思いますので、その点についてはよろしく願いをしたいと思います。

続きまして、防災対策備品の配置計画と避難所の災害用備品の設置状況でありますけれども、今もお話ししていますように、やっぱり災害が起きると、きのうもテレビで見えていますと、災害が起きたときに本当に電気がとまる、携帯も使えない、そういう状況になったときに、本町の今、災害用の備品の備蓄状況を鑑みますと、発電機はある程度の台数、これは多分避難所の数にある程度合わせた中の発電機なのかなというふうに思いますし、厳冬期があるわけで、今回のように冬場ということもあるわけですから、石油ストーブという形で準備されていますけれども、先般、民生委員会で神戸の震災の後を視察させてもらったときに、一番向こうで言われたことがやっぱりトイレだと。やっぱりト

イレが一番不便で大変なのですというお話をお聞きしてきました。ただ、そういう観点からいきますと、携帯用トイレ等々を今備蓄しておりますけれども、逆に言えばこれ避難所で全箇所はできませんけれども、大きな避難所になるところにつきましては、やっぱり災害用のトイレというものも、将来的には後で挙げる貯水槽と同じでありますけれども、水とトイレという問題はこれ大きな問題だと思いますので、ここら辺、災害用のトイレから含めた中での対応というのは、将来的にはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 東日本大震災のあのときの様子を見ましても、やはりトイレは水がとまりまらずと水洗化されておりますので、各避難所などでは対応に困ったというような話は聞いております。震災が起きたときには、まず機器類を持っているレンタルのなどの企業と防災協定を結んでおりますので、そういったところから仮設のトイレだとか、そういったものはお借りをしたいと。

また、東日本大震災のときは自衛隊が近くにテントを張りまして、そこに穴を掘ってというような対応をとられたという形も聞いております。災害の状況が長期間にわたるものなのか、または短期で復旧に向けられるのか、その辺も見ながら対応をとらなければならないと思いますけれども、当面としては簡易のトイレ、そういったものを1,500ぐらい用意してありますし、また、あわせて、そういうレンタル業者から簡易トイレなどの設置だとか、そういったことで対応していきたいという考え方をしております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 特に札内地区においては、本当に先ほども答弁書にあったように、人口の7割がおられるということなので、やっぱりそういう対応を、これはすぐできる話ではありませんので、広範囲の中で今後も検討していただきたいと思いますし、この備蓄の数字でいきますと、これは町民対応というのは非常に難しいわけにありますけれども、ただ、その中でやっぱり災害が起きたときに、ある程度避難所で行われるのが炊き出し等々の形になってくるのではないかなというふうに思います。その中で幕別町においても、幸いに大型スーパーが札内地区には特に3店舗ほどありますし、そこら辺の炊き出し等々を行っていく場面の提携、防災協定ですか、そこら辺の締結というのも、燃料だとかいろんな面でかなり進んでいると思いますけれども、そこら辺の協定の進捗状況等なども、この防災に向けての状況をお知らせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 食料と燃料ということでございます。燃料につきましては、昨年、十勝管内の燃料販売店で幕別支部というのがございますけれども、そちらのほうと災害時においては公的な部分に対しての、優先的な供給といったことについての防災協定を結ばせていただきました。

食料につきましては、これは以前から商工会と防災協定を結んでおりまして、町内にあります商工会に加盟しているものについては、お米だとかそういった食料品について優先的に提供いただけるというような形になっておりますので、そういった防災協定を結んでいるところと今後も連携をしながら対応していきたいという考え方をしております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 商工会さんと提携されているということでもありますけれども、これはもう災害になったときは、これはどこということなく、やっぱり物流がとまるわけですから、これはその中では今後においては、大手スーパーという形の中も、協定の締結に向けて協議を進めていただくことが、やっぱり安定的な物資の供給につながるのではないかなというふうにも考えますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、独居老人の避難弱者の関係でありますけれども、これにつきましては、民生委員等々、地域との連携をとって登録制という形があるわけなのですけれども、登録にやはり漏れている部分もあると思います。ただ、その部分につきましては、今後とも民生委員さん、また地域の公区長さんを初めとする、やっぱり地域のことは地域に聞かないと、いや、あそこのおばあちゃんは元気そうだけ

ど何かあったらそのときは助けるのだなとかというのは、この前テレビを見ていても、やっぱり周りの人が気づいて、そういう行動を起こされている。ですから、やっぱり発信・収集力というものに対しては、この会に相談したからというだけでなく、幅広く情報を寄せていないと、細かくやっぱり地域のことをわかっているのは地域の方だと。ですので、そこら辺の連携についてのお考えがあれば、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 援護者台帳、今現在 149 名、私からすると極めて少ない数だと思うのですけれども、これはもうなかなか、今までもそうなのですけれども、個人情報保護というものがあまして、ですから公区長さんも、あそこにもいっちゃうのではないかと言いつつも、本人が申請してこないとなかなか台帳に出せない。あるいは、役場が情報つかんだやつを公区長さんや自治防災組織にお渡しすること自体もなかなか厳しいものがあつたのですけれども、今何か一部、個人情報法も緩和されたようで、町が押さえているようなこうした台帳については、公区長さんや自主防災組織にも、あるいは民生委員さんなんかにも見せられるようなところまで来ておりますので、まずはやはり地域のほうに住んでいらっしゃる高齢者の方々、そういう弱者と言われる方々のまた理解といいますか、そういうのがまた必要になってくる、そういった意味で、民生委員の皆さん、公区長の皆さん方の協力も仰ぎながら、整備していくことが大事だろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1 番（小川純文） 個人情報保護法という中で、本当に一つの壁がある中での情報のやりとりということですから、非常に大変なデリケートな部分はありますけれども、やはりそこで拾い上げが災害時には重要なデータとなりますので、各町民のご理解をいただきながら、より一層きめ細かな登録に向けて努力をしていっていただきたいと思ひますし、続いての消防団の関係でありますけれども、今はまだ東部十勝という形で消防団をやっておりますけれども、今出ております消防の広域化という中で、消防署のほうは、もう広域的に災害時には連携の中で動かれると思ひますけれども、消防団については今のお話と同様に、やっぱり地域を一番知っておられる、いろんな災害が起きたときに、一番人命救助等々に活躍していただいているのは消防団だということでもありますけれども、ただ、今、消防団については団員の減少等々いろいろな課題もあろうかと思ひますけれども、消防団の体制の強化と連携についても、今後とも、より一層この防災等含めて進めていただきたいと思ひますし、緊急貯水槽の関係になりますけれども、これもライフラインの一つである水という関係であります。

これ、聞くとところによると貯水槽ということで、貯水をしているだけでなく、水道管のすごい太い、ためながら流しながら、中の水が常に新しい水とかかわっていくようなことだというふうにお聞きしておりますけれども、町内でも 4 カ所程度の設置計画ということでもありますけれども、これについてもいろいろお聞きしますと、貯水能力はあるのですけれども、災害時、外的事象でいよいよ両端の入り口出口の水道管がとまって、その後水を出すとすると、出てくる量が何か非常に、そんなに強く出てくる、水道の蛇口をぐっと開くように出てくるようなものではないような感じのことをお聞きしているわけなのですけれども、災害時というのは、特に人がたくさん集まって、水がやっぱり、水を求めて集まってくるというときには、やっぱりこの整備計画とあわせて、それを吸い上げるポンプだとか、そういうものも整備をしていったほうがいいのではないかなというふうに思われるわけなのですけれども、この緊急貯水槽の関係、もう少し詳しくご説明のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（古川 稔） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） この緊急貯水槽、耐震性貯水槽といいますけれども、これにつきましては、今、議員さんおっしゃったとおりでして、ふだんは本管となっております。その径の非常に大きい大体 1,500 ミリから 2,000 ミリ程度の中で、それは実施設計の中で決まてきますけれども、おおむね 2,000 ミリといいますか、2 メーター程度の本管になるわけです。これに常時水を回しているという状況になっておりまして、何かありましたら両側に緊急遮断弁がついておりまして、それで遮断されることによって一つの水槽になると。それによって水を供給するという形になりまして、そのとき

に問題になるのは、その状態によりますけれども、ポンプがなければならぬという問題と、停電時であれば、それに伴う発電機等も用意しなければならないと。当然もうガチャポンでやるなんて時代ではございませんので、そういうような施設も含めて、実施設計においては検討しなければならないというふうに考えています。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） 緊急貯水槽につきましても、これはやはり避難所等との絡みもあろうと思いますけれども、今言われたとおり、かなり大きなものを地下に埋設するということですから、そこら辺も防災計画との本当に関連を持って取り組んでいただければありがたいと思います。

続きまして、札内福祉センターの関係についてお伺いしたいと思います。

札内福祉センター、先般の町長の行政執行方針の中でも、札内センターは改築に向けて検討に入るということで、強い町長の決意をいただいたわけでありましてけれども、その中で札内福祉センターにつきましても、非常に住民サービス等、住民の会議、催事、いろいろなものに利用されているということでもありますので、東コミュニティセンターとの施設機能の有効活用というお話も出ておりますけれども、その中におきましても、でき得ればやっぱり札内の地域の方のいろんなご意見をこれから参考にしていただいて、札内地域で使い勝手のいい、東コミセンと一体化の中で使える使い勝手のいい施設にしていただきたいと思います。

本町地区には庁舎を建てることに決定して、今進んでいるわけでありましてけれども、やっぱり札内の拠点となるセンターについては、これにつきましても幅広くご意見をいただいた中で、改築に向けて進んでいただきたいと思いますけれども、新聞発表等々あってから、いろんなご意見も町のほうに寄せられているかとは思いますが、そこら辺、改めまして町長のお考えをいただければありがたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁でも申し上げましたように、札内福祉センターの老朽化あるいは狭隘化、いろんなことがあって改築を決断したわけでありましてけれども、いろいろなこれからご意見があると思いますので、当然私どももそれらを大事にしていかなければならない。

それと、もう昭和49年の建物、今の時代と比べて果たして面積があれだけ要るか、あるいはもっと事務室などをふやさなければならないのではないかと、あるいは今の古い建物は南側にトイレがあったりボイラー室があったりというような状況ですし、もちろん東コミセンもなかったわけでありまして、それらも含めた中でこれから検討していかなければならないというふうに思っておりますけれども、庁舎の建設問題もありますので、そう早く着工できるということには、これはなかなか難しい面もあるのかなというふうに思いますので、今はまずいろんな課題を洗い出す中で、内部の調整を進め、さらにご意見をいただく中で、建設年次等についてもこれから先進めていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） これからより一層検討がされると思いますけれども、本当に町長の話にもありましたように、やっぱりある程度の建設年次も近いうちにはお示しすることによって、札内地区の町民の方々には、それまでの時間的スケジュールというのも示すことによって、より一層安心感と信頼感が生まれてくるのではないかなというふうに思うわけなので、よろしくお伺いしたいと思います。

また、窓口のサービス業務の向上でありますけれども、開庁時間も非常に、去年から春の異動の繁忙期に時間延長等々やっておりますけれども、これについてもより一層また周知をすることによって利用者はふえるのではないかと思いますので、今後とも引き続きよろしくお伺いしたいと思いますし、福祉相談についてはちょっとかなりプライベートな部分もあるので、これはその場面その場面の内容によって、即対応なのか取り次ぎなのか、多岐にわたるものですから、あろうかと思いますが、健康相談等につきましてもやっぱり札内地区のほうからも要望があったと思いますけれども、これにつきましては毎週、毎日開催していただけるということで、健康相談あわせて乳幼児相談等々もあわせて

できると思いますので、そこら辺も含めて取り組んでいていただきたいなと思いますし、住民票のコンビニの活用でありますけれども、これはコンビニにおきましては今のところ、住民票と印鑑証明がとれるように聞いておりますし、全国のセブン-イレブンがいち早く取り組んでくれているということで、町内にもセブン-イレブンがかなりの、四、五店舗あるということでもありますけれども、これについても非常に費用対効果があると思いますし、また住基カードの問題等々もあると思いますので、現段階としてはまだ検討中ということでもありますけれども、住民サービスの一番、日常で一番行くのがやっぱり印鑑証明と住民票だと思うわけなのです。その中で、今後に向けてのお考えをいただければ幸いですと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先日も音更の事例が新聞報道あったのですけれども、身近なところに先進地の事例もありますから、そういったところなどとも十分検討、研究をさせていただきながら対応していただきたいと思いますし、コンビニも今は1社でありますけれども、これは何ぼかふえていく可能性もあるやにも聞いております。そういったことが本当に住民の皆さんにとってよりよいサービスにつながるのであれば、これからも私どもも検討していかなければならないものだというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小川議員。

○1番（小川純文） このサービスについては、町内でなくて、全国どこでも住基カードを持っていれば住民票とか印鑑証明、特にいろんな出張とかそういう場面でも使えますし、いろんな家族の異動、例えば子供が異動するとか、そういう場面でもこっちまで来なくても済む。ただ、それに対しての費用がかかるわけでもありますから、これも住民ニーズを踏まえながら、また札内福祉センターの改築等とも視野の中で今後ご検討されて、住民サービスの向上に努めていただければ、より一層いいセンターになるのではないかなというふうに考えるわけなので、今後ともそこら辺の鋭意努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:09 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、齊藤喜志雄議員の発言を許します。

齊藤喜志雄議員。

○18番（齊藤喜志雄） 通告に基づき、学力向上対策とその成果について質問をいたします。

文部科学省は、昨年の8月8日、全国約1万校の小学6年生と中学3年生の約70万人を対象に、4月に実施した全国学力・学習状況調査（通称・全国学力テスト）の結果を公表しました。

5回目の今回は、従来の国語と算数・数学の2教科に加え、国際学会などで指摘されている理科離れの実態を調べるとして新たに理科を加え、実施されました。その結果、小学校6年から中学3年にかけて、理科への関心や意欲が低下する理科離れの実態が得点の分析や質問紙調査から裏づけられたとしております。さらに、都道府県別の結果については、上位と下位が固定化した状況に変化はなかったが、下位県の成績に改善が見られるとしております。

一方、北海道教育委員会は、平成24年度の教育行政執行方針の中で、本道の子供たちの学力について、平成26年度の全国学力テストまでに「全国平均以上」にすることを目標として掲げ、そのための重点施策を推進する中、昨年11月26日には4月に実施した全国学力テストの調査結果などを分析し、その報告書を公開いたしました。それを見ると、各教科の正答率は、小中学校全10教科中、中学国語Bで全国平均を上回ったが、ほかの9教科については全国平均を下回っており、上位県と比べて大幅

に低い深刻な状況にあると報告をしております。

また、受ける形で幕別町教育委員会も、11月の町広報誌730号をもって町内児童生徒の学力を、小学校6年生は全教科で全道平均を上回り全国平均との差はわずかとなっていることや、中学3年生も小学6年生同様、全道平均以上で、特に国語の活用や数学の知識及び理科では全国平均を上回っているという結果を踏まえて、学力向上の兆しがうかがえるとコメントをしております。

なお、文部科学省は、平成26年度の全国学力・学習状況調査の実施を、これまでの抽出方式と希望利用方式から07年度スタート時の悉皆調査方式に戻すとしております。

子供たちの学力の実態を全国的につかむという目的なら、5%の抽出で十分であると思われれます。毎年数十億円という莫大な経費をかけて全国一斉調査をやるというのは、統計的にいっても余り意味がないのではと思うところでもあります。

ともあれ、何かと課題の多い全国学力テストを視野に入れた学力向上対策について、次の3点から教育長の所見をお伺いいたします。

一つ、この1年間の学力向上の取り組みの事例とその成果について。

二つ、道教委の結果報告書の有効活用の取り組みについて。

三つ、新年度の学力向上への町としての施策について。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

「学力向上対策と成果について」であります。

全国学力・学習状況調査につきましては、平成19年度より文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上を実現するために実施しているものであり、本町におきましても、子供たち一人一人が将来自立して生きていく上で、日常生活に直結し、特に必要となる基礎的な内容を確実に身につけさせるため活用しようとするものであります。

ご質問の1点目、「学力向上の取り組みの事例とその成果について」であります。

ただいま申し上げましたとおり、学力向上の取り組みの狙いは、子供一人一人が将来自立して生きていく上で必要となる基礎的な内容を確実に定着させることであります。

そのためには、いわゆる形成的な評価の視点から、ここまではできるがこれではできないといった、子供一人一人の定着の状況を捉えることが第1ステップとなるものと考えております。

子供一人一人の定着状況につきましては、これまでも単元テストや定期テストなどで把握しておりますが、より基礎的な内容に焦点化し、しかも系統的につまづきのポイントを把握するため、全国学力・学習状況調査や道教委が発信しているチャレンジテスト、さらに学校によってはCRT学力検査などを活用しているところでもあります。

このようにして把握した定着の状況を念頭に置き、いわゆる「振り返り学習」「繰り返し学習」「ノート指導」「読書指導」「望ましい生活リズムの定着」などの具体的な手だてを講じることが、学力向上に向けた第2のステップとなるものと考えております。

町内の小・中学校では、学校全体の取り組みとして、例えば「書く」という領域の単元テストにおいて8割以上できる児童を80%以上にするとか、毎日30分以上、家庭学習をする5・6年生を90%にするといった数値目標を設定し、授業改善や家庭学習の習慣化に取り組んでおり、小学校6年生につきましては、こうした取り組みの成果を毎年2月に実施するCRT学力検査でも検証し、その後の指導につないでいるところでもあります。

学力向上の取り組みについては、一人一人の持ち味やつまづきを見取ることや、個々に対応した学習支援、学習指導の取り組みが大切であります。

本町における実践例を申し上げますと、書くことが苦手な子供の多い学校では、国語科を中心に個に応じたノート指導や短文記述の指導を展開し、少しずつではありますが、書く力の向上が見られているところでもあります。

また、授業の中では十分理解できなかつたところについて、放課後、個別に指導を受けることができる体制を整えている学校もあり、子供たちが放課後学習に自発的に参加しているところでもあります。

次に、ご質問の2点目、『全国学力・学習状況調査・北海道版結果報告書』の活用についてであります。

昨年11月に公表された本報告書の構成は、「結果のポイント」「教科に関する詳細データ」「質問紙に関する詳細データ」の3点から成っておりますが、本町の小中学校では、これらを二つの視点で活用しているところであります。

その一つは、それぞれ自校の傾向と全道的な傾向を比較分析し、学校としての重点や方策を検討する際の資料として、また、もう一つは、子供たち一人一人の課題を分析的に捉えるための資料として活用しているところであります。

例えば、教科に関するチャート図は、書くこと、読むこと、数と計算、図形など、小学校は20、中学校は17の領域等について、全国、北海道、十勝、秋田の平均正答率を図にしたものですが、このチャート図に子供一人一人のデータを重ね、個別の指導ポイントを探る際の資料として役立てております。

ご質問の3点目、「新年度の学力向上に向けた施策について」であります。

学校現場においては、子供一人一人のつまずきや可能性を見取り、個に応じた学習指導、学習支援の充実を図っていくためには、マンパワーが必要になってまいります。

そのため、平成25年度については、現段階での話ではありますが、指導方法工夫改善に係る加配措置等で道費負担職員10名の配置が見込まれており、この中には、「小学校における教科担任制の試行的実施」により、小学校の理科を専門に担う職員の配置も予定されております。

さらに、平成24年度は3名配置されておりました退職教員等人材活用事業についても、引き続き配置要請を行っているほか、特別支援教育支援員につきましては、平成24年度は23名の配置でありましたが、今年度は8名増の31名を配置する予定であります。

また、学校を離れてからの学習支援につきましては、長期休業中、町内4会場で実施している夏休み学び隊、冬休み学び隊を今年度もボランティアの方々の協力を得る中で、継続してまいりたいと考えているところであります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） それでは、再質問をさせていただきますが、最初に、ただいまの答弁を受けて、幕別町の教育関係者あるいはその教育活動等々の充実、努力、そんなものがあって、過日の新聞報道等でも示されているとおり、非常に高い水準の中で本町の児童生徒の学力が推移していることに対して心から敬意を表し、取り組みがきめ細やかに行われている証拠なのだろうな、そんなふうの評価をしつつも、しかし先ほども申し上げましたとおり、この学力テストについては、全道的にはさまざまな波紋を呼んでいるというところから、少し質問をさせていただきたいというふうに思います。

とりわけ、この学力向上の取り組みをめぐっては、平成26年度の全国学力調査までにこの本道の学力を全国平均以上にするという道教委の大きな目的のもとで、道内においては低い地域、低い学校、そういったところが非常に心配な動きをしております。

ご案内のとおり、ある市では、13年度から5年間で全道平均を上回る数値目標を掲げた〇〇市教育推進基本計画、いわゆる何かというと、学校教育に数値目標を取り入れてその現場に実践を求めるといふ動きや、あるいは議会が基礎学力を保障する条例、それも学力向上に特化した条例を制定する動き、今さら私が申し上げるまでもなく、国語、算数、理科、学校教育というのは3領域にわたってトータルとして子供たちが将来生き抜くための学力を培っていくという、そういう性質からいけば、こういう、ある一部に特化した形で学校教育を推進していこう、強化を図っていこう、非常に危ないなというふうに私は思っております。とりわけ、読み書き計算の知識・技能、これをもって基礎学力と、

こういうふうにして定めて、そして基礎学力保障条例なるものを制定して、各現場に努力を迫ってこういうスタンスは、非常に全人格を形成する学校教育としては、課題が多過ぎるのではないかというふうに思っています。

一方、家庭の責任を過度に強調する余り、低学力の原因を個々の家庭の子育ての問題に矮小化していくような、そういう動きすら見られるという状況になっております。

私は、こうした一連の動向を踏まえるとき、道教委の全国平均という目標設定は平均点を上げることそのものが目的にこのテストはなっているのではないかな、ひとり歩きしているのではないかなと思うところであります。ぜひこういった動き、そういったものについて現場を預かる教育長として、どのような所見をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 全国平均以上を目的とする考え方についてであります。全道の平均正答率が低いという部分につきましては、習得することが望ましいと国が判断した個別の学習内容が、他県から比較して低いと、身につけていないという事実を示すものというふうに理解をしております。これを我々はしっかり押さえて、社会に出て自立するための必要最小限の学力を保障する、自立して取り組むということが、私どもの改善の責務ではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、道教委が言うところの全国平均以上という考え方につきましては、一人一人の学力を向上させた結果として、北海道全体では全国平均以上を目指しているのではないかという趣旨であろうというふうに認識しているところであります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） あえて言わせていただければ、本来、学力テストの目的というのは、全国の小中学校の学力・学習状況を調査して、そして学習状況の改善に役立てるためとして実施されているものであることは、もうご案内のとおりであります。

現在の自治体間やあるいは学校間、さらには児童生徒個人の順位づけ、ランクづけばかりを競うような方向での、これは後からの本町の新しい施策とのかかわりも出てくるかと思えますけれども、非常にそういう意味では心配なところがあります。

そんな観点から少し申し述べておきたいというふうに思いますが、顧みますと、全国テストは小学校6年、中学3年生の全員を対象にした悉皆調査で始まりました。10年度からは3割の抽出となりました。しかし、北海道を初め全国の多くの県は、いわゆる希望調査制という形をとりながら、実態としては悉皆調査に限りなく近い状況でこの調査が行われております。しかし、北海道もそうなのでしようけれども、その論の背景となっているものは何かといえば、全校調査にして、各校の全国レベルの位置づけ、ランクづけができるようにすべきという意見も、これはもう間違いなく根強くあったわけでありまして、したがって国は数年に1回悉皆調査をすることとしました。たまたま今年度の今年はその年に当たるのですね、5年に1回という形の中での悉皆調査ということになっておりますが、ただ、前段の質問のときにも申し上げましたとおり、非常に危ないのは、恐らく全国の要望もあるからという形で悉皆調査でやろうということで、文科省予算の中に約50億円の予算を盛っているところであります。

なぜ私がこのところを非常に心配するかなという、ぜひ思い起こしていただきたいと思うのは、旧テスト、僕たちはよく一般的に昭和のテストと言っていますが、昭和のテストのときも悉皆と抽出があったわけですが、悉皆については多くの識者の間でも疑問の声があったところです。とりわけ、一斉というテストがもたらす弊害を考慮すると、児童生徒の学力の実態を全国的につかむというそういう目的であるならば、5%の抽出で十分ではないかということが大勢を占めておりました。そんなに被害があったのかとおっしゃられるかもしれませんが、これはもう僕たち現場に立っていた者にしてみれば、ご存じのとおりです。都道府県間、これ現状、既に起こっております。都道府県間、市町村地域間あるいは学校間、もっと激しくなっていくってクラス間の激しいテスト競争が起きて、点数を上げるためには手段も選ばないというような方針が全国のあちこちで起こり始めた。

もっと端的な表現をさせてもらえば、いわゆる障害児学級所属の子供たちはあした休みなさいまで起こったところもあった。これはご案内のとおり、四国のある県ではそういうことを行いました。そういう事態にまでいってしまうということで、そこが非常に悉皆調査というのは心配な、なおかつランクづけをすると、だんだんエスカレートしていかないかな、そういう心配を持っております。要するに点数を上げるためには手段を選ばないという事態までがあらわれる中で、子供たちはそのはざまでも翻弄されていたと。一番被害を受けるのは子供だ。のけ者にされる。

先ほどチャレンジテスト、決して否定するものではありません。否定するものではありませんけれども、北海道においても上げるべくしてチャレンジテストの導入を盛んに行って現場に押しつける状況があるのですよ。いや、教育長、ごめんなさいね、私の町村はやっていないかもしれません。しかし、そういう実態があって、それも正規の授業の時間の中で行えないから放課後行う。これ先ほど放課後フォローするというのは、教育長おっしゃったとおりだと。放課後ということになってくると、みんな一定程度の点数を超えた者はグラウンドで部活動をやっているけれども、僕は残されてこの補習授業、名目は何ですかといったら補習授業、補習を受けなきゃいかんもんねと言って、そういう常に被害を受けてきたのは誰かなといったら、くどいようですけれども子供たち、子供たちがそのはざまの中であえぎ苦しんできた。やがて何にこれが発展したかといったら、校内暴力ですよ。校内暴力へとつながっていった。そんなこともあって実は、悉皆調査というのはなくなっていった。なくなった。

学習指導要領改訂の1年前、したがって5年に1回という形で全国的な状況を把握して、そして、施策としての改善につなげていくという、そういう方式がとられた。そういう意味で言うと、私はこの悉皆調査というのは必ずしも望ましくないな、本当に大丈夫なのかなという心配をしております。幕別町に怒っているという意味ではないので、そここのところは誤解のないようにしておいていただきたいと思います。

そこで、もう少し話を進めさせていただきたいのですが、毎年公表されている調査結果の報告を見ても、最後はともかく、この道新だとか、それから勝毎にも報道されているように、最後はそんなにあれだとしても、毎年違ってきているとしても、大筋はいつも同じ結論が繰り返されている感が私は否めません。特に学力の相対評価について、知識問題に比べ応用・活用問題が苦手(国語、算数・数学)といった傾向ですね。これは07年度の現行テストが始まって以来、ほぼ変わりありません。一体これはどうしたことかと思うのであります。

調査結果にあらわれてきた本来の目的は、欠陥を見つけてそれに対処する手だてを打つのが調査の目的だというふうに考えるところですが、毎年のように同じ欠陥が指摘されるのは、その手だてが必ずしも十分に打たれていないということを意味する。このあたりについては、教育長はどのようにお考えか聞かせてください。

○議長(古川 稔) 金子教育長。

○教育長(金子隆司) 確かにご指摘のとおり、知識と活用の力につきましては、活用に課題があるというふうに一般的に言われております。子供たちの側に立って考えますと、活用する力は基礎的な基本的な知識の定着、これがベースになっていると、そういうことだろうというふうに私は思います。したがって、一人一人の個に応じた基本的な知識や技能、そういったものをベースにすべく、教育活動、指導工夫があつていいのではないかとというふうに理解をしているところであります。

以上です。

○議長(古川 稔) 斉藤議員。

○18番(斉藤喜志雄) そういう点では思いが一致しているところがあるのかなと、こんなふうに理解をしたところであります。調査はあくまでも手段ですよ。目的ではないというところを前段の目的というところから含めて、どうしてもお話をしておきたいのですが、目的はない。したがって、どんな精密なテストを繰り返しても、改善すべき問題点に対応する手だてが十分に打たれていなかったとしたら、そういう状態が続いたとしたら、これはまことに50億円というお金は、それ以上言いませんけれども。と私は思っているのです。そういう意味で言うと、ぜひともこのあたりは国に再考、一考を

求めていっていただく手だても必要かなということも思っています。

もっと、とりもなおさず突き詰めて言えば、抽出5%、毎年やる必要はなく、3年ないし5年に1回で足りる。そこで整理された問題点あるいは課題、そういったものを学校の教科書等に転嫁していくことが最も合理的であり、かつ効果的であろうと思うところであります。

もっと細かいところは、先ほども幕別町がやってあるCRTなんていうのがあって、そしてもっと広い教科を含めた中で、実は子供をしっかり手だてを講じていってくれている。私は、ある意味で幕別の子供たちの学力水準が、そういう形で全国あるいは北海道の中でもトップ、自分でそう言うてはいかんかもしれませんが、そういう位置にいるということは、そういう実は現場での涙ぐましい努力と、教育委員会のそういう予算手だて等々が施策の中で打たれているからだということ、僕はぜひ全道に訴えていっていただきたい。間違っても条例制定で学力向上を求めるだとか、そういうスタンスには立たないでほしいなど、こんなふうに思っております。

そういう意味で目的論のところは終わらせていただきますが、もう一つあるのだな、ごめんなさいね。全国学力テストの目的の一つに、各答案を児童生徒のその後の指導に生かすとされています。具体的にどのように生かされているかお伺いをしたいのですが、先ほどもちょっと述べていただいておりますので、繰り返しになって恐縮ですが、そこで答えていただいても結構ですので、どのようにお考えかお聞かせください。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほども答弁をいたしておりますが、個に応じた、子供一人一人ですから得意なところもあれば、つまずきもあります。これらを把握しまして、繰り返し学習あるいは振り返り学習などを徹底して行っているところであります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） 繰り返しになって申しわけございません。申すまでもなく、このテストは小中学校のそれぞれ最終学年が対象です。しかし、この目的の中では、先ほども言ったように指導といっているのですね。実際にそれが果たされているかというところが、大きく問題になるというふうに私は思っています。果たして本当に、十分にテストの結果を活用しながら指導というものが行われているのかなということ。とりわけ現場で多忙な先生方には、そのことは大変な負担になるであろうと思いますし、実際今回、中3で受けた生徒は小6のときにもテストを受けているのですよ。受けていますよね。しかし、前の指導成果が、前の指導成果というのは6年生のときに受けた成果が、それでは中3になったときの成果に出ているかといったら、それは全く見えてきませんね。全くと言っていいくらい見えてきていない。だから、そういう意味で言うと、この目的というのは果たして本当に大事なのか。

僕は、もっと言うと、先ほど言ったCRTをやっている。あれは3年生、4年生ぐらいで使っているのかな、いわゆる指導にも、またさらに使える余裕があるのですよ。卒業していってしまったら、子供はもう離れていってしまう。では、中学校にその申し送りがきちんとなされているかといったら、それは残念ながら、なされていない。観点別評価のところでは丸はついているかもしれんけれども、それはあくまでもそれだけであって、こういうところがということになかなか届いていないというのが実態ではないか。中学3年生で受けた者は、高校へ行ってしまうから。高校でそんなものの結果が報告されるなんていうことには決してなっていない、内申書の中で。そういう意味では、この目的について、いささかもっと有効な手だてを講ずる方法があるのではないかな、本当に子供に返していくとすればと考えているところであります。特別回答を求めはしませんので、そんなことを考えているということをお話して先へ進みたいというふうに思いますが。

いずれにしても、私は、全国学力テストの結果を教科指導の改善に役立てることもさることながら、それはもう当然だと思っておりますが、少人数学級の早期実現やゆとりある教職員の配置といった、子供たちにとって学びやすい教育環境の整備こそが学力向上にとって最も大事であり、急がれる課題と考えるのですが、その点にかかわって所見をお伺いいたします。

なお、幕別町は、先ほど前段でも申し上げましたとおり、格別の支援員等々を確保しているということの評価しつつ、しかし、もう一方で国として道としてやらなければ、平均点以上を求めるのであれば、さらに今申したようなことが当然求められなければいけないのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） おっしゃるとおりだと思います。先ほども答弁いたしておりますけれども、全道にかかわる指導工夫改善の加配、あるいは退職員の人材活用事業、あるいは教職員の専任化・専門化に伴う試行などなど、道としても一定の配慮はしているかというふうには思いますが、それで十分かどうかとなりますと、これは十分とは言い切れない。何といたしても、国の財源が、あるいは道の財源がもとになっている教職員定数、これを早くに改善すべきだというふうに私は基本的に考えています。

なお、私どもの町は、いろいろな理解のもとで、特別支援教育の支援員がそれなりの数が配置されております。いろいろ困り感のある子供を支えるというだけの職務ではありませんで、いわゆる少人数指導や指導工夫改善等についても活用できる仕組みになっております。これらを総合的に絡めながら、子供たちの基礎学力の習得に努めていきたいというふうに思っているところです。何といたしても国が人材にお金を使うというような観点に立った施策を私どもは求めているところであります。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） もとより指導法の改善とそれから学びの環境整備は、もうこれは両輪であるところでの答弁かというふうにお聞きをいたしました。

そこで、ぜひこれまたお願いしておきたいなというふうに思っているのですが、教育行政、数ある教育の段階の下に教育行政がある中で、最も学校現場に近い立場にあるのは町教育委員会であり、教育長であります。同時に、現場の実態を最もよく把握し、かつよき理解者でもあるというふうに私は思っております。そういった意味合いでは、定数改善や必要な予算の確保も含めて、国や道への改善に向けた粘り強い働きかけを期待しておきたいというふうに思います。

再質問の次へ移らせていただきます。

2月7日の北海道新聞によると、苫小牧のある市立小学校が、1月末に発行した学校便りに道教委が昨年11月に公表した全国と道内分に加え、市内分と同校の教科ごとの平均正答率をそれぞれ表にして掲載し、保護者に知らせたことが報道されました。

結果の公表については、市町村教委や各校の判断に任されているということはもう私も十分承知をしていますが、公表のあり方について、当然教育長なりの所見がおありかというふうに思いますので、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 数値による結果公表につきましては、苫小牧の事案が今申し上げられておりますが、まさにそのような矛盾を抱えております。序列化や過度の競争を生まないということが、文科省の学テガイドラインに明記されているところでもありますから、そこから逸脱するようなことについては問題があるというふうに思いますし、私ども十勝の教育長会議におきましては一定のガイドラインをつくっています。当然として小さな町村、小学校が1校、中学校が1校なんていう状況のところもございますので、学校ごとの成績等については公表しないというふうになっております。文科省はそれぞれ自己の判断あるいは市町村の判断とっておりますが、その前段には過度な競争優劣化につながらないという大前提がありますので、その大前提のもとでこれからも判断をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○18番（斉藤喜志雄） そうなのですね。それぞれきちっと申し合わせをしてあれしないと。これ苫小牧も同じですね。苫小牧市教委は、学校間の序列化や過度な競争につながるとして、数値を公表しないように各校に指示をしていた。しかし、それぞれの学校が単独でこうやって破って、そしてやる。

その根拠となったのは、各学校に任されているという、そのところをとりながらあれした。こういうことが実は、前段で話したいいわゆる競争をあおったり、過激なあれになってはまずいからということで配慮されているところが、ひとり歩きが始まっているというのは現実であります。

こういう学力テストというのは、こういういわゆる順位が出てくるという関係からいうと、そういう極めて心配な要素を持っている、これ一つの左証だというふうに私は思っています。市教委もしたがって数値を公表しないよう各校に指示していたにもかかわらず、よその学校も含めて指標化して、恐らくこの学校はよかったのでしょう。私の学校はこんな立派なあれをやっていますというのは、これはいささか国の施策としてやろうとしてやっているものを、そういう形で売名行為に利用するというのは、極めて教育に携わる者としての扱うべきあれではないというふうに私は思っておりまして、非常に腹立たしい思いをしているところでもあります。

いずれにしても、どんなになったかという、同校は該当部分を差しかえて作り直した、教育委員会の指導を受けてそんなふうに変更してまた配ったというふうにお聞きをしているところでありますが、ご案内のとおり、道教委は学力テストを想定した練習問題であるチャレンジテストの実施などを学校現場に求めている。その実施の有無をもって、それが全てではありませんが、教員加配の要件としている部分もあったりして、順位づけ、ランクづけにとらわれた教育を推し進めている状況を踏まえるとき、ぜひとも結果の公表については、現状十勝の教委連が申し合わせをしているような、そういう最低そのくらいなどの基準は守っていただいて、今後もご努力をいただきたいなというふうに思っております。より慎重であるべきというところを強く訴えさせていただいて、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○3番（東口隆弘） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、忠類地域における教育委員会事務局体制について。

大阪市立桜宮高校バスケットボール部主将であった2年男子生徒が自殺をした問題をきっかけに、全国の学校内での体罰が数多く報道されている。また、いじめによる問題もいまだ減少することなく、多数発生をしている。

本町におけるいじめの実態は、さきの議会で「いじめ緊急調査」の結果報告により明らかにされたところではありますが、少数とはいえ、いじめの実態はあることであります。現在発生していない学校においても、今後発生しないとは限らない問題であると思われまます。

いじめや体罰の問題については、学校を初め家庭や教育委員会、そしてそれを取り巻く地域全体で取り組まなければならない重要な問題であります。しかし、現在の教育委員会事務局の忠類総合支所における体制は、小中学校各1校ずつ設置されているにもかかわらず、生涯学習課の機能はあるが、学校教育課の機能はなく、職員の配置は1名のみである。

この状態では、忠類地域の住民が学校内での問題に関し忠類総合支所に相談したくても、門戸を開いていない状況と言わざるを得ない。この状態に対しては、忠類住民会議でも議論されているとお聞きをしておりますが、以下の点についてお伺いをいたします。

①平成20年4月の組織機構の見直しで、学校教育の事務分掌を廃止し、出先を除き正職員2名体制になり、平成23年4月の人事異動により係職1名体制となったが、この体制では学校教育課の業務を遂行できないと考えますが、いかがでしょうか。

②合併時の調査項目の中で、「総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスの提供をする総合行政機関とする」云々とした理念を踏まえ、今後の組織機構の見直しの中で体制の強化を図るべきと考えるが、いかがでしょうか。

2、冬期間における避難所開設の課題と酪農業に対する災害対策について。

2月2日深夜に発生した十勝中部を震源とする地震では、浦幌町で震度5強、帯広市や幕別町でも

震度 5 弱を観測しました。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 2 年が過ぎましたが、改めて地震などによる災害が身近に発生し得ることと認識をしたところでもあります。

今回の地震では、町内では幸い大きな被害は発生しませんでした。管内では浦幌町、池田町、清水町で停電が発生し、また豊頃町札内地区では配水管から漏水し、37 戸が断水をするという被害が発生をしております。

今回の地震では、避難所開設に至ることはありませんでしたが、冬期に大規模な災害により避難所を開設しなければならない事態が発生した場合、多くの課題があると考えますが、以下の点についてお伺いをいたします。

①町防災計画の見直しに当たり、課題等を洗い出すこととなっていました。冬期間の避難所を開設する場合に、町としてどのような課題があるかと認識しているか。

②冬期間の避難所開設には暖房施設が不可欠であり、停電している事態も考えられ、反射式の石油ストーブやカセットガスを利用したガスストーブ、あるいは発電機などの機材をあらかじめ用意する必要があると思うが、それぞれの避難所においてどのような用意をしているのかお伺いします。

③停電もしくは水道が断水をした場合、一般の町民生活だけでなく、酪農家にも深刻な影響が出ると危惧するところでもあります。町として、あらかじめ想定している対策はあるか。また、畜産農家の確保があらかじめ備えておく必要のあり、貯水タンクや三相の発電機の購入、あわせて外部電力を接続する工事等も必要になるが、それらに対する補助制度は考えられないか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「忠類地域における教育委員会事務局体制について」であります。

平成 18 年 2 月に管内で唯一の町村合併を成就し、8 年目を迎えたところではありますが、この間、事務事業の効率的な執行を図るための組織機構の見直しが不断に行われてきたところでもあります。

忠類地域の教育委員会事務局体制につきましても、平成 20 年度から学校教育に関する事務分掌が本庁に集約され、現在は、生涯学習係として正職員が 1 名、嘱託職員が 1 名、臨時職員 1 名が配置されているところでもあります。

ご質問にもありますように、いじめや体罰など今日的な問題を初め学力、体力の向上、子供たちの安全・安心の確保など、教育の現場においては、喫緊の課題を数多く抱えておりますことから、家庭、学校、地域がしっかり連携し、それぞれの役割と責任を果たしていくことが、これら課題の解決につながるものと考えているところでもあります。

こうした状況における本町の学校教育課の業務についてであります。「学校教育施設の設置、管理、廃止及び整備に関すること」「学校の組織編成、教育課程、生徒指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること」「児童生徒の就学奨励及び援助に関すること」などとしており、学校教育推進上の管理業務にかかわる事務が主体となっております。

ご質問にあります「いじめや体罰など学校内の問題に関する相談」につきましては、学校教育課において対応いたしておりますが、その相談件数そのものは決して多い状況ではなく、万が一、問題が発生した場合には、学校教育課の職員が保護者宅や学校に出向いての面談や、必要に応じて子どもサポーター、スクールカウンセラーを交えての相談などという手順が一般的であり、幕別地区、札内地区、忠類地区の全ての地区で同様の対応を行っているところでもあります。

ご質問の 1 点目、「学校教育課の業務遂行について」であります。

ただいま申し上げましたように学校教育課が担っております事務分掌は主に管理部門が中心であり、住民の皆さんへの直接的なサービス提供という面でも、極めて限られた業務で件数も多くない状況にありますので、合理的で効率的な組織機構の観点からも、忠類総合支所に学校教育課の事務分掌を担う専任の職員を新たに配置することは難しい面があるものと考えているところでもあります。

次に、ご質問の 2 点目、「組織機構見直しによる体制の強化について」であります。

ただいま申し上げましたように、学校教育課専任の職員の配置については、難しいものとは考えておりますが、忠類地域住民会議の中でも現在ご協議しているところとお聞きをいたしております。

今後、それらご意見や幕別町全体の適正な職員配置を見通す中で、町長部局と今後のあり方について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上で、東口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「冬期間における避難所開設の課題と酪農業に対する災害対策について」であります。

ご質問にありますように、2月2日に発生した震度5弱の地震では、町内において幸いにも大きな被害が発生いたしませんでした。他町村では停電や断水などの被害が報告されております。

また、地震災害以外にも冬期間では、暴風雪による停電や、地吹雪による吹きだまりによる交通の遮断により道路上に車が立ち往生するなど、今月2日から3日にかけて道内で9名の方がお亡くなりになるなど、冬期間の災害の克服には多くの課題があるものと認識いたしております。

ご質問の1点目、「冬期間に避難所を開設する場合の課題について」であります。

現在、幕別町地域防災計画の見直し作業において、国の災害対策基本法や北海道防災計画を基に、最大震度の引き上げによる地震対策や新たに津波対策と避難計画、加えて災害対策本部機能と住民への情報伝達手段の確保などの視点をもって課題の整理に取り組んでいるところであります。

ご質問にあります「冬期間の災害による避難所開設の課題」につきましては、積雪寒冷という気象条件の中で、高圧送電線事故などによる大規模な停電などライフラインが寸断された場合の対応策、降雪や家屋の倒壊等により交通網が遮断された場合の避難路の確保、災害弱者の安否確認並びに避難誘導、備蓄品等の充実などが課題であると整理いたしているところであります。

また、今回の地震発生時には、地震発生直後から職員が登庁し災害対策に当たりましたが、大雪など災害の要因が重複する場合には、交通事情によっては職員が徒歩での登庁となり、その対策がおくれることも想定されます。

その場合には、災害対策本部と現地連絡室を同時に立ち上げるなど、災害の情報収集と避難所開設指示などの指示系統の迅速な立ち上げも課題になると考えております。

さらには、現在、備蓄品は幕別地域、札内地域、忠類地域にそれぞれ1カ所、備蓄庫を整備しておりますが、避難所への備蓄品の搬送業務体制の確保も検討課題に掲げ、見直し作業に取り組んでいるところであります。

ご質問の2点目、「避難所の暖房設備について」であります。

現在、町が進めている備蓄品目と数量につきましては、さきの小川議員のご質問にお答えいたしましたように、地域防災計画に基づき整備を進めておりますが、災害により停電となることも想定されますことから、冬期間の対策として、停電時にも使用可能なポット式石油ストーブ49台と発電機19台を備蓄しております。

避難施設の被災状況にもよりますが、100ボルトの電力で使用できる石油ストーブが設置されている施設においては、備蓄している発電機によって石油ストーブと照明器具の電力を確保してまいりたいと考えております。

また、町内の避難所全てに備蓄品を配置することは、避難所となる施設の運営状況や管理上の問題から困難でありますことから、現在は5カ所に集約し備蓄をしておりますが、災害時に避難所の開設を決定した場合には、避難所に備蓄品の搬送を行うとともに、当該避難所担当の職員を派遣して対応いたしてまいります。

加えて、大規模な災害が発生した場合には、町の備蓄品だけでは対応が困難となりますことから、町内の企業との防災協定に基づき、暖房機や発電機等を優先的に提供いただくこととしており、今後も引き続き、防災備蓄品を初め災害時の対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「酪農業に対する災害対策について」であります。

初めに、停電時における水道水につきましては、本町の上水道及び簡易水道施設には、自家発電装置を設置しておりますことから、給水は可能と考えておりますが、地震等により大規模な断水が発生した場合の対応といたしましては、飲料水の確保が優先されますことから、さきに小川議員のご質問にお答えしたとおり、幕別、札内市街地には耐震性貯水槽の整備、忠類地区においては給水車での対応を考えているところであります。

大規模災害の発生に伴う停電又は断水は、農業、とりわけ酪農業にとりまして大きな影響を与えるものであり、搾乳牛は搾乳間隔が16時間を超えると、乳量や乳質の低下、乳房炎の発生などが始めると言われており、また搾乳牛は1日に約130リットルから170リットルと、大量の水を必要としていることは十分認識いたしているところでありますが、被害の状況・規模、被害地域などによってさまざまなケースがありますことから、状況に応じて可能な限りの対策を講じているというのが現状であります。

次に、貯水タンク、発電機の購入及び受電設備の工事費等に対する補助制度についてであります。十勝管内の状況を確認いたしましたところ、受電設備の工事費用の対応のみであり、町と農協で補助しているのが1町、農協による補助が1町、中山間直接支払交付金事業による共同取り組みが1町の、合計3町であります。

本町におきましては、一つの農協管内の全戸で発電機と受電設備の整備が完了しておりますことから、受益者負担公平の原則の観点から、新たに補助制度を立ち上げることは難しいものと考えておりますが、今回ご提言いただきました他の対応策を含め、ゆとりみらい21推進協議会において議論をしていただきたいというふうに考えております。

以上で、東口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、この際、14時15分まで休憩いたします。

14:01 休憩

14:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東口議員。

○3番（東口隆弘） それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、忠類地域における教育委員会事務局体制についてのご答弁を受けまして、私のほうより質問をさせていただきます。

学校教育係の職員増員は無理ということですが、学校、家庭、地域の間を結ぶ役割も教育委員会にはあると思われしますので、いかなる方法でも結構ですので、ぜひとも教育係の設置を求めたいというふうに思っております。これはご回答は結構でございます。ぜひとも考慮をしていただきたいというふうに思っております。

次に、合併論議の中で、総合支所職員が27名まで削減することが達成できました。その中で、将来、総合支所が支所となるのではないかというような心配をする住民の声が聞かれます。長年にわたり総合支所機能の担保を最優先に考えていただきたいというふうに思いますが、その点について将来的なお考えをいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 合併時の約束事で、総合支所として位置づけをさせていただいておりますので、これを例えば支所ですとか、出張所ですとか、そういった名称に変える予定は全くございません。総合支所という機能をもって忠類地域の行政を担当していただくという考え方は、変わらないというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 総合支所としての機能を担保するための職員数というのは、いろいろな考え方があろうかと思いますが、現状のこの27名という正職員数についての推移の考えはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 昨年の暮れに1名退職したものですから、現状27名なのですけれども、当面は28名体制でいきたいというふうには考えております。

それで、総合支所の機能そのものが、まだまだ将来的には、それぞれのその時代時代の事情等に照らし合わせながら変わっていくものだと考えておりますので、今、最低限何人必ず置くというようなお答えはできませんけれども、今の現状に合わせた人数は確保していきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 住民の不安を解くような体制の二十七、八名というふうなお答えをいただきました。また、今後についても、時代の流れ等によって職員数は変化していくのかなというふうに思いますが、それらについても住民の皆さんに承知をいただけるような方法をとっていただきたいというふうに思います。

それでは次に、冬期間における避難所開設の課題と酪農業に対する災害対策について再質問をさせていただきます。

各避難所に指定をされている施設の耐震性の確保について、もしおわかりでしたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 現在、37施設を避難所として指定をさせていただいておりますが、そのうちのひとつが札内福祉センターとそれから札内の東コミュニティセンターということになりますので、38施設を分母と捉えますと、そのうち57年以降が15、56年以前が23でありますけれども、既に耐震化が確認できたものや耐震化済みのものを入れますと、38のうち30に耐震性があるものと現状では捉えております。ですから、八つについては、現段階では十分な耐震性は確保されていないということでございます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 耐震性が確認をされていない施設に、もしかのときに避難をしなければいけないというようなことは、住民としてどうなのかなと思うのですが、それらについての対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 現状8施設、耐震性の確認ができていないのですけれども、ただ、これらの施設は平家建ての家屋でありまして、現状では木造ですので、どの程度の耐震力があるかということの評価がなかなかしづらい。図面が残っていない施設がかなりありますので、図面で判定ができないというところがあるのです。そういった問題も、今後、調査をしていきたいとは思っておりますけれども、平家木造については、今後建てかえも視野に入れながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 先ほど来、小川議員よりもこの防災に対しましてはご質問があり、また同じような質問になるわけですが、災害というのはいつ起こるかわからない。もしかしたら、今これから起こるかもしれないというような、かもしれないばかりのような状況にあらうかというふうに思いますので、避難をされる方が安全に避難をできるような対策等を講じていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど災害時の職員の災害本部、もしくはその最寄りの対策本部といいますか、対策室に集合する場合に、副町長が、酒に酔っていたり不在、地元の家にいない職員については、本部に集まらなくてもいいようなお話をされておりましたが、これは北海道とか管外に出ているような職員の方々は集合することは当然できないと思いますが、お酒を飲んでいても、歩いてもしくは自転車で

も一度集めて、例えば5分で対策本部に集まることができる職員が何人いるのか、5時間とか6時間かかってでも、どこに集まるかわかりませんが、どのような状況で職員のみんなが集まることができるのかということ、やっぱり調べてみる必要があるであろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 先ほど私の説明が足らずで申しわけないのですけれども、お酒を飲んでいても、近所に同じ職員、例えば本庁舎に勤めている職員がいる場合は同乗して出てきた職員もおりますし、あるいはご家族の方に送っていただいた職員も当日はおりました。私が先ほど申し上げたかったのは、たまたまお酒を飲んでいて車を運転することは当然いけませんので、そういった方もいらっしゃるのだなという思いをもって、その後の説明をしなかったのが先ほどの私ですので、申しわけないと思います。

ただ、こういった状況においても、まず対策本部の設置される場所に職員は集合することになっていきますけれども、それぞれのところに赴くことができなければ、一番身近な連絡室を設置しますので、そういったところに必ず連絡を入れるなりそこに赴くようにと、こういう指導をしまいたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） よくわかりました。マニュアルをつくって、そのもとで動くということが、やっぱり職員の皆さんも動きやすいだろうと思いますし、非常事態、不安に思わなくても、ましてや不安に思う職員の方々を目の前にする避難をされた方々というのは、もっと不安になると思いますので、マニュアルというものをしっかりとやっぱり検証、検討していただきたいというふうに思います。

また、次に移りますが、避難所が37カ所ということでしたが、それぞれの避難所に職員の配置というのはするのでしょうか。細かく町民会館だとか、札内だとか、忠類のコミセンだとか、それぞれの公区の会館だとか、いろいろな規模の施設がありますが、代替の職員を配置することがあるのかなのか、もし忠類のコミセンであれば、あの程度の規模で何人が集まるのか、ちょっと集まれるのかわかりませんが、職員というのが配置をされるのかどうなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 避難所には担当職員というのが割り当てをしております。人事異動があれば、かわればかわった都度、新しい職員を配置すると。その職員については、避難所が開設をしなければならぬ状況になったとき、そういったときには職員が速やかにその避難所のほうに張りつくというような体制になっております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） わかりました。それはもうスムーズに、慌てることなく機能していただくことをお願いいたします。

それから、避難所で発電機、それから暖房器具、ストーブですか、それらの数がお答えにありましたが、かなり充実しているとは思いますが、37カ所の避難所から見ますとまだまだ数が少ないように思えるのですが、今後、これらについて補充をすることができるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいま町のほうで、これまで補充している部分、今答弁の中にもありましたけれども、3カ年で福祉避難所という形の中で、ストーブについては15台、そういったような整備を今計画的に進めておりますので、今の保有台数以上のものは確保できるだろうと。それからさらに今見直しの中で、どこら辺までの災害でどの程度の避難が必要かと、そういった想定も今しておりますので、それに基づいて備蓄が足りないものについては備蓄をする考えではおります。計画的に進めたいという考えです。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） よろしくどうぞお願いをいたします。あえて私が言わなくても、冬の間というのは非常に寒うございます。ましてや、火の気のないところに避難をされる方々が集まります。それか

ら火をたいてもなかなか暖まらない。少しは我慢をしなければならない。自分の家にいたような状態で避難をするということは当然考えられないわけですが、避難をされる方が不安に思われないよう対処をしていただきたいというふうに思います。また、この備蓄品のそれぞれの避難所へ分配をするという方法というのは、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 備蓄品をどのように配分するかということについては、その被害の程度、また町内の中でどの地区でそういった被害が起きて、避難所の開設が必要なのかと、そのような状況を見きわめながら避難をする人たちの規模、そういったものを見定めながら配置については対応していきたいという考えでおります。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） わかりました。それぞれ地区の方々が避難をされる避難先というのは、指定をされておるわけございまして、水害のときには川を越えて避難所に行かなければならないということがないように、また高いところにいる人が低いところにわざわざ行かなければならないということがないように、ぜひともご配慮をいただきたいというふうに思います。

それでは次に移りまして、先ほど小川議員の質問にもありましたが、断水対策については、忠類地区は給水車で対応するというご様子でございました。これらの給水車は、一体何台あって、どこに配備をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 10トンタンク車が3台ございます。それぞれ配備されていますのは、幕別消防、札内消防、それから水道課に各1台配備されております。忠類にはタンク車の配置はないというふうに聞いております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 給水車、タンク車は忠類地区で動き回るというのに、札内それから本町から忠類に赴いてくるというのは、これ時間的ロスだと燃料も最近高いですので、どうなのかなと思うのですが、迅速な行動が本当に可能なのかどうかということはいかがなのでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 実際に、タンク車と呼ばれる車両は、先ほど言いましたように3台なのですが、そのほかに消防ポンプ車、これも水を積んでおります。十分飲料水に適したものを積める消防用の車両もございまして、そういったものを適宜要請して配置できるように、迅速に行動できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 消防のタンク車の水をいただけるということで、大変ありがたいことだとは思いますが、その10トン車3台、それから消防のタンク車、これらの水については私の職業でもありますが、酪農家は利用することが可能でしょうか。30トンとか水を入れる、分配するというような作業を考えると、なかなか酪農家までは難しいのかなと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 実際に断水の状態にもよるかとは思いますが、基本的にはやはり人の飲み水、これを第一義的に考えなければいけませんので、酪農分に回る、例えば全体が断水してしまえば、なかなか酪農家さんまでに給水を行うということはかなり難しいかなと考えております。そのためには、またほかの手法、どういった手法がとれるのかとか、そういったことも検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 副町長のお答えは当然のことだろうと、私も思っております。

それで、搾乳農家、搾乳を目的とする乳牛に対しては、川の水、それから、かんがい用水、あの水を与えてはいけないと、これは食品衛生法だとかいろんな法律がホルスタインの搾乳農家を囲ってお

りますが、酪農経営を災害があっても上手に乗り越える、水に関しましては川の水、きつと飲める、牛が飲んでも影響がないような川というのは限られるかもしれませんが、それらのことも牛を生かしていく、断水の期間ではあります、それらのことについても柔軟に考えを持つことができるでしょうか、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 農業用水としては、畑かんなども実はあります。実際に北見地域で起きた断水においては、そういう本来畑かんの水は牛には使えないのでありますけれども、そういった柔軟な対応もしたということでありますので、そこはその場その場で柔軟な対応ができるような、そういう考え方をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） そのとおりで、生き物を生かすというのは水と食べ物が当然必要で、またホルスタインにおいては搾乳をしてあげないと、答弁書の中にもありますが、病気にかかって我が家というか畜舎を離れなければならないと。酪農経営が進んでいけないというような状況になるのは、もう目に見えておることでございます。

また、酪農家においては、停電、断水など災害対応をマニュアル化する。私、資料ありますが、釧路市、それから稚内、その程度しか私の手元には資料を寄せることができませんが、マニュアルをつくるのが大切であろうと。発電機等々の助成を、一般質問でもさせていただきましたが、それらについては農協が中心となり、ゆとりみらい21推進協議会が中心となり、いろいろと政策というか、考えていただきたい。個人の経営ですから、個人の経営努力のもとで発電機も受電施設も、それから貯水槽ですか、それらについても酪農家個人がそろえなければならないというのはわかりますが、それらについてはマニュアルをつくることによって、例えば組合をつくってその中で発電機を購入し、4個とか5個、何個になるかはわかりませんが、必要台数もしくはその半分とか3分の1でもいいです。台数をそろえて各戸を回って歩くというような方法もとれるかというふうに思います。

地域産業を守る考えを持つことから、災害対策先進地域にそういうマニュアルをつくるということで、そういうことも一歩と思われま。町として、また各農協が防災意識を持つことが大切と思われま。ゆとりみらい21では、その危機管理対策の喚起をぜひともお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、公区活動の活性化について質問をいたします。

幕別町は、「町行政の民主的かつ効率的な運営を図り、もってこの町の進展に期するために行政区を設ける」として幕別町行政区設置条例を定め、幕別町行政区設置条例施行規則に基づき、町民の積極的な協力のもとに公区運営が行われてきました。

また平成17年より「協働のまちづくり支援事業」が施行され、住民参加のまちづくりを推進してきたことではありますが、今、新たな多くの課題が表面化してきております。公区活動の活性化を求めて町長の所見をお伺いいたします。

- 1、行政区内町民の公区、いわゆる自治会入会状況と入会促進について、お伺いいたします。
- 2、高齢化が進む公区への対応について、お伺いします。
- 3、公区長会議のあり方について、お伺いいたします。
- 4、行政と公区住民の対話の場の推進について、お伺いいたします。
- 5、「協働のまちづくり支援事業」の実績と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「公区活動の活性化について」であります。

自治会や町内会が協働のパートナーとしての期待が高まっているにもかかわらず、シャッター街や限界集落は、全国各地で今や日常的な景色となってきており、これに連動する形で、これらの組織率の低下が避けられない状況に置かれていると言われております。

自治会や町内会は、従来、特定の地域に居住したならば入るのが普通のこと、特に支障のない限り、会費も払うし、何年かに1回の役職を引き受けるのも仕方がないと、多くの住民が同じ思いを共有することによって社会の中で定着してまいりました。

しかしながら、市民活動団体やボランティア団体などとは異なり、町内会には、そもそも明確にこれといった活動の目的が存在しないことなどから、メリットがないといった理由で加わらない人々が近年、増加傾向にあり、今後の行く末を大変危惧しているところでもあります。

ご質問の1点目、「公区(自治会)の入会状況と入会促進について」であります。

公区・町内会の加入世帯数につきましては、毎年4月に公区長に依頼し取りまとめておりますが、平成24年4月現在では、公区長から報告をいただいた加入世帯数と未加入世帯数を基に算定したもので、幕別町全体では85.3%で、前年の87.2%に比べて1.9ポイントのマイナスとなっておりますが、未加入者数を調査し始めた平成21年から3年間で4.3ポイント減少いたしております。

地域別に申し上げますと、幕別市街が94.3%、札内市街が80.7%、幕別地域の農村部が93.7%、忠類地域が97.8%という状況であります。

また、公区・町内会への入会促進につきましては、本町への転入者の方々に対しましては、転入手続で役場や支所を訪れた際に「公区に加入しましょう」というチラシを配布し、あわせて、公区長の氏名や連絡先をお知らせして加入促進に努めております。

加えて、平成22年6月には、北海道宅地建物取引業協会帯広支部とJAさつないに出向き、アパート、マンションの入居予定者の方々に対して同様のチラシを配布いただくよう依頼するとともに、公営住宅や教員住宅の入居予定者に対しても同様の働きかけを行っております。

しかしながら、前段申し上げましたように、価値観の多様化やライフスタイルの変化を背景に、公区・町内会の活動に対する理解が薄れつつある中、加入率を高めていくことは非常に困難な状況にあります。

公区長さんとの懇談においては、極力負担のかからない形での参加を促し、親睦や交流を図ることに力点を置くなどの取り組みもお聞かせいただいております。町といたしましては、そういった活動を広報誌や地元紙を通じて広くお伝えしていくことにも一層取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「高齢化が進む公区への対応について」であります。

初めに、本年2月末現在での高齢化率について申し上げます。

本町の総人口27,671人に対し、65歳以上の方は7,337人で高齢化率は26.5%に、また75歳以上の方は3,638人で13.1%に達しております。

近年の健康意識の高まりを背景に、60歳で現役を退いた方々の多くが、生き生きと健康に生活されており、こうした方々が公区長を初め役職の多くにつかれています。

むしろ、仕事で忙しい現役世代の方々よりも、こうした方々が公区・町内会活動の中心を担っていただいております。一概に、高齢化の進行によって公区・町内会活動が停滞するものではないと認識いたしておりますが、今後は、後継者探しが困難な状況が生まれてくるものと案じております。

本町におきましても、住民と行政とが互いに知恵と力を出し合いながら、地域課題をみずからの力で解決するという、「協働によるまちづくり」を推進いたしております。

少子高齢化や変貌する社会・経済状況の中にあって、地方分権の進展、住民ニーズの多様化、住民自治の充実への要請、自助・共助・公助の必要性などを背景に進展してきた協働のまちづくりの理念は、崇高なものでありますが、一方で、公区、町内会の住民の方々の協力の上に成り立っているものであります。

こうした協力を当然と考える人々がある程度、層として存在していた時代から、加入率の向上も望

めない中で、将来的には、公区、町内会の負担の軽減も視野に入れながら、協働のまちづくりのあり方を考えていかなければならない時代が到来するのではないかと懸念いたしております。

ご質問の3点目、「公区長会議のあり方について」であります。

現在は、全ての公区長を対象とした春の公区長会議と幕別、札内、忠類の3会場で地区別に行う秋の公区長会議を年に2回開催いたしております。

過去においては、春の公区長会議を1泊2日の日程で会議の他に研修会や視察などを盛り込んで平成13年度まで実施いたしておりましたが、さまざまな意見をいただいた中、あり方を見直して現在に至っております。

公区長さんと個々に懇談する機会には、公区長同士の意見交換ができるよう、もう少し参加者数を少なくして開催してはどうかでありますとか、町内の公区の先進的な取り組みなどを紹介する機会を設けてみてはどうかといった考えも聞かせていただいておりますことから、協働のまちづくり検討委員会の皆さんの意見も伺いながら、望ましい公区長会議のあり方について検討していかなければならないものと考えております。

ご質問の4点目、「行政と公区住民の対話の場の推進について」であります。

第5期幕別町総合計画におきましては、「町民参加・町民との協働」を基本姿勢の一つに掲げるとともに、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり」を基本目標に、その方策として「住民参加のまちづくりの推進」を位置づけており、総合計画を着実に推進していくためには、町民の皆さんと町との協働によるまちづくりを実効性のあるものにしていくことが肝要であると認識いたしております。

毎年、公区の諸課題について、公区長や役員の方々と意見交換を行い、課題解決に向けた協議を行っておりますが、今年度は、2月末現在で49公区の役員の方々の来庁をいただき、地域の事情をお聞かせいただいております。その中から現実的な対応に取り組んでおります。

また、公区で抱えているさまざまな課題や問題に対しましては、日ごろから、職員が現場に出向いて公区長を初め公区住民の方々からの御相談に懇切丁寧に対応し、理解を得た上で解決に向け取り組んでいるところであります。

加えて、私を初め職員が地域に出向き、町の取り組みや制度について詳しく説明をし、町政への理解を深めてもらうとともに、町民の皆さんの声を町政に生かしていくことを目的に、平成14年度から実施いたしております「まちづくり出前講座」は、今年度、61回で1,826人の方々に参加をいただいたところであり、今後もこれらの取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「協働のまちづくり支援事業の実績と今後の取り組みについて」であります。

初めに、本年2月末現在での平成24年度の実績について申し上げます。

交付件数は204件、交付金額は1,003万2,479円で前年度実績に比べ、件数で10件、金額で約35万円の増となっておりますが、公区資源回収支援事業を除きますと、約46万円の増となっております。

これは、先ほど来お話があります防災意識の高まりに加え、24年度から公区防災活動支援事業の中の防災計画の作成に係る費用の交付率を3分の2から1分の1に改定したことに伴い、本年は9公区で計画策定が進んだことが主な増加要因であります。

次に、今後の取り組みについてであります。既に昨年12月に協働のまちづくり検討委員会を開催しており、平成25年度からは、防災訓練の実施に際して備品購入費以外の費用の補助率を3分の2から1分の1に改定するなどの見直しを行う予定といたしております。

一方で、前段申し上げましたように、今後、高齢化が進行する公区への対応として、協働のまちづくりの理念を継承した中で、将来的には、公区、町内会の負担の軽減も視野に入れながら、協働のまちづくりのあり方を考えていかなければならないものと認識いたしているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 公区の活動の活性化について再質問させていただきたいと思っております。

まず、公区の入会状況と入会促進についてであります。24年度4月の段階の公区長さんのベース

のご報告のところで、幕別市街が 94.3%、札内市街が 80.7%、そして幕別地域の農村部が 93.7%、忠類地域が 97.8%という状況が、ご答弁いただいたことであります。

21年からずっとデータが出てきておりますけれども、ずっと減少傾向にあるということが、もうそのとおりでありまして、大変これがどれだけ進んでいくのだろうかというふうな危惧のもとに、何らかの形の施策をしていかないと、なかなかそれを回復することができないのではないかという思いのもとで、日夜活動させていただいているところであります。

私の調べたところによりますと、公区長さんが報告されたベースのところでは、114 公区のうち、100%の入会が 36 公区ぐらい見られると。それに引き比べまして 40%台が三つ、あと 30%台というのが見受けられます。50%台が 4 公区、60%台が 6 公区というふうな、大変 50%台だとか、60%台のところ、大きな市街地に集中をしておるようでありまして、大変そういう意味では、人数が多いところで公区に入会をされていないという方々が大勢いらっしゃるという現況があるわけでありまして。

ご答弁の押さえのところでは、価値観の多様化やライフスタイルの変化を背景に、公区町内会の活動に対する理解が薄れつつある中というふうな形で押さえたいというふうな形ですが、一つやっぱり転入手続のときに、チラシも用意されているようではありますが、どのような具体的な対応をされていらっしゃるのか、その点からお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 札内支所長。

○札内支所長（飛田 栄） 私は札内支所のほうを担当しているわけなのですが、札内支所では転入で来られたお客様に対して、公区の案内チラシをつくっております。その中には、公区長さんのお名前だとか住所だとか連絡先を印刷したものをお渡ししながら、窓口では極力公区長さんのところにご挨拶に行ってください、そして転入しましたよということをお願いすることによって、公区に対する意識も高まるかというふうな、転入者にはご連絡をしております。ただし、その方のうち、どのぐらいの方が実際に公区長さんのところにご挨拶に行っているかについては、そこはちょっと押さえ切れていない状況であります。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 私のいます公区は入会率がいいのでありますけれども、新しい住民が公区に入られたと、それはすぐ公区長のほうに報告があります。その時点で、私どもの公区長は、公区長のほうから出向いて挨拶をされて、公区活動に協力してもらいたいというふうな形をとっていただくように、公区で話し合いをして進めていただいているところであります。

住民が公区長さんのところにお願ひしますという形では、まずなかなか行けないし、行かないだろうと思います。その辺のところの公区長会議における話の、いわゆる現実のところから踏まえた取り組み方というのが、私は必要になるのではないかなと。そして、転入のときに、やはりきちっと中身、チラシを説明されているのかどうか、そして、どういうことで入会していただかなければならないのかという、そのことを話していらっしゃるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（古川 稔） 札内支所長。

○札内支所長（飛田 栄） まず、先ほど申し上げましたように、一つの町内会、行政区に対して、こういう地域にあなたは転入されますよということで、チラシをもってお知らせをさせていただいております。そういった意味で、先ほど私申し上げたように、どれぐらいの方が公区長さんのところにご挨拶に行っているかどうかということは、ちょっとそこまでは把握できていない状況にあるのは実際そうではありますけれども、ただ、公区長さんのほうも、うちのほうの住民台帳の閲覧を活用しながら転入者の把握もしていただいて、今、議員のほうからお話ありましたように、公区長みずからがその転入者、新しい住民の方のところに出向いて、公区活動の意義等もお伝えしているというふうにお伺いしているのが実態であります。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 地域の防災の問題や、ごみの問題やさまざま地域で協力をして、生活をしていくわけでありますから、生活の基本のところでありますので、懇切丁寧な説明をしていただきながら、また、公区長さんとの、まずめったに、入られた方が公区長さんのほうに行かれるということは少なくなっていますから、できるだけ公区長さんのほう、役員さんのほうから声をかけていただけるような、そういう公区長さんとの相談もひとつしていただければなと思うことであります。

あとご答弁に、入会されていないところの多いところは、やはりアパートだとかマンションだとか、そういうたくさん建っているところが入会率が少ない現状だということが、その公区長さんの報告のところで見受けられるわけであります。それに限ったことではないですけれども、特別な理由のあるところもあります。多く見られます市街地の未加入の数の多いところは、そういう状況であります、北海道宅地建物取引業帯広支部と JA さつないに出向いて、アパート、マンションの入居者に対してそのチラシを配布していただくよう依頼をされた。あと、公営住宅や教員住宅の入居予定者に対しても同様の働きをされているということですが、22 年度 6 月からそれをされていて、その効果はどうか。どういう、そういうところで効果が上がっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 現実には、加入率が向上しているわけではありませんで、なかなか効果を測定するのが難しいわけであります。しかしながら、我々としましては、なかなか先進事例等も参考にさせていただいておりますけれども、これといった切り札がないということから、効果をここで申し上げることはできませんけれども、引き続きさまざまな先進事例等を研究させていただいた中で次の手、三の手を打っていければと考えております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 札幌なんかに行きましたら、もうマンションの契約をするときに、その自治会の会費を契約者のところで中に書いてありまして、そしてそのときに一緒に毎月毎月お支払いをすると。私の娘も札幌においてそうだったのですけれども、多くの形がそういう形をとられておりまして、そしてそのことによって、ごみのカレンダーだとか、そういうものがきちっと配布をされているというふうな体制がとられております。業者さんにチラシを配布していただくような形、そこまでいかれているのですけれども、やはりもう少し徹底した形で、そういう方策をとっていく必要があるのではないかと思うわけでありますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最後はやっぱり本人の問題に行くのですけれども、おっしゃられるように、行政の立場からも努力は、これはしていかなければならないのは当然だろうというふうに思います。

町内にも、ある大家さんといいますか、オーナーの方は契約をするときに、そういうふうにな言われまして、町内会加入することが条件だというような方も現実にはおられておりますし、町内会費も差引くのかとか何とかというようなことまで言われておりますけれども、ただそれが全てのいわゆる、先ほど言いました宅建業者の取り扱いのところが扱ってくれるかとなると、なかなか難しいのだろうというふうに思いますし、どうしても単身者なんかは、なかなか町内会公区には加入しない、かつては持ち家、自分で家を建てた人はもうほとんど 9 割、10 割が公区に加入したのですけれども、今はそれもなかなか少なくなっているという状態なものですから、おっしゃられる意味はわかりますし、私どもも努力はしていきますけれども、なかなか難しい問題、課題もあるのかなということも現実としては押さえております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 札幌のような都市部でも、そういう地域の美化の問題だとかということがありますから、そういうところで学生さんについても協力をしてもらうように、地域で地域を美化するだとか、その地域で防災の力を高めるだとかというふうなことで、学生にもそういう形で説明をして、行政から、恐らく市から頼まれていると思うのですけれども、協力をされてやられているというところがありますので、そういう方法もやはりこれから考えていく必要があるのではないかと、そうでないと、

ますます入会率が低下していくことがとめることができないのではないかというふうに思うところでありまして、ご期待を申し上げるところでございます。

公区行政につきまして、行政区設置条例施行規則があります。その3条に「町長が指示する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。」というところがあります。「行政区の運営に関すること」「町政の周知に関すること」「町の事業等の連絡調整に関すること」「町の広報紙その他文書の配布に関すること」「町長から依頼された調査等に関すること」「町長が招集する会議等に出席すること」「前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事務に関すること」七つの項目によりまして示されております。公区長会議におきまして、この施行規則につきまして、具体的に説明をされてご依頼をされていらっしゃるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公区長の根拠は何か、条例だ、では条例はどんなものか、そういうような質問が何回かありまして、その都度、担当のほうから今おっしゃられたようなことで説明をさせていただいております。ただ、一部には、もう公区の設置条例は廃止してもいいのではないかという声も現実にあります。例えば公区長は町長が委嘱するというようなことも実はあるのですけれども、現実的にはそうになっていない、ずっと慣習的なままで来ている部分もあります。

それで、これ古い話になるのですけれども、一時、公区長さんと管内あるいは管外の視察研修に出かけたことがあります。これは公区を廃止して、自治会、町内会に移行しようということで、そういう先進地を回ったのですけれども、何年か続けたのですけれども、最後は結局だめだったのですけれども、これはやはり、こんなことを言うと自慢するようなのですけれども、やはり私どもの町でやっているようなこれだけ公区に手厚いというのはなかなかない、恐らく集会施設の近隣センターなんか全道一幕別はそろっているのだらうと。あるいは防犯灯の電気料一つだって、ほとんどは町内会とか自治会が持っているのですけれども、もちろん町が持っている。いろんな面で公区長の報酬も出るわ、会議は町が招集してやってくれるわ、そんなこともあって何年かかかったのですけれども、最後はだめで条例も実はそのままになって今日に来ているわけでありまして、こういう情勢が続く中では、再度の見直し、検討ということもこれから考えていなければならないのかなと、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 私も意を同じくするところで、町内会のほうに帯広市ももう大分前に変えましたし、音更町も変えておりました。そうしたら町内会活動が盛んになったのかと申しましたら、どんどんうちの町よりももっと激しい形で加入率が減っているというような現実があります。そういう意味で、幕別町が行政区という形で歯止めをして頑張っていて、町長の意思で頑張っているということ、まことに私は正しい方向だなと思っていることであります。

お尋ね申し上げたいことは、この間電話がありまして、札内のある公区の住民からでありますけれども、自転車がもう三月ほど放置してあると。3台ほどなのですけれども、実はその人が、前に自転車の放置の撤去する条例が出ましたので、そういうことは住民ですから余りご存じないということでありまして、警察に電話をして、そしてどうなのか、ああなのかということがあったと。公区長がその地域の事務の所管をすることでありまして、そういう自転車の例えば放置がありましたら、そういう条例があるのだということが公区長会議なんかできちっと聞いておったり資料が回ってありましたら、そうしたら役場のほうにすぐ連絡することができて、その条例どおり撤去することができるということがあります。

そういう意味で、具体的な協働のまちづくり事業もそうなのですけれども、いわゆる公区にかかわるそういう事業につきまして、やはり公区長会議なんかの上で、もう少し周知徹底をしていただいたほうが、そんなところで公区長さんと住民とのあつれきができたりしても困るものがありますから、そういう意味で先ほどお伺いしたわけでありまして、そういうことでどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話がありました自転車の放置にかかわるやつは、昨年秋の公区長会議で私のほうから説明はさせていただいております。ただ、条例の案までは渡していない、口頭による説明だけだったかもしれませんけれども、おっしゃるとおり、住民にかかわるようなものについては公区長会議等を通じながらお知らせしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 我が町は、行政区と町内会と取り合わせたような形の進め方をしておりまして、ある意味では仕方ないのかなど。しかし、そのところで公区長さんが頑張っているということとは本当にお礼申し上げたいと思うのでありますけれども、例えば広報の配布、例えばごみカレンダーの配布等につきまして、あるいは恐らく公区長さんが申し出られたその人数分を公区長さんが配布をしていらっしゃるのかと。コンビニとかに置かれているということがあるのでありますけれども、直接配布をされない方々についての対応について、今どのような状況にあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 広報誌の配布につきましては、従来は公区町内会の加入、未加入にかかわらず、全ての幕別町に住まわれている方に対して配布していただきたいということを従来から公区長の皆様にはお願いをしてきたところでありますけれども、やはりマンション等がたくさんふえて、朝早くに出て夜遅くに帰ってくるとかということになりますと、なおかつ表札のかけない方が最近多いですから、住まわれているのか住んでいないのかというのがわからないような状況が生まれてきた中で、公区長の中から、できれば町内会、公区に会費を納めている人に配布をするということを認めてほしいという意見が多数、市街地を中心に出されまして、それを受けてもう5年以上前になりますけれども、平成19年4月からは公区に加入されていない方について配布できないことは、いたし方がないという考え方に立ちまして、年度当初に公区に加入している方の数、それから加入していても配布する場合には、広報を配布する数というのを別々に数字をいただいて対応してきております。それで、現実には広報が手元に届かない方がいらっしゃるわけですが、現在は町内のコンビニエンスストア等、それからコミセンですとか、支所ですとか、役場ですとか、そういうところに配布をさせていただいております。インターネットの環境が整っている方につきましては、ホームページ上でも広報はごらんになれるようにはなっております。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） ごみカレンダーはどうですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ごみカレンダーも同じように対応しております。ただ、コンビニエンスストアだとかそういうところには、ごみカレンダーまでは配置はしておりません。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 私は今、班長をしておりまして、この間の広報にごみカレンダーと一緒にうちの町内は配布されたのです。聞くところによりますと、決算書にもありますけれども、ごみカレンダーの配布については、別な形で助成というか補助されていると聞いておりますけれども、この間のときもそれと同じようにされたのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 過去、この部分をやっていたときというのは、選挙公報も同じなわけですけれども、全戸に配布をお願いしたいという中で、ごみカレンダーが12枚つづりの大きい厚いものでした。そのときに、公区の中でいろんなご意見がありました。配布するのが大変だというご意見があったり、公区長さんも同じように大変だということで、通常の公区運営費の中では、大変なのだろうということになりまして、その部分だけ別枠で手数料をお支払いするというので、今現在はたしか選挙公報と、それとごみカレンダーについては、そのような対応をさせていただいているというふうに捉えて

おります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 設置条例のところ、公区長は当該行政区を代表すると。その設置は地区でされています。先ほど室長のほうからご答弁ありましたように、本来は地域で公区が定まるわけでありま
すから、公区長はその地域のいわゆる当該分の事務を処理しなければならない。その事務の処理をす
るのに、先ほど申し上げました中に、町の広報誌その他文書の配布に関することも施行規則にはある
わけでありまして、当然ごみカレンダーもそうでしょうし、選挙はいつかわかりませんが、通
常の日常の決まっておりますということにつきましても、公区長がその事務の所管をするわけであ
りますから、当然この設置条例の上では全世帯に配布をしないとならんというふうなことになってお
りまして、そして事務の分掌を行わせるため区域内に補助機関を設けることができる、これは設置条
例の第5条にあるわけでありまして、ということは、班長がいわゆるその事務の分掌を用意してその班
に配っておるという状況で、それはその公区の中で役員会で、住民の総会で決めてそうすることであ
りますから、そういう形でやっているのだらうと思うのでありますが、今現状で行っていらっしやる
ことが、この設置条例と施行規則にやはりちょっと合わない。その辺のそのうまく合っていないと
ころをどのようにしていくのかということが物すごく大事なことでなかろうかなと。

ざっと私計算をしまして、市街地だけで直接広報が入っていないところは450世帯以上になるので
すね。450世帯以上が入っていないのですね。ごみカレンダーも入っていない。結構ごみの分別の問
題とか、あと役場からのいろんな連絡の、これはもう協働のまちづくりもそうでありますけれども、
ある意味では広報というのが住民と行政との非常に密接な情報の公開をしているところでありま
す。そういう意味で、議会もそうですけれども、議会のほうが伝わらない、議会がどういうことをし
ているかわからないということなのです。私は、その辺の課題があるのではなかろうかと。これがどん
どんふえていきましたら、こういう形でありましたら、もう広報もごみカレンダーも届かない世帯が
500、600超えていきましたら、なかなか町の行政が、またさまざまなサービスの問題もありますけ
れども、行き届かないということが出てきて、非常に防災の問題もそうでしょうし、美化の問題も
そうでしょうし、いわゆるコミュニティの問題もそうでしょうし。いわゆる町が行いたいその方向性
だとか、その年その年の施策だとか、そういうことも届かない。そうしたら、ただ幕別町に住んでお
って、そして仕事に通っているようなことでは、なかなかまちづくりの方向性として危惧するところ
があるのではないかと。そういうことに関しまして、担当部局のほうではそれは踏まえていらっしや
って危惧をされていると、私はこう思うのでありますが、そういうことに関して内部で議論されてい
らっしやるのか、方向性を模索されていらっしやるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） ご指摘のとおり、行政部の設置条例及び施行規則については、現実問題として、
これをなかなかそのまま公区の役員の方に当てはめていくのは、かなり難しい問題があると考えてお
ります。公区の方からもご指摘をいただいておりますので、この公区を設置するということがまず基
本ではあると思うのですが、公区の設置条例と、それから今、町が進めております協働のまち
づくりという観点もこの中に含めたような形で、この条例をどういうふうな形にしようかというこ
とについて研究を進めていこうというふうに考えておりますので、ご理解をいただければというふう
に思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 知恵を出し合ひまして、いい形で行政区を残して、入会率を高めていくような方
向性をやっぱり持っていただきたいなと思うことでもあります。問題点を明らかにして議論をしてい
ただければと思うことでもあります。町内会にしましたら、もう町内会補助金を出すだけ出して、公
区長報酬はなしにして、そして業者を雇って全部配るといような形が町内会制度にしたときのやり
方なのですね。そうしてしまつたら行政区設置する意味がなくなるものでありますから、その辺のと
ころの問題が難しいのだらうと思いますけれども、ともどもに今知恵を出し合ひて解決をしていかな

いとならんというふう思うことでもあります。

入会率が減っておりますその大きな要因に、やっぱりコミュニティの希薄ということがあろうかと思えます。いろんな行事をやっておりましたときは子供たちもみんな集まって、入会率が高いのですけれども、例えば夏祭りだとか盆踊りだとかコミュニティの大きな執行部がなくなりましたら、だんだんと入会率が減ってくる。特に若い世代が、結局、会費を払っても何もないというふうなことで減っていく状況があることを、確認させていただいております。やはりいろんな事業があるところは大変入会率がいいということは、それは現実であります。そういう意味で、私はコミュニティの促進につきまして、やはり協働のまちづくりでも出しておりますけれども、後で申し上げますが、やっぱりメニューを工夫していかないとならんのだろうというふうに思いを持っております。

先ほど地域防災組織の立ち上げにつきましては、ご報告ありました。もう一つ聞きたいのは、地域敬老会の行事がありました。これについて何公区、何%ぐらいかということがわかりましたらお知らせ願いたいと思えます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 24年度から町主催の敬老会を廃止いたしまして、地域敬老行事ということで公金を出すという制度にいたしました。今年から始めたわけですけれども、3月9日現在で申請のあったところ、これは73公区、全部で114公区ありますので、64%の公区から申請があるということになっています。

なお、交付金の対象者数ですけれども、今年度は4月1日現在、昨年4月1日現在では3,242人の対象でありました。この方に対して2,266人の交付ということで、交付率でいきますと69.9%ということで、まだ若干これから申請が上がってくるだろうと思えますので、もっと数は伸びるものというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 防災組織も敬老会も、本当にいい形で進んでおりまして、数字を聞きましてちょっと安心したのでありますけれども、行えない公区がありました。ある意味では何か理由がありまして、なかなかやろうと思ってもできない状況があるのだろうと思えます。その辺のフォロー、どうしてできないのだろうかというところ、もう一つの踏み込みのフォローを、私はこれからやっていく必要があるのだろうと申し上げておきたいと思うことでもあります。

高齢化の問題につきましては、高齢者が公区を支えていただいていることは、そのとおりであります。しかし、高齢化率が高い公区がありまして、なかなかもう役員のなり手もいなければ、ご答弁にありますように、公区の行事もできないということがあります。こういう公区に対しまして、ただやっぱり見て過ごしていくわけにはいかんだろうと。ある意味では、次の藤原議員の質問にありますように、地域サロンを一つのそういうところに対する施策として進めていくとか、あとそのコミュニティのサポーター制度みたいな、そういう催しができないか。私もそば打ちの会に参加しております。老人会だとかいろんな町内に年に何回も、チームをつくってそばを打ちにボランティアで行っているのですけれども、20人ぐらいの会がありまして、大体四、五人で出かけていたりしております。あと、尺八を吹くものですから、二、三人で老人会に出向いていたりしているのですけれども、何かそういうコミュニティのサポーター制度のようなものを町民に呼びかけまして、そしてボランティアでいろんな公区で催しができないところにサポートをしていくというふうな、そういうふうな方策もあるのではないだろうかと思っております。これは私の思うことでもありますから、提案とさせていただきます置いておきたいと思うことでもあります。

公区長会議の持ち方でありまして、もう少し小さい形で狭いところでの持つ方向ということがご答弁にありました。大体、公区長が集まりまして、町から報告されて、それについての質疑が行われているという形でほぼ終わります。余り意見交換が積極的になされる場ではないように聞かせていただいております。ある意味では、忠類地区、幕別地区、農村地区もあります。それぞれ幕別地区なら二つか三つに分けるだとか、忠類も分けるだとか、あと札内でありましたら小学校区域に分

けるだとかというような格好で、私どものところは鉄南 13 公区が会を持っておりまして、別に会議を立ち上げて連絡をしておるようでありませけれども、そういう形で、そういう区域区域の公区長会議という持ち方が、特にいわゆる防災組織の立ち上げ、近隣公区の防災は協力が要るものですから、単独公区ではなくて、避難所も一つのところに皆集中するわけでありませますから、その避難所の公区の運営の形もありますでしょうし、そういう形でやはり地域地域で公区長会議を持っていただいて、そして連携した形の、特に防災なんかに関しましては、話し合いを持っていただくような、連携を持っていただくような形が大切でないかと思うのでありますが、どうでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公区長会議のあり方、私はもう 20 年以上、この公区長会議、いろんな形で携わってきたのですけれども、今までもいろんなことをやってまいりました。先ほども言いました道内の研修視察もありましたし、春の公区長会議は温泉を使って 1 泊、夜は懇親会というようなこともやりました。

あるいは公区長会議で今言ったように、私どもが議案、議案というよりも事業説明をして、それに意見をもらう。あるいは皆さんからのご指摘をいただく。ところが、例えば芳滝議員が桂町公区の道路のどこどこがどうだと質問されても、ほかの公区長さんは、何を言っているのだよ、自分たちの公区のことを言ったって俺たち何もわからないでないか、だから公区長会議で質問するときは町全体にかかわるような質問でないかと受け付けるなというような意見がありました。それで今は、質疑は今言ったようにほんの一部の時間、そして皆さんの質問は事前に町へ全部出してください、そしてその日に町が答弁を書いて公区長に渡す、そんなこともありました。

そして、もっと俺たちの要望を町に言いたいから、そのために来ているのだから時間をとれと。そのときは私たちの説明を一方向的に終わらせて、あとは自由時間にして、部課長がずらっと並んでそれぞれの公区長がそこへみんな行って、自分の思いをしゃべって陳情要望からいろんな意見交換をしたと。いろんなことを今までの公区長会議でやってまいりました。

そして、どれがいいということはもちろん結論は出ないのですけれども、今は春の公区長会議、全員お集まりいただいた中で、町が今年度の事業計画なり事業を説明し、質疑をいただき、その後に皆さんからのご意見をいただくというような方法で、大体 2 時間か 2 時間半で終わっていますし、秋は今言うように三つですから、例えば忠類でいきますと 14 公区、ここ幕別でいくと 40、50、全部で 109 ですから、札内がどうしても多いものですから、札内地区はもう一つ、二つに割って公区長会議をやった方がいいのではないかというような意見も出ています。

そういったことで、なかなか公区長会議もいろんな方がいろんなご意見あるものですから、なかなか難しい面もありますけれども、先ほども答弁書で申し上げましたように、さらに公区長さんのご意見をいただく中で、これからもどういう方法がいいか検討していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 先ほどから防災の質問がたくさん出ておりましたけれども、やはり地域防災の組織というのは公区だけではなくて、この地域のやはり協力体制というのが必要になってこようかと思えます。そういう意味で、地域地域のそんな細かくなくてもいいですけれども、札内でしたら小学校区域ぐらゐの形がつくるべきではないのだろうかというふうに思うところがあります。

町民との対話につきまして、執行方針の中で今回、町長が「町民の方々と職員とが顔の見える形で対話を重ねて、課題解決に向けてお互いに知恵を出し合って協力することにより、協働のまちづくりを一層確かなものとするよう努めてまいりたいと考えております」と。顔の見える形で対話をされていくと。まちづくり出前講座のことも存じ上げておまして、大切な事業をやっぴりもっと推し進めていかないとならないと思うのでありますが、具体的な、公区、公区におきまして、そういう顔の見えるような形での対話のありようが、このまちづくり出前講座以外にとることができないのだろうか、というふうなそういうことで意思の疎通がとれる世界があるのではないかと常々思っているものでありますから、お尋ね申し上げたことではありますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁書で申し上げましたように、公区長さんですとか地域の皆さんが役場へおいでいただいて、いろんな懇談をさせていただく場も非常に今ふえておりますし、いろんな課題ごとに地域を私どもも訪問しながら、いろんな形でお話し合いをさせていただく、あるいはもちろん老人クラブもあればいろんな会もありますから、そういったところにも出させていただくことによって、なお一層やはりお互いがまちづくりに対して忌憚のない意見が交換できる、やっぱりそういう体制をつくるのが大切なことなのだろうというふうに思っておりますので、引き続き皆さん方との対話に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 協働のまちづくり事業が着実に定着をしております、非常に高く評価をさせていただくところであります。道内のほかの自治体から、市町村からお客さんが見えになって、みずほ通を下りましたら、両脇にきれいに花が並んでいる。何ていい町なのだと感激して帰っていただくということが、非常に私は幕別町が誇りに思ったことでありまして、よくそういう言葉を聞くところでありまして、大変すばらしい町だなど思っております。本当に公区住民の積極的な協力が実を結んで、そういう形で町自体がいい評価をされているのだろうと私は思っております。

今回、防災面で厚くされたということでご答弁いただきました。今回、防災福祉担当ですか、公区にお願いするというふうなことがありました。ある意味では、ご答弁にありました若草の見守り隊ですか、私も存じ上げているのですけれども、そういうふうな形の防災福祉だとか、お助け見守り隊みたいな、そういうふうなことの結成に関して、もう一つ協働のまちづくり事業に入れていただくというふうな方向で積極的にそういうことを進めていくというふうな、例えば地域サロンもそうですけれども、一応協働のまちづくりはその備品だとか、そういうものしか出せないものですから、なっているのですけれども、少し広げていろんな形で住民が地域のためにやれることについて、メニューを研究して広げていくということが必要でないかなと思うのでありますか、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実は、見守り隊ですとかお助け隊ですとか、あるいは退職校長会の皆さんが子供たちの安全を見守ってくれるですとか、いろんなことがされていますし、アダプトもありますけれども、ただ、その辺は、いわゆるボランティア活動と地域の支援づくり事業と、この辺やっぱり難しい面があるのだと。私たちはあくまでも奉仕の心でやっているのだから、それが町やほかの人からお金をもらうようなことにはなりたくない、そういう意向の方々もかなりいるわけでありまして、大変私どもにとってはありがたいことですが、逆にそうした奉仕の心というのもやっぱり大切にしていかなければならないのかなと、そういう思いでもおりますので、なお検討させていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。時間です。どうぞ。最後かな、もう。

○11 番（芳滝 仁） 協働のまちづくり事業、大事な事業だと思いますので、ますますその幅を広げていただいて、取り組みやすい事業内容にさせていただければと申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、15時50分まで休憩いたします。

15：36 休憩

15：50 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番(藤原 孟) 通告に従いまして、質問いたします。

住みなれた地域で暮らせる仕組みづくりを。

幕別町の高齢化率も平成25年1月末では26.4%となり、高齢社会が一段と進んでおります。高齢者の多くの願いは、「住みなれた地域で暮らしたい」であります。しかし、高齢者の実態は、経済面はもとより、健康、判断力、行動面においては年を重ねるごとに衰えていくものであります。高齢者が安心して地域で生活できる仕組みづくりは十分か、お伺いいたします。

1点目、高齢者福祉の実態把握は十分なのか。

その1、介護保険の面から、高齢者健康などの現状について。

その2、地域包括支援センターでの高齢者生活実態把握の手法と内容について。

その3、1月、2月に民生児童委員が中心となり「災害時要援護者登録制度」の活用を進めたが、その状況について。

2点目、高齢者が安心して地域で生活できる施策は十分か。特に1人世帯、高齢夫婦世帯の対策は。

その1、除雪支援など冬季間の生活支援は。

その2、車を持たない世帯や冬は運転を控える世帯がふえ、外出支援への考え方は、また対策は十分なのか。

その3、町の今年の市民後見人の要請と活用について。

その4、日ごろからの見守り体制は。

3点目、高齢者のボランティア活動などに支援を。

その1、地域サロンの活動実態は。

その2、老人クラブの活動実態は。

その3、60歳代の地域参加を求める方策は。

以上であります。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「住みなれた地域で暮らせる仕組みづくりについて」であります。

住みなれた地域で暮らしたい、これは多くの町民が望まれており、「幕別町地域福祉計画」と「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2012」においては、「高齢者が健康で生きがいを持って生活し、住みなれた地域で自分らしく、尊厳が失われることなく、安心して生活できる仕組みづくり」を目標に掲げ、高齢者福祉の向上に取り組んでおります。

ご質問の1点目、「高齢者福祉の実態把握について」であります。

初めに、「介護保険から見た高齢者の健康について」であります。65歳以上の第1号被保険者に占める要支援・要介護者の認定率は、介護保険制度が始まりました平成12年度では10.6%でありましたが、高齢化の進展と制度の浸透とともに平成25年2月末現在では18.8%という状況になっております。

介護度の内訳では、日常生活で一部介助や支えが必要な要支援者の人数が平成12年度の78人から、平成25年2月現在では374人で約4.8倍に、また要介護3では、38人から168人で約4.4倍、要介護4では42人から163人で約3.9倍となっており、地域の中で、何らかの健康不安を抱え、さらには食事や排せつ、移動など多くの介助が必要な方々も増加いたしております。

次に、「地域包括支援センターにおける高齢者生活実態把握の手法と内容について」であります。

介護認定を受けていない65歳以上の方には、基本チェックリストを用いた介護予防生活実態調査を毎年実施し、高齢者の方々の生活状況を確認いたしております。

実施方法の内容は、65歳、70歳、75歳、80歳の方につきましては、調査票の郵送による調査を実施しておりますが、回答いただけない方につきましては、民生委員の皆さんのご協力を得て、個別訪問による回答への働きかけなどの声かけをしていただいております。

また、82歳、84歳、86歳、88歳、90歳以上の方につきましては、地域包括支援センターの保健師

と在宅介護支援センターのケアマネジャーが、個別訪問により調査項目に沿って確認を行い、調査結果の内容を基に介護認定の手続や必要なサービスの調整、介護予防事業の紹介を行うなど、身近な相談機関として高齢者の生活実態の把握に努めているところであります。

次に、「災害時要援護者登録制度について」であります。

小川議員のご質問にお答えいたしましたように、町では、災害時弱者の方々の支援体制を確立するため、平成20年度から75歳以上の方のみの世帯、要介護3以上で在宅において生活されている方、身体障害者手帳の交付を受けている方などから、申請のあった方を災害時要援護者台帳に登録しております。

その情報は、公区、自主防災組織、民生委員と共有し、災害時における安否確認や救助、避難支援のほか、日ごろからの見守り活動に役立てていただくよう協力をお願いいたしているところであります。

本年1月から、登録者の追加を行うなど台帳の見直し作業を進めておりますが、3月1日現在で149名の方が登録されており、作業が完了次第、公区等に情報を提供し、再度、登録の必要な方の漏れはないかなどについて確認を行い、より正確な情報の把握に努めてまいります。

ご質問の2点目、「高齢者が安心して地域で生活できる施策について」であります。

初めに、「除雪支援など冬季間の生活支援」についてであります。

小島議員のご質問にお答えいたしましたように、高齢者など自力で除雪が困難な世帯に対する支援につきましては、協働のまちづくり支援事業における公区の助け合い活動支援事業の雪かき支援と、忠類地域において忠類地域除雪サービスを実施いたしております。

本年度、これらの事業によって除雪の支援を行っている世帯は、協働のまちづくり支援事業で2公区4世帯、また忠類地域除雪サービスで18世帯となっております。

また、幕別町社会福祉協議会では、幕別地域におきまして、20世帯を対象に歳末助け合い特別除雪サービスを実施されております。

次に、「外出支援への考え方と対策について」であります。外出支援サービスにつきましては、リフト付きワゴン車による外出支援は65歳以上で、1・2級の身体障害があり通常の車両への乗りおりが困難な方を対象に、また通常のワゴン車では65歳以上の単身または夫婦世帯で身体虚弱等の理由により公共交通機関の利用が困難な方を対象に、いずれも2カ月に5回を限度に実施いたしております。

ワゴン車の運行は乗り合い方式が基本で、登録後に予約を受け運行を調整しておりますが、現在211人の登録があり、23年度の実績では196人、1,960回のご利用をいただいております。

一方、介護認定者の方は、平成15年の介護保険法の改正以後、要介護1以上の方が介護タクシーを利用した際に乗降介助の介護報酬が認められましたことから、通院についてはケアプランに沿って介護タクシーを利用されております。

今後におきましても、対象者の方の個別の状況に十分配慮しながら、公共交通機関の利用が困難な方にとって安心のできる移動手段としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、「市民後見人の養成と活用について」であります。

新年度におきましては、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障害者の権利を擁護し、地域での生活を身近な町民が支える仕組みづくりを目的に、その必要度の実態把握を実施するとともに、町民の皆さんに広く関心を持っていただくため、スタートアップ研修会を開催し、その後、希望者を募り北海道との共催において、「市民後見人養成研修講座」を開催してまいります。

また、今年度に研修を実施した帯広市、音更町とも協議を行い、市民後見人の利活用や事後研修などについて、広域的な対応も検討してまいります。

次に、「日ごろからの見守り体制について」であります。

高齢者の孤立死などを防ぎ、地域で安心して生活していくためには、日ごろから高齢者と地域住民とのコミュニケーションを確保して、地域全体で見守ることが大切なことであると認識いたしております。

とりわけ、民生委員の日常活動が最も効果があるものと考えており、高齢者宅などへ定期的に訪問していただき、健康面や生活上の悩みなどについてお話を聞いていただくことに加え、公区長との連携のもと災害時要援護者台帳を活用し、災害時だけではなく、日ごろからの地域の見守り活動に役立てていただくよう協力をお願いいたしております。

昨年5月には、町内を巡回する新聞販売店のほか、北電やガス供給事業者など13事業所に対しまして、何日もカーテンが閉まっている、新聞がたまっているなどの異変を感じた場合には、町に連絡をいただくよう要請をいたしました。

また、10月には、コープさっぽろと高齢者等の地域見守り活動に関する協定を締結し、宅配サービスで定期的に地域を訪問している職員が、宅配サービス利用者を初め周辺の住宅においても見守り活動に協力していただいております。

このほか、包括支援センターにおいては、介護認定調査や高齢者の実態把握、介護保険の補完事業の相談など、年間で延べ3,200人のお宅に訪問しておりますが、その際には、日ごろの健康上の問題のほか生活上の悩みなどに対する相談を行うとともに、何か心配ごとがあった際には連絡をいただけるようお伝えしており、一定の見守り機能の役割も果たしているところであります。

現在、包括支援センターでは、高齢者がよく訪れる内科、歯科医院、商店、銀行、郵便局等を見守り協力機関として登録をお願いし、日ごろの業務の中で包括支援センターをPRしていただくとともに、異変を感じた時に通報等をいただけるよう、高齢者の見守りに関するネットワークの構築について検討を進めているところであります。

ご質問の3点目、「高齢者のボランティア活動について」であります。

初めに、「地域サロンの活動実態について」であります。

近年、地域住民が自主的に運営し、身近な場所で気軽に集まり、仲間とおしゃべりなどで交流し、楽しく過ごせる地域サロンが注目されております。

高齢者や障害のある方の外出機会をつくることにより生活にメリハリが付き、地域の人と会って話をするにより悩みごとの解決につなげる相談もでき、またゲームなどで適度に体を動かすことで、脳や筋力の活性化につながり、介護予防にもなるものと評価されております。

さらには、お互いに健康状態や安否の確認なども行うため、地域における見守りの役割も担うもので、地域のきずなが深まるとともに支え合う気持ちが高まり、地域で暮らす安心感も増すものと考えております。

本町におきましては、町のリハビリ教室に協力いただいていたボランティア団体の皆さんが中心となって、平成21年8月に「でんでん虫サロン」が開設され、その後、平成23年2月には、初めて地域の高齢者が主体となった「あさひまちサロン」が活動を始め、現在までに六つの地域サロンが開設されております。

町では、開設の準備段階におきまして、地域の相談に応じ、アドバイスをさせていただくなどの支援を行っており、開設に至った場合には、社会福祉協議会を通じて、開設に要する経費として1万円、運営経費といたしましては、サロン1回につき1,000円、年48回を限度に助成をいたしております。

今年に入り、さらに2カ所で開設の動きがありますことから、今後とも引き続き、社会福祉協議会と連携いたしまして、地域サロン開設について支援してまいりたいと考えております。

次に、「老人クラブの活動実態について」であります。

平成24年4月末現在、町内には、老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブは43クラブで、会員数は3,072人という状況であり、単位クラブにおきましては、囲碁や手芸、パークゴルフなど趣味や軽スポーツなどを通じて、仲間づくりや健康づくりに取り組まれております。

老人クラブ連合会におきましても、パークゴルフ大会やゲートボール大会、研修会を開催するなど、高齢者みずから生きがいを高める活動を行うとともに、交通安全大会や交通安全街頭啓発の実施、ふれあい広場などの地域社会活動に参加するなど、積極的に活動されております。

しかしながら、価値観の多様化やライフスタイルの変化に加え、地域におけるコミュニティが希薄

になってきているという状況のほか、高齢者でも働く方がふえたこと、とりわけ 60 代の方につきましては元気に働いている方が多いため、近年、老人クラブの会員数が減少傾向であり、会員数の維持、確保が今後の老人クラブの活動上の課題と考えているところであります。

次に、「60 歳代の地域参加を求める方策について」であります。

高齢者の方々の地域参加につきましては、高齢者自身の生きがいくくりとなり、心身の健康の維持と向上に効果的であるとともに、地域社会にとりましても、60 歳代の豊かな知識は、公区活動など地域の大きな力であり期待をされております。

厚生労働省の調査でも多くの高齢者は、健康づくりや社会貢献などの理由から地域や社会への参加意識が高く、経済的な理由だけではなく、健康や生きがい、社会貢献のために働くことを希望する方や、生涯学習活動やボランティア活動などにより社会参加する機会を求めている方がふえているとの調査報告が示されております。

このようなことから、今後の高齢者の地域社会活動への参加におきましては、60 代の方々の参加を掘り起こしていくことが重要であり、地域サロン活動から新たな参加を促すことや老人クラブがより魅力的な事業に取り組むとともに、その存在と活動内容をアピールすることなどが必要であると考えております。

活力ある地域社会づくりのためには、高齢者の社会参加の推進が重要であると認識いたしているところであり、町といたしましても、さらに先進地の事例を調査するとともに、老人クラブ連合会とも連携し検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7 番（藤原 孟） 答弁ありがとうございました。やはり高齢者の福祉の実態把握ということでしたから、年を増すということは、やはり健康を失っていくのだということなのだと思います。ただ、この実態をつかまえたら、いかに高齢者が健康を害すことを少しでも予防する、そういうこと、健康を維持するというそのことを、少しでも目を向けていただければいいのではないかと思います。そのことについて一言意見がありましたら、お願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、我々も何よりも望むのは健康、長寿であることは変わりはないわけですから、実態調査に基づいて少しでも健康で長寿がなされますように当然町として対応策を考えていかなければならない、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7 番（藤原 孟） 高齢者の生活実態把握、このことが今いわゆる地域包括支援センターで行われていると。私たちは、やはりこの仕事をすると、この機関というのは余りなじみのない場所です。答弁の中にも関係者と PR も兼ねながらこの事業を進めていくのだということが今ありましたけれども、地域包括支援センター、ここには多分保健師だとか、介護支援センターのケアマネ、そういう方々が直接訪問しながら、いろんな実態調査をやっているのだと思います。単身高齢者の活動の見回りだとか、そういうものをこれからも強化してもらうために、地域支援センターには少し人手不足でないかなど。特に、これから高齢者がふえてくるとなると、人手不足が心配されます。

町長、この保健師、また社会福祉士、それからケアマネジャー、大体 3 名 1 チームでこの事業をされることが多いと聞いております。人件費の予算の手当てとかそういうことは、これから考えることはないか、まずお尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、介護保険制度がスタートして 10 年余りが過ぎて、保健師の活動あるいはケアマネジャーの活動というのは大変多忙をきわめているというふうに向っております。実は、本年度も保健師を 1 名採用いたしたくて公募したのですが、最終的には我々と面接の結果、残念ながらだめだったということでありまして。ですから、引き続き保健師の充実、あるいはケア

マネジャーやそういった方々の充実については、私どもも意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） ぜひ、やはり人材、人件費、人手不足になると、どうしても状態把握ができなくなるのではないかと思いますので、ぜひそのことは努めていただきたいと思います。

続きまして、3点目の災害時の要援護者のことですが、いわゆる災害が起きたときには、遠くの身内よりもやはり近くの公区の人たち、この人たちが当然災害救助になっていくのだと思いますが、町長、午前中の答弁にもありましたが、いわゆる個人情報の問題があると思います。なかなか私がどこが悪い、ここが悪いということにはなっていない、そういうこともあると思います。ただ、公区としても助けてはやりたいけれども、やはり人手の問題もあります。それから責任の問題もあります。なかなか積極的にこのことを救助の擁護者に対して、取り組みということになりづらいのではないかと考えております。

そういうことで考えましたら、最近では本人の積極的な拒否をする意見が示されない限り、情報を提供してもよいという条例が各役所でも出されているようでもあります。ぜひうちの町でもそういう条例を行う考えはないか、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言われました個人情報保護条例、これ国のほうもまず個人情報保護も大事けれども、今言ったように災害だとか命にかかわるようなことがあれば、まずそちらを優先しなければならぬだろうというようなことで、大分保護条例の中でも緩和されてきたと。そういったことで、私どもの持つ情報が公区長なり、民生委員なり、自主防災組織にも行き渡るようになってきたというようなことでありますので、これからも町の条例もちろん大事なかもしれませんが、そういったことも含めながら、情報を共有した中で、こうした災害弱者と呼ばれるような方について、さらに対応に当たっていききたいというふうにあります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 公区が引き受けやすいためにも、町の条例というのも私は必要ではないかと思っています。ぜひ、積極的な運用になるように努力していただきたいと思います。

続きまして、二つ目の問題に入っていきたいと思います。

高齢者の生活支援ということで、除雪の問題がきょう朝から何回か出ておりました。私は今、町の指名業者の中で町から除雪を受けていない業者がいると思います。そういう方々は、かなり多くの除雪する機械を当然持っているのではないかと思います。そういう業者と重機の台数を調べて、積極的に協力をまず仰いでいけばいいのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 除雪の支援を求められている方というのは、どちらかというと業者の大きな機械で除雪をするというよりは、まず先ほどもお話ありましたように、入り口があかなかつたら困るというようなことで身近な通路だとか、そういうところの除雪が一番求められているのかなというふうにあります。そういった意味で、先ほども申し上げましたように、一番いいのは、やっぱり近くにいる方がちょっと隣の除雪をしてあげるといいのかなというふうにありますし、これもうちらの近くでいくと、やっぱり雪が降ると息子さん、お孫さんが来て、ちゃんとおじいちゃん、おばあちゃんの家を除雪をしているという、そういうような助け合いといいますか、親子ですから当然なのかもしれませんが、そういうやっぱり身近な地域、身近なところにいる方がこういう除雪のお手伝いをしていただければ一番ありがたいなというふうに思っておりますし、また業者の皆さんは、今で言う地域貢献というような形の中で、いろんな公共施設ですとか、そういったところの除雪なんかに協力はしていただいておりますので、そういったことはそういった方面で、またお願いはしていきたいというふうにあります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番(藤原 孟) 今、高齢者にとって一番問題なのは、自分の団地内の交差点といいますか、非常に除雪の終わった後に、いわゆる交差点角角に雪山が残っている、高齢者にとってあれは凶器だというのです。何せ除雪が終わった後、買い物だとか病院に歩いていくとき、恐ろしくてなかなか外出もできないということがよく言われます。凶器と言われぬように、町長はぜひしっかりした対応を私はすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) せっかく除雪して交差点をきれいにして、その上に凶器と言われたら、これは立場ないわけでありますから、おっしゃられるように、そういうことのないように十分配慮して除雪に当たっていきたいというふうに思います。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○7番(藤原 孟) それでは、二つ目の外出支援であります。

安心して買い物できるとか、いろんな支援が今町で行われて、これから秋にはコミバスもできると聞いております。ただ、帯広へ行く、そういう機会がやはりうちの町民は多いのではないかと。その支援に対して、帯広市ではやっておりますけれども、高齢者の無料バス券、こういう発行も今非常に大きな成果を得ていると聞いておりますが、うちの町ではそういう考え方はないか伺います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) つらい面といいますか、地元の商店街を飛ばして町民の皆さんを帯広の商店街まで連れて行って送り迎えするというのも、これは町民の望むところだと言われれば、確かにそれに応えていかなければならない面もあるのかもしれませんが、そういった面で一面、商売なんかについても、これご理解いただかなければならない部分もあると思うのですけれども、バス券については、コミバスについてはこれからですけれども、帯広行き等のバス券を今の段階で新たなものを発行するという考えはなく、外出支援などの活用をしていただければというふうには思っております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○7番(藤原 孟) 当然、公共バスということで、町はそれなりの負担といいますか、十勝バスにはしていると思います。そういうこともありますので、その辺等も含めて、もし利用がふえればそういう町からの負担をしなくてよいのであれば、その結果もいい結果が逆に出るのではないかと思いますので、ぜひ前向きな検討というのをよろしくお願いしたいと思います。

あと、3番目ですけれども、市民後見人、これは町としては、今年はかなり積極的に取り組むということがうかがえます。ただ、この講習会だとか、資格を取りまして、かなり100時間近い講習を受けると聞いております。これだけの負担を受けながらも、今うちでは余り活用した例がないと聞いておりますけれども、資格を取って活動する場がないとなると、次つながっていく人たちが途絶えるのではないかと私は心配しております。ぜひ、資格を取った方に民生委員になってもらうとか、地域の相談員になってもらう、委嘱するといいますか、そういう活躍の場を私は積極的につくるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 実は去年、町内では対象の方が2人いらっしゃいまして、それで私が裁判所のほうから指名をされたという経緯があります。今回、幕別町は、道と共催で後見人の研修会をやる。実は昨年、帯広市と音更町で既に終わっておりますので、そちらの事例もどうなのかということと、先ほどもちょっと言いましたようにせっかく資格を取った後の活動がどうなのかと。ですから、そういう場合には、町のみならず、あるいは十勝とか、ちょっと広域的にやる方がいいのではないかと。そのような意見も出ておりますので、それらも含めながら今ご意見ありましたようなことについては対応できるのかなと、引き受けなければならないのかなというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○7番(藤原 孟) 広域的な対応はもちろん必要だと思いますし、何せ今まで資格を取った方が活躍できる場、これはぜひつくっていただきたい、そう思っております。

3番目の高齢者ボランティア、これはまず地域サロン、それと老人クラブの活動、多分地域サロンがだんだん活躍する場がふえてくれば、老人クラブでの、いわゆる仲間集めというわけではないですけども、きっと、トラブルとまではいいませんが、会員を集めることが同じ世代を集めることとなりますので、この辺を今から少し整理しておかなければ、老人クラブの役員の方々と、それから地域サロンを運営している方々とトラブルが起きるのではないかとということも私は心配しておりますが、そういうことの整合性がとれるような政策といいますか、そういうものは今持っておりますかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） いろんな方向から考えられる部分があります。一つは、地域サロンと老人クラブと取り合いになるのではないかとという部分ですね。こういったことというのは、逆に言うと両方に入っていていただいてもいいわけですから、私は両方に入っていていただくような形の中で、お年寄りが積極的に外に出ると。お年寄り同士がお互いに支え合うというような仕組みができればいいのかなというふうに思います。運営上では、それを支える人たちが大変になってくることがないように、いろんな人たちがかかわっていただけるような形が生まれればいいなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 老人クラブという名称、この「老人」というこの言葉をまずとって、違う名称にする考えは、町長、ないですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは私が勝手に老人をだめだということにはならない。もちろん老人福祉法が根っこに法律としてあるわけですから、でも名前は例えば忠類なんか行きますと、忠類シニアクラブというような名前でも活動されておりますし、これはいろいろな呼び方だとかはあるのだろうと思えますけれども、老人クラブは老人クラブとして残るのではないかなという気はしております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 高齢者のボランティア活動ということなのですが、新年度から厚労省で、企業などの退職者が地域の高齢者の暮らしに役立つために、有償ボランティア活動の支援事業を始めると聞いております。これ、町としては、当然町がそういうものをつくるのではないと思いますが、その辺のPR活動というか、そういう事業を進めるかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいまのご質問につきましては、先日情報として私どものほうにも入ってまいりましたけれども、具体的にはまだまだ入っておりません。ただ、各都道府県に一つそういったモデル的なものをつくりたいというのが厚労省の考えで、1カ所当たり100万円の補助を考えているという内容でございます。ただ、受け皿となりますところがNPO法人というような言い方をしていますので、今後、詳しい内容が来たときに、うちの町として受けられるものなのかどうか、その辺は検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 都道府県に1カ所となると、なかなか選定は厳しいのかなと思いますけれども、とりあえず新しい予算が、私は金額では4,700万円とか5,000万円という大きなお金を聞いたものですから、すばらしい予算がついたのかなと思いましたが、日本の国で100万円、だから4,700万円ですか、小さな予算だなど、今ちょっと残念だなどと思いましたがけれども、それに幕別町がNPOをつくって加入できることはなかなかハードルは高いのだとは思いますが、そういうことも進められるのだな、そう思っております。

特に、高齢者のことでありますけれども、4番目の60歳代の地域参加ということですが、これに私が調べたものにはニッポン・アクティブライフ・クラブという、いわゆる今、会員数が3万人ほどいるそういうボランティアといいますか、これは活動した時間を要するに貯金して、そして子供が会員になって東京で活動しても、いわゆる親が幕別にいれば1時間は使えるという制度、そういう

会員らしいのです。こういう魅力的な会があるということですので、そういうことを踏まえて、ぜひPRしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと余り聞いたことのない名前でもわかりませんが、十分研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 先ほども言いましたけれども、会員数3万人でちょうど神戸の大震災があった前の年にできたらしく、そうしますと一気に活動がありまして、今そのときに貯金された時間が2万時間だということです。それで参加した人も2年間で4,500人の人が参加して、いわゆるボランティア活動、今、東北でボランティアが少ないとかいろんなことを言うのは、やはり前段に加入しやすい、ボランティアに加入しやすい、いわゆるお金が落ちるとか無償のボランティアということよりも、私は1時間参加すれば1時間貯金できるという、そういう制度というのは、なかなか魅力的な制度だと思います。もし、この幕別で大きな災害が起きたときでも、今できれば役場の職員全員が、皆さんがこの後入っていただいて大きな力となれば、非常に大災害起きたときに全国的な支援を得るのではないかと、そういう気がします。ただし、会費は年間5,000円かかると。決して安いものではありませんけれども、そういう制度があるということを知っていただいて、これからやはりボランティア、いろんな形のボランティアをすることで60歳代の人たちも入りやすくなるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 役場の職員に入れといっても、60歳以上となると私と何人かしか60歳以上はいないのですけれども、そうしたことは、これからもやっぱりいろんな面で60歳代が活躍する、活動する場というのはふえてくるのだろうというふうに思いますので、お話ありましたことについて、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前10時から開会いたします。

16:32 散会

第 1 回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第1回幕別町議会定例会
(平成25年3月13日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

5 小島 智恵 6 岡本 眞利子 7 藤原 孟
(諸般の報告)

日程第2 一般質問

会議録

平成25年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年3月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 選挙管理委員会委員長 松岡 政芳
総 務 部 長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
会 計 管 理 者 川瀬俊彦 経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 菅 好弘 企 画 室 長 伊藤博明
建 設 部 長 佐藤和良 忠類総合支所長 姉崎二三男
札内支所長 飛田 栄 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 室長事務取扱 糠内出張所長 湯佐茂雄
地 域 振 興 課 長 原田雅則 農 林 課 長 森 範康
商工観光課長 森 広幸 都 市 施 設 課 長 田井啓一
町 民 課 長 横山義嗣 学校給食センター所長 坂口惣一郎
福 祉 課 長 田村修一 税 務 課 長 中川輝彦
保 健 福 祉 課 長 稲田和博 生 涯 学 習 課 長 澤部紀博
学 校 教 育 課 長 羽磨知成 水 道 課 長 田中光夫
土 木 課 長 角田和彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 小島 智恵 6 岡本 眞利子 7 藤原 孟

議事の経過

(平成25年3月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小島議員、6番岡本議員、7番藤原議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、成田年雄議員の発言を許します。

成田年雄議員。

○14番（成田年雄） 質問します。

今、まさにTPP、円安、国民への税金、安全保障、国土防衛、まさに判断の時代です。危機の時代です。

そこで、行政改革について伺います。

職員人件費の問題について。

一般住民は、300万円そこそこ、職員は700万円になり、こういった考えがあるのか伺います。

商工会、さらに商工観光課の活動がよく見えない。補助金の削減、人件費の削減がないか、さらには一般職員も本採用の中では、残業代目当てもあると思うが伺います。

2馬力、いわゆる夫婦共稼ぎ、例えば町幹部の立場にある人が、共稼ぎについて町民の批判があると思うが伺います。

さらに2番目として、企業誘致について伺います。

企業誘致に対して、民間誘致か公共誘致、南勢牧場400ヘクタールの活用を考えてはどうか。

さらには、自衛隊の誘致に対して、貸すのか売するのか。民間に対しては、今までの実績を見ると、企業誘致とは言えないものばかり、それについて伺います。

質問を終わります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 成田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「行政改革について」であります。

ご質問の1点目、「職員の人件費について」であります。

本町の一般職員の給与に関しましては、従来から地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところであります。

人事院の給与勧告は、国家公務員の労働基本権制約の代償措置としてなされているものであり、民間の給与調査に基づき、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われているものであります。

平成14年度から23年度までの最近10カ年における本町の給与改定の状況におきましては、平成18年度と平成19年度には、扶養手当等の若干の増額改定がありましたが、それ以外の年度につきましては、減額改定あるいは据え置きとなっており、減額の総額は10年間で約1億4,000万円に上っております。

このように、職員の給与につきましては、その時々々の経済情勢や民間の給与を反映し、適切に支給しているものと認識いたしております。

ご質問の2点目、「商工会への補助金の削減、人件費の削減について」であります。

幕別町商工会は、小規模事業者の経営改善指導や商工業者の振興と安定を図ることを目的に、商工会法に基づき昭和35年に設立された法人で、経営改善普及事業、地域振興対策事業などの本来の事業のほか、地域イベントやまちおこしなど地域活性化事業などにも取り組んでいる公共団体でもあります。

平成19年4月1日、幕別町商工会と忠類村商工会が合併し、両商工会の職員はそのまま引き継がれ、その結果、経営指導員が1人加配の状態となりましたが、合併特例により10年間、北海道の小規模事業指導推進補助金の交付対象とされましたことから、商工会としては10年をかけて支所機能の見直しも含め、事務局体制を整備することといたしておりました。

その後、昨年10月に経営指導員が体調を崩し退職いたしましたことから、予定より4年余り早く本来の職員数となっております。

「幕別町商工会への補助金」につきましては、幕別町商工業振興事業補助金交付規則に基づき算出いたしておりますが、現在は、この算出額について、幕別町補助金等適正化委員会において検討を加え、交付額が決められているところであり、適正な額を交付しているものと認識をいたしております。

次に、「商工観光課の体制」についてであります。商工観光課に限らず、町の組織機構につきましては、平成23年度から27年度までの幕別町第3次行政改革大綱推進計画において見直しを行うとともに、計画期間中であっても、その時々々の住民ニーズや行政課題に応じた体制を整えており、引き続き行政需要に即した組織機構の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、「補助金、人件費の削減」についてであります。平成18年度から22年度までの前期5年間の補助金削減額は2,530万円、人件費削減額は7億1,030万円、行政改革全体の削減効果は13億510万円となっております。

また、平成23年度から27年度までの後期5年間につきましては、補助金は補助金等適正化委員会で毎年精査を行うこととしているため削減額は算出できませんが、人件費削減額は7億9,143万円、行政改革全体で削減効果額は9億2,544万円を見込んでいるところであります。

ご質問の3点目、「町職員の時間外勤務手当について」であります。

時間外勤務手当については、業務の繁忙期あるいは災害等突発的な業務に対応するため、定められた勤務時間を超えて業務を遂行した場合に支給される手当であり、部署によって繁忙期の時期や時間数に違いはありますが、役場の業務や職員配置の関係上、一定程度は必要なものと考えております。

また、時間外勤務については、前段申し上げましたとおり、業務の繁忙期や突発的な業務に対応するためにやむを得ず行うものであります。職員の健康管理の観点からも縮減に努めてまいります。

ご質問の4点目、「町幹部職員の共働きについて」であります。

本町の一般職員については、男女を問わず、各個人が公平な試験選考により、その能力を認められて採用されております。

夫婦共働きについては、そうした試験により職員として採用された男女が縁あって婚姻したもので、結果的に夫婦が同じ町の一職員として勤務しているものであり、その勤労の対価として給与が支払われているところであります。

憲法においては、第14条で「法の下での平等」が、第22条で「職業選択の自由」が保障されていると

ともに、地方公務員法においては、第27条第2項で「職員は、同法または条例で定める事由以外では、その意に反して降任、免職、休職、降給されることがない」旨が規定されており、職員の身分の保障がなされているものであります。

そうしたことから、制度的、法令的にも何ら問題はないものと考えております。

次に、「企業誘致について」であります。

ご質問の1点目、「民間誘致と公共誘致について」と、ご質問の2点目、「自衛隊の誘致と過去の企業誘致実績について」につきましては関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

企業の誘致や既存企業の活性化などにより、魅力ある雇用の場を創出することは、幕別町が発展する上で重要な要素となるものであると認識いたしており、企業の生産拡大や生産拠点の分散化の動きなどを捉え、豊富な農産物など、幕別町の地域資源を生かせる企業を中心に誘致に努めております。

このように、企業誘致は民間企業を対象としておりますが、仮に公的機関の新設や移転の情報を得た場合には、企業誘致とは別に取り組まなければならないものと考えております。

本町といたしましては、企業の経営内容を含め、企業情報を把握している金融機関へのアプローチが最も効率的であると認識いたしておりますことから、継続的に金融機関との情報交換を行うとともに、農協や道内で活躍しておられる方に対し、企業情報の提供をお願いしているところであります。

また、食品加工関連メーカーに対し、農産物の生産量等の資料を添えてダイレクトメールによる誘致活動を行うとともに、道内外で行われるイベントの際に本町のPRに取り組んでおります。

なお、一昨年、企業開発促進条例による優遇措置を拡充いたしましたことから、北海道経済部、北海道内に本支店のある金融機関、北海道東京事務所、北洋銀行東京支店などを訪問し、優遇措置のPRや情報提供のお願いをしたところであります。

さらには、東日本大震災を契機に、企業のリスク分散の動きが活発化しましたことから、被災した県庁宛てに企業誘致に関する文書を送らせていただいたところであります。

一方、広域的な企業誘致の取り組みといたしましては、平成20年に北海道、帯広市ほか6町、試験研究機関などを構成員として「帯広十勝地域産業活性化協議会」が設立され、産学官の広域的な枠組みの中で産業集積、活性化に向けた取り組みを行っておりますが、本町といたしましては、協議会の一員として、首都圏における企業誘致フェアや企業との懇談会を通して誘致活動に取り組んでおります。

平成20年度以降の企業誘致の実績といたしましては、工業団地内において立地3件、増設が2件の合計5件で、工業団地以外におきましても、立地が2件、増設が1件あり、これら立地により、雇用の増を183人、固定資産税収入額を単年度約900万円と見込んでおります。

なお、雇用面での効果は期待できませんが、太陽光発電事業所が本年2月から1カ所送電を開始いたしておりますほか、今後7カ所で送電が開始される予定となっており、これら発電事業所に係る20年間の固定資産税収入額を約2億5,000万円と見込んでおります。

次に、「南勢牧場の活用と自衛隊の誘致について」であります。

ご承知のとおり、南勢牧場につきましては、「畜産振興の基盤の確立を図り、もって農業経営の安定に寄与するため」、農業構造改善事業の一環として、昭和40年10月から総面積398ヘクタールのうち237ヘクタールの草地造成等を行い、昭和42年5月25日から3日間をかけて町内の酪農家の育成牛234頭を受け入れたのが始まりであります。

以来45年間、延べ2万1,097頭、年平均469頭の牛馬を預かっているところであり、南勢牧場が畜産農家の皆さんに果たす役割、さらには農業振興地域の整備に関する法律に基づく町の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定めた地域でありますことから、今後も継続して牧場運営をしていかなければならないものと考えております。

自衛隊の誘致についてであります。自衛隊の活動は、国防という国の専権事項の一つであるとともに、国の防衛の対象は北方からアジア太平洋地域にシフトしており、自衛官の削減も予測されますことから、北海道に新たな施設の設置等が計画される見込みはないものというふうに考えております。

以上で、成田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 職員人件費について伺います。

住民と職員の給与差をなくするには、どういった考えがあるか伺います。

人事院の公務員の給与に倣った給与体系だと思うが、幕別町の考えがあってもよいのではないかと。さらには、職員の給与に近づけるためには、不景気だからこそ公共事業が必要ではないかと伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、職員の給与は、人事院の勧告に基づいて決めている。この中に町独自の考えがあってもいいのではないかとということで、実は先般の民主党政権のときに、これら人事院勧告を廃止して、直接職員組合と理事者との間で給与を決めていく手法を考えてはということが一時、取り沙汰されました。現在は、新しい政権にかかわって、恐らく引き続き人事院勧告を優先させていくことになろうというふうに思いますけれども、私どもとしては、そのように直接職員組合と町理事者での交渉で給与を決めていくということになりますと、全道、全国多くの自治体があるわけですから、なかなか難しい問題があるのだろうと。私は、やはり給与というようなことから考えますと、今の制度に基づいて決められていくことがいいのかなというふうに思っております。

もちろん民間給与については、今、春闘の最中でありましてけれども、そうした中で、よりよい方向に民間給与が決まっていくこと、さらにアップされることを我々としてももちろん望んでおりますし、そのことが地域経済へ及ぼす影響も大きなものがあるのだろうというふうに思っております。

もちろん最後におっしゃられました企業誘致については、当然これからも意を用いながら努力していかなければならない問題であろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） こういった住民と職員の格差をなくすためには、公共企業はもちろん、零細企業に厚く地元の人間を使う、そこで賃金の少しでも格差対策にならないか伺います。

町長が今までは不況だから、円高だからと、だんだん公共事業自体を減らしてきたのですけれども、これからは不況だからこそ公共事業をふやしてもいいのではないかと思うが、いかがなものなのか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公共事業をふやす、これは今の新しい政権になってからも、景気浮揚あるいは経済再生というようなことで、盛んに国としてもそういう方向で進んでおりますし、それを受けて、町のほうでも公共事業の確保ということは努めていかなければならないと思っておりますし、今回議会に提案させていただきましたように24年度の補正予算、さらにはこれからご審議いただく25年度の予算の中にも多く公共事業が含まれております。

また、今までも正直言って、十勝管内の中では幕別町は比較的公共事業の確保はかなりされてきたと、業者の方からも評価されている部分もあります。

さらに、業者の方と伺いますか、建設業協会あたりからは、今の事業費のアップ、いわゆる町が発注する事業費が、国の補助事業なんかから比べると、また安いのではないかと、そういったお話も聞いておりますので、それらも今、内部でいろいろ協議をさせていただいておりますけれども、私どもも公共事業も一つの手段としながら、地域の賃金アップあるいは経済の再生に努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 商工会、商工観光課ばかりではなく全庁職員の配置の見直し、さらには補助金の削減、連合、農民同盟、多額の補助金が支払われているが、なおかつ小さな補助額の見直しにはいかがか。一般職員の残業代としても、職員としての自覚が足りないのではないかと、こういうことで、さらにもう一回お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 補助金の適正化については、先ほど申し上げましたように前回の行革推進大綱を引き継いで、さらに毎年、庁舎内に補助金化適正等の委員会を設けながら補助金の削減や見直しというようなことを進めております。特に、これ以上減らさないでほしいというような要望が、今たくさん出てきています。例を挙げますと、老人クラブなんかは、昨日の質問にもありましたように、会員数が減ってくる上に、町からの補助金が少なくなっていくということになると、大変運営も厳しいというようなお話も聞きますけれども、我々はそうしたことも含めながら補助金全体の中で削減できるものは削減し、あるいは逆にふやさなければならないものはふやしていくというようなことで適正な補助金の額の決定については、これからも意を用いてまいりたいというふうに思っております。

また、職員配置については、これは先ほども申し上げましたように、課、役場の組織機構の中で、全体を通じた中で、それぞれの見直しを進めていきたいというふうに思っているところであります。

いろいろな話は今までもあって、商工観光課もかつては名前が消えたというようなこともありましたし、商工労政課というような名前のあるときもありました。土地改良課なんか、かつては土木課土地改良係というような名前であったものが、今は課になったとか、いろいろな機構も時代の背景によってこれは変わってくるものもあるのだらうと思いますし、後半、平成に入ってから、やはり一番大きなのは民生部関係が、いわゆる介護ですとか福祉関係が大幅に職員の増、あるいは課の配置というような問題がふえて現在に至っているわけですが、一時はバブルのころは建設部が非常に課が多くて、職員採用もどちらかというと、そちらのほうの職員採用が多かったという時代もあります。そういったいろんな背景の中で、私どもは、職員の採用あるいは職員の配置、そして課の設置についても、これからも内部で検討しながら進めていきたいというふうに思っております。

残業については、私も先ほど言いましたように、これはある程度残業は必要だというふうに思っております。例えば、これ日曜日に行事を全くできないか、あるいは会議も夜でなければ会議をできないというのも現実にあるわけですから、それらに従事する職員の時間外というのは必要なのですけれども、おっしゃられるように恒久的に毎日のように時間外をするような課、部署というのは、これは当然あってはいけないのだらうと思いますし、もう一つは1人の人間に時間外がついて回るというようなことも、これはもちろんあってはならないというふうに思っております。

先ほど言いましたように健康の面もありますので、私どもは、これは時間外については、特に管理職がそれをチェックするわけですから、これからも十分それらについては気配りをしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 補助金団体の中で、連合、農民同盟の多額な補助金が支払われているが、私は小さな老人クラブだとかそういうものに対しては、もっと動きやすいような補助や助成金を払ってもいいのかなと思うけれども、よくわからないこの農民同盟や連合は、私はこの団体は政治団体そのものであり、そうであるならば、政治団体は小さな政治団体にも補助金は町としても出すべきではないか。もし、出せないのであれば、減らすかやめるかどちらかにしてください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 連合にしろ、農民同盟にしろ、決して私どもは政治活動をしているから補助金を出しているわけではなくて、当然のことながら労働行政、あるいは労働者の福祉向上、そういった面に活動をしていただく、そういったことが補助金の目的でありますし、農民同盟にしましても、当然のことながら農業振興はもとより、私なんかその農民同盟の昔で言う出面さん、そういった方々の協力会、そうした仕事も農民同盟で、現実には対応していただいている。そういうようないろんな労働あるいは農業、そういった形の中の活動に私どもは補助金を出すのであって、決してその目的が労働運動だ、そういう政治運動だと、そういうことのみで団体では私はないというふうに思っておりますし、そのことに対する補助金を我々が出すということにはならないのだらうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） これは、町長の、余り言いわけがましいように聞こえてきたのだけれども、少し

ずつ今後の予算でも考えてもらえばいいかなと思うのですけれども、これ私これで2回目かな、3回目かな、この問題に切り出したのは。もうそろそろ、もう何年もないし、そのうちに俺は何とかしたいなと思っています。

それで、夫婦共稼ぎについて、ちょっとこれは質問しづらい場面ですが、これ幹部職になったら、みずから考えるべきな問題なわけですが、町からの指導はできないと思うが、みずから職員の考えるような指導があってもよいと思うがいかなものか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたけれども、法的な問題からいって、私どもがいかに管理職だからといいながらも、これを指導するというようなことには、現実にはならないのだろうというふうに思います。

もし、住民の皆さんの中で、そういう批判があるとすれば、ぜひ議員の皆さんからも、そうではないのだということをお伝えいただければありがたいなというふうに私は思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） それでは、企業誘致について。

忠類の牧場部分であれば、幕別の南勢牧場は空にして、民間でも公共施設でも何か要請をすればいいのかなと思っていたのですけれども、なかなか難しい問題があるみたいで、私はもし、さっきは自衛隊は国防の問題だから、これはみずから言うべきものではない。もし、自衛隊が幕別町に何か基地でも宿舎でも建てたいというのであれば、町長はこれを賛同できますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） そういうことは、恐らくあり得ないのだろうとは思っておりますけれども、やっぱりそういった問題が発生したら、もちろんこれは私個人で簡単に決断を出せるものではありませんから、当然議会の皆さんにも町民の皆さん方のご意見や、いろんな場面でお諮りをしながら決めていくということになっていくのだろうというふうに思います。今の段階でどうするかということについては、私の立場からでは何とも申し上げることにはならないのだろうというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） それでは、私が自衛隊に申し込んで、町長に意見を。

これは、企業誘致というより、インフラ整備、財源の問題やなんかいろいろあるのではないかなと思って、防衛施設というのは、町としては一番いいあれかなと思っていたのですけれども、なかなかそうもいかないみたいです。

それでは、最後に一言。約束してください。もし自衛隊とか防衛施設局がここに来た場合は、真剣な取り組みをしたいと。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一つ、今、私どもの町で自衛隊のかかわりあるのは、稲士別の奥に小銃の射撃場が、実は古いのですけれども、昭和29年にあそこに自衛隊が来られて、実はそれがあがために、例えばソフトボール場の夜間照明ですとか、明野ヶ丘スキー場のリフトなんかというのは、防衛施設周辺整備事業という名のもとに、かなりの高率の補助で整備をしていただいた、そういうことも現実にあります。

ただ、後段お話ありました自衛隊がもし来るからどうだといったときには、先ほども言いましたように十分相談をさせていただきながら取り扱っていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、成田年雄議員の質問を終わります。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして、以下の点について質問いたします。

1、明野ヶ丘公園の利用状況と施設整備について。

明野ヶ丘公園は、明野の丘陵地に開基80周年記念事業として記念林の植樹を行ったことが公園の始

まりで、自然環境にあふれた総合公園としてオープンしました。

自然に囲まれ、パークゴルフ、冬はスキー、また子供たちが十分に遊べるアスレチック遊具、四季を通じて子供たちが集まる公園と位置づけしたことと思います。

また、平成8年には百年記念事業の一環として、展望施設「ピラ・リ」がつくられ、幕別町を見おろすことができ、さらに日高山脈、大雪の山並みの大パノラマが一望できる公園です。

総合公園は本町には2カ所ありますが、広く町民に利用されているスマイルパークとは対照的な、地味な存在であるような気がします。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

- ①明野ヶ丘公園の利用状況について。
- ②点検、整備について。
- ③パークゴルフ場利用状況について。
- ④イベント等を開催しなくなった理由について。
- ⑤今後、公園の維持管理、利用調整について。

2点目、選挙投票率の向上についてお伺いいたします。

平成15年12月施行の公職選挙法の一部改正により、期日前投票制度が創設されました。これにより、それまでの不在者投票制度が改められ、期日前の投票手続の簡素化が図られ、投票しやすくなりました。

しかし、投票率は、本町としても年々下がっております。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

- ①投票率向上についてどのような努力をしているのか。
- ②高齢者の方が投票しやすくするために、入場券の裏面に宣誓書を印刷し、自宅で住所、氏名を記入できるよう簡素化を図ることができないものなのか。
- ③宣誓書の様式をダウンロード方式にする考えについて。
- ④視覚障がい者の投票環境について。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「明野ヶ丘公園の利用状況と施設整備について」であります。

ご質問にありますように、明野ヶ丘公園は昭和51年の開基80周年記念事業として位置づけし、昭和52年度に都市計画総合公園として都市計画決定を行い、翌年から公園の造成を始めました。

公園内には、大型の木製フィールドアスレチック遊具などを設置するとともに、パークゴルフ場や北斜面を利用したスキー場の整備も行い、平成8年には開基百年記念事業として、シンボル施設である「ピラ・リ」を建設したところであります。

ご質問の1点目、「明野ヶ丘公園の利用状況について」であります。

団体で利用される場合においては公園の使用許可申請を受け付けておりますが、ここ数年は町外の小学校から遠足の際の使用申請をいただいております。

申請行為のない利用につきましては、本公園のみならず利用者の把握はしておりませんので、この点につきましてはご理解をいただきたいと思います。

明野ヶ丘公園は自然豊かな公園であり十勝平野を見おろす眺望も美しいことから、遠方からの来訪者も多い公園と認識しており、町民の方々におきましては、近隣の方の朝夕の散策のほか、斜面を利用したスケートなど運動部のトレーニングやパークゴルフなどに利用いただいているところであります。

一方、お話ありましたスマイルパークの利用者数につきましては、特にパークゴルフ場の利用が多い状況ではありますが、住居地域に近いことや周辺施設が多数あることなどの環境要因の違いによるものが大きいものと考えております。

また、幼稚園や保育所の遠足等の利用につきましては、低年齢層を対象とした遊水路が整備されている、いなほ公園や札内北公園の人気の高くなっているところでもあります。

ご質問の2点目、「点検、整備について」であります。

公園施設の点検につきましては、年度当初に専門業者への委託による公園の一般施設と遊具の点検を行っており、安全と維持管理に努めているところでもあります。

また、明野ヶ丘公園を含む都市公園では、平成21年度にベンチやあずまやなどの一般施設と遊具施設の点検を実施し、平成22年12月に一般施設・遊具施設の長寿命化計画を策定したところであり、平成23年度には土木構造物と建築物について点検を実施し、平成24年度末には公園施設に係る長寿命化計画の策定が完了する予定であります。

点検結果に基づく長寿命化計画につきましては、健全度と危険度を把握し、施設ごとに整備の順位をつけ行っており、明野ヶ丘公園の遊具と一般施設は、点検判定結果におきましても設置後30年を経過する木製施設が大部分であることから、改築更新を要する施設と位置づけ、平成23年度に危険遊具の撤去と補修工事を行い、公園利用者の安全確保を図っております。

また、平成24年度には、平成8年の百年記念事業で建設されましたトイレなどを含む休憩施設が劣化しておりましたことから、改築を実施したものであります。

公園施設の改築更新につきましては、平成26年度までの計画として、市街地の古い公園を中心に危険度の高い公園施設の再整備を進めてまいりましたが、これらの更新整備が平成26年度で完了する予定でありますことから、明野ヶ丘公園の再整備計画は他の公園も含め、平成27年度からの次期5カ年計画として再整備の検討を行いたいと考えております。

ご質問の3点目、「パークゴルフ場利用状況について」であります。

町内には、町営のコースとして12コースを整備しておりますが、このうち明野ヶ丘公園の「さくらコース」につきましては、平成24年度で約5,900人の利用があったものと推計いたしております。

ご質問の4点目、「イベント等を開催しなくなった理由について」であります。

今から30年前の昭和58年から62年にかけて、明野ヶ丘公園芝桜一株運動実行委員会の働きかけにより、町民の方々がスキー場斜面に芝桜2万5,000株を植栽いただいたことを契機として、昭和60年に観光協会の主催により第1回明野ヶ丘公園芝桜まつりが開催され、平成4年の第8回には5,000人もの人出でにぎわいを見せました。

しかしながら、公園一帯の土質が粘質系のれき質土で生育状況が思わしくなかったことや、冬季間スキー場として活用しているため芝桜の傷みが著しく、維持管理に多額の費用を要したことから、芝への変更を余儀なくされ、平成9年を最後に明野ヶ丘公園を会場とした祭りは終了し、平成10年からは「まくべつ夏フェスタ」へ引き継がれ、現在に至っております。

また、明野ヶ丘公園を会場としたその他のイベントといたしましては、パークゴルフ大会や町内外の小学校の遠足、音楽ライブのほか、平成8年7月には開基百年記念事業として札響野外演奏会が、平成11年8月には町民の方の結婚式が、平成12年1月には「初日の出コンサート」が実施されております。

通常、野外イベントを開催するには、天候への備えを初め、立地条件、会場までの交通手段、駐車場、トイレ、水回りなど、さまざまな要素を検討した上で実施の適否が決定されるものであり、こうしたことなどから芝桜まつりにつきましては、観光協会を初め実行委員会の中での協議を経て、「まくべつ夏フェスタ」として衣がえし、運動公園に会場を移して実施され、現在では、大変好評をいただいているものと認識いたしております。

明野ヶ丘公園は、幕別町都市公園等条例の規定に基づき、興行や集会等を行う場合には、5日前までに一時使用の許可申請書の提出を要しますが、同公園には260台の駐車場、トイレ、野外ステージ、展望広場、休憩所など、野外イベントを開催する際の要件は備わっており、加えて、公園からの眺望も美しいことから、今後におきましても、民間も含めた明野ヶ丘公園の活用に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「公園の維持管理及び利用調整について」であります。

遊具等の点検や小規模修繕等につきましては公園施設管理委託業務におきまして実施するとともに、再整備につきましては、先ほども申し上げましたとおり公園施設の長寿命化計画に基づき改修を進めているところであります。

今後におきましても、夏のパークゴルフや冬のスキーのほか、町民の憩いの場としてはもちろん、眺望や既存施設を生かした公園として親しまれるよう内外へのPRに努めるとともに、利用調整には適宜対応してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 松岡選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（松岡政芳） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「選挙投票率の向上について」であります。

初めに、本町における投票率の向上であります。町民にとりまして最も身近である選挙ということで、町長・町議会議員選挙の状況を見てみますと、平成11年4月執行の町長・町議会議員選挙におきましては、当時、約83%の投票率でありましたが、最近の平成23年4月の選挙では約69%と、大きく投票率が低下しているところであります。

また、北海道知事選挙や国政選挙におきましては60%台前半で、全体的な傾向として、近年の国政選挙や地方選挙ともに低投票率の傾向にあると認識しております。

社会全体の潮流といたしまして、現在の自分の生活と社会や政治との関連を意識することが非常に少なくなってきたと言われており、特にこの豊かな時代に育った若い世代にこうした傾向が強くあらわれております。このことが若者を中心とした政治への無関心や政治離れ、ひいては選挙離れが進んでいるというふうと考えているところであります。

いずれにいたしましても、最近の投票率の低下傾向は、投票率が国民の政治参加の指標であることを思うとき、選挙を執行管理する立場にある選挙管理委員会といたしましては、民主主義の根幹にかかわる問題であると感じており、大変憂慮しているところであります。

ご質問の1点目、「投票率向上について」であります。

本町の選挙管理委員会では、選挙時における啓発といたしまして、広報誌やホームページによる啓発、役場本庁舎、支所、出張所での啓発用看板の設置や町内の各公共施設におけるポスターの掲示や町内事業所に対するポスター掲示の依頼などの視覚的なものを初め、広報車等による広報活動、街頭啓発として、ショッピングセンターなどでの啓発用品の配布を行っております。

投票日当日に、幕別・札内においては投票所の開場時刻にサイレンを吹鳴し、忠類においては防災無線により投票の呼びかけを行っているところであります。

そのほか通常時の啓発として、成人式の際に新成人のための啓発用パンフレットの配布でありますとか、将来の有権者である小学生に対しての「明るい選挙啓発ポスター」の作品募集等の啓発事業等も実施しているところであります。

また、投票される方の利便性の向上を図るため、高齢者や足の不自由な方のための車椅子の配置や、段差のある出入り口には簡易スロープを用意するなど、投票所の環境整備にも配慮し、投票率向上に向けてできる限りの取り組みを行っているところであります。

これらの取り組みは、今後も継続して取り組んでいくことはもちろんであります。投票率向上に向けて、さらに有効な方策がないか、他町村の事例なども研究してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「宣誓書の簡素化について」であります。

初めに、期日前投票の宣誓書の取り扱いに関する規定についてであります。公職選挙法施行令では、期日前投票を行うためには宣誓書を提出しなければならないこと、また公職選挙法施行規則では、宣誓書の必要事項等の内容に関する様式が定められており、本町におきましても、これらの規定に基づき宣誓書を作成しているものであります。

現在、本町では、期日前投票所における投票者数の増加に対応し、事務の簡素化を図るため、投票

に関する情報を掲載したバーコードを印刷した投票所入場券を世帯ごとに発送しております。

この投票所入場券を持参していただければ、期日前投票の受付のときにおきまして、必要事項が記載済みの宣誓書が出力され、氏名のみを記載していただくだけで投票ができる仕組みになっております。

ご質問の投票所入場券の裏面に宣誓書を印刷することについては、管内でも音更町が実施しているところであり、事務の効率化や投票者の利便性の確保に有効な手法であると認識しております。

しかしながら、投票者が氏名のほか生年月日、住所等を記載することとなりますので、若干負担を感じられることもありますし、投票の受け付けどきに記載内容の確認のために少々時間を要することから、現在の手法が迅速かつ簡易であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の3点目、「宣誓書様式のダウンロードについて」であります。

町では選挙どきにおきまして、投票者の利便性を考慮し、ホームページから不在者投票や郵便投票の申請書の様式をダウンロードできるようにしておりますが、期日前投票の宣誓書につきましては、ご質問の2点目でお答えしましたように、投票所入場券に印刷されたバーコードにより、その場で出力される仕組みとなっております。

そして、この手法によることが、より投票者の利便性の向上につながっているものと考えておりますことから、現段階では宣誓書をホームページからダウンロードする方式は考えていないことをご理解いただきたいと思っております。

ご質問の4点目、「視覚障がい者の投票環境について」であります。

視覚障がい者の投票環境の課題といたしましては、選挙の情報提供として、選挙公報が考えられるところでもあります。

選挙公報にかわるものとしていたしまして、これまで国政選挙、道知事選挙、道議会議員選挙におきましては、選挙のお知らせ版として点字または音声テープによるものが作成されているところであります。

しかしながら、町長・町議会議員選挙におきましては、告示期間中の限られた期間内に点字や音声テープによる選挙のお知らせ版や選挙公報は作成できていない状況であり、現段階では作成することは難しいものと考えております。

また、投票所における課題として、点字による投票の関係がありますが、点字で投票したい旨の申し出があった場合は、すぐに点字器を貸与できるように各投票所に点字器を備えつけて対応をいたしております。

以上で、岡本議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、この際、11時15分まで休憩いたします。

10：59 休憩

11：15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、再質問させていただきます。

まず、明野ヶ丘公園の利用状況についてであります。年々利用数が減少していることと思っております。この公園は、昭和51年に造成され、平成8年には多額の事業費1億6,800万円をかけたモニュメント「ピラ・リ」と、さらに3,300万円の立派なコテージ型のトイレの整備事業が行われました。スキー場は別としましても、この利用期間は夏の間だけになりますけれども、公園のつくられた事業費も含め、莫大な費用がかかっておりますが、その費用対効果についてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 百年のときにモニュメント「ピラ・リ」をつくったのですけれども、「ピラ・リ」

の作成までのいきさつとしては、あの明野ヶ丘の眺望を利用して展望台をつくり、そこからはるか太平洋を見おろす、そういう遠望な計画があって、その計画がずっと延びてきて、最後に百年事業にあわせて、今の「ピラ・リ」の計画に至ったという経緯があります。

そういったことで、最初の計画から何年かたった後に、今の「ピラ・リ」ができたということがありますものだから、確かに最近になってくると、それだけの費用をかけてつくったものがどうなのだという批判といますか、課題といますか、我々にすれば問題はあるのかと思いますけれども、今までのそういった経緯を大事にしながら、さらに先ほどもお話ありましたように、少しでも多くの方に利用していただけるように努力をしていきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 現在では少子化が進み、子供たちを連れて公園で遊ぶという家族が大変少なくなっているかと思いますが、多額のお金を費やしてつくり上げたこの公園の魅力を引き出して、多くの町民が集い、憩いの場として楽しめる公園を目的に建設されたことと認識しておりますが、30年以上たった現在では、その目的が果たされていないのではないかと思います、その点についてはいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように開町80年を記念して、あの公園の造成が計画され、その後30年経過したわけでありましてけれども、いろんな面で利用もされてきましたし、ちょっと最近、キャンプなんかはかなり一時多かったというふうにも聞いていたのですが、最近余りこの実態を知らないのですけれども、そういった意味ではせっかくの公園ですから、先ほど言いましたように、さらに利用していただくような努力をしなければならぬと思いますし、あるいはまた町民の皆さんや利用者の方々から、どういったものが希望されるのか、どういったものがあの公園に足りないのかといったようなご意見などもいただくような機会も設けながら、いろいろ関係機関等とも協議しながら、これからも多くの方に利用いただけるように努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 努力をしていただけるということなのですけれども、まずその前に要因はどこにあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これ、いろいろ要因はあるのだと思いますし、岡本議員が言われるように少子化の問題も確かにあるのだろうというふうに思っておりますし、また先ほども言いましたように、町内には類似の公園も相当多く造成をされております。

さらに、パークゴルフなんかも、ほかにもそういう施設があるわけですから、そちらを利用される方も多くなっているのだらうと思いますし、子供なんかからすると、足といますか、自転車で行く子供が多いのだらうと思いますけれども、そういった意味での遠距離にあるというようなこともあるのかもしれませんが、もう一つは、やはり何となく今の子供たちが外へ出る、公園等で遊ぶというようなことが少なくなってきた、うちに秘めるといいますか、室内での遊びですとか、そういったことも要因の一つにはあるのかなというふうにも思いますけれども、先ほど来、繰り返し申し上げますけれども、そういったことが、ぜひ学校の中でもお願いしながら活用していただければというふうに思っておりますし、先ほど言いましたように反省すべきもの、そしてこれから改善しなければならないもの、その点、十分内部でも検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、前向きな町長の答弁ですので、それを素直に受けて、よくなることを願ってまいりたいと思います。

では、点検整備についてでありますけれども、緑の基本計画によりまして、「水と緑が人を迎えるまち まくべつ」に基づき基本方針を定めており、「緑を守る・増やす・育む」とうたわれ、緑地の保全と整備、森林機能の適切な維持・保全に努めると掲げられております。

また、子供たちのことを考え設置されたアスレチック等の遊具も今では老朽化していると思いますが、大型のものが7基、小型のものが8基と、現在でも存続しているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 都市施設課長。

○都市施設課長（田井啓一） 明野の大型遊具につきましては、基本的には危険なものについては、町長のほうの答弁でも説明させていただいておりますが、危険なものについては、基本的には撤去いたしております。

ただし、一部修繕で生かせるものについては、その一部を残しながら公園の遊具として、使える部分は使っているというような状況でございます。

それで、撤去した大きな施設といたしましては、木製ネットクライマー、あるいは木製のスプリングの平均台、あと木製の丸太上り、あるいは木製の滑り台を含めた複合遊具的なもの、こういったものを撤去しておりますし、それ以外の木製遊具につきましては、使える部分を修繕しながら、あるいはその機能の一部を撤去しながら存置してあるというような状況でございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 私も毎日毎日明野公園のほうへ出かけているわけではないので、子供たちがいつも遊んでいるというところは見ているわけではないのですけれども、そのアスレチックの点検にかける時間と費用をかけることを考えますと、アスレチックも現在の遊具としては不具合であるのではないかと思うところであります。

したがって、一例なのですけれども、アスレチック遊具を全部撤去して、住民のニーズに合った公園の活性化につながる手だてをとるとすることも考えるべきではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） まずは、子供たちの安全を確保するということが大事なことだというふうに思っておりますので、毎年春先に業者が公園遊具等については点検をしております。

それから、長寿命化計画の中でも点検をいたしまして、まずは安全の確保をするということであります。

それから、今、議員おっしゃるように、公園をいかに楽しく使っていただけるかというようなことは、今後の継続的なテーマだというふうに思っておりますが、その遊具の部分、それから眺望を確保するような「ピラ・リ」であるとか、あるいはスキー場があって広く、まちなかの公園というよりは郊外の公園というようなイメージが強いところですし、自然を豊かに育てているのだというような場面の公園でもあるかなというふうに考えておりますので、その環境に合った公園整備というものを今後考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 忠類でも土曜、日曜のシーニックカフェなんかも行われていたり、幕別には、またキャンプ場がないことも私、地方から来ましたので感じました。それで、全部遊具ばかりではなくて、そういうところも整備をするということはお金がかかるということなのですから、やっぱり町民が集まれるような公園にする整備の費用は、それは仕方ないということもあると思いますので、ぜひそういうシーニックカフェにしてもキャンプ場にしましても、すぐ結果が出るわけではないとは思いますが、何かせつかく莫大なお金をかけた公園ですので、できるだけ町民が集えるような公園に改善をしていただきたい。他町村の公園等の事例も調査・研究をぜひしていただきたいと思っております。

それで、次なのですけれども、本町では、この公園の見守りということで、里親制度があります。公園の見守り隊によって、ごみ等の収集、廃棄、整備の維持管理に関する情報提供を得ているとのことですが、この25ヘクタールもある公園で、また丘陵地という公園のため、1団体の見守り隊では目が届かないのではないかと思います。総合公園に関しては、幾つかの団体に見守っていただいて、重ならないような見守り隊をつくっていただくことはできないのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 公園里親制度についてでありますけれども、これは基本的に今、明野ヶ丘公園のような大きな公園については委託をしておりますので、そちらのほうで対応をいたしており、現在は森林組合の方が公園見守り隊として活躍をいただいております、個人の方とか小さな団体の方が対応しているというわけではないというのが今現状であります。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ですから、森林組合の方も毎日毎日公園に行くわけではないので、それを幾つかの団体で重ならないような管理をしていただかなければ、余りの広さなので1団体だけでは公園の管理というのはちょっと難しいのではないかなと思ひまして、このような質問をさせていただいたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室長。

○企画室長（伊藤博明） 公園里親制度、このアダプトプログラムにつきましては、あくまでも住民の方々や住民団体の方々の自主的な意思といひましようか、そういった中で自分たちがこの公園をよく利用するので、その際にごみを拾いたいか、そういうどちらかといひますと、こちらはこういう制度は用意しているのですけれども、その際には腕章を差し上げるですとか、そういうお手伝いはするのですが、どちらかといひると町の姿勢といひのが現状としてはありますが、私も明野ヶ丘公園をよく利用するわけですけれども、そのときにはごみは拾いますけれども、別にこの制度でやっているわけではありませぬけれども、そういった働きかけといひのは、機会を見つけてできればなど考えております。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 私もあそこに朝、運動に行きまして、ごみは拾っているのですけれども、やはり町民みずからがやっていかなければいけない、本当にきれいな公園にしていかなければいけないということもありますので、今後も住民の方に啓発の看板を立てて見ていただくような努力もぜひしていただきたいと思ひます。

では、続きましてパークゴルフ場についてお伺いいたします。

本町には12カ所のパークゴルフ場がありますが、せつかくのこの丘陵地を利用したコースですが、先ほど答弁にもありましたが、利用数が5,900人と決して多い人数ではないように思われます。この利用数の減少している要因の一つに、コースの整備がほかのところよりも手薄になっているのではないかと思ひます。この利用者が少ないからコースの整備を怠っている、整備を怠っているから利用者が減ると悪循環を引き起こしているように思ひますが、その点について、どのようなお考えかお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 確かに御指摘のとおりスマイルパークの中にある「ちろっとの森コース」あたりは9万人程度の利用があると。それに引きかえますと、確かに5,900人という数字は1割に満たない数字になっております。芝刈り等につきましては、どこのコースも同じような状況で実施させていただいておりますし、コースの芝が傷んだ場合については、ちろっとの森だから張りかえる、さくらコースだから張りかえないとか、そういったことは一切ございませんので、傷んだ部分については、さくらコースについても補修はさせていただいております。

私が考える部分で申し上げさせていただきますと、特に緑町かいわいにお住まいの方が十数年前、20年前は足も丈夫で、お聞きした話ですけれども、もとは明野に行っていたのだと。ただ、最近、もう年をとってきたので、あそこの坂を上がっていけなくなったので、最近専ら新田の森コースを利用しているというようなお話をよくお伺いしておりますので、人数が減ってきているという部分については、そういった要因もあるのかなというふうと考えているところであります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 確かに、このパークゴルフ場は、全コースが無料です。私も地方から来まして、本当にびっくりしたのですけれども、ただでできるということで、本当に素晴らしいことなのですが、このコースの維持管理は公園管理の中で行われているということは認識しておりますけれども、ちろっとの森など、ほかのコースに比べると新田の森、また、さくらコースなんかは少し整備のほう弱いのではないかなと、整備の改善がちょっと必要ではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 確かに、特に新田の森コースでいきますと、芝が枯れてしまっているという状況でございます。ただ、新田の森コースにつきましては、新田さんからあの土地をお借りして、木を大切にしていращる会社でございまして、枝等を払うということは基本的にできない状況でありまして、どうしても日差しがないコースにつきましては、芝が幾ら張ってもすぐ枯れてしまう、種をまいても芽が出てこないという状況でございますので、そういった部分につきましては、確かに新田の森コース、それから依田公園の俳句村コースの一部などについては、ペアグラウンド、土の状態になっているという状況が見受けられている状況であります。

それから、明野につきましても、やはり木が結構生い茂っている部分もコースの一部にありまして、その辺につきましては、やはり芝がぼやぼやとしか生えていないと。なおかつ明野公園につきましては、ちょっと土壤が悪くて、リン酸吸収係数というのが非常に高い土壤でありまして、肥料をやってもなかなか芝が育ってくれないという、そういう土質的な要因もございまして、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） せっかく幕別はパークゴルフの発祥の地ですので、どのコースも本当にたくさんのパークゴルフをする方が訪れるような本当に素晴らしいコースになるように行政としても努力していただきたいと思っております。

続きまして、4番と5番、関連していますので、あわせてお伺いいたします。

以前は、スキー場のところに芝桜5万株を植え、桜まつりというイベントなども行っていたようですが、スキー場ということもあり、また土壤も良質ではないということから芝桜が育たずやめてしまったということですが、その後も答弁の中にもありましたが、結婚式や、またコンサートなども行われていたということですが、それが続いていないということは、要因はどこにあるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） それぞれ、例えば芝桜まつりにしろ、いろいろな行事が今まで連なってきた。ほとんどのその主催といいますか、観光物産協会を中心にいろんな行事がなされてきた。それから、札幌の演奏なんかも一つの記念のイベントとして出されてきたと。そういった中では、私が最初に町長になったときには、初日の出コンサート、1999年から2000年に変わる元旦の朝、日が上がるときにそのコンサートをやったと、そういったいわゆる節目節目にいろんな行事はやってこられたのですけれども、今なかなかそういったことが出てこないというのは、例えばアイデアといいますか、そういったものがなかなか出てこないもので、これらは今、言うように有効活用する、公園をより多くの方に知っていただく、多くの方に利用していただくというようなことからそういった行事は計画していかなければならないのだらうと思っておりますけれども、要因がどこにあるのかと言われると、やはり全体的ないわゆるそういうイベント等の施行が減少傾向にあるのかなというふうには思っておりますし、観光物産協会もいろんな行事を持っておりますから、また新たな行事をそこで催するというのもなかなか厳しい問題なのかなというふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 行政としても現状を打開するために、住民と協働による植林、植樹や、また緑

化事業をぜひ推進すべきと思います。私が考えるには、明野ヶ丘公園に結婚記念樹とか、また出産の記念樹というような記念樹を植えて、自分の木がどれだけ育ったかということも見に行けるような公園にしていきたいなと思うところでもあります。

また、ちょっと私がよく行くところなのですが、石狩市と厚田村と合併したところなのですが、そこに戸田記念公園というところがあります。そこは、本当は墓園なのですが、桜のソメイヨシノが8,000本あります。ソメイヨシノは北海道では育たないと言われた桜なのですが、そこでは毎年8,000本の桜が咲きまして、お墓参りには来ないで、観光客が観光バスが乗りつけるというぐらいの人たちが訪れます。ですから、そこまでとは言いませんけれども、遠くから見て、明野公園が桜の山になってすごくきれいだと言われるぐらい、またラベンダーが咲いてきれいだと言われるぐらいの、本当に外から見ても美しい、人が訪れやすいような公園にぜひしていきたいなと思うところでもあります。

多大な費用をかけるだけではなくて、住民との手づくりの公園、また緑の拠点として、幕別にふさわしいロマンあふれる公園の造成プロジェクトをぜひ展開していきたいということをお伝えしまして、次の質問に移りたいと思います。

では、2点目の質問なのですが、幕別町で行われた過去の各選挙の投票率は年々下降の一途をたどり、平成23年度では60%台と、低い状況で推移しております。

この現象は、全国どこでも同じで、全国明るい選挙推進協会が平成23年4月に実施した統一地方選挙の全国意識調査で投票率を見ると、知事、首長、議員選挙など全てにおいて低下している状況であります。

社会全体が高齢化する中、有権者が占める若い世代の比率が総体的に減少している傾向にありますが、さらに若い世代の投票率が高齢世代に比べ、低い水準で推移している中、若い人たちの投票率を上げるためには、町としては、どのような啓発の取り組みをされているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（古川耕一） 確かに岡本議員さんがおっしゃいますように、今の選挙の中で若い世代というのが非常に低下をしてきているというのは、これは国の統計におきましても、そのとおりだろうというふうに思います。私どもの町におきましても、新成人のための啓発、委員長がおっしゃいましたように、新成人あるいは小学生の明るい選挙啓発のポスターをいろいろお願いをしたりとか、今からこれから選挙をしていく若い世代、二十の方あるいはこれからの小学生の子供たちへの啓発活動というのはさせていただいているところでございます。

今後どういうふうに投票率を上げていくのかといいますと、先進事例そのものが、全国的に投票率が下がっているものですから、なかなか先進的な事例というのはないわけではありますが、さらにこの啓発活動につきましては、これからも意を用いてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 確かに今の若い人たちは政治に関心がないというところもあると思いますので、まず若いというよりも小さいうちから、中学生、高校生のうちに模擬選挙などの練習などをしていただきながら若い人に啓発するということはできないものではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（古川耕一） 他町村の事例を見ますと、確かに模擬選挙だとか、小学生のときから、あるいは中学生のときからやっているところもございまして、いろいろそういうところの事例も参考にしながら、選挙管理委員会とも協議をしながら、ちょっとその辺も検討してまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ぜひ、もう本当に若いうちからこの1票が大切なのだということを教育でも教

えていただきたいということと、また、そのように取り組みもしていただきたいと思います。

続きまして、2問目なのですが、最初の前段ともちょっと関連があると思いますけれども、投票しやすい、まず環境づくりをするということが必要であると思います。

平成15年に公職選挙法が改正されてからは、期日前投票を行う選挙人がふえております。さらに、各自治体では、期日前投票の簡素化の改善へ取り組みがなされております。高齢者や障がい者への配慮はもちろんのこと、投票所になれない方は、投票所独特の雰囲気緊張し、宣誓書に書き込むことも時間がかかったり、説明を受けなければならない場合、もしくは聞き取りにくい場合などもあり、選挙人にとっては随分と負担になっているとのことです。

したがって、宣誓書を入場券の裏側に印刷し、郵送し、事前に自宅で書いて持参してもらうというほうが投票を大変しやすいのではないかと思います。道内では、私の調べたところでは、栗山町、ニセコ町、また真狩村でも行われております。全国的にも秋田市、管内では音更、また昨日の新聞でもごらんになったと思うのですが、帯広でももう実施に向けてということなので、本町でも実施はできないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（菅野勇次） 今回の期日前投票に係ります宣誓書の関係になりますけれども、委員長の答弁にもありましたように本町の場合、入場券にバーコードを印刷してありまして、その入場券を期日前投票所に持ってきていただければ、そのバーコードを読み取って、すぐ宣誓書が出てくるような仕組みになってありまして、その宣誓書には、あらかじめ住所ですとか生年月日ですとか、そういったものが記載されておりまして、本人は名前だけを記載するように、名前だけ記載していただければ、すぐ投票できるような仕組みになってございますので、現行のうちの手法がより簡素で利便性が高いのではないかとこのように考えてありまして、現段階では音更町のように入場券の裏に宣誓書を印刷するというようなことは考えておりません。

それにかかわっては、音更町の場合ですと、圧着シールでなっておりまして、それに要する費用ですとかそういったものもかかわってまいりますので、そういったこともございますので、現段階では考えてはいないということでございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 先ほど名前だけを書くとおっしゃいましたが、確かにそうなのですが、その名前を書くのがやっぱり人前では、私たちは平気なのですが、高齢者になると名前をみんなが見ている前で書くというのがすごく緊張感があり、また、あのちょっと独特な雰囲気、この議会もそうですけれども、独特な雰囲気がやはりありますので、そういう点を緩和するために本当に家でゆっくり自分で名前を書いてくるということが上がらずに書けるという、そういう配慮を私は言ったわけなのですが、また今、申されたように、はがきに我が本町では選挙の入場券は1人に1枚が来ます。その1人に1枚を出すのではなくて、圧着式にしてはがきのようにしまして、それで一家に1枚来て、2人ぐらいを載せるようにすると、その郵送料に関しても若干いいのではないかなと思うのですが、その点についてもちょっとお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（古川耕一） 入場券の裏に宣誓書を印刷するということでありますけれども、入場券は確かにはがき1枚で非常に小さくなってありまして、その裏に注意書きも入っておりますけれども、それに宣誓書を入れるということになりますと、様式が非常に小さくなって、かえって見づらいということもあるのだらうというふうに思います。それで、なかなかあの入場券の裏に、ほかの町の事例でいきますと1枚ではなく3枚ほど宣誓書も全部入れて、そして折り畳んで圧着式にしているということでもありますけれども、それでもはがきの大きさでありますので、非常に小さいということだと思います。

ただ、先ほど次の質問ともちょっと関連するのですが、宣誓書をホームページからダウンロードすると、これは同じようなA4の大きさになりますので、そういう方法で見やすく、あるいは選

挙しやすい方法に持っていくということは、これは可能だろうと思います。

確かに、言われましたように平成15年から期日前という投票制度が始まりまして、今、去年の12月の衆議院選挙におきましても、総投票数の約22%、約2割以上が期日前投票をしているということもありますから、少しでも投票しやすい環境をつくるというのは、私ども考えております。

それで、はがきというよりは、そういうダウンロードできるような仕組みのほうが、まだ書きやすいのかなということも、いろいろ検討させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） そうですね。ダウンロードをしたら、これはちょっと見本なのですが、このように大きくなりまして書きやすいですね。ですから、今、高齢者もインターネットは結構使ったりもしていますし、また家族の方がインターネットで引き出すということもできますので、これは選挙期間ではないのでちょっと見本ということでこういうふうに出しましたけれども、このようにするとすごく書きやすいということもあると思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、視覚障がい者の投票についてということなのですが、我が町ではこのようにしていらっしゃるということですので、あえて言いませんけれども、ぜひ本当に障がいを持つ方への適切な対応をこれからも続けていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、投票しやすい環境に改善することによって、より一層、投票率向上につながるのではないかと思います。したがって、本年夏に参議院選が控えておりますので、ぜひ参議院選からの実施をめどに導入をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：49 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 通告に従いまして、質問いたします。

まず最初に、町民と情報を共有して運動を発展させ、政府にTPP交渉参加を断念させるまで、あらゆる手だてをとることについてであります。

3月1日、十勝町村会、そして岡田町長などが中心となって、管内の行政、農業、経済界、消費者団体など、8団体で「TPP問題を考える十勝管内関係団体連絡会」が設立されました。3月10日には、TPP反対運動の画期となるような4,300人規模の反対集会が悪天候の中、開かれました。

昨年12月に誕生した安倍総理は、米オバマ大統領と会談し、TPPについての共同声明を発表しました。直後の記者会見で阿部首相は、「会談で聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」として、「なるべく早い段階で決断したい」と、TPP交渉参加に踏み出す考えを明確にしました。

しかし、声明では「全ての物品が交渉の対象となる」とし、「『TPPのアウトライン』において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する」としています。この「アウトライン」とは、TPP参加国が2011年11月に合意した「関税並びに物品サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」、すなわち関税と非関税障壁の撤廃が原則であることを明記したものであります。

「アウトラインの達成を確認する」と合意しながら、「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確に

なった」などというのは、我々国民を欺くものと言わざるを得ません。

これまでも議論してまいりましたように、TPPはたとえ関税撤廃に一部の例外を設けることができたとしても参加していけるようなものではなく、農業はもとより医療、食の安全、金融を初め、広範な分野で地域経済と国民生活に深刻な打撃を与え、この国の形を変えてしまうものであることを私たちは共通認識としてまいりました。

しかしながら、世論調査などによりますと、道内ではようやく半数まで上がってきたとはいえ、全国的には必ずしもTPP参加に反対する声が多数になったとは言えない状況にあることも現実であります。まだまだTPPの本質が、国民の中に情報提供されていないためとも言えるのではないのでしょうか。

安倍政権が15日にも交渉参加を表明しようとしている状況にある中で、全十勝を結集した連絡会議が結成されたのを契機に、私たちは町民全体と情報を共有して世論を喚起、安倍政権がTPPに参加することを断念するまで運動を強めなければなりません。町長は、その先頭に立って、あらゆる手だてを尽くしてほしいと思いますが、改めてその所信、決意をお伺いいたします。

次に、水道料金の引き下げについてであります。

申すまでもなく、水は生存していく上で、最も重要なライフラインであります。水道法では、その目的に「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とあり、地方公営企業法第3条では、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあります。

本町の水道料金は、平成20年7月に平均14.51%の引き上げを行い、現在一番使用世帯の多い月に10トン前後の使用では、十勝で最も高い料金となっています。料金引き上げのときに設けられた低所得者に対する旧料金に据え置く措置も3年間で終了しました。

長引くデフレ不況のもとで町民の収入は年々厳しさを増しており、現在では所得100万円以下の世帯は、約半数となっています。

一方、水道事業会計は、料金引き上げ時の将来予測よりも大幅な改善が見られ、累積欠損金が大幅に改善されているほか、現金預金も4年間で2.4倍の9億1,490万円となっています。

さらに、十勝中部広域水道企業団は、この間、従量料金等の引き下げを行いました。引き続き料金の引き下げを計画していると聞いているところであります。

以上のことから、次の点について伺います。

①過去5年間の滞納件数、滞納額、給水停止催告件数、給水停止件数。

②人道的見地からも、給水停止措置はすべきではないと考えるが、どうか。

③水道企業団の料金引き下げの計画は、具体化されたのかどうか。

④水道料金の負担に耐えられない状況の町民がたくさんおられます。引き下げて、安心して生活できるようにすることが自治体の使命と思いますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「TPP交渉参加を断念させるまで、あらゆる手だてを」についてであります。

ご質問にありますように、先日、十勝町村会が中心となって『TPPから「地域」「経済」「生活」を守る十勝大会』が開催され、参加各団体から「交渉参加反対」の強い意思表示があったところであります。

十勝大会に先立つ2月27日には、北海道ほか道内18団体で構成する「北海道農業・農村確立連絡会議」が林農林水産大臣などに対し、1点目に「国際貿易交渉に当たっては、『多様な農業の共存』を基本理念として、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本理念を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないようにすること」、2点目に「TPP協定を含め包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること」、3点目に「TPP協定について、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、

地方の農業者、商工業者、消費者など国民各層の意見をしっかりと聞いた上で、国民的議論を行うこと、4点目に「道民合意がないまま、TPP協定の参加を決して行わないこと」を緊急要請いたしました。

また、3月4日には、JA北海道中央会が中心となって構成する「TPP問題を考える道民会議」が緊急記者会見を開き、構成団体の道経済連合会長や北海道医師会会長などの10代表が交渉参加反対、情報の開示を訴えたところであります。

茂木経済産業大臣は、1月12日のテレビ出演の中で「政府として統一的なTPPの試算をつくっていく」と発言したところでありますが、いまだにその試算が公表されず、国民的議論が行われぬまま安倍首相がいつ交渉参加を表明するのかがマスコミ等の関心事になっておりますことは、まことに遺憾であり、憂慮しているところであります。

安倍首相は、日米首脳会談後の記者会見で、「政府の専決事項として、交渉参加の判断を一任してもらおう」と発言しており、その後、自民党役員会で一任を取りつけ、情報分析と対応策を検討する「TPP対策委員会」を設置し、TPPに関する6項目の公約について、意見の取りまとめをした上で、最終的に判断する見込みとの報道もありますが、いずれにいたしましても、農業だけではなく、雇用を含めた全ての産業や国民生活に重大な影響を及ぼし、この国の形を変えるほどの問題であり、今後の方向性が決められる重要な時期であることは十分認識をいたしておりますので、町民の皆さんの代表として、引き続きオール十勝、全道の反対運動に、より積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「水道料金の引き下げについて」であります。

水道法や地方公営企業法に基づき、自治体が運営している水道事業は、住民生活に密接に関連し、その生活や健康を守るためには欠かすことのできないものであり、将来にわたり高い安全性と安心・安定した供給サービスを行うとともに、公共の福祉の増進に寄与するためには、経営環境の変化に適切に対応していかなければならないものと認識をいたしているところであります。

ご質問にありますように、累積欠損金につきましては、平成21年度には10億1,153万円でピークとなり、その後、減少が続き、平成23年度には8億4,347万円となったところであります。

改善できた要因といたしましては、料金の引き上げの効果、平成23年度からの十勝中部広域水道企業団からの受水費の引き下げなどがありますが、高料金対策補助金の充当が大きな要因となっており、今後の高料金対策補助金の動向に注意を払う必要があるものと考えております。

また、今後は、「ライフライン機能強化事業」として耐震性貯水槽の整備、老朽管対策として管路耐震化推進事業、あるいは水道事業の使命である無水地帯解消事業にも取り組んでいく必要があるものと考えているところであります。

ご質問の1点目、「過去5年間の滞納件数等について」であります。

初めに、平成19年度の件数から申し上げます。滞納件数は停止予告時点で351件、滞納額は994万円、給水停止勧告件数は停止通知時点で192件、給水停止件数は69件であります。

平成20年度は、滞納件数454件、滞納額1,074万円、給水停止勧告件数285件、給水停止件数は42件であります。

平成21年度は、滞納件数518件、滞納額1,113万円、給水停止勧告件数264件、給水停止件数25件であります。

平成22年度は、滞納件数652件、滞納額1,172万円、給水停止勧告件数311件、給水停止件数は32件であります。

平成23年度は、滞納件数758件、滞納額969万円、給水停止勧告件数345件、給水停止件数10件であります。

ご質問の2点目、「給水停止措置について」であります。

給水停止処分に至るまでの、催告、停止予告、停止通知等の中で、病気、失業、その他特別な事情により納入が困難な場合には相談させていただくよう記載し、加えて電話や臨戸徴収の際にもご相談をさせていただいており、分納や誓約書を提出された方には給水停止は行っていない状況にあります。

町といたしましては、このようにさまざまな場面でご相談をいただければと考えておりますが、何

の連絡もないまま繰り返し滞納をされるなど支払いの意思が見受けられない方には、負担の公平性の観点から給水停止処分もやむを得ないものと考えているところであります。

ご質問の3点目、「水道企業団の料金引き下げ計画について」であります。

十勝中部広域水道企業団の受水費の見直しについてであります。水道企業団では、5年を1期として受水料金を定めており、現在は第4期料金として平成26年度まで適用されることになっており、次の平成27年度から31年度までの第5期料金の算定につきましては、今の時点で動きがない状況にあります。供給料金を下げる方向で検討をするということはお聞きいたしているところであります。

ご質問の4点目、「水道料金の引き下げについて」であります。

水道事業は、将来にわたり高い安全性と安心・安定した水道水を供給することが、最優先されるものと考えております。

前段申し上げましたように、今後においてはライフライン機能強化事業や無水地帯の解消などへの取り組みが必要な状況下にあります。

水道事業の経営においては、国の高料金対策補助金の今後の動向が大きな要素ではありますが、平成16年度に帯広市より譲渡されました4,000立方メートル拡大分に係る負担金が平成25年度に終了すること、水道企業団からの供給料金が平成27年度から改正されることなどから、徐々に改善されるものと見込んでおり、料金の引き下げにつきましては、これらの投資的事業とのバランスを図りながら、将来的な財政の収支均衡と健全化を見きわめつつ、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） それでは、再質問させていただきます。

まず最初、TPP問題であります。

この問題12月にも取り上げさせていただきましたけれども、そのときも申し上げましたけれども、この今の時期が、それこそ待ったなしの状況の中で、やはりあらゆる機会の中に、この問題の状況というものを町民と情報を共有して、そして取り組んでいくという、そういう意味からもあえて今回も取り上げさせていただいたわけであります。

今、15日にも安倍首相は参加表明をするのではないかと、そのような報道もされております。そうした状況の中であって、今、12月の総選挙で当選した与党自民党の295人の当選者のうち205人は選挙のときに、特に北海道から当選した人たちもそうでありますけれども、絶対反対、阻止だと、そういう選挙公約をして当選しているわけであります。

また、自民党自身にも六つの選挙公約があつて、それを満たさない限り反対だという、そういう選挙公約でありました。しかしながら、そうして首相がこうした十勝や北海道の反対、全国の町村の意見書なども相当の数が上がっていているわけでありますけれども、そうした中でも15日に聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったとして、参加表明をしようとしているわけであります。

そうした状況を受けて、与党の中の議員は、早速条件闘争に移っていこうということで、どういうことを相手にのませるかをいろいろ検討しているようであります。

しかしながら、その条件闘争で、いろいろなものが勝ち取っていくのかどうかという問題がありまして、そうした点では、非常に大きな疑問があるわけであります。

例えば、民主党の政権下で、昨年3月に、政府はそれまで関係国との協議の結果という文書をつくっているわけでありますけれども、その中では交渉参加国が新規交渉参加国に求める共通の条件として確認しているのは、「包括的で質の高い協定への約束」、もう一つは「合意済みの部分をそのまま受け入れ、議論を蒸し返さないこと」もう一つは、「交渉の進展をおくらせないこと」の3点が、当時の民主党の政権の関係各国との交渉で、こういうことが求められているということが文書で明らかになっているわけですね、政府がそうしているわけです。

それから、関税撤廃の扱いについては、例外なき関税撤廃を実現し、種々のセンシティブティ、重要品目への対応として、7年から10年の段階的撤廃により対応することが基本的な原則として、全

ての交渉参加国で合意されているのだと。だから、その重要品目は、即廃止させられるものもあるし、重要なものは7年から10年の段階的措置でやっていくのだと。アメリカのオバマさんとのTPPに関する声明においても、やはりそのアウトラインはちゃんと守ってやっていくことを確認しているわけで、そうした状況を見ると、今、自民党の中でも農業のその重要品目は、全部撤廃するように条件闘争していくのだという、そういう姿勢でいこうとしているわけですがけれども、しかしそうした状況を見ますと、決してそういうことにはならない。やはり11カ国で合意しているように、全ての関税と非関税障壁の撤廃が原則である、これはもう変わらない状況だと。そうして後からカナダもメキシコも参加したわけですがけれども、そのカナダ、メキシコもそういうような約束をさせられて、いろんな議論を蒸し返さないだとか、それから期限をおくらせてはならないだとか。アメリカは、今年中に合意にこぎ着けたいと、契約を完結したいということで急いでいるのもそこにあるわけでありましてけれども、そうした状況をやはり町民の中にもしっかりと知らせながら、そうしたものに参加していくことがいかにこの幕別町の状態を変えてしまうのかと。農業はもちろんでありますけれども、町民生活そのものに重大な影響を与えていくのだということをもっともっと知らせていく必要がある。やっぱり世論調査をやっても、北海道でさえ5割程度の反対の意見だということを考えますと、まだまだその本質が知らされていないのではないかと。

そうした点で、町長もこの中で、これからも反対運動の先頭に立っていきたいということをおっしゃっていますけれども、やはり町民に情報を提供して、いろいろな学習会や講演会なども今後も開きながら、しっかりと対応していくことを再度お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、るるお話ありましたように、私どももTPP参加交渉には断固反対という姿勢は、今なお崩れているわけではありませんし、これからもたとえ総理が参加表明をされたとしても、私どもは反対ということは崩さないだろうと、条件闘争に移っていくなんていうことにはならないだろうというふうに思っております。

ただ、この後の具体的な闘争といえますか、具体的な運動、あるいは今もお話ありましたように、例えば住民周知にかかわる問題ですとか、あるいは北海道、あるいは十勝、あるいはいろんな諸団体が国やあるいは政府にどのような姿勢でこれからの反対運動に臨んでいくのか、これは正直言って今の段階ではまだ見えてきておりません。ですから、私どもも、申し上げましたように反対の姿勢は変えることなく、そしていろんな闘争が、これからいろいろ言われると思いますので、そうした戦術を十分見きわめながら、皆さんと一緒に戦っていくという姿勢をこれからも貫いていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 恐らくあさって表明ということになっていくのかもしれませんが、しかしそれはゴールではありませんので、その後アメリカの議会の承認も必要でありますし、各国の同意も必要とされる、そういうハードルがあります。最終的には、そうしたものが国会で批准される必要があるわけでありまして、これから運動はさらに強めていかなければならないし、3月1日にできたその関係団体との連絡会、ここを中心に、やはり運動を強めていただきたい。やはり、これは前にも申し上げましたけれども、少々運動を展開したけれども最終的には結ばれてしまったでは、この町の崩壊につながるということになるわけでありまして、そうした点で、さらにさまざまな、その時々々の状況に応じた取り組みをお願いしたいと思います。

以上で、TPPの問題は終わりたいと思います。

次に、水道料金の問題であります。

まず最初に、1番目の滞納状況について、いろいろ調べていただきました。これを見ますと、平成19年から調べていただいたわけでありましてけれども、やはり滞納件数というものは、徐々にふえているわけでありまして。値上げ前の19年は351件、20年度は454件、21年度は518件、22年度は652件、23年度は758件と、やはり22年度までは、低所得者に対する据置措置が福祉施策でとられていた関係もある

わけですが、それがなくなった23年度では758件と、大幅に19年度の倍以上になっているわけがあります。これは、質問でも申し上げましたけれども、町民の経済状況、年金を初めとする引き下げも続いておりますし、そうした町民の経済状況も厳しい中での引き上げだったということが大きく影響しているのではないかとこのように思います。

そうした中ではありますけれども、2番目の問題にも関係しますけれども、給水停止措置は、69件、42件、25件、32件、10件と、次第に少なくなってきていると、このように思われるわけですが、そうした丁寧な対応をして、給水停止はなくしていくべきだという、そういう主張をずっとしてきているわけでありまして、そうした点での、その考え方は、どのようになってきているのか、もう一度お聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今の滞納件数、ただ収納率なんかから比べますと、ちょっと19年から大体九十七、八%台ですから、そう大きな変化はありませんし、この給水停止をした件数も今ちょっと低くなってきておりますけれども、ただこれは給水停止をしても、そのまま何ら連絡もなく、いまだに停止したままになっているというのも毎年2件、3件、4件とあります。そういう方は、ほとんど生活に影響ないというよりは、いらっしゃらない、不在の方が多いのかなど。前年23年度でも10件給水停止しても、2件はいまだに連絡がない、閉めっ放しということでもありますから、そういった意味からすると8件が実質の給水停止になっていると。しかし、この人たちも、もちろんその停止の通知が行った段階で、町へ連絡が来て納めていただいている。納める手法はいろいろありますけれども、分割なりなんなりで納めていただいている。

どちらかという、本当に低所得者で水道料も納められないような方を決して給水停止というような処分では行っていない、これは現実であります。もちろん生活保護世帯に給水停止をしたというような事例もありませんし、低所得者だけではなく、逆を言うと、どちらかという支払う能力がありながら町の呼びかけにも対応に応じてこない方が、こういうようなことでやむなく給水停止をするというようなことをしているわけで、決して意地悪というのですか、いじめたりとか、そういうような意味ではなくて、何とか公平性ということからいきましたら、当然払える能力がある方に水道料を払っていただくのは、これ当然ですから、その辺はご理解をいただければというふうに思いますし、こういう措置をすぐやめてしまうということには、やっぱりならないのかなというふうに私は思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 昨年、23年度は10件ということで、今お話のあったような状況は承知したわけがありますけれども、過去にはやはり子育て中の人が停止されてしまって、そして近所の方が水を持ち寄って、そして水洗トイレの汚物などを流したというようなお話も聞いたことがありますので、10件ということを見れば、そうしたことはだんだんなくなってきたのだというふうに思います。だから、今の対応をしておられるように本当に困った人が給水停止をされてしまうというようなことがないように、ぜひ今後とも努力して行ってほしいというふうに思います。

さて、幕別町の水道料金は、最初の質問でも申し上げましたように、8トンから20トン、そういうような状況の中では、やはり残念ながら十勝で一番高くなってしまったと。池田町が高かったわけですが、昨年度から引き下げられたというようなこともあります。そうした点で、やはり8トン、10トン、15トンというその辺というのは、一番使用件数が多いトン数でありまして、ただ一つ幕別町の料金体系のいいところは、1トン、2トンとか3トンとか、ほんのごくわずかししか使わない人に対しては、また低料金で使えるような仕組みになっている点は非常に評価できる点だというふうには思いますけれども、残念ながら10トンでは、音更や芽室などよりも結構高い状況になっていると。そういう状況にあるわけでありまして。

水道企業団の引き下げ計画というものが、まだ具体的にはなっていないということでありまして、私たちが企業団に視察に行ったときにも伺ったわけですが、引き下げの方向は考え

ているのだということで、平成27年から31年までのところで引き下げが具体的になるのだというふうに思います。そうした中で、水道会計の推移を見てみますと、非常に思った以上に好転しているのだというふうに思うのです。

調べてみますと、この14.51%に引き上げたときに、今後どうなっていくよという、そういう数字を出されているわけですが、その計画のときには、引き上げた結果、平成30年から以降は純利益が出ますという計画でありましたけれども、しかしながら平成22年から純利益を計上するようになっていくわけですね。平成22年には4,815万6,000円の純利益を出したと。それから、平成23年には1億1,989万8,000円、1億2,000万円からの純利益を計上しているわけですね。しかも、その水道流動資産の中の預金は、平成19年には3億8,500万円余りだったわけですが、それが平成23年度には9億1,400万円と2.4倍までこの預金をふやしているわけですね。その好転した原因については、高料金対策だとかということももちろんあるのだと思うのですが、それ以上の好転だというふうに思うのです。預金をふやしながら累積欠損も相当減ったと、こういう関係になっているわけで、そうした引き上げのときには、この14.51%の引き上げで年間6,600万円余りの収益増になるのだと、こういうお話でありました。

そういうことをいろいろ勘案いたしますと、やはりこうした水道事業会計の思った以上の好転を考えますと、やはりそれは町民からの料金体系の見直しを急いでしていき、また、していくべきではないか、そういう状況ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初にお話ししますけれども、私は水道料金は、今、言われたように管内一高いというようなこともあって、何とかできる限り早い時期に引き下げをしたいという、その思いは間違いなく持っております。

ただ、今までは累積欠損金だとか、単年度が赤字だというような計画もあったものですから、料金改定もさせていただきました。先ほどの答弁でも言いましたように、ここ数年黒字になってきている一つの原因が、高料金対策の国の補助金でありました。これが平成23年度では、交付税措置されたものに、プラス町が2分の1出しますから、1億5,800万円も結局一般会計から水道会計への高料金対策の補助金で行っている。これが何年か前、19年ですと、わずか2,700万円、もっと前はゼロのときもあった。しかも、この高料金対策は、国の制度で給水原価とか、その制度によって、突然ゼロになる可能性もないわけではない。そういったことがあって、この黒字になっている部分の大半が、このいわゆる高料金対策の補助金に係っている部分があるものですから、特に担当課なんかにおいては、やはり不安だと。決算では黒字になったけれども、それでは来年間違いなく決算になるかといったら、今、言った高料金対策というようなものが出てくると、不安だというのは、これは当然あるわけがあります。そういったことで、今いろいろ検討しているわけですが、その中で先ほども申し上げましたように帯広市から分けていただいた分の負担金も減る、あるいは受水費も下がっている。

そして、もう一つ言われていた原価償却費の積み立ては、これは8億、9億、10億になっても、これは料金に充てるのではなくて、やろうとするこれからの事業に減価償却を充てていくわけですから、間接的には料金にも影響してくるのかもしれませんが、直接は影響ということにはならないのだらうと思えますけれども、そういったいろんなものをプラス面を考慮しながら、何とか少しでも、1年でも早く料金の引き下げができるように努力はしていきたいというふうに思っております。

それと、もう一つここで出てきたのが、実は消費税であります。来年から消費税が導入される。今うちの水道料は消費税は内税であります。したがって、消費税が上がれば、本来でいけば黙っていても水道料金を消費税のアップ分を上げなければならないということになるわけでありまして、この消費税の扱いをどうするか今、検討をしていかなければならないというふうに思っております。

さらに、もう一つ言われた10トン、20トンでいくと、うちは管内で高い。ところが、10トン以下になりますと、管内で10番目の順位に下がります。そして平均、老人世帯ですとか、ひとり暮らしでいきますと、大体この10トン以下ぐらいなのですけれども、一般家庭の平均でいくとやっぱり16から18

トンぐらいということになりますから、今おっしゃられるように一番高い部分の料金になっているのだと、そのことも十分承知をしているわけでありますので、そういった全体的な流れの中で、あるいは将来的なことも含めながら、料金の改定に向けては、十分内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） この答弁の中にも、これからも徐々に改善されていくという見込みだと。やっぱりいろいろな好状況、帯広の負担金もなくなる、それから27年度には、さらに引き下げられるのではないかと、こういうような状況がある中で、一方では滞納件数もふえて、そして町民の経済状況も非常に困難な状況にあると。そういうことをいろいろ勘案すれば、答弁の中には急いで検討するようなことは書いていないので、これからいろんなバランスを考えて、じっくり考えていくような答弁でありますけれども、町民の状況から考えれば、やはり急いでこれは改定していく。

将来に暗い問題、今、消費税の問題もありましたけれども、消費税は来年上げさせないようにこれからしていかなければならないと思うのですが、そういう問題はあるにしても、やはり今、高料金の1億5,000万円とかというお話しされましたけれども、そういう高料金以上の経済効果が、これは明らかに出る。会計の改善は、高料金対策だけの問題ではないというふうに思うのです。だから、そのことを考えれば、やはり預金を9億何ぼ積んでおくということではなくて、3億円の時代も立派にやっていたわけですから、だからそれはそんな流暢なことを言っていないで、やはり急いで町民にそういうものを還元していく、そのことが行政の役割ではないかとも思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 急いで1年でも早いほうがいいと、これは当然だと思いますけれども、ただ先ほど言いましたように、それぞれの条件がありますから、おっしゃられるように、たとえ9億円、10億円の預金があったって、この預金は先ほど言いましたように減価償却費を積み立てたものですから、次の事業に充当していくということですから、これを一般会計の基金のように5億円をぼんと3条予算に入れて、料金をその分減らすなんていうことは、これは法定上は、企業会計にはできないわけですから、逆を言うと、昨日も話が出た緊急の浄化槽をやるときに、一つに何千万円もかかるといったときに、これらの取り崩しをして、取り崩しをしてというより、それらの財源に今積んでいる10億円近いお金を充てていくということでもありますので、これを来年すぐ水道会計の予算に繰り入れる、予算に入れて使っていくというようなものではないわけですので、この辺はあくまでも資金的収入と資金的支出があって、その足りない分を減価償却費で補填しますというのが予算ですから、そこに充てるお金ですので、これが今言う3条予算の収益的なものにはちょっとならない部分もあるものですから、そういった増田議員が言われるような全体的な水道会計、これからの長期的な財政運営を含めた中で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 14.51%引き上げたときに将来的にはこうなっていくのだと、そういうものと比較しても、物すごい好転しているのは事実なわけですよ。だから、そういうものも含めて、それは預金をいろんなものに充当していかなければならないということも、これはあるのかもしれませんが、そういうものも含めてきちんと計画を立てて、そして引き下げていけないかどうかというものをしっかりと検討して、そして我々にも示していただきたいなというふうに思うのです。

一番最初にも言いましたけれども、やはり住民というのは本当に大変な状況であって、年間に700何件の人が滞納せざるを得ないような状況というものが、やはり現実にはあるわけですから、しかもそれが引き上げを行ってからその件数もふえているという現実的な。滞納の料金そのものは、そんなに大幅にふえているわけではないのですけれども、滞納せざるを得ない人がそれだけふえているということも、やはり現実の問題として考慮する必要があるのではないか、そのことからしても、ぜひとも料金の引き下げができないかどうか、早急に検討していただきたいと思っておりますけれども、最後にその点について。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段申し上げましたように私ども町民の皆さんのこと、あるいは不名誉な管内一番だということのないように、解消できるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

13：48 休憩

14：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

高い国民健康保険税と滞納制裁のあり方について。

厚生労働省が、今年1月31日に発表した「平成23年度国民健康保険財政状況」は、国民健康保険制度が、国民生活を経済に圧迫している深刻な実態を浮き彫りにしました。報告書によると、国民健康保険税の滞納世帯は24年6月時点で約389万世帯と、加入世帯の約2割を占めています。滞納理由に正規の保険証ではなく、短期保険証や資格証明書が交付されるなど、滞納者への厳しい制裁があり、さらに保険料取り立てのための財産差し押さえ強化が住民を苦しめています。

幕別町においても、国保税額は年々負担増となり、平成23年度は1人当たり約10万円となりました。国保加入者の約45%が年間所得100万円未満、約75%が同じく200万円以下という町民生活実態の中では、大変重い負担であり、国保世帯の約20%に当たる921世帯が滞納となっています。そのうち271世帯に短期保険証の発行、また426件の差し押さえといった制裁処置が実施されています。

公的医療を保障する国民皆保険の中心的な仕組みであるはずの国保が、国民の命と健康をおびやかしている事態を放置することは許されません。

つきましては、以下の点について伺います。

①国保加入者の生活実態をどのように捉えているのか伺います。

②国民健康保険制度は、その第1条で「社会保障及び国民保険の向上に寄与する」とされています。近年、国や自治体による相互扶助精神の強調や、あたかもこれを前提とするかのような説明がされています。本来は社会保障制度だという認識に立っているのか伺います。

③受診抑制につながる短期保険証は発行すべきではないと考えますが、町の考えを伺います。

④北海道社会保障推進協議会が昨年10月に行った「国民健康保険に関する調査」で、幕別町が426件の差し押さえを実施、十勝管内18町村の差し押さえ件数の約半分が幕別町の差し押さえ件数となっています。本来差し押さえは実施すべきではないと考えますが、差し押さえに対する町の見解を伺います。

また、幕別町では、預貯金、保険、年金も対象に差し押さえを実施していますが、差し押さえに当たって、どのような点に留意して実施しているのか伺います。

⑤国保法第77条では、「保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」とされています。国保税減免制度を充実させる考えがあるか伺います。

また、国保税そのものを減額し、負担軽減する考えがあるか伺います。

以上です。

議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「国民健康保険税と滞納制裁のあり方について」であります。

我が国の公的医療保険制度は、ご承知のとおり設立の経緯等により複数の保険制度が並立されていますが、生活保護受給者を除いた国民がいずれかの保険制度に加入する、いわゆる国民皆保険制度を採用しております。

この公的医療保険を大別いたしますと、会社員・公務員等を対象とする被用者保険と、その他の者を対象とする地域保険である国民健康保険に分かれますが、被用者保険の加入者も退職後は市町村国保に加入するため、市町村国保は必然的に高齢者を多く含むこととなり、国保加入者は政管健保や組合健保の加入者と比べて平均年齢が高く、その結果として平均所得も低くなっているのが現状であります。

ご質問にありますように、市町村国保を取り巻く財政状況は、被保険者の所得の低迷により、国民健康保険税額の減少や滞納世帯の増加により大変厳しい状況が続いているところであります。

ご質問の1点目、「国保加入者の生活実態の把握について」であります。

平成23年度末における本町の国民健康保険は、加入世帯4,992世帯、被保険者9,401人であり、全町民の3割を超える方が加入されている状況であります。

加入世帯の所得状況を申し上げます。

所得100万円未満、給与収入では約167万円未満の階層が44.9%、所得100万円から200万円未満、給与収入では約167万円から約312万円未満の階層が26.6%、所得200万円から300万円未満、給与収入では約312万円から約443万円未満の階層が11.8%、所得300万円から400万円未満、給与収入では約443万円から約568万円未満の階層が4.3%、所得400万円から500万円未満、給与収入では約568万円から約689万円未満の階層が2.3%、所得500万円以上、給与収入では約689万円以上の階層が10.2%となっており、所得で200万円、給与収入に換算すると312万円未満の方が約7割を占めている状況であります。

ご質問の2点目、「国民健康保険制度に対する認識について」であります。

ご質問にありますように、国民健康保険法第1条では「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と、また第4条では「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と規定されております。

同法は、昭和32年に改正され、国保事業を市町村の義務的事業とするとともに、国の責任を明確にし、療養給付費等に対する国庫負担制度の改善と調整交付金制度の創設、事業内容の統一等を内容とし昭和34年1月の施行となったものであります。

国民健康保険制度につきましては、政管健保及び組合健保と同じく相互扶助の原則により保険給付を目的とするものであり、国民の健康を保持、増進し、その生活を安定させ、もって公共の福祉に資するものであると認識をいたしております。

ご質問の3点目、「短期保険証の発行について」であります。

短期被保険者証につきましては、国民健康保険法第9条第10項に、「国民健康保険税を滞納している世帯主及びその世帯に属する被保険者に対して、特別の有効期間を定めることができる」と規定されており、本町におきましては、「幕別町国民健康保険税滞納世帯に係る短期被保険者証の交付及び解除に係る要領」を定め、その有効期限を6カ月として交付いたしております。

国保税を滞納されている世帯に対しましては、可能な限り納税相談等を通じて完納に向けた努力をお願いし、分納などの方法による納付を呼びかけております。

短期被保険者証は、国民健康保険の加入時、または被保険者証の更新時において、過年度分の国民健康保険税を滞納している滞納者に対し、災害などの特別な事情もなく納税相談に一向に応じない、また、十分な担税能力があるにもかかわらず相談時の約束が履行できない方などに対して、やむなく交付せざるを得ないのが実態であります。

短期被保険者証により医療機関を受診する際の自己負担は、それぞれの年齢区分に応じて2割または3割となりますので、被保険者証による受診と何ら変わるものではなく、受診抑制にはつながってはいないものと判断いたしております。

町といたしましては、今後も滞納者に対し機械的に対応するのではなく、面談等により滞納となる事情をよくお聞きし、親切、丁寧かつ適切な対応に心がけ、計画的な納税ができるように相談していくことにより滞納額を減らし、一般被保険者証を交付できるように努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「差し押さえ実施に対する見解について」であります。

初めに、北海道社会保障推進協議会において、幕別町の国民健康保険税に係る差し押さえ件数が「426件」と公表がなされたところではありますが、正しくは「202件」であり、十勝管内の滞納処分件数の8.9%が本町の滞納処分件数となっております。

また、差し押さえの中に生命保険が3件、年金が1件報告されておりますが、生命保険、年金とも差し押さえは行っておりませんので、北海道社会保障推進協議会に訂正を依頼しているところであります。

差し押さえに対する町の見解についてであります。国民健康保険税をさまざまな事情により納期限までに納められない場合は、20日以内に督促状を送付しております。

次に、督促状を送付後10日経過後も、なお納付がない場合については、催告書を送付し、納税していただくようお願いしているところであります。

国民健康保険税を一度に納められない方につきましては、随時納税相談を行うとともに、定期的な夜間・休日の納税相談、あるいは自宅に訪問の上、納付のご相談をさせていただいているところであります。

個別相談も含めた納税相談におきましては、生活実態も把握しながら、生活再建を最優先とした分割納付の計画を立てていただいております。未納されている方の約86%の方が完納または分割納付を続けている状況となっております。

滞納されている方につきましては、十分納税のご理解を賜り、完納に向けた相談をさせていただくのが基本と考えているところでありますが、督促や催告、さらには納税相談に応じないなど、本来の納期からおおむね1年を経過するまでの間に、滞納者と接触ができない場合や、納税に対する誠意が見られない方につきましては、他の納税者との公平性を確保するため、法令に基づき差し押さえを行うことはやむを得ないことと考えております。

滞納処分につきましては、地方税法の中で国税徴収法滞納処分の例によるとされており、差し押さえをすることができない禁止財産についても、国税徴収法の中で明記されているところでありますが、差し押さえに際しましては、滞納者の方の生活に十分に配慮した中で実施するということが基本と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

質問の5点目、「負担軽減について」であります。

国民健康保険税の減免につきましては、地方税法の規定に基づき、「天災その他特別の事情がある場合、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限って、条例の定めるところにより、減免することができる」とされており、町の税条例においても、同様の事情にある場合に減免することといたしております。

減免は、あくまでも個々の納税者の状況によって個別に判断し、決定すべきものと考えているところであり、また一律に減免した税は、法定軽減のように国等の補填はなく、結果的に他の被保険者の負担になってしまうものでありますことから、負担の公平性の観点からも、現時点におきましては、減免制度を充実すること、また条例で定める事由以外における減免等を行うことは適当ではないと考えております。

今後におきましても、国民健康保険税の支払いが困難な方につきましては、納付猶予や分納などを含めた納付方法の相談に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、一つ目の国保加入者の生活実態の把握ということでありますけれども、具体的に収入階層別に数字をいただいたわけでありますけれども、答弁にございましたように大変な困難な状況が生まれているという、まさにそのとおりののだというふうに思います。その点は認識を共通にできて、まずはよかったなと思っているところでありますけれども、今、私のほうで一つモデルケースを申し上げますので、そのことについて、また町長の感想をお聞きしたいというふうに思います。

夫婦40歳、子供1人の3人家族、自営業者で226万円の年間所得、私のほうで試算させていただいたものでありますけれども、そうなりますと国保税が約36万円、負担割合は所得の約16%になってきます。

自営業者の場合は、国民年金も2人で年間約36万円、国と地方税を合わせて約12万円さらにかかって、226万円の収入の中で約85万円もの法的な負担がかかる、そういう状況があります。今、226万円という数字をお示したのは、幕別町生活保護世帯の3級地-1、これを冬期加算や住宅手当、満額にするとした金額が3人世帯の場合は226万円なのです。要するに生活保護水準だということでもあります。そういう中で85万円もの負担がある。これは、今、ご答弁いただきました収入階層のことで言えば、決してまれなケースではなくて、普通に町内に存在する、そういう方のケースなのだというふうに思っています。

こういう実態になるわけですが、改めてこの数字から町民の生活水準はどうなのかということと町長の感想を聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、低所得の時代が続いておまして、なかなか所得が上がらない、現実厳しいものがあるのだろうというふうに思っております。そうした中で、このような状況の中で生活をされ、大変ご苦労も多いのだろうというふうに思いますけれども、これは、それこそこうした方々が国保の減免制度が、もちろんこれ対象にはなっているのだろうと思いますけれども、そういった中で税を負担していただく、大変ご苦労が多いとは思いますが、まさにこうした方に相談に乗ってあげられるような体制というものも、またつくっていかねばならないのだろうというふうに思っております。

もちろん年金の問題もお話ありましたけれども、こうした問題も含めて、やはり社会保障という大きな国の観点の中で、制度がよりよい方向に改善されることを私どもも望みたいし、また、そうした運動に私どもがかかわっていくことが必要なのだろうなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 了解いたしました。

そして、今、二つ目の質問に移っていきますけれども、私は、この国民健康保険制度が社会保障ということでの制度で実施されていることを認識されているかということで質問を組み立てさせていただいたわけでありますけれども、ご答弁の中は、「相互扶助の原則によって保険給付を目的するものであり」という文言でご答弁をいただいたところでもあります。社会保障として、それでは認識はしていないよというふうな答弁をいただいたのかどうか、ちょっと言葉を整理していただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご答弁で申し上げましたように、国民健康保険の第1条に社会保障制度であるということが明記されておりますから、そのことを私は否定するものではありませんので、ご理解いただければと思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そのこともはっきりと町長からご答弁いただいたことは、大変評価できるというふうに思います。これが、本当に今までこの議場の中でもありましたけれども、相互扶助がやたら強調されていて、まるで国民健康保険制度が民間の事業者保険とそんな変わらないような印象も受けるような、そんな言葉も今までの議会の中であったというふうに私自身が認識していたものですから、

社会保障制度である。社会保障制度であるからゆえ、44条や77条のような一部負担の減免や国保税そのものの減免制度がちゃんとあつて、自治体が責任を持って、そして運営される、そういう制度になっていくわけで、そのことをやっぱり確認させていただくということは、社会保障であれば、その後、滞納のこととか、さまざまな対応の中で、当然方向性が違うものが出てきてしまうわけで、まずは社会保障だということのご答弁をいただいたことで、次の質問が組み立てやすくなりました。

3番目の短期保険証のことです。

ご答弁の中では、結局、負担割合が変わらないから、短期保険証が受診抑制にはつながってはいないぞということのご答弁をいただいたところであります。そのことについては、また次に質問をさせていただきますけれども、その質問の前に、さきの決算審査の中で、まず資格証明書、居所不明以外は発行していないぞと。それから、資格証明書の期限が切れる前に郵送しているのだという答弁をいただいたことがありました。その姿勢については、とても評価できるものというふうに考えておりましたけれども、それは今も継続してそのとおり実施されているのかどうなのかをまずは確認させていただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まず、お話をしたいと思いますけれども、先ほど社会保障の部分、これは確かに社会保障制度、これに基づいているものであります。ただ、運営ということになりますと、保険方式をとるということですから、当然それは保険であるということをご理解をいただきたいと思えます。

今ご質問のありました短期保険者証の関係でありますけれども、資格証明書については、これは居所不明の方が3世帯ということで、これについてはご理解をいただけるかなと。

短期保険者証につきましては、前回決算委員会のときにちょっと答弁の中で違った部分がありましたけれども、約1カ月ぐらい納税相談をする期間というのを設けさせていただいておまして、今まで子供たち、さらに18歳未満の子供の方だとか、それからこれまでも納税に対して誠実に対応している方だとか、そういった方については、切れ間なく保険証については交付をさせていただいておりますけれども、悪質なケースだとか、納税相談等についてお会いができない方だとか、そういった方については、一定の期間、最大で1カ月ですけれども、保険証については、相談が行われるまでは交付をしていない、お渡しはしていないというような形で、1カ月を過ぎますと、これは速やかに本人の手元に届くように発送しているというようなことでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） ちょっと確認しますけれども、そうしましたら、決算委員会でいただいたご答弁の中身はちょっと間違っていたと、そういうことでありますか。期限がちゃんと途切れないように郵送しているという部分が実は途切れて1カ月手元に置いている状態が生まれていたのだと、そういうことでありますか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 決算委員会のときに、私が答弁した後に町民課長が答弁をいたしまして、そこで若干の食い違いがあったということは、その後には実は民生常任委員会の中で、ちょっとお話はさせていただきます。

今、言われましたとおり、そのとおりでございます。一定の期間納税相談をさせていただく方については、お会いできるまで、お話ができるまでの間は、一定期間交付はしておりません。そして、それが長期にわたりますと、本人に対する影響もありますので、最大で1カ月、それまでに納税相談が行われた場合については、その対応の中で保険者証については、すぐ交付をさせていただいているというようなことでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） そうしたら、1カ月を過ぎれば、窓口には1枚も短期保険証が残らず配られているということを確認させていただきたい。

それから、先ほどの負担割合は同じだからということに対することなのですから、ちょっと紹介させていただきたい事例がございます。

全日本民主医療機関連合会が毎年、国保などの経済的な事情でもって受診ができなくて死亡に至るような事例の調査をやっています。2011年の結果、まだ2012年が出ていないのですけれども、全国的な組織でありますけれども、1年間に全国で67人が経済的理由で医療機関の受診がおくれて死亡したと。そのうち42人が非正規保険者であったと。42件のうちの内訳、短期保険証は10件あったということでありました。やはり短期保険証が発行されているということ、それを病院の窓口で見せるということ、そういったことなど、きっと私はあるのだと思う。だから、机上の中では負担割合は確かに同じなわけで、でもそれを持って受診するに至っては、やはり受診抑制につながるということはあるのだという認識に立っていただきたいと思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 先ほどからお話ししておりますように、電話で問い合わせがある場合もございます、例えば病院にかかりたいのだけれどもと。そのような場合などは、これは接触の機会ということになりますから、お話をさせていただいて、その場所ですぐ保険証をお渡ししているというような形ですので、医療の抑制につながるという形については、私どもとしては考えておりません。あくまでも滞納している方、そしてお会いのできない方と接触する機会をとにかくつくりたいと。その方の今、困っている状況だとか、なぜ納められないのかと、そういったことについて親切丁寧にお話を聞く機会をつくりたいと、この思いで私どもやっておりますので、またその中で医療にかかりたいという方については、ご連絡をいただければ、すぐお会いをして、そして保険証をお渡しするというようなことはやっておりますので、医療の抑制につながるようなことはなっていないだろうというふうに私は思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 医療の抑制につながっていないという認識に立っているということでありませけれども、やっぱりこれも、とても大事なポイントなのだと思うのです。そのことが、行政の側からはそういうふうに思っているという判断に立っているということでありませけれども、実際、町民の中でどうなのかと。実際その短期保険証が発行されている人がどのように感じているかということの調査などは、意見聴取などはされた上で、その行政の立場でもってご答弁いただいているということなのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 保険証については、特別その違いがあるわけではありませんから、手渡った時点で本人は病院にかかれるわけですから、そういった意味で、短期保険者証であろうと、普通の保険者証であろうと、医療の抑制につながるような形にはなっていないと私は思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 押し問答になりますので、その件については、これでやめますけれども、立場を超えて、町民の立場で、そういったことに対する意見の聴取もちゃんと行って、判断の材料にさせていただきたいというふうに思います。

4点目に行きたいと思えます。

この間、全道的な国保にかかわる学習会がある中で、私もそれに参加する中で、幕別町のこういう数字を見て、びっくりして驚いて、そして今回の質問の一つの項目にさせていただいたわけでありませ。この質問をさせていただいたことが、これは結局、全道各地の方に資料として配られますから、幕別町はこんなに多いのかということになってしまいうわけで、それが修正できたということはよかったのかなというふうに思っているところであります。

そうは言いつつも、426件が202件になったということではありますが、やはり件数は多いのです。今ここでのご答弁いただいた中では、帯広市も含めた十勝管内で滞納処分件数は本町8.9%だよということでありませけれども、帯広市が実は大変件数が多いのです。帯広市を除く18町村ということでは

えば幕別町は約30%になって、やっぱり積極的に滞納に取り組んでいる自治体だということになっていくわけであります。一番最初に立てさせていただいた質問の中で、やっぱり大変な町民生活の実態があるということであります。差し押さえありきの強権的な徴収行政となつてはいないかどうか、改めて伺わせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） 今、先ほど町長が1回目に答弁をさせていただきましたように、私ども差し押さえを前提として行っているわけでは決してありませんので、督促状から始まり催告状、そしてその間、納税相談に、あるいは夜間の相談だとか、いろんなそういう機会を捉えて納期内に納められなかった方との接触を、これはまず最優先に私どもは行わせていただいております。そして、それがあつた程度1年程度かけて、それでもなお接触のない方あるいは納税意欲のない方につきまして残つたのがこの202件でありますけれども、その方につきましては、やはり税の公平という観点から、これも放置できないというのはもちろんでありますので、これは何らかの滞納処分をせざるを得ないというのが私どもの現状であります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。くれぐれもないというふうに信じておりますけれども、国税徴収法75条から78条の間で、こういったものの差し押さえはだめだよと禁じる条文があります。それゆえに禁止財産の差し押さえ、そういったことにならないように、また徴収猶予の申請など、そういった権利が滞納者にもありますから、丁寧な対応を担当者の方にさせていただき、そのことを強く望みたいと思います。

そして、この差し押さえにかかわって、インターネットで、今、官公庁のオークションがありますね。きょうも確認しますと、3月7日に幕別町のオークションが終わっておりますけれども、これは国保以外の件数もきつとあるのでしょうか、12件あると。落札価格が、この12件の品物のうち100円から2万4,100円というふうに幅があるのですけれども、12件のうち8件が1,000円以下で落札している、要するに本当に小物なのですよね。1万円以上は、一番価格の高かつたものが1件だけあると、そういう状況なのです。果たして、こういうオークションに出展するような差し押さえの物品のあり方が本当に適切か、どうなのかなと、そのように思ったわけであります。効果がどうなのか、それからこういうことにかかわる担当職員がどんな思いなのか、そんなことを考えたときに、こういう金額であれば私は積極的に活用する必要が、果たしてどうなのかと思うわけなのですけれども、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（古川耕一） インターネット公売につきましては、これは全国的に確かにどの町村もやっている状況はあります。ただ、私どもインターネット公売ですから、動産の差し押さえということになるのですけれども、そこらいつて滞納されている家庭に黙って、要は動産の昔で言う赤札を持って、そういう方を押さえて、それをインターネット公売に無理くりかけるといふ実態は、これは私どもやっております。納税相談しているうちに、お互いのお話の中で、動産についてもこれは本人の了解を得ながらインターネット公売をさせていただいておりますので、決して本人の意に反してという公売は私どもやつてはいないということは申し添えたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） お話はわかりました。

ただ、もう一つこれにかかわって指摘させていただきますけれども、この今回のインターネット官公庁オークションの中では、北海道の約25自治体が参加しているのです。決して多くの自治体がこれに取り組んでいるということではないのです。そして、件数で言うと、一番多いのは登別市が60件ぐらいあつたのですけれども、幕別町の12件というのは5番目に多くて、やっぱりこういったときに幕別町の名前が目立ってしまうランクにある、そういうことも名誉なことではないのだと思うのです。

差し押さえに至るまでのところで、やはりしっかりと納めていただきたいということなのです。幕別町を愛しているものですから、そういったところで名前が出てこないように願っているわけなのです。

5番目になりますけれども、ここでまた77条にかかわる減免制度、それから44条にかかわる減免制度のこと、それからご答弁にはなかったのですけれども、国保税そのものが安くないかということ、この三つを立てさせていただいたところであります。

まずは、国保税法第77条でありますけれども、「保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別な理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」とされているのですけれども、一番最初に226万円の方の例を出させていただきました。見たらば、やっぱり2割減免の対象にならないのですよね。それは私の調査です。確かめていただくことは必要なかもしれませんけれども、そうなのですよ。ということで、進めます。

やっぱりいろいろ事故や災害や失業やということであるわけなのですけれども、慢性的にというか、ずっと低い生活困窮者のままでいる方に対して減免の制度を設ける、新たにつくる、そういったことが必要なのではないかというふうに考えるのです。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁書にもありますように、減免というのは本来的には、やはりこういう災害に遭ったとかいろんな事情があつて納められなくなったのだから、減免してほしいというのが本来だろうと。今、谷口議員のおっしゃるように、ある程度の低所得者を一律にして減免をすることになると、2割、5割、7割の減免と同じような一つの制度の中でこうやっていくことになっていくのではないかなど。私は今までの長い職員生活の中でのいろんな場合の減免制度というのがありますけれども、多くはやはり冷害、最たるものは冷害でありますけれども、あとは火災による、あるいは最近多くなってきているのは、自分の意向でなくて会社から一方的にやめさせられたというようなときの減免ですとか、そういったやっぱり特殊事情の中で減免制度というのがあるのが本来でないかなどというふうに実は思っております。これがちょっと考え方の相違はあるのかもしれませんが、私としてはそういった中で逆に言うと、こうやって困っているのだから、こういう状況だから減免にできないのかと、やってもらえないのかというぐらい来ていただければ、相談していただくことのほうが大切なことなのかなど。そして、それらを真摯に担当者が受けとめて、どうだ、減免の対象にできないのかというようなことで進めていただければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 町長の思いはわかりましたけれども、ぜひ検討課題に残していただきたいというふうに思います。

そして、国保税法第44条、医療費の一部負担のところであります。条例化されて運営がされて数年がたったと思いますけれども、周知徹底のぐあいはどうでしょうか。実際のこの44条による一部短期の減免の活用状況は今どのようになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 昨年お話をしましたときに、2件というお話をさせていただきました。今年に入りまして10件の相談というのが行われておりまして、そのうち今引き続き対応しているのが1件というような形で対応させていただいています。ですから、いろんな意味で浸透はしてきているのではないかなどというふうに思いますし、相談がふえているということはいいことなのかなどというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 今、ご答弁にあつたように相談がふえているということは、それは周知徹底が少し広がっているのだという理解ができる、そういうことなのかなどというふうに思いますけれども、結局1件が2件に加えて、さらに1件が実績としてあつて、残り9件は継続もしくは申請したけれどもだめだった、その辺はどうなのでしょう。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 残りの方は対象にならなかった方がほとんどとなっています。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。そうしましたら、やっぱり町長、44条についても一切、生活困窮者の方が相談に来たのだと思うのです。だけれども、該当にならなかったということの中では、さらに利用されやすいものになるようなそんな制度にするよう、検討していただくことが重要なのかなというふうに思いますので、今後の課題としていただきたいと、するべきというふうに思います。

それで、国保税の療養給付費ということになりますけれども、23年度決算の際の資料を見ましても、年々医療費が増大になっていく。その傾向が明確なのかなというふうに思うのです。やっぱりこの部分が大きくなれば国保税もそれなりの負担、減額していくということから遠のいていくのではないかなと思うわけなのですけれども、この理由については町ではどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに、療養費、お医者さんにかかる医療費そのものがふえている状況にあります。病院にかかる件数が多いとか少ないとかではなく、あるいはインフルエンザがはやったとかという、そういうことではなくて、年々やっぱり診療報酬の改正もされていますけれども、医療費そのものが高騰している状況にあるし、医療の高度化によって医療費そのものがふえていくという現状も、これは踏まえないといけないというふうには考えているところもあります。

ただ、医療給付費ですから、当然保険税と国からの補助金とで賄うというのがこれ大原則でありますけれども、年々ふえ続けるのになかなか対応し切れなくなっているというのも一つの現実ではありまして、現に私どもの町、ほかの町でもそうですけれども、基準外の繰り入れ、本来は行わないという方針であったのですけれども、これをせざるを得ない状況にも今現実的にはあります。

そういった中で、何とか国保税に反映をさせないで、では運営をやっているのかということ、それもなかなか厳しいような状況にもなってきておりますので、これはまた私どもで十分検討しながら進めていかなければならないと思いますけれども、税、それから国の負担、それから町が一体どこまで負担ができるのかと、そういったことをあわせて検討しながら、また時期が参ったら皆さんとご相談をさせていただきたいというふうには現時点では考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 国保税が高いのだという声はやっぱりたくさんの方から言われている、そういう現実があるのだというふうに思います。

その一方で、病院代がかかるということの中では、本当に国の交付がだんだん減っていくと。そういう中では、自治体も厳しい運営を、そういうことになっているのだろうなということは十分推察されるところであります。

それで、国保税を下げるとということについては、幾つもそう手段はないのだと思うのです。法定外繰り入れを一般会計からいっばいすればいいのかということにもなってきますけれども、なかなかさうもいかないのだろうというふうに推察します。あと、考えられること、国保加入者の健康増進によって病院にかかるということをしなくても済むようなそういう施策とこの国保税の金額というのは、密接にかかわっていると、そういうものだというふうに思うのです。特定健診や各がん検診の受診率、それから健康増進活動、そういったことでは町のほうでは今どのような努力をなさっているのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思うのですけれども。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに、谷口議員のおっしゃるとおり、健康を増進することがその国保制度にとって非常に有効な手段であるというふうには考えております。過去には、それこそパークゴルフができた時代に国保の中でこのパークゴルフを多くの町民の方が参加してやる、高齢者の方が主でしたけれども、そういったときに、では、どの程度医療費に対して影響が出てくるのかと、こういったことも過去には研究をさせていただいたことがございました。そういったもののほかに、それからこの

幕別町、十勝という地域風土といいますか、そういった中での生活環境がいかに健康に影響というのは、これは悪影響、好影響含めてどういう影響を与えるのかということも、国保としては過去にそういったことの研究をさせていただいたこともございます。

現実にも今、先ほどおっしゃったがん検診、ドック等の受診率そのものが伸びない状況にもありますけれども、特に若い世代のうちから健康に気を使っただけでなく、それがまず重要であるということでもありますので、これは国保の会計の中で言うと国保世帯だけなのですけれども、そうではなくて町民全体が健康で年齢を重ねていけるような、そういったようなまちづくりにしていかなければならないというふうには考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 了解しました。今の町民全体が国保加入者だけでなく、町民全体の健康を考えると、そういった姿勢に対しては評価をさせていただきたいというふうに思います。

私も高齢者福祉にかかわる仕事をしておりますけれども、ずっと持病でもって通院はしていると。だから検診はいいのだ、そんなようなことになりがちなのです。けれども、私の知っている事例の中には、そうやってずっと通院していきながら悪性新生物が見つかって、それももう手おくれの状態で見つかる。では今まで通院してきたことは何だった、そういったふうに思わせる事例は、やはりたびたびあることであります。ふだんの通院と、それから何かの病気を疑ってする検診ということのこの違いが、そのことを町民にしっかりと示していただきたいな、そんなことも施策に加えていただきたいなと、そのように思うわけでありまして。特定健診やがん検診、見ますと20%台の受診率でありました。女性のがん検診については若干高い数字が示されてはいたけれども、本当にもっともっと高い数字でもってこの特定健診、がん検診が受診されるような、そんな努力をしていただきたいというふうに思うわけでありまして。

もう一つ、そういう町の検診を受けて中には再検査というような例があるのだと思うのです。きっとそれは違う医療、どこか医療機関に行ってくださいよということの案内になるのだと思うのですけれども、その2次検診に行ったかどうか、あるいはその検診の結果はどうであったかなど町のほうでつかむような仕組みはおありなのでしょう。

○議長（古川 稔） 谷口議員、通告からずれていっていいですか。

○10番（谷口和弥） ごめんなさい。国保税を下げるといふことの観点で。

○議長（古川 稔） ちょっとずれているような気がするのですけれども。

○10番（谷口和弥） はい、気をつけます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） がん検診で異状が見つかったとか、そういった形については次の診察をお勧めしておりますし、当然といたしまして追跡調査、これもやらせていただいているという状況でございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 追跡調査をやっているということであればよかったです。例えば二つ事例を出させていただきますけれども、糖尿病の方が後々腎臓のほうにも障害を来してきて、人工透析になっていくですとか……

○議長（古川 稔） だんだん話がずれてきています。

○10番（谷口和弥） これだけにしますけれども、そうしたら。これが莫大な医療費となって国保税にのっかってくる。そんなことがやっぱりあって、例えばよその自治体なんかには、町民の健康を守るクレアチニン検査を独自に加えてやるような、そんなことなどもしながらやっている、そんなところもあります。

町民の健康を守ることも一つの手段にしながら、この高過ぎる国保税、何とかなるような、それで何よりも決定的なのは国からの交付金をもとに戻す。今、TPPのことなどあって、この医療保険がどういふふうになるのかわからない、将来を見通せないこともありますけれども、強く求めていただきました。

いと思うのですけれども、そのことについて町長に最後、所見をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、今まで私も毎年、全国の国保制度改善強化全国大会に出させていただいております。そのたびに決議するのですけれども、一つは国保の広域化といいますか、都道府県に言うのですけれども、これはなかなか都道府県知事が反対していまだに実施されない、実行されない。そんな中で、もう一つは、やはり現実に、先ほども言いましたように、一般会計から繰り出しをして、繰り入れしてやっとな国保会計をもっているのがほとんどの市町村ですから、それを国が目をつぶって何ら対策を打たないということは、これは許されないのではないかと。何とか国の負担を上げていただきたいということの要望を、これは毎年続けていますけれども、我々の力も弱いのかもしませんが、なかなか現実化しないということでもありますけれども、もう一つは今TPPの話がありましたけれども、これらの後にいわゆるもう一つは参議院選挙が終わった後に税と社会保障の一体改革の中で介護、国保、これらの問題が間違いなく取り上げられていくと思いますので、それらに向けてもまた町村会なりなんんりの活動の中で要請をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、15時05分まで休憩いたします。

14：53 休憩

15：05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問をいたします。

アレルギー給食の実施など学校給食の改善について。

学校給食は、1947年に飢餓に苦しむ子供たちを救うために実施されました。初期の学校給食から発展した現在の学校給食は、1992年、文部省が発行した学校給食の手引の中に、①栄養のバランスのとれた豊かな学校給食、②望ましい食習慣を形成する学校給食、③人間関係を豊かにする学校給食、④多様な教育効果のある学校給食の四つが役割として掲げられています。

2005年には、安全で安心した食品を確保し取り入れることにより、国民の健康と豊かな人間形成などを目標に食育基本法が制定され、学校や保育所、施設等の食育指導が始まりました。

日本人は古来、穀物や芋、野菜、海藻、みそやしょうゆなどの発酵物を中心に食べて命をつないできましたが、戦後数十年に起こった食生活や住宅の変化、公害、ストレスなどによって食物アレルギーがふえ、体質そのものが変化し始めていると指摘されています。

昨年12月、食物アレルギーで給食後に小学5年生の児童が死亡する大変痛ましい事故が東京でありました。学校でこのような事故を未然に防ぐためにも、対策を講じていくことです。

また、これまでもアレルギー給食の実施を議会で求めてきましたが、具体的な前進が見られません。

児童の栄養の指導及び管理を職務とする栄養教諭制度創設を盛り込んだ「学校教育法の一部を改正する法律案」が2004年5月に成立し2005年度より実施され、本格的な食育指導が始まり8年になります。給食を通して子供を育てる観点からも、栄養教諭の配置が求められます。

また、地場産食材の活用の促進、既成の加工品の使用を抑えるなど、食の安全・安心からも学校ごとに給食を調理する「自校方式」に切りかえていくことはスローフードにも通じ、人間性豊かな食教育が可能になります。

したがって、以下、次の点について伺います。

1、アレルギー給食の実施を。

2、アレルギーについて教師、子供が学び、緊急時に対応できる体制を。

3、学校に栄養教諭の配置を。

4、給食調理場は自校方式に。

以上です。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にもありましたとおり、全国的な傾向として、食物アレルギーを持つ児童生徒は年々増加する傾向にあり、その症状におきましては、時には、昨年12月の東京都で発生した事故のように、呼吸困難や血圧低下などのショック症状を呈し、死に至る可能性もありますことから、学校給食においても慎重な対応が求められているところであります。

ご質問の1点目、「アレルギー給食の実施について」であります。

給食センターにおける対応といたしましては、代替食や除去食などの提供がありますが、本町におきましては、現在、5人の児童生徒に対し、牛乳の代替として豆乳を提供しているところであります。

また、学校に対しまして、事前に給食の食材内容を通知し、これをもとに学校では対象児童生徒がアレルゲンを含む食材を食べることのないよう対応しております。

このようなことから、全く給食を食べられない場合には、弁当を持参していただいております。現在5人の児童が対象となっているところであります。

アレルギーへの対応策として、代替食や除去食を提供することにつきましては、独立した調理場の設置や専用の調理器具等の調達、専任の調理員の確保など課題も多く、現在の給食センターの施設形態では対応が難しい状況であります。

このようなことから、今後も保護者、学校との連携を図る中で、アレルギー症状の発症の予防に努めることを基本としながら、先進事例の調査・研究も進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、「緊急時に対応できる体制について」であります。

食物アレルギーによる緊急時の対応及び体制につきましては、北海道教育委員会が定める「学校における危機管理の手引」をもとに、食物アレルギー事故の未然防止と、発生した場合の対応に努めているところであります。

この危機管理の手引をもとに、食物アレルギーに関する校内研修などを積極的に行い、教職員の危機管理意識をさらに高め、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、食物アレルギーを持つ児童生徒個々の症状や、程度などの情報を収集し、実態を把握した上で、関係教職員が緊密に連携を図るとともに、適宜適切に記録化し、学年が進んでも確実に申し送りを行うことや、周りの児童生徒の食物アレルギーに対する正しい理解、啓発を図ることなどが必要なことと考えております。

本町におきましては、アナフィラキシーなど重篤な症状を伴う食物アレルギーを有している児童生徒はおりませんが、食物アレルギーを持つ児童生徒は年々増加傾向にあると言われておりますので、未然防止の観点からも、日常からの対応に心がけることも大切なことと考えております。

万が一、重篤なアレルギー症状が出た場合には、子供の状態を観察する人、保護者への連絡や救急車を要請する人、主治医に連絡して場合によっては薬剤を注射するかどうかなどを相談する人など、少なくとも3人が必要と言われております。

自分で薬剤を注射できるエピペンというキットを処方されている児童生徒が在籍するとなった場合には、ただいま申し上げました体制が瞬時に構築できるように日ごろの訓練を行うことや、学校医の協力をいただくなどして、全教職員がエピペンの接種方法の講習を受けるなど対応を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の3点目、「栄養教諭の配置について」であります。

栄養教諭の配置につきましては、さきの教育行政執行方針で申し上げましたとおり、平成25年度から新たに忠類給食センターの栄養職員を栄養教諭として任用がえを行うことで、当面、忠類地域の小中学校を核に食育の一層の推進に努めてまいります。

忠類小学校に配置となる栄養教諭につきましては、忠類小・中学校を初め、南幕別地区の近隣校にも出向き、「食に関する指導の全体計画づくりや進行管理」はもとより、食育にかかわる指導の一部も担当していくことを目指しているところであります。

なお、幕別地域の小中学校への栄養教諭の配置につきましては、これまで栄養教諭を含めた配置基準の見直しを要望しているところでありますが、定数増は難しい状況にありますことから、忠類地域における栄養教諭の勤務上などの問題を検証する中で、幕別地域における体制のあり方について、今後、検討してまいりたいと考えています。

次に、ご質問の4点目、「給食調理場の自校方式について」であります。

現在の幕別学校給食センターは、平成10年4月に竣工したものでありますが、当時、給食センターの建設に当たりましては、学校給食の実施に必要な施設、設備に要する経費と職員の人件費など、センター方式及び自校方式それぞれのメリット、デメリットを考慮した上で、財政面や運営面も総合的に判断し、センター方式を採用したものであると認識しております。

自校方式への考え方についてであります。これまでも申し上げてきておりますが、現在の給食センターは建設から15年しか経過しておらず、当面は良好なる維持管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

なお、将来的に建てかえの時期が来た際には、学校給食の適切な運営方式につきまして、関係する方々とも相談させていただく中で、検討してまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 今、学校でアレルギーを持っている子供たちは5人の児童というお答えでしたけれども、この中に代替の牛乳とか牛乳のかわりに豆乳を提供しているというところでもありますけれども、重篤なアレルギーの子供たちは今のところは幕別全体ではないということでしたけれども、これからアレルギーの子供たちがだんだんふえてくるのではないかとということで、今、全国平均でも全体の2.6%、それと卵とか牛乳では1.46%の子供たちがアレルギーの症状を呈しているという統計もあります。そういう中で見ますと、幕別の子供たちも大体同じような割合でアレルギー症状を有しているのではないかと思うのですが、これからまたふえ続けていく可能性、これはもう教育委員会でも押さえているところだと思うのですが、1年生が入ってきますよね。そうしますと、今そういう重篤な子供がいなくても、そういう子供たちが入学してくる可能性もあるということでは、そういう対策を今から考えていかなければならないと思います。

それで、今5人ということだったのですけれども、5人の今の対応で、今の給食センターの中で対策、対応、そういうことを講じていくことはできないのでしょうか。

例えば給食調理員を加配するですとか、そういうふうにすれば可能ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今の給食センターの設備の中でそういうことができないだろうかというご質問かと思いますが、最後の自校方式とも係ってまいりますけれども、現在の給食センターは3,000食の許可をとりまして施設整備をしたものであります。現在2,900ほどっておりますけれども、その3,000食に合わせたラインを設定しています。今のスペースの中に新たなるラインを設定することは物理的に極めて困難であります。そのことは何年も検証いたしました、非常に難しい。よって、そのアレルギーにかかわるラインを設けることができないという状況にあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 2,900食の中の5ですよね。2,900食であれば、それはラインに乗せて一括して調理していくということだと思っておりますが、その5人の場合には個々の対応ができるというふうには私思うのです。例えば今、卵と牛乳が主な原因になりますから、そういう除去食を提供するということは人数がたくさんいましたら今のセンター方式の中では本当に別に施設を建てるとか、そういうふう

にしなければ不可能というふうに思いますけれども、5人の対応の中ではそれができるのではないかと思うのですが、そういうところを研究していく必要があるのではないかというふうに私は思います。

それで、子供たちが今、給食の中で、みんなと同じものを食べたいという思いもありながら、除去食を食べなければ体に異常を来すということですから、そういう手だてをこれから講じていくことが必要だと思うのですが、できない前提ではなくて、できる方向で対策を考えていくということではできないのでしょうか。

そして、帯広市は新しくセンター方式で給食センターを建てるのですが、こういう中で除去食をこれから試みていくということを新年度から実施していくということも報道されておりますので、そういう対策も考えていく必要があるのではないかと思いますので、その点をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私のちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、いわゆる代替食として牛乳の飲めないお子さんがいらっしゃいます。その方には、5名いると申し上げましたが、豆乳を代替として提供しているということでもあります。

あと、前提として今のラインの中で、施設の中でできないか。申し上げましたとおり、極めて難しいです。難しい。詰めるところを詰めていきますと、今現在、ご存じかと思えますけれども、センター内に見学室、会議室がございます。あそこを何とか、あのスペースを活用してできないだろうか。約50平米ありますけれども、そこにラインを設定することは、これもまたいろんなところに支障を来します。ボイラーとも近いのです。そんなことで、あるいは見学室がなくなるというようなことも考えますと、何のためのセンターの食育であるかというようなことの議論もまた別に生まれますので、そういうところをなくすわけにはいかない。

あと、東にも西にも南にも北にも検討をしていただきました。これは私ども素人ではなくて専門家の、従前設計していただいた業者の方ですが、参考意見などを伺ったところでもありますけれども、極めて難しいと。ラインが近くなければ非常に効率的に悪い。効率悪くてもいいからおさまらないのかという議論ですね。何年も私も研究してまいりました。努力させていただきましたが、結論に至っていない。至らなかったということをお願いしたいと思います。

今現在、あくまでそういう提供すべき方々が5人というようなイメージではなくて、およそ何らかのアレルゲンを持っている方というのは、小中で百七、八十名いるのですよ。その中で、牛乳だとか卵だとか小麦だとか、給食として主に使われる品物の中でのアレルギーの影響の大きい方、約100名ちょっとです。芽室の倍になりますけれども、帯広市さんは300食を予定して施設をつくっていくというふうに私はお聞きしておりますけれども、芽室町の倍のいわゆる代替食というようなことを考えた場合には、50平米では足りないのではないかと。非常にチェック機能が大変になります。かえって間違いを起こすというような危険も指摘をされているところです。

いずれにしても、物理的にできないということではありません。ですから、やることを前提として前向きに考えていく必要についてはこれからもあろうかと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 今5人ですが、そういう中で本当に牛乳とかそういうものは豆乳にかえればいいのですけれども、除去食、そういう子供たちというのは5人よりまたこの中では少なくなるのではないかと思うのです。牛乳とかそういうものを除けば、給食の中で。そういう中で、今5人の児童が牛乳の代替として豆乳ですよ。給食はお弁当か何か持ってこられていると思うのですけれども、そういう中で本当に重篤な、そういう子供たちのために除去食をというふうになれば、人数はもっと減るのかなという可能性も考えられるのですが、そういうふうになった場合には除去食をつくるということは可能ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私の説明が非常に不十分なのです。牛乳が特別飲めないと、アレルギーを持っているという場合について現在実施しているのは5名です。ただ、今、帯広市さんがやろうとして

いること、芽室町さんがやっていることは、先ほど180名程度、そして112名、実はいるのですが、小中合わせて112名の方が給食で主に使われる乳製品、魚、長芋、ナッツ類、ごま、小麦、これらの主たるものを給食センターで使います。それに対するアレルギーを持った人ですから、除去食をやろうとすると、この112名のパイがあるということなのですね。そのうち、幾ばくか希望がなくなるかもしれません。それにしても芽室町が48食ですから、今、そういうことで計算していくと、80から90食はつくらなければならないということになるはずなのです。除去食ですから、今のライン、申し上げましたラインの中で汁物を温めて、何かを入れるというところで抜くのですよ、入らない前に。ですから、通常のラインの近くなければ非常に、独立してつくることは可能なのですけれども、そのことによつての経費効率が悪いということでもあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 説明はわかりましたけれども、それであれば、アレルギー食を希望している方が100名近くいるということになりますよね、今の説明の中では。そういうふうになりますと、やはりその対策として今の給食センターの中で、その除去食、アレルギー食が無理だということであれば、増設、そういうことも考えの中に入れて対応していくこともこれから考えていただきたいと私は思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 物理的に増設することは可能であります。いわゆる効率的だとか財政面、運営面、ランニングコスト等々考えた中で将来的に判断すべきであろうと。前向きに検討する必要もあろうと、そういうことでもあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 次に、2番に移りたいと思います。

東京都で本当に痛ましい事故が起きました。こういう中では、この幕別町でもそういう対策、いつ何が起こるかわからない。今のところはこのエピペンという注射を打つ、そういう子供さんはいらっしやらないということなのですが、いつ何どきどういふ子供さんが入学してくるかわかりません。そういうときのために今から準備をしていく、その対策を準備していくということが大事だと思うのですね。これはそういうアレルギーが体に入った場合には、5分から15分、そして45分以内に治療しなければならぬと、緊急の事態だと思いますので、これはもう本当に学校全体でどういふ対応をしていくかということが大事ではないかと、私はそういうふう思うのです。

そういう点では、やはり学校全体でそういう対策を、講習会ですとか、そういうことも実施しながら対応していくことが大事だと思うのですね。道教委のほうではそういう講習もしているということなのですが、幕別町ではどのようなことを考えていらっしやる。これから検討していくということなのですが、実際にそれを検討していくのは、いつからどういふ形でやっしていこうと考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど答弁いたしましたように、現在、幕別町にはおりません。ある町ではお一人とか、私どもと同じぐらいの規模ですけれども、そういう確率であります。ただ、アレルギー疾患を持った有病率が徐々に高くなってきている中において、重篤なアナフィラキシーのショック症状を起こすという方が出てきましたら、これは学校全体で取り組まなければなりません。答弁もいたしておりますけれども、連絡する者、介抱する者等々3人ぐらいのチームを即座につくる必要があります。それは、そういう方が入ってきたときには、やっぱり瞬時にその解決ができるような研修はその学校だけということもありましょう。学校医も含めてですけれども、学校だけに徹底するということもありましょうけれども、誰がいつどこでどうなってもいいように先生方全員にそういう機会を設けることについては必要なことだというふうに思っておりますので、教職員の研修、全体研修などありますし、あるいは福利厚生のためのスポーツ球技大会等々もあります。一斉にお集まりいただくときには、そういう講習をやることも可能、AEDだとか、それから、さすまたの研修もそういうとき

を活用してやっておりますので、そういう場面も活用しながら指導をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） このことは、やはり学校の現場の中で合意をしながら進めていくということも大事だと思います、現場として。そして、あと保護者とか子供にしてみれば、緊急を要する命にかかわる問題でもありますので、そういうところも合意をしながら、対策も考えていくということが必要だと思います。そしてまた、学校医もいらっしゃると思うのですが、学校医にもそういうところを周知していただきまして、ともに対応していくということが大事だと思います。

それともう一つ、子供たちの中では、アレルギーとかそういうものの学習ということが大事だと思うのです。アレルギーのある子供たちがこういうものを食べたら自分の体に症状が起きるのだという、高学年になりますと理解も進むと思いますので、そういうことを学びながら違いを理解する、そして共有していく、そのことがもし現場に教諭やなんかいない場合に子供たちで対応できるですとか、緊急に知らせるですとかそういう意味での対応ですけれども、そういうことも必要だと思いますので、学校の中でもそういう勉強をしていく、そういうこともあわせて必要だと思うのですが、いつごろ具体的に来年度からやっていくのか、そういうことも含めて具体的な対応をお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） いつから始めるのかということでもありますけれども、今までそのことについてはやっておりますので、直近で言えば、来年度から取り組んでまいりたいというふうにも思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 新1年生の場合は、入ってからアレルギーだということがわかるということも考えられますので、そういう対応は早い段階にきちっと取り組んでいく、そのことを希望いたします。

次に、学校の栄養教諭の問題ですが、これは去年、私も質問いたし、2回目になりますが、この忠類のほうに栄養教諭を配置していく、そういうことも報告されております。忠類の場合には、栄養職員を栄養教諭に配置しましたということですのでけれども、この忠類の配置ということで、答弁の中で「食にかかわる指導の一部も担当していく」、このように答弁されております。この食育にかかわる指導の一部というのは、どの範囲までなのか。食育教員というのは、食全てにかかわっていく指導をしていく、そういうことになる。そこが栄養職員と栄養教諭の違いだと思うのです。ですから、忠類だけとそれとここでは幕別地域では一部と書いてありますよね。どの辺、どのところまで食育にかかわる指導をしていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 基本的に、栄養教諭の場合は、教育に関する事、それは何をもって教育とするかということになりますが、各学校におきましては食に関する指導の全体計画づくり、これが栄養教諭の職務であります。その全体計画づくりの中で学級の指導等々いろいろあります。計画づくりに至るまでの検討会をつくるとか、カリキュラム等、授業とどう連動させていくのかというようなことが栄養教諭の主な仕事になりますが、これは忠類小学校ばかりではなくて、計画については本来で言うと、幕別町として一つの計画にしたいという狙いを持っています。それぞれの学校がばらばらではなくて、一つの柱を忠類小学校を基点とした全体計画を広げていきたい、全体計画を同じようなものにしていきたい。それにある程度学校の特色を加えていくというような、まずは基本ベースをつくってもらいたいということについて、まずは南幕別地区、そして忠類小中ということで試行的にやっていたら。負担も重くなりますけれども、その中で今後の幕別地区のあり方について検討をしていこうというふうに考えているところです。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 基本ベースをこれから計画して広めていきたいということだったのですけれども、今なぜ食育がこれだけ言われているかということだと思うのですね。知育、徳育、体育、そして今、食育ということで食育基本法ができて、本当に食べるということが体をつくり、そして知力も高め、

体力も高め、そして心も豊かにしていく。心ということでは、今、子供たちの中でも朝から具合が悪いですとか、それから鬱状況にあるですとか、精神が不安定な状況も叫ばれてきて、食育が大事だと言われて食育基本法ができて、栄養教諭制度もつくられてきているわけですから、そこは本当に子供たちの状況を見たときには、この栄養教諭の位置づけというのは本当に大事だと思うのです。

ですから、忠類で言いますと、今、忠類地域の食数を見ますと263食ということであれば263人、それと幕別の幕南のほうですか、糠内とかそういうところの子供たちを対象にすることになると思うのですが、圧倒的に給食センターにかかわるところの子供たち、そこが人数が多いわけですから、そういうところも対応も早急に立てていかなければならないと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 栄養教諭の将来的配置にかかわっての見通しかというふうに思いますが、まずは、教職員定数を何とか変えてもらわなければならないと。これは第一義的であります。食育が大事なこと、それはそのとおりであります。

そういう中で、各学級を1時間ずつ持ったとしても、相当な時間を要するわけですね。そういう中では、私も忠類地域と南幕は、ある程度潰したというか、そうおさめたと。あと、幕別地区と、これは段階的な問題がありますので、幕別地区でもやっぱり学校間が遠いです。栄養職員の仕事もやらなければなりません。そうなりますと、物理的に無理なのです。札内には恐らく学級数からいっても2人は必要ではないかというように試算されます。そういう中で、今、配置されているのは3人です。ですから、どうしたって1人は足りない。ということの壁を乗り越えながら、食育が大事であるという原点に立って、人的配置も含めた中で将来検討されるべきなのだろうというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 問題は、そこだと思うのです。教育長は栄養教諭を各学校に配置したい、そのようにお考えなのかもしれませんが、道教委のこの栄養教諭の配置を見ますと、「栄養職員の配置の定数に加えて栄養教諭を配置するものではなく」というふうになっているのです。ここがネックになっていると思うのですけれども、栄養職員と栄養教諭は別にして配置をする、これを道にしっかりと求めていくことが大事だと私は思います。それと同時に、幕別町独自で栄養教諭を配置することも可能だと思うのです。それはできると思いますので、そのお考えはどのようでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 新たな栄養教諭の配置については、私が言える立場ではありませんけれども、新しい教育長さんにその辺のお知恵を出していただきながら、委ねてまいりたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○16番（野原恵子） 済みません。もう一度言ってください。笑い声で聞こえませんでした。

○教育長（金子隆司） 定数管理を望むについては、これは過去からずっとやっております。教委連を通して要請をしておりますけれども、何せその辺は少人数学級も含めて国の財政状況が非常に厳しいという中で、大事だとしながらも、なかなか定数に加えていただけないということです。ですから、そういうことのないようにもちろん希望は出しておりますけれども、町単費でやるについて、これは全く単費ですから、できないことではありません。その辺私はそこに至りませんでした。新しい教育長さんに委ねていきたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 私真剣に質問しているのですが、これ子供たちが本当に今、体の状況ですとか、精神の不安定ですとか、そういうふう子供が変化してきているのです。ですから、制度の進みぐあいと子供の体の進みぐあいのギャップがすごく大きくなっていると思うのです。そういう点では、栄養教諭の役割というのは、学校で知育を教えるのと同じように体をつくっていくということでは本当に大事だと。これは先ほども医療費の問題云々が出ましたけれども、小さいときからしっかりと食育をしながら、体をつくっていく。自分たちがどういうものを食べたら体にいいのか、そういうことを

学びながら食育を進めていく。そういう点では、学校栄養教諭の役割は非常に大きいと思うのです。

ヨーロッパでは、小さいときから自分たちでどういうものが体にいいかということや調理をしながら、そして食べていく。そして、食事のマナーをきちっと学校の現場でも教えていく。そういうことをして、しっかりとその国に合った人を育てていく、そういう視点で学校給食を位置づけられているという先進国もあります。そういう点でやっと日本は食育に取り組んできた。そういう意味では食育の後進国なのかもしれません。そういう点では、栄養教諭の役割ということは長い幕別町の町民を育てていくという意味では、大きな役割を果たしていくと私は思っているのです。ですから、栄養教諭の配置というのは本当に大事だというふうに思っております。

また、学校で、お弁当を持っていったりですとか、アレルギーの子供を抱えている保護者の方にお聞きしますと、学校の先生にいろいろ担任にアレルギーのことをお話ししたいと思っても、本当に先生たちは忙しいのだと。ですから、そういうことを相談するのも控えているのだという、そういう保護者の方もいるのです。ですから、そういう中では栄養教諭が学校に配置されていますと、そういうことも相談しながら子育てもできると思うのです。ですから、栄養教諭の配置というのは本当に大事だと私は思っているのですけれども、その点は教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 私も総論的に言えば、まさにそのとおりだというふうに思いますが、やっぱり基本的な考え方ですね。なぜ食育基本法ができたのか、その背景。食育というのは昔から家庭で行われていた、それがいろんな社会情勢の変化の中で十分でなくなった、よって学校に委ねるといふ話なのです。ですから、委ねるのですが、それは基本なのですけれども、やっぱり教育とか知育、体育、全てそうです。徳育もそうではありますが、やっぱり地域や家庭と一体にならなければだめだということや前提に置いて、食育の重要性、それは本当にそのとおりだと思いますので、何とか今の現代の流れの中で国がきちっと人的配置を行うという、人にお金をかけるという精神のもとで何かと対応していただければ、私どももそんなに悩むこともないなというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 食育は本来家庭でやるべきものだというふうに答弁いただいたのですけれども、確かにそういうところもあります。知育も昔は家庭でやっていたのですよ。それが、教育というふうにして公でやるというふうになってきているのです。ですから、そういう点でも食育の大切さというのは今、時代の流れの中では公でやる、そういうことも必要だということで食育、これが位置づけられてきたわけですから、単費で栄養教諭の配置、なかなか困難だというお答えでしたけれども、音更町ですとか、十勝全体で栄養教諭の配置も進んできているのです。ですから、そういうところもしっかり、教育の現場だけでなく、幕別町全体で考えていく必要があるのではないかとというふうに私は思いますので、ぜひその点、努力をしていっていただきたいというふうに思います。

次に、給食自校方式なのですが、これは本当に自校方式になったら今のアレルギーの問題、この問題も解決できる問題でもあると思います。それで、自校方式のよさというのは、言うまでもなく、学校に給食室があって、その中で給食がつくられて、子供たちが本当に給食を楽しみにして食育も進んでいく、そういうことなのですけれども、今給食センターが建ってまだ15年ということで、建てかえの時期になってきたときに検討していきたい、そういうお答えでしたけれども、今でもできることはないのだろうか。小さい小規模校ですとか、そういうところで給食をする、そういうふうに切りかえていくということも大事だというふうに思うのです。できる、可能ではないかと思うのです。

今、3・11後の震災などもありまして、そういう災害時のときには炊き出しの拠点になっていくということも可能になってきますので、そういうことを考えますと、学校現場だけでなく、町全体としてそういう自校式に学校の中に給食をする調理場を設けて、それで災害時のときにそういうことも活用していく、そういうふうにしていけば、今15年ということですから、全体をいきなり自校式に切りかえていくことはできなくても、小さいところから自校式に取りかえていくことは可能ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今できることとしてのご提案だと思いますが、できないことではないと思います。それが、いいのかどうかということは話は別として、今までも申し上げてきましたけれども、自校方式、センター方式、それぞれメリット、デメリットがありますと。今の現状はセンター方式でやっているの、自校式のいいところを何とか取り入れて改善していこうというような観点から、食缶の更新時に合わせてかなり温度の高いものを保存できる食缶を購入いたしました。学校の評判、非常にいいです。ですから、冷たいものが来るなんていう時代はもう終わりました。ある意味では解決したというように思っています。

そういうことで、やっぱり自校式のいいところをいかにして今の仕組みの中に取り入れていくか、これはふだんのやっぱり検討が必要だというふうに思いますし、これからも続けていかなければならんというふうに思います。小規模校はどうなのだろうということについては、またこれは新たな議論があるかと思えます。そのことによって栄養教諭もしくは栄養職員がふえるということになりませんものですから、それも全部町の単費でかけなければならんというようなことがあります。そうすると、当初建設するときに議論されたことがどうなのだろうかと。ましてや、小規模校1校でもやろうではないかという議論はしておりませんが、そういった議論も含めて協議をする場所がありますので、一つの考え方として検討を願うことは可能かなというふうには思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ぜひ検討していただきたいと思えます。

また、センター方式ですと維持管理費が本当に、もし給食の機械やなんかが壊れた場合には、その更新に莫大な金額がかかりますよね。そういうことも自校式とセンター方式での大きな経費的な面での違いがあると思うのですが、経費のことも一つの検討材料だと思うのですが、これは子供たちの立場にとってどうなのか、そこが一番大事だと思うのです。そこをしっかりと踏まえながら給食のあり方、そして施設のあり方、そこも検討していくことが大事だと思うのです。これから建てかえの時期にいずれは来ると思うのですが、そういうときには、しっかりこのところを踏まえて対応していくことが大事だと私は思います。

いずれも検討していきながら、経費の面からセンター方式にという結論が出てきているところもありますけれども、子供たちにとってどういう給食がいいのか、音更の親子方式ですとか、札幌も親子方式ということで、大変子供たちが喜んでおります。そこが教育の現場であり、子供の体をつくっていく大きな柱になりますので、今後の方向としてぜひそういうところも検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 検討するにもそれなりの時期に検討するのは先ほど答弁でお答えしておりますけれども、私ども試算をいたしました。それは随分前にも試算しているのですが、自校式でやっていた場合とそれからセンター方式でやった場合のランニングコストで何ぼ違うのだろうと、年間、4,000万円と出ました。人件費も今二千七、八百万円センター方式はかかっておりますけれども、これが3倍になると。食育という観点だけで捉えればそういう使い方もありましようけれども、そのお金をやはり別な教育に使うという観点もトータルとして忘れてはならないというふうに思えます。そこを皆さん方や保護者がどちらを選択するのかということであります。

今、野原議員のおっしゃっていることは、まさにいろんな意味で間違ったことは言うておりませんと私は思います。本当に尊敬させていただきたいと思えますけれども、要はやっぱりお金が十分にあれば、これは話は別でしょうけれども、何を優先させるのかについてはやっぱり議会を含めた中で大いに議論していただくことが筋ではないかなというふうに思えます。私は特定の立場で物を見ておりますので、そういう意味では幕別町全体という、子供を中心としてという考え方に変わりはありませんけれども、それもすべからず全体の中でバランスをとることが大事ではないかなというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 問題は財源ということだと思いますが、考え方としては、やはり自校式が子供たちには有効だというふうにお考えだということによろしいでしょうか。全体的に。教育長の今のお答えでは、財源的に大変だからということだと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前回の議会では一步譲って、センター方式で足らざるをところを、単校方式のいいところを取り入れていきたいと思います、そういうことを含め検討していきたいと思いますとお答えしましたが、今回は百歩譲って。

どちらがいいという話は、私はできません。できませんが、社会情勢というのは変わっていきます。施設も老朽化していきます。そういう中でどの時期にどういう議論をしたらいいのか、必ずや来ます。そのときには子供たちを中心として物を考えるという視点に立ってご検討いただければ私も満足できますがということで終わらせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、16時5分まで休憩いたします。

15：55 休憩

16：05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） それでは、通告書に従いまして、2点の質問を行わせていただきます。

初めに、町の非正規労働者の雇用実態と安定雇用に向けた取り組みについてお尋ねいたします。

深刻なデフレ不況の打開のために、安倍新政権は「2%の物価上昇率目標」を掲げ、金融緩和や従来型の大量の公共事業を開始いたしました。しかし、国民の所得が大きく下がっている中で、暮らしに与える影響は大きく、既に円安による灯油やガソリン、食品、輸入飼料等の高騰が町民の暮らしや産業を直撃しています。デフレ不況の打開のためには、雇用の安定と賃金の引き上げが待ったなしの課題です。働く人の所得がふえてこそ、消費と需要を活性化させ、地域経済も潤います。この十数年間、働く人の賃金は減り続けてきましたが、その背景には非正規雇用の拡大と最低賃金が低いことなどが挙げられます。国挙げての対策が求められておりますが、幕別町においても改善に取り組むことが大切であり、次の点を伺いたいと思います。

一つには、町の非正規職員の現状であります。一般職、技術職の人数、また職種ごとの平均賃金、正規・非正規雇用の格差など伺います。

2点目は、委託業務従事者の現状であります。一つには正規職員と非正規職員の人数、二つ目には男女別平均賃金と正規・非正規の格差、三つ目には各種保険制度の加入状況、四つ目は最賃の遵守等の指導であります。

3点目は、官製ワーキングプアをなくし、雇用の安定を図るための対策を伺います。

次に、孤立死を生まないまちづくりについてお伺いいたします。

孤立死が全国的に後を絶ちません。昨年2月の札幌白石区の姉妹の死亡事件以来、福祉のネットワークづくりが全国各地で取り組まれてきました。また、電気、ガスなどのライフラインの停止が死因の一つであったことから、資源エネルギー庁は昨年4月、供給業者に個人情報の適用としないことへの理解を求めるなどの対応を行いました。幕別でも民生委員の協力による見守り活動などに取り組まれてきましたが、現状と対策についてお伺いいたします。

1、町内の孤立死の現状。生活保護受給者が含まれていたかどうかについてもお尋ねいたします。

2、ライフライン停止の現状。

3、提供事業者との情報交換。

4、福祉ネットワークの推進。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「町の非正規労働者の雇用実態と安定雇用について」であります。

我が国の経済は、一部に持ち直しの動きが見られるとはいえ、いまだ出口が見出せない状況にあり、そのような中で、安倍新政権は公共事業の上積みなどによるデフレ脱却と日本経済の再生を強く打ち出したところであります。

日本や地域経済の活性化に何が特効薬になるのか、なお不透明感は増すばかりであります、国民の所得向上は大切な要素の一つであろうと考えております。

ご質問の1点目、「町の非正規職員の現状について」であります。

初めに、非正規職員の人数についてであります、本町は、生涯学習アドバイザーや町税等嘱託徴収員などの嘱託職員、一般事務補助や保育士などの日額臨時職員、給食調理員等のパートの職員など、多種多様な雇用形態になっており、基本的に一般職、技術職といった区分は設けていないことから、総体の人数では、平成24年4月1日現在、290人となっております。

次に、平均賃金について平成23年度の数字で申し上げます、庁舎内で事務補助業務に従事されている日額の一般事務補助職員については、月平均20日程度の勤務で月額12万7,000円、保育所の臨時保育士につきましては、同様に月額14万2,000円、月額の嘱託保健師につきましては、月額21万3,000円となっております。

これに対します正規職員の平均給料月額については、業務の性質が異なりますので管理職を除いたそれぞれの職種における職員の平均では、一般事務職員が月額30万6,000円、保育士が34万2,000円、保健師が30万円となっております。

しかしながら、根本的に、正規職員と非正規職員とでは雇用形態や賃金体系、職責などに大きな違いがありますことから、単純に比較することは難しいものと考えておらず、参考として、新規採用職員の初任給を申し上げますと、高校卒業が14万円、短大出が15万円、大学卒が17万2,000円となっております。

ご質問の2点目、「委託業務従事者の現状について」であります。

委託業務の件数、受託業者数が多数になり、全ての委託業務について調査することは困難でありますことから、施設の管理業務、30業務の受託業者4社について協力を依頼し、調査したものをもち、お答えとさせていただきます。

初めに、正規職員と非正規職員の人数であります、委託業務に従事する職員の数は30業務を合計して83人で、そのうち正規職員が14名、非正規職員が69名となっております。

男女別平均賃金につきましては、男性が47人で平均月額9万5,000円、女性が36人で平均7万1,000円となっており、男性が2万4,000円ほど上回っておりますが、管理や清掃などの業務形態あるいは勤務時間数などによっても、異なってくるものと考えております。

正規職員と非正規職員の格差につきましては、正規職員の平均月額が11万5,000円、非正規職員が7万9,000円で、正規職員が3万6,000円ほど上回っております。

各種保険制度の加入状況は、労災保険は100%、雇用保険は78%、健康保険は30%となっておりますが、雇用保険については、高齢のため未加入の方がおられることから加入率が下がっており、また、健康保険については、勤務時間数や日数などの関係から加入率が低くなっていることも想定されるところであります。

次に、最低賃金の遵守等の指導についてであります。

民間事業者の従業員の賃金等労働条件に関しましては、基本的に町はその労働契約の内容に介入することができず、強制力を持つ指導はできないことから、町としては、指名業者に配付をいたしてお

ります町発注業務における留意事項に係る文書の中で、適正な賃金の支払い等についてお願いをしているところであります。

しかしながら、最低賃金に関しましては、最低賃金法に基づき定められた賃金でありますので、万が一、法に抵触するような事例があれば、発注者である町として、法令遵守についての指導を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「官製ワーキングプアをなくし、雇用の安定を図ることについて」であります。

本町におけるワーキングプアに対する取り組みといたしましては、以前にも申し上げましたとおり、低落札による業務等の品質低下や労働条件の低下への影響を防止するため、工事、業務委託に関する入札において最低制限価格を設けていること、適正な賃金の支払いや法定保険への加入などについてのお願いを記載した文書を町の指名業者に配付していること、また、コミュニティセンターなどの施設管理業務において常勤者の配置と毎月の勤務体制実績報告書の提出を義務づけるなど、その解消に向けて、現行の入札・契約制度の中でできる限りの取り組みを行っているところであります。

特に、最低制限価格につきましては、平成23年度から業務委託に係る設定率の引き上げを行ったところであり、先般実施いたしました平成25年度からの各種業務委託の入札においては、全体的に落札率も前回より上昇しており、そのことが委託業務従事者の方の雇用安定につながるよう期待をいたしているところであります。

また、施設の管理業務における常勤者の配置等の義務づけにつきましては、先行実施いたしましたコミュニティセンター等の状況を見る限り、おおむね良好に履行されており、他の施設においても同様の措置を講じるよう拡大したところであります。

なお、他のワーキングプア対策として、総合評価方式や公契約条例の導入も考えられますが、総合評価方式については、現行の指名競争入札に比べ手続、手順に時間を要し、発注がおくれてしまうことなど、また、公契約条例については、対象となる契約の種類や金額が限定的であるため、多くの労働者には適用されないこととなり、実際の賃金の改善には効果が薄いことなど、それぞれ課題もありますことから、今後も引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、「孤立死を生まない町づくりについて」であります。

ご質問にありましたとおり、昨年2月に札幌市内におきまして姉妹が孤立死していた痛ましい事件が起きたほか、同様の事件が全国で発生して、孤立死が大きな問題となっているところであります。

孤立死は、核家族化の進行に伴い単身高齢者等が増加したことなど、家族形態の変化やコミュニティへの帰属意識が希薄化しているという地域の変化が背景にあると言われ、生活困窮が要因となって、食事也十分にとれず、電気やガス、水道などの供給がとめられた結果、衰弱死した例も多いとお聞きいたしているところであります。

ご質問の1点目、「町内の孤独死の現状について」であります。

孤立死につきましては、法的には明確な定義はなく、地域社会とのつながりを持たない状態で死亡し、死亡した事実が長期間誰にも気づかれなかったケースのことであると言われ、北海道では、死後1週間気づかれなかった場合、孤立死として報告することとしているところであります。

本町では、記録が残っている平成20年度以降におきまして、平成23年1月に、当時75歳で生活保護を受給している単身で暮らしていた男性が死後20日程度経過して発見されたという事例が1件発生いたしております。

生前は元気な方で、役場へ訪れることもあり、生活保護費につきましても前月までは来庁の上、直接受け取られていましたが、来庁されなかったことから町職員が自宅を訪問した際にもお会いすることができず、帯広市内のご家族に連絡して発見されるという、まことに痛ましい事件でありました。

ご質問の2点目、「ライフライン停止の現状について」であります。

前段申し上げましたところでありますが、孤立死の中には、生活が困窮して電気やガス、水道などの料金を滞納して、これらのライフラインを停止されたことにより凍死したという事例もあるとお聞きしているところでありますが、電気やガスなどの供給事業者から町に対しましては、個人情報保護

の問題から停止措置に係る連絡はなされないため、実態を把握することは困難な状況にあります。

なお、水道に関しましては、滞納等により給水停止措置を実施する場合、事前に水道課と福祉課において協議を行っており、現在、生活保護受給世帯や生活困窮世帯に対しまして給水停止は実施いたしておりません。

ご質問の3点目、「提供事業者との情報交換について」であります。

ただいま申し上げましたとおり、これまでライフラインの停止に関しましては、個人情報保護の観点から、提供事業者と町との情報交換は実施していない状況にありました。

しかしながら、国においては、孤立死防止対策のための個人情報の取り扱いについて、厚生労働省社会援護局と個人情報保護法を所管する消費者庁、電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁、水道事業を所管する厚生労働省健康局とが協議し、「人の命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用、個人データの提供が可能である」と確認され、昨年4月には資源エネルギー庁から、5月には厚生労働省健康局から各関係事業者へこの旨の通知が発されたところであります。

こうした状況のもと、北海道は、情報共有の仕組みについてライフライン提供事業者と協議を行い、昨年10月に大枠で合意に至ったところであります。

新たな仕組みにつきましては、生活困窮者のうち、生活保護を受給していない世帯から市町村がライフラインの供給停止に関する情報の提供について同意を得た場合にのみ、供給停止をする際に情報提供されるというものであります。

しかしながら、事業者におきましては、全道市町村の名簿と顧客情報を照合する事務作業が増大することと事務処理システム改修など実務的に検討する必要があるため、具体的な事務取扱方法につきましては現在のところ明確となっていない状況であります。

ご質問の4点目、「福祉ネットワークの推進について」であります。

孤立死を防止するためには、日ごろから地域住民のコミュニケーションを確保して、高齢者や障がいがある方、生活困窮者などを地域全体で見守ることが大切なことであります。

福祉ネットワークにつきましては、民生委員、公区、老人クラブ、PTAなどの地域住民のほか各種事業者が連携して、単身高齢者などに対しまして、日常的な声かけや訪問、電気の消灯や郵便受けの確認などの見守り活動のほか、買い物や家事などの日常生活を地域全体で支え合う仕組みであります。

地域で活動している各団体や事業者は、それぞれが別の目的を持って活動しているところではありますが、その目的や活動の幅は決まっていることから、さまざまな団体などが連携することにより幅広くかつきめ細かい活動を行って、地域の生活課題を解決していくというものであります。

さきの藤原議員のご質問にもお答えいたしましたように、本町では、孤立死防止のための見守り活動として、民生委員に高齢者宅等への定期訪問をお願いしているほか、民生委員や公区長へ災害時要援護者台帳を情報提供し、災害時だけではなく、日ごろからの見守り活動に役立てていただくよう協力をお願いいたしているところであります。

また、現在、包括支援センターでは、高齢者がよく訪れる内科・歯科医院、商店、銀行、郵便局等を「見守り協力機関」として登録をお願いし、異変を感じた時に通報等をいただけるような高齢者の見守りに関するネットワークの構築について検討を進めているところであり、将来的には各地域における民生委員の活動や公区あるいは地域サロンの活動と結びつけたネットワーク構築も視野に入れ、検討してまいりたいと考えているところであります。

福祉ネットワーク活動には、地域の中での交流が広がるとともに住民同士のつながりや支え合いが強まり、住民の福祉意識が高まり、地域の課題の把握や緊急事態をいち早く発見できるようになると言われており、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める上で参考となるものと認識いたしており、先進事例の調査・研究を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 再質問させていただきます。

まず、町長は、町政執行方針の中で、今日の経済状況につきまして、世界的な経済危機が背景にあることと、一部の回復の兆しはあったにしても全体としては若い方の雇用がまだまだ不十分あるいは災害復興が延び延びになっていることなどを挙げられまして、閉塞感が否めないという、そういうお話でございました。そういう点では、私も本当にそのとおりだというふうに思いまして、全体の景気が早く回復すること、同時に自分たちとしては、やはりこの町でみんなが豊かに安心して暮らせるようになっていくことをいつも願いながら、今回も質問に立たせていただいているところです。

1番の、その不況のさまざまな背景の中で、この十数年間、賃金さが下がり続けてきたということは、これまでもたびたび申し上げてまいりました。昨年の平均賃金は、1990年代の調査以来、最低だったということが報道されております。一番高かったときの1997年から比べて、これ全国平均ですが、70万円下がっているということでもありますから、それを毎月の暮らしに置きかえたら本当に大変なことだというふうに思います。結果としては、GDPも9割まで下がってしまったということになっておりまして、それがまた不況の悪循環になっているという現状であります。

それで、そうなりますと、一人一人の所得が早く上がっていけばいいと思うのですが、しかし、町の雇用者全体の状況をつかむという点では、大変困難があります。1,000を超える事業者の全部の調査とかというのはなかなか難しいというふうにも思いますし、そこで私はやはり一番早く町として手がけていただけるのは、直接雇用している人たちの状況がどうなのか、あるいは委託に出している人たちの雇用状況がどうなのかということ、そこに焦点を定めまして、お尋ねをしたところです。

まず、直接雇用されている非正規労働者の実態でありますけれども、町長のお答えでは、全部で290人ということでありました。ここにはいろんな人たちが入っているというふうに思うのですが、昨年の幕別町の人件費総額は20億1,000万円ちょっとだったのです。正規職員は236人という決算の中で明らかにされました。ですから、正規職員の236人を超えて非正規労働者がいらっしやると。この方たちの労働実態、給与も含めまして少しでも向上しますというか、所得が上がっていくことが町の経済にとっても、これは大事な位置づけになるなというふうに思います。

そこで、実際に働いている皆さんがどういう状況で働いていらっしやるのか。正職員と比べてどうなのかということでお尋ねをいたしました。決して正職員の状況が良すぎるから、だから比べてどうかという観点ではありません。正職員は正職員で今、地方公務員の賃金の引き下げなども打ち出されておまして、一説にはこれで1兆2,000億円ほどの影響が出るだろうということも言われているほどひどい状況であります。ですから、それはそれできちっと改善といいますか、食いとめるものは食いとめていかなければならないと思っておりますが、それにしても非正規労働者の実態というのは、今お答えにあった中でも、例えば保育士であれば、非正規労働者の方たちは月額14万円何がし、一般の保育士の賃金が34万円に比べてそういう実態ですと。これはもちろん年齢の差もあります。職種、それぞれの役職もありますし、そのまま比較できるとは思っていませんが、現実には受け取っている賃金はそれだけの開きがあります。保健師の方も30万円ということではありますが、しかし、これもまた半分以下の賃金で非正規労働者が働いているということになっています。

それで、ここのお答えでは、なかなか単純に比較してその状況を述べるには至らないというようなお答えなわけですけれども、私は、もっともっと調査をして、こういう実態を引き上げる努力が今求められているときではないのかな、こういう状況をよしとして過ごすのかなという、そういう疑問を持っています。

まずそこで、この町の非正規労働者の置かれている現状を町長はどのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどご答弁させていただきましたように、非正規職員290人ということをお知らせしました。ただ、そのほとんどが教育委員会と民生部に今集中しております。教育委員会は支援員か

ら始まって幼稚園だとかいろんなところに臨時職員がいる。ここで約70名ほど。あと民生部は圧倒的に保育所だとか何かがついて、140名ぐらい。この二つだけでほとんど210名を超える非正規職員がいるわけでありまして、教育委員会で使われている非正規職員というのは、逆に先生を退職されたような方の高齢の方、逆に保育所なんかでは比較的若い保育士さんだと。ところが、今、保育士なんかは、管内的にも公募してもなかなか集まらないというのが現状だということで、実は今回も保育士の賃金は、かなり臨時保育士の賃金をアップさせていただきました。これも管内的にある程度の基準まで上げないと今言ったようなことがあるわけです。ただ、賃金で比べますと、保育士の若い方が月額で14万2,000円、新卒で入ってきた保育士は短大出で15万円ですから、そのもの自体ではそう差はない。ただ、おっしゃられたように、正規の保育士は1年1年賃金が上がっていきますから、保健師より高い36万円にもなっていると。

ですから、非常に、与えられた責務はもちろんありますけれども、そういったところの差があるので、なかなか一律に比較して賃金の高い低いあるいは差があり過ぎるということが難しいのかなというふうにも思っております。この後、あすの質問にもありますけれども、この再任用職員なんかが出てきたときに、今校長先生の退職だとか、役場退職者は嘱託で使っている。これはうちの嘱託職員の賃金でやっているわけですがけれども、これだと、そのうち今度は再任用の職員との差がどうなるのかと。保育所だって同じ仕事をしているのではないかというようなこともよく言われますけれども、そういったことで、私は今までは、先ほどの話ではないですけども、職員が人事院勧告によってアップした分も臨時職員もアップした。ただ、臨時職員は下げるということはしていないのですけれども、そういったことだけではなかなか追いつかない部分もあるのかなと。

ですから、ずっと我々というか、職員が上がらないときも、ある程度ですけども、臨時職員のアップはしてきたということですから、これからもその辺については十分意は用いていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 290名の方の内訳といいますか、私も、町長おっしゃられるように、例えば教員を退職されて、支援で入っていただくとか、そういう方たちの賃金体系、そういうのはやはり今65歳にならないと完全に年金が出ませんから、いいということにはなりませんけれども、一定のお給料や退職金を保障されて、そしてさらにお仕事につかれています方たちの実態、これはこれでその能力を生かしていただいて、ある程度の賃金でやっていただくことは当然理解します。ただ、町長もおっしゃられましたように、特に民生部の保育士の関係なんかは、確かに初任給で比べたらそんなに差はないのですよということでもありますけれども、現実には昨今の情勢の中から毎年毎年頑張ってお勤めいただいて、5年、10年、15年とたっていらっしゃる方いらっしゃいますよね。そういう方と同じ年齢の先生方と比較すると先ほどのような話になるわけです。もともと採用が違うからそれは同じにすれというふうにはもちろん申し上げませんが、やっぱりそういう状況の中で、現場の先生方、どんな思いされているのかなということで、少し調査をさせていただきました。

保育士の方なのですが、今回若干上がるようですが、賃金は月額6,970円で働いてきましたよと。何か10円ずつ下がっていたのだということも言われました。町長下がっていないとおっしゃられますけれども、下がっていたよという報告でありました。ですから、月額にしますと、大体20日から22日ということで、十四、五万円ですね。ここから社会保険料など約2万円、手取りは13万円ぐらいということであります。年間にしますと、若干の残業代を含めると180万円程度ということでした。この方たちは正職の先生方と同じ仕事されるのですよね。今、保育所はシフト制、4交代で勤務されている。7時半出勤、8時、8時45分、9時50分、勤務時間は同じです。そういう中でこういう非正規雇用で置かれていますから、子供さんのカリキュラムをつくる時間だとか、そういうものも、なかなかこの中ではつukれないということになれば、残業も月1回の打ち合わせなどに限られているので、いたし方なく自宅に持って帰ってカリキュラムをつくって保育に当たるといった実態もあると報告を受けました。これは私もっともその実態、仕事ぶりを見て賃金にも反映させていく必要があるのでは

はないかと率直に思いました。

それともう一つ、ここが問題だなと思うところなのですが、実は昨年8月に契約労働法が改正になりましたよね。それで、つまり有期雇用、期限がある雇用というのが、これは公務員ということではないのですが、一般の労使関係において期限をつける雇用というのはさまざまな不安を呼び起こして安定につながっていないと。だから、5年以上経過したらこれは無期限にしないとだめですよという法律が昨年通ったのです。これは民間の企業の場合は、労使対等の関係で結ばれていきますから、町が行政が任命するという形で労使といいますか、雇う関係とは違うと思います。しかし、社会全体がその期限があることによって不安定を生み出しているということは、行政の中にもやはり当てはまることではないかというふうに思うのです。

それで、そういう雇用の形態はどうかというふうに聞きますと、もちろん臨時職員ですから、1年1年の雇用ですよね。ところが、任命はその1年だけではなくて、まずは4月1日から9月の末まで、そして10月から翌年まで、だから半年雇用なのです。ここは、やはり先生方の不安大きいです。

それからもう一つ、へき地保育所の保育士さんに至っては、これは若干賃金は常設よりは高いのですけれども、1年に3回の辞令です。4月から9月30日まで、それから10月1日から12月の十四、五日で終わっているのでしょうか、そこまで。そして、残り3月1日から3月の30日まで、3回の辞令をいただいて仕事をつないでいると。ここはやはり私は、本当に大変な中で頑張っている皆さんに不安の一つがあるのだなというふうに思いました。3回出すことはないのですけれども、必ず毎年履歴書が必要だと。だから、5年も10年もそのこと自体は仕事をきちっと真面目にされているから認められてまた採用になっているのだと思うのですけれども、必ず毎回履歴書が必要なのです。ですから、15年いる人は15枚ですよ、極端に言うとな。そういう状況が。でも、父母にしても職員の皆さんにしても、この方がどういう経歴でどんな働きされているかはわかるではないですか。けれども、毎年出していただかなければならない。これはそれなりの決まりがあってそうされていると思うのですけれども、その背景には先生方の大きな不安や負担になっているという現状をやっぱり押さえていただきたい。こう思います。

こういう中で、今回の労働契約法の見直しも含めて、やはりその期限については、行政のお願いしている職員の方だから、やむを得ないということで放置しないで、こういった労働改正、労働契約改正法もきちっと押さえながら、今後の契約についても検討していただく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 臨時職員の任用については、これは1年以内、10カ月雇用というのが原則でありますから、辞令もそのように出しているわけです。ただ、へき地保育所の場合は今おっしゃられたように12月で一旦消えますから、ここで形態上は、その休んでいる間、町が任用することにはならないわけですから、結果的にそういう辞令を出すことになっているのですけれども、果たしてそこまでの辞令が必要かどうかは、それは先ほどの履歴書の問題もあわせて検討させていただきたいと思えます。

もう一つは、役場の内部に入ってくる事務補助の臨時職員なんかは、かつてはいろいろ疑問もやりとりがありましたけれども、40歳になるとだめですよ。今は年齢にこだわることなく、大体5年か6年をめどにそれで再雇用はしない、再任用しないというような経過が今までもありました。

ですから、いろんな時代の中で、あるいはそれぞれの職種によって雇用期間も伸びたりするのですけれども、ひどいのは3月30日まで辞令出して、31日は辞令出さないで、4月1日から辞令出すと、1年でなくて1日切れるから、それでいいのだと。そういったことは、これはいわゆる、余り大きな声で言えないかもしれませんが、いわゆる保険の関係ですとか、任用の関係だとか、いろんなことがあって、そういうことがありました。

ですから、保育所なんかは昔から何年で終わりだということはありませんし、それともう一つは、毎回募集という形をとらないと、へき地保育所なんかでは、何だ、あの人がなったら、もう5年も10

年もずっとあの人なのかという問題もあります。当時は学校の先生の奥さんをお願いしたりというようなことで、なかなか保育士の数もそろわなかった時代もあって、そういうようなことがずっと継続して続いてきているのだと思います。これはへき地保育所の通年保育の問題もありますけれども、そんなことも含めながら、おっしゃられたことについては十分内部でも検討はさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 十分検討していただきたい。調査の中ではさらに、そういった先生方は1年に1度自己評価制度というのを取り入れられて、自分を評価することも提出しなければならない。あるいは、今年は早かったようなのですが、異動だとか、採用、今、町長もちょっと触れられましたけれども、3月のぎりぎりになって、もう来年どうなるのかなと思っているところにやっと来るというようなことで、やっぱり不安はずっと重なってきているのです。

それで、当然この70人を超えていっしょということ、現場の中では、いろいろこれまで民生委員会なんかでも資料いただきましたけれども、正職員よりもむしろ臨時職員の方のほうが多い施設もあるやに聞いております。ですから、そういう方たちにも町の大事な子供さんを預かっていただく大きな責任を担っていただいているということを考えれば、改善の余地はたくさんあるのではないかと。有給休暇は月1日とれるのだということでありましたけれども、しかし昇給もありません、一時金もありません。そういう中で頑張っていただいているということは大いに今後改善していただく、そういう中身ではないかと思いますが、もう一回伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 保育士の場合、昇給というのはわずかですけれども、1年を経過するごとに何ぼかずつプラス。100円ぐらいですかね、これ。1年で上がるぐらいのあれはしております。これはベースアップと単価のアップとはまた別に経験年数としてその分をアップしているわけです。もちろんこれで全ていいということにはなりませんけれども、そういった面では必要なこと、もっと改善すべきことはたくさんあるのだろうというふうに思いますけれども、もう一つ雇用で不安定なのは、保育士の場合は、入所してくる子供の年齢構成によって、未満児がいた、ゼロ歳児がいた、それによって保育士の数が流動的に変動いたします。ですから、今年これだけ保育士いたのが、来年絶対大丈夫かということは、これはその時点ではわからない。結局1月にですか、募集をして、そしてクラス編制をやって、その中で正規の保育士とそれをカバーするための補助員ということですので、それらも問題はありますけれども、ただそんなぎりぎりになってでなければ使ってもらえるかどうかかわからないというようなことでは、これは本人にとっても大変気の毒なことでありますので、早目に決められるような体制をつくっていけるように話したいと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） やはりそもそも子供さんの人数の変動によって職員の配置が変わるというのは当然のことだと思います。しかし、やはり恒常的に仕事がある。だから、70人の方たちが雇用されているのだと思うのですが、やっぱり恒常的に仕事があるにもかかわらず、雇用は有期雇用、つまり臨時ということになる。そこにも私としてはやはり矛盾を感じるころであります。あくまでも臨時ということになれば、やはり例えば選挙のときに事務が多いからそのときをお願いしますよとか、いろいろ事務職などはそういう配置されてこられましたよね。そういう観点に立たれて、せめて常用雇用、臨時から1ランク上げて常雇にするとか、そういうようなことも十分にご検討いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今おっしゃられましたように、正職員の次が常雇職員ということになりますけれども、これはいろいろまた常雇職員は規制があつて、例えば保険なんかはみんな市町村共済に加入しなければならぬというようなことがあります。そういったことで今は、かつてはかなり給食センターの賄いの方なんか常雇、牧場なんか常雇がいたのですけれども、今はそう多くはないのですけ

れども、この常雇職員のあり方も根本的なことも考えていかなければならないものもあります。もちろん現在も常雇職員の名のもとに何人かいらっしゃいますので、そういう人たちのこともありますけれども、保育士の任用についてはさらに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員、ちょっと時間を下さい。

お諮りいたします。

質問の途中ですが、本日の会議は、中橋議員の質問が終わるまで時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 次に、委託業務の従事者についてであります。

この委託業務にかかわりましては、これまで随分改善に取り組んでいただきました。それぞれの業者にかかわりまして、町は勤務体制の実績報告などを求めるようになりまして、そのことが半日で終わっていた勤務が1日になるとか、あるいは雇用保険につながったとか、そういった労働者の声も寄せられています。しかし、いかんせん、今お答えにありましたように、それぞれ大変低い賃金で仕事をされていらっしゃいます。男の方で平均9万5,000円、女性の方36人7万1,000円、男性のほうが2万4,000円高いのですけれども、やはり先ほどの保育士もそうなのですけれども、その収入で家計を支えていらっしゃる方たちがやっぱり存在しているのです。それがサブ的に共稼ぎで自分は補完的にといいところもある、そういう家庭もあるでしょう。しかし、この収入が主たる収入で家計を支えるということになればもっともっと、ここはワンクッション入りますから、直接指導ができないということも先ほどありました。しかし、入札の改善等々いろいろやられて、少しでもこういう町の仕事に従事していただいている方たちをワーキングプアなんかにはさせないぞというような姿勢が必要ではないかなというふうに思うのです。

この実態がどうかということでもいろいろ調べてみたのですけれども、公務員だけの調査というのはなかなかなくて、札幌の清掃労働者の民間と直接職員の賃金の格差などもそういう数字は出てきたのですが、正職員は650万円のところを民間の人は300万円以下でやると。さらに非正規労働者はそのうち6割が200万円だとか、それから帯広の連合が労働調査されまして、その内容もインターネット等に掲載しておりました。

十勝の非正規労働者のミニ白書というのも出されているのですけれども、ここでもやっぱり非常に委託業務されている方たちの実態、10万円に届かないというような状況がいっぱい出てきています。そういうことを思えば、町で仕事を発注するわけですから、そこで働く皆さんたちが、それで十分とも言えなくても、やっぱり食べていかれるだけの、せめて最賃719円で20日間働いてというふうになれば、やはり十二、三万円になってきますよね。そういった環境がつくられる努力をやっていただきたい、こう思います。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 10万円にも満たない賃金で生活するというのは、これは大変なことだと思いますし、ただ私どもの調査の中では私どもの町が発注している案件、いわゆる例えばどここのコミセンの管理業務をどここの業者が受けたと。その業者がさらに二つ、三つあるいは帯広市とかほかの民間から受けてその全体の中で仕事を行っている。そういった中でいくと、まだまだ私どもからすると、この賃金というのは高くても上がってもいいのかなというふうに思うのですけれども、実態は我々もわかりませんから、これは例えば4時間か5時間のパートの中でこれだけの賃金ということなのか、あるいは先ほども言われたように8時間の労働時間びっちりですけれどもこれだけなのか、あるいは、そのうち

何日間、3日行って1日休みというようなことがあるのか、そういった内容までがちょっとわからないものですから、こういう数字が出ているのですけれども、おっしゃられるように今これだけの数字で、ましてや家族を抱えての生活というのは大変なことだというふうに思いますし、もう一つは、やはり賃金全体をアップする。これはやっぱり委託を受けていらっしゃる業者の方なんか、あるいは町内の中小企業の業者の方なんかにも、やはりもっと国あるいは道、そういった企業の賃金アップがながってくるのかなど。そういう意味では、町としての努力はもちろん大事なのですが、国全体といいますか、社会経済情勢のさらに景気の浮揚なんか大きな影響を与えるものかなど、そんなふうにも思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 直接企業に踏み込めないジレンマといいますか、権限が及ばないのでからしよ
うがないですね。ですから、これまでも公契約条例はどうかとか、いろいろ入札の総合評価制度だ
とか提案はさせていただいておりました。いろんな角度から検討もさせていただいて、先ほど町長言わ
れたように、適用になる労働者が少ないということであれば、それも救われないということでありま
すから、もっともっと町が、労働賃金も積算して出しているわけですから、それがストレートに反映
されるような仕組みができないものかとずっと思っております。これはまだまだ課題だと思いますの
で、頑張ってください。

同時に、ちょっと最賃も守られるのかということも書きましたけれども、実はこれ守られていない
という何か相談などもあって、あえて取り上げさせていただいたのですけれども、現実としてはそう
いうことがあるわけですね。ですから、そこはなかなか町に情報が届くのはスムーズにストレート
には来ないのだと思うのですけれども、目配せもやっぱりしていただきたい。そして、賃金も上げて
いただきたい、こう思います。ちょっと時間ありませんので、次に入ります。

孤立死の問題についてお伺いいたします。

見守り等につきましては、昨日来、同僚議員の皆さん、藤原議員やさまざまありましたので、割愛
するところはさせていただきます。

まず、実態として、平成23年に孤立死1人でしたよということなのですから、これは北海道の
規定に沿ってそういうことだということでしょうか。私どもが町民の皆さんにお伺いしている中では、
たったひとりで亡くなっていたよという情報、たくさんではありませんけれども、聞くのですが、町
としてはこの1週間以上ということですから、こういう数字を1名と出されたと思うのですけれども、それに
満たない状況で孤立死されていたようなことはなかったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 孤立死ですね。私ども実態をつかみたいということで、いろいろと対応は
いたしました。例えば、帯広警察署とか、そういうところにお伺いをしたのですけれども、なかなか確
かな数字というのは教えてもらえなかったというようなことで、私どもの手元でわかっている部分と
いうのは、この1件ということでありました。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 少ないのにこしたことはないのですけれども、私ども町内の中でも、わからない
で何日かたっていたのですよというようなことも現実にはそういう実態があります。ですから、この
背景にも存在しているだろうなということも含めて対応をしていただくということが大事ななという
ふうに思います。

そこで、札幌の昨年の悲しい事件は、行政としても、それからまちづくりの住民の、そこに住む者
としての役割も含めて、いろんな問題提起がなされました。やっぱりせつかくこの世に生を受けて生
きていく以上、ご近所の関係もきちっと保ちたいし、そして生きがいを持って人生を送ることが
大前提だと思うのですけれども、なかなかそうなり得ない状況が広がっているということでいつも
心配をしております。昨年の札幌の事件を契機に、電気やガスがとめられてしまっただけで亡くなったとい
うことで、それについての対応を、提供業者からもきちっととめる前に行政にも連絡があって、その

前に手だてをとれるものとはとることが大事でないかという議論も行ってまいりました。でも、今、町長のお答えの中では、確かに昨年の10月に北海道がそういう体制もとって、それから資源エネルギー庁も情報の提供は可能だということまでいっているのだけれども、実際にはなかなかそれが起動していないと、そういうことですね。

まず、一つには、それでもこうした中身では町の中でもそういった光熱などとめられている実態あると聞いていますが、そういう報告は、例えば生活保護者でしたら、報告を受けられるようになっているのです。実際にそういう報告はあったのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、生活保護受給者ですとか、そういう人たちについては停止するということはありませんけれども、私もさっきの答弁で申し上げましたように、全道市町村の名簿と顧客名簿を照合してそれを知らせることがそんなに手間があってどうして来ないのかなというところがちょっと疑問に思ったのですけれども、この辺まだ詳細は調べておりませんが、こういったことが早くできるような体制は私にとれるのではないかと。そんなに全道に多くいるとは限りませんが、水道なんかは先ほど言いましたように、市町村の業務でありますから、電気は北電でしようし、ガスはガス事業者ですから、それらが全道的にどのぐらいいるのかわかりませんが、なお追及して調べてみたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 私もお答えいただいて率直に思いました。事務処理上大変だということですね。でも、例えば北海道電力でしたら北海道電力、幕別町で滞納になった人といったら、幕別町に連絡をいただければいいことですから、何がそんなに大変なのでしょうかねというふうに思うのですけれども、やっぱりこういうところを一つ一つ克服していかないと、孤立死等の全部とめられてもう餓死してしまったなんていう状況を避けられないと思うのですよね、このままにしておくのでは。

ですから、ぜひ町のほうから積極的に情報提供、これ幕別町だけではないと思います。十勝管内一斉にいろんな動きをしていると思うので、ぜひ町のほうから働きかけを行って、一日も早くこの仕組み、システムが稼働する、起動するように求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今ちょっと内部の打ち合わせをしていましたけれども、またはっきりしたらご返事したいと思いますけれども、なかなかやっぱり北電あたりは難しいのだそうです。例えば電気なんかは2カ月も滞納すると、とめてしまうと。その時点の間でいわゆるうちとの連絡がスムーズにいくかどうか、あるいはこの人が生活保護を受けているかがもちろん北電ではこれわかりませんが、うちへ問い合わせなければならぬとか、いろんなちょっと作業があるようですけれども、今言ったように、私はその辺も解決できる問題かなというふうにも思いますので、しばしちょっとお時間をいただければと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 要は、行政側がきちっとその辺の、町民を守る姿勢でいただいた情報について対処されるわけですから、その辺は本当に頑張ってください。というのは、この期間は、もう完全に電気がとまればストーブも動かないという。それは先日もお邪魔したお宅がそうだったのですけれども、灯油のストーブなのですけれども、電気がとめられれば、たけないのですよ。ですから、やっぱりそういう直結する、この冬を生きるためにそういうことをされたら命を絶つことになるよということも十分わかっていますので、やっぱり対処を早めていただきたい、このように思います。

あともう一つは、いろいろ地域のネットワーク、福祉ネットワークも昨日からありました。民生委員さんのかなりの努力で、いろんな形で助けられています。ただ、この民生委員さんそのものもなかなか町内では手数が少なくなっているということも含めて、町内の地域の困難さがあります。そういうことも受けとめていただいて、ぜひこの見守りも含めて、コミュニティがずっと進められるように求めまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前10時から開会いたします。

17:04 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第1回幕別町議会定例会
(平成25年3月14日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 乾 邦廣 9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第30号 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第31号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第32号 幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第33号 幕別町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第34号 幕別町有林野管理条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第35号 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第36号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第37号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第38号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第39号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第40号 町営バス運行等に関する条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第41号 幕別町心身障害者ホームヘルプサービス条例を廃止する条例
- 日程第15 議案第42号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 日程第16 議案第43号 東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

会議録

平成25年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年3月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月14日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
会 計 管 理 者 川瀬俊彦 総 務 部 長 古川耕一
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 伊藤博明 建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男 札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親 企 画 室 参 事 室長事務取扱
総 務 課 長 菅野勇次 地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 福 祉 課 長 田村修一
こ ども 課 長 山岸伸雄 都 市 施 設 課 長 田井啓一
水 道 課 長 田中光夫
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 乾 邦廣 9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥

議事の経過

(平成25年3月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番乾議員、9番牧野議員、10番谷口議員を指名いたします。

「一般質問」

○議長(古川 稔) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番(牧野茂敏) 通告に従いまして、次の2点について質問をいたします。

最初に、行政改革についてであります。

幕別町の行政改革は、昭和62年に「第1次行政改革大綱」を策定し、平成8年に「第2次行政改革大綱」を策定、さらに平成18年度には「第3次行政改革大綱」における推進計画(平成18年から22年度)について、平成23年度から5年間の後期分となる推進計画を策定されているところです。

厳しい行財政状況を踏まえ、効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して一層の行政改革が必要と思われまます。

前期(平成18年度から平成22年度)実施結果の評価及び後期(平成23年度から平成27年度)推進計画の何点かの項目について考え方を伺いたいと思います。

一つ目は、前期の検証であります。

②は組織機構の見直し。

3番目に、再任用職員の活用。

4番目に、定員の適正管理であります。

二つ目は、職員給与についてであります。

国は2012年4月から国家公務員の給与を7.8%削減しております。地方自治体に、交付税を減額し地方公務員の給与削減を要請しているところでもあります。

本町としては、どのように対応されるのか、伺います。

以上であります。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 牧野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「行政改革について」であります。

本町の行政改革につきましては、ご質問にありますように、昭和62年に第1次行政改革大綱を策定

以来、平成8年に第2次、平成18年に第3次と、その時々々の社会経済情勢に応じた行財政改革に取り組んできたところであります。

第3次行政改革大綱では、「効率的な行政システムの確立」「自立型組織への転換と組織の再編」「住民との協働による行政運営の実現」及び「自立可能な財政構造の構築」の4項目を推進事項の柱として掲げ、これらを具現化するために、平成18年度から22年度までの5年間の前期推進計画に基づき取り組みを進め、平成23年度からは後期推進計画に移行したところであります。

ご質問の1点目、「前期の検証について」であります。

前期推進計画では、42項目から成る推進項目を定め、各種事務事業の見直し等に取り組んできたところでありますが、後期計画の策定に当たって、前期計画の実施結果について評価・検証を行ったところであります。

評価の方法といたしましては、1次評価として、各推進項目の担当課において、項目設定が妥当であったか、目標達成に向けた過程は適切であったか、目標とした計画が達成されたか、取り組みによる効果があったかという観点で自己評価を実施いたしました。

それを受けて、町としての総合評価を行い、最終的に、一つには継続として取り組むべきもの、二つ目には計画内容を見直し、取り組むべきもの、三つ目には目標の達成などにより、取り組みを休止・廃止するものの三つに分類し、後期推進計画に反映させたものであります。

評価結果につきましては、継続が30項目で、そのうち未達成で引き続き取り組むべき項目が「再任用職員の計画的な活用」など5項目、達成はしているが、引き続き取り組むべき項目が「定員の適正管理」など25項目、見直しが「情報の共有化」など7項目、廃止が「定員・給与等の状況の公表」など5項目となっております。

一部達成を含めた総体の達成率といたしましては、42項目中37項目、88.1%となっており、財政効果額も平成18年度から22年度までの5年間の累計で、目標額の10億5,134万7,000円を上回る13億519万8,000円となったところであり、大きな成果が得られたものと考えております。

ご質問の2点目、「組織機構の見直しについて」であります。

組織機構の見直しにつきましては、前期計画期間内の平成20年4月に、整理統合などにより2課、14係を減じる大きな見直しを実施したほか、後期高齢者医療制度の開始など新たな制度に対応すべく、小規模な見直しを随時行ったところであります。

また、後期計画においても継続して取り組んでいくべきものとして、計画に盛り込んでおり、忠類総合支所の再編など一部実施済みのものもありますが、今後計画しているものの主な内容といたしましては、総務部総務課と企画室の再編、公区活動や協働のまちづくり事業など、住民活動に関する部署の民生部への一元化、農林課と土地改良課の統合などであります。

いずれにいたしましても、器である庁舎の建設など将来を見据えながら、その時々々の社会経済情勢や住民ニーズに的確に対応できるよう、簡素で効率的な組織機構の構築に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「再任用職員の活用について」であります。

再任用制度については、平成6年の年金改正により、平成13年4月から公的年金の満額支給開始年齢が引き上げられたことに伴い、雇用と年金の連携により60歳代前半の生活を支えるとともに、本格的な高齢社会を迎え、公務部門においても高齢職員の長年培った能力、経験を発揮できる体制整備を図る必要があることから、国家公務員法及び地方公務員法の改正を経て、導入された制度であります。

本町においては、平成13年12月に「幕別町職員の再任用に関する条例」を制定し、円滑な制度導入に向けて規定の整備を行ったところでありますが、一方では、新規採用職員の抑制につながってしまう懸念や、管内の市町村で運用しているのは帯広市のみであることなどから、推進計画には掲げてはいるものの、実際の運用には至っていないのが現状であります。

しかしながら、国においては、昨年「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を定め、人事院勧告に基づき検討していた段階的定年延長を見送り、希望する職員を再任用することを基本と

したところであり、地方に対しても「現行の再任用制度により、公的年金支給開始までの間、退職者本人の意向を踏まえ、可能な限り雇用の継続を図るよう配慮すること」を要請いたしております。

また、公的年金の支給開始年齢の引き上げ時期が迫ってきておりますことから、平成26年度からの運用に向けて、できる限り新規採用に影響を及ぼさないように配慮しながら、再任用ポストの洗い出しなど準備作業を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「定員の適正管理について」であります。

定員の管理につきましては、前期計画において、定員適正化計画をベースとしながら、職員補充率を退職者数の4割を基準とし、定員規模の適正化を図ってきたところであります。

具体的には、平成18年4月1日時点の職員数274人を28人減じて、平成23年4月1日時点で246人にすることを目標に掲げておりましたが、実績といたしましては244人と、30人の削減を行ったもので、それに伴う人件費の削減効果も8億円余りに上り、大きな財政効果につながったものと考えております。

後期計画におきましても、北海道内の類似団体の職員数を参考に9人の職員数の削減を目標に掲げておりますが、近年の多種多様化する住民ニーズへの対応や地方分権の進展により業務量が増加してきておりますことから、業務量に見合った職員の配置を念頭に置きながら、効率的な組織機構の構築や再任用制度などとの関連に配慮し、適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、「職員給与について」であります。

ご質問の1点目、「国からの給与削減要請について」であります。

国家公務員の給与に関しましては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、平成24年4月から平成26年3月までの間、諸手当を含め平均7.8%の減額措置を実施しているところであります。

その結果、平成24年度の地方のラスパイレス指数が国を上回ることとなったため、国は地方に対して、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方交付税の削減を実施するとしており、地方公務員の給与削減要請を強めているところであります。

本来、地方公務員の給与は、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を要請することは、好ましいものではないこと、また、地方の固有財源である地方交付税を国の政策目的達成のための手段として用いることに対する疑念も残るところであります。

しかしながら、東日本大震災後の日本の再生や長引く景気低迷の中で、国内・地域経済の活性化を図るため、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要があること、まずは公務員が先頭に立って、さらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことも大切であると考え、本町といたしましても給与削減を実施する方向で、先般、職員組合に提案をいたしたところであります。

内容といたしましては、平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間、給料については平成24年度のラスパイレス指数105.7を、平成25年度で100以下になるよう減額すること、諸手当については国の例に準じて減額することを基本的な考え方とするもので、今後、7月からの実施に向け、職員組合と協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、牧野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それでは、再質問させていただきます。

前期の検証についてお答えをいただきました。評価結果については総体の達成率が42項目中37項目、予定が10億5,134万7,000円を上回る13億519万8,000円とありますが、大変大きな成果を上げられたことは大いに評価をしたいと思っております。ちょうどこの第3次が始まる平成18年は2月に忠類村と合併した年かと思っておりますけれども、私どもはいつも一番の行政改革は合併にあるのではないかというようなことも町長も前にもお話ししていたと思っておりますけれども、現在に至ったこの合併について、町長はどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併して、今、8年目に入ったわけでありましてけれども、評価はいろんな方それぞれいろんな評価の仕方があるのだらうと思いますけれども、私は議会の皆さんや多くの町民の皆さんのご理解をいただく中で、合併後のまちづくりは順調に進められているのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 合併が順調に進んでいると。合併が進んでいるというか、合併されてから順調な町行政が行われているということで、私もそう思います。

その上で、次からの質問になるわけですが、組織機構の見直しでありますけれども、計画の中には3点ほど、総務部総務課と企画室の統合、住民活動に関する部署の民生部への一本化、さらには農林課と土地改良課の統合等が挙げられておりますが、その3点について主な理由についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは組織機構を見直す段階では、いつも大体この部署が検討課題に上がってまいります。総務企画というのは前から、企画したものがいわゆる財政を持つ総務、ここの一体化ができないか。かつては企画財政課という名前の部署もつくりました。要するに、企画したらその課で財源も付与して事業に当たる。今は企画でこういうものをやろうとしたものを総務課と協議してそれに財源を付与する。これらの一体化というようなことがあって、今までも企画室と総務課の一本化することがよりそうした作業、仕事を進める上でスムーズにいくのではないかなというようなことは毎回いろんなことが出されます。そういったことも含めながら、今度の行革の中でも総務部と企画課の再編ということでもありますから、一発火つけで終わりということではなくて、業務の担う役割をどうするかというようなことも含めながら検討すべき課題でないかというのが一つあります。

それから、公区活動、これもいわゆる住民活動はいろいろな部署でそれぞれ行われているのが現実でありますけれども、これも他町村の事例なんかでいきますと、やはり住民課というようなものがあって、そこでいわゆるうちで言う公区活動だとか、まちづくり支援事業にかかわる業務なんかを担当しているというようなことがあって、これらも一本化し、いわゆる企画室から離れた中で民生部との協調あるいは協力の体制ができないかと。いわゆる民生部にそれらを含めて再編することがどうなのかと。これらもいつも課題になっていることでもあります。

それから三つ目は、土地改良事業が一時大幅に減ってまいりました。かつては土地改良は係ということで土木課の中に土地改良係があった経緯、それが土地改良事業がふえてきて、独立させて土地改良課としてなったわけでありましてけれども、これらについてもその時代時代によって土地改良の担うその仕事の業務量といったものを多くなったり、少なくなったりということがあるわけでありまして、そういった状況を見ながら土地改良課がどうあるべきかと。それと、それほどその土地改良課自体のボリュームといいますか、課の人員も多くはありません。これは逆に農政あたり、農林課あたりで一つの課としてその一部を土地改良係が持つことがより効率的でないかというご意見等もあるわけでありまして、そういったことも含めながら組織機構の見直しの中で十分協議をさせていただければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 今、最後の土地改良課でありますけれども、政権かわったことによって基盤整備がまたもとに戻ったというようなことで、補助事業が相当ふえてくるような気がしますが、この辺は土地改良課をなくして、大丈夫かなとそんな思いをするわけですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、課長入れて5人の課ですけれども、土地改良課はそれは住民の皆さんが期成会なんかつくって土地改良事業を進めようとする。それと、あるいはその事業の主体が道営事業であったり、国営事業であったり、いろんな団体であったりするわけですから、そういった中で土地改良

課が間に入っているような調整したり、土地改良課の役割があるわけでありましてけれども、今回は新たな事業も確かにふえてはいますけれども、これらが今後どのような方向性に行くのかということにまでなると、今の段階ではまだ不透明であります。

かつては土地連から職員2名も派遣をいただいて土地改良事業に当たっていたという経緯もあります。そういったこと、さらにはおかげさまで地元には東部十勝の土地改良組合の事務所もありますし、そういったところとの連携、あるいは今言うように町職員も必ずしも配置しなくても土地連の派遣なんかの職員で賄うことも現実的には可能なものもある。そういったもろもろを含めながら、土地改良課については、今後、十分検討していかなければならない問題であるというふうに思います。

また、土地水の関係なんかも新たな事業としては確かにふえてきておりますから、そこらとの連携ということも必要性は十分あるのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 土地改良課については、次元に応じてやっていただければと思います。

企画室のことなのですが、企業誘致なんかは特に企画室が主にやっていたような気がしますけれども、以前ですと、経済部のほうからも、それから商工観光課のほうからも、いろんな部署から1本にならないで企業誘致がやられていたような経緯があるわけなのですけれども、どの部署が一番担当すればいいのかよくわかりませんが、確かに企画室が指導権を持ってやっていただいたほうがいいのではないかと、そんなふうに思うわけですが、その辺については。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 企業誘致の今担当は商工観光課が担当しております。経済部が企業誘致を担当する。これ一つには土地開発公社との絡みもあって、公社の分譲、いわゆる工業団地等をより早くといいますか、分譲できるようにということ、いわゆる経済部、土地開発公社とのつながりも強かったものですから、ずっと経済部が担当しておりますし、もう一つは上部団体といいますか、上につながる、道ですとか、いろんな団体がほとんどがこれ経済関係、あるいは金融機関とのかかわり、そういったことから商工観光課、かつては商工労政課、そういったところが担当してきておりますし、もちろん小さな町ですから、必ず1課でなければだめだとかということではありませんので、当然場合によっては企画も含め、庁舎内全体の中で企業誘致には当たっていかねばならないというふうに思っておりますけれども、まずは今窓口としては商工観光課ということで進めているところであります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） この機構見直しについては、やはりその時代背景があるということなので、それに応じて十分対応できる体制を整えていただければと思います。

ここでは触れていないわけですが、おとといの質問等にありましたように、支所機能の充実というのはこれ機構改革の中でも最重点かと思えます。これ本庁と支所の役割というのは、明確に私もよくわからないのですけれども、どういうふうに押さえてやっておられますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 忠類総合支所、そして札内支所、あるいは糠内出張所あるわけでありましてけれども、それぞれはいわゆる本庁が行う業務にかかわって、その地域等の皆さん方の利便性を図るというようなことが一番大きな目的だろうと思えますし、なるべくは住民の皆さんの負担をかけないように、全てが本庁まで来なくても窓口業務等については近くの支所でやれるようにということでもありますから、本来の役割は本庁業務にかかわるものの一部を支所が負担していく。あるいは支所独自でやるような仕事ももちろんあるわけでしょうけれども、そういった中で町民の皆さんに有効に利用していただけるように、利便性を図るように、なお支所機能の充実ということが必要だろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） これについては人員の配置でありますけれども、おとといも忠類からちょっと足

りないのではないかというお話、総合支所からあったように記憶しておりますけれども、札内支所については、これ27年4月の予定なのですが、減っているようにお見受けするのですが、その辺は人数的には変わらないというようなことでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 現在考えております27年までの人員配置の計画の中では、札内支所は増員する予定であります。さらには、この後の質問にもあった再任用の関係でございますけれども、そういった関係の職員といいますか、相談業務の受け付けというのがかなり多い部分がありますので、そういった人の配置等も考えていきたいというふうには現在では考えているところもあります。

忠類については、27年では24人の人員を考えていると。これはあくまでも計画でありまして、その時々々の事情によっては変わるかと思えます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 札内支所、今、総務係と住民係なのですが、これが全て住民係ということで出されていますけれども、この辺も人数配置には変わりがなくということ。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） その前に、先ほど忠類24と申しましたけれども、これは教育委員会の部分はカウントされませんので、教育委員会を含めると27になります。

それから、札内のほうの現在の総務係、住民係、これは将来的にはそのままの名称で残すかどうかは別といたしまして、人数的には配置をしたいというふうを考えておりまして、それ以外の部も25年度から保健師を常勤させる体制をとったり、それを将来的にはずっとそこの札内支所の係として発令するかどうか、そういったところまでも含めて考えていきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） いずれにしても、支所機能の充実は、ずっと言われてきたことであります。地域住民にえられる最大の努力をしていただきたいと思います。

次に、再任用職員の活用についてであります。

お答えでは平成26年度から運用に向けて準備されるということでもありますけれども、既に企業等では65歳までが、これは高年齢者雇用安定法というのですか、これが4月から施行されるということで、企業では既に65歳まで雇用しなければならないという法令になっておりますけれども、公的年金の開始引き上げ等もありますので、ぜひこの辺を視野に入れながら再任用職員の活用についてはやっていただきたいと思っておりますけれども、答弁がやるということなのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 再任用職員に来年度から希望者は再任用をすれということではありますが、3年をサイクルに年金をもらう年齢が1歳ずつ上がっていくわけでありまして。ですから、来年退職される方、再来年、その次3年間は61歳にならないと年金は全くゼロだと。その次からは、また1年ごとに62歳になる、63歳になる、64歳、65歳というふうになっていく。ですから、今の方は60歳で退職しても満額ではありませんけれども、年金が幾らかもらえる。しかし、今度は全くもらえないものですから、再任用の必要性があるということですので、一番我々もこれから頭を悩ますのは、そういう人たちをどこへどう配置するかということが大きな課題だろうというふうに思っています。

ただ、今の段階では国のほうからも、どのようなことになるのかという具体的な指示は全くありませんので、恐らくこれからだというふうに思っておりますので、そういった国の指導といいますか、要請なんかも踏まえながら町として対応していかなければならないだろうと思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 年金ゼロになるとこれまた大変なことだと思いますけれども、帯広市なんかはかなりの数、新聞報道で出ていましたけれども、本町は来年の退職者は5人くらい、5人だと思いましたが、来年からということになりますと、やはり準備してこの5人、5人の方で、希望があればということなのでしょうけれども、ぜひできることであればそういった方向に進んでいただき

たいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 来年は5人どころか13人退職がいるのですけれども、もう一つは例えば保育士さんなんかは定年を迎えるわけでありましてけれども、この保育士さんなんかは再任用でどういう任用の仕方があるのかというようなことなど、これらもさっきも言いましたように、まだ全然上からといいますか、あるいは十勝管内、町村長が集まってもどうなるかというような話は全然今のところは進んでいませんので、そういったことも含めながら我々は、先ほど言いましたように、どういう任用の仕方があるか十分協議、検討をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 今言われるとおりでと思いますので、私ちょっと勘違いしてしまして13人ということなのですけれども、そういった方向でやっていただきたいと思います。

次に、定員の適正管理でありますけれども、これ平成18年から平成23年で30人削減されたということでもありますけれども、人件費も財政効果で8億円というようにお答えをいただいております。後期も9人の職員の削減を予定されているというようなお答えでありますけれども、適正化に努力されるのはいいわけですけれども、一方では地方分権や権限移譲があるので、業務が非常にふえてくるということもあります。そんな中で、減らし過ぎることによって行政サービスなどに滞りが出ないのかどうか、この辺はどうバランスをとられるか、お答えをいただきたい。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりで、今、地方分権というようなことで、非常に市町村へ仕事あるいは業務がおりてきております。そういったことから、目標には掲げておりますけれども、なかなかこれからは厳しいものがあるのかなというふうに思っております。

ただ、そこで先ほどの出てきた再任用職員の活用というようなことも、この中では問われるものがあるのだらうと思います。ただ、一面では、やはりこういう時代ですから、新採用を抑えるというようなことだけは、なるべくはというよりは、我々はしたくない。まず、新採用はそれなりに確保した中でさらに再任用の方の活用、そういった中で、一つの目標、9名というような目標はありますけれども、かつてのようにどんどん減らしていくというようなことは、なかなか難しい問題もあるのだらうというふうに思っております。

特にきのうも申し上げましたやっぱり保健福祉関係なんかは、まだまだ保険者の増員というようなこともありますでしょうし、業務、事務の段階でも生活保護の相談の業務ですとか、いろんな面で必要になってくる部分もあると思いますので、十分今のお話あったように状況を踏まえながら、対応をしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） それともう一つ、大量に職員が退職されるということで、この職員の年齢層のバランスといいますか、採用でバランスがうまくとれていくのかどうか、いびつにならないのかと、そんな心配があるわけなのですが、そういった面ではどうでしょうか、採用に当たっては。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） バランス的には採用時に、今現在採用しているのは、新採用という形で入ってきますのは18歳から30歳未満の方が多いわけですね。そういった部分で採用時に年齢バランスも考えながらここ数年採用させていただいておりますので、今後は年齢バランス的にはとれた形になるのかなというふうには考えているところでもあります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 採用時にバランスをとりながらということなのですが、これ難しい相談だと思うのですけれども、大卒でそのままお受けになったら22歳ですし、途中どこか別なところを回ってこれれば30歳、そんなうまくいくものかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに途中でそういったこともあるかもしれませんが、採用人数が4名以上大体毎年のように採用はしていますので、多い年もありますけれども、そういったときに年齢バランス等もある意味考慮させていただきながら採用しているということですので、確かにどこかの年代に偏りが出るというようなことは今はあるのですけれども、今高い年齢の人がやっぱり多いのですけれども、それは過去のバブルの時代に職員を多く採用したということがあります。そういったときには、当然同じ年齢層がふえていますけれども、これからはそういったことは余りないのではないかというふうには考えております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 考えながらやられるということですので、その辺についてはよろしく願いをしたいと思います。

次に、職員給与について再質問をさせていただきます。

職員給与については給与削減を前提として地方交付税の削減を実施されようとしているわけですが、本町の削減額というのは、一体幾らぐらいと想定されていますか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 現在、組合のほうに提案いたしております内容に基づく削減額につきましては、総体で給料、手当合計いたしまして6,000万円ほどになります。

○9番（牧野茂敏） 交付税の削減額。

○総務課長（菅野勇次） 失礼しました。交付税の削減額については、約1億円弱になろうかと思えます。給与削減にかかわる交付税の削減については今申し上げましたように1億円弱なのですけれども、地域づくり推進費ということで普通交付税で新たな費目を設けてふえる分がございますので、それが約3,000万円程度になりますので、差し引き7,000万円程度が減額になろうかということで、今、試算をしているところでございます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 実質は7,000万円ぐらいの交付税の減額というふうに押さえてよろしいのですか。

それと、先ほどお答えいただいたのですけれども、ラスパイレス指数105.7ということなのですが、仮に100以下ということですが、ラスパイレス指数を100にして5.7%減らさなければならないということでもありますけれども、これは平均的に見て給与額の幾らぐらいかというのわかる。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 今、国の給与削減がございまして、うちのラスパイレス指数24年度で105.7ということですのでございます。それを100以下に下げるとということで積算をいたしますと、給料については4,000万円ほど削減ということで職員1人当たり9カ月間で17万7,000円程度の削減になろうかと思えます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 9カ月で17万7,000円ぐらいということになる。これお答えの中では平成25年7月から26年3月ですので、これは行うのであれば時限で行いたいということですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 国は最初4月から来年3月までの1年間ということでありましたけれども、いろんな地方の反対等もあって、結果的には9カ月になったというのが状況あります。これが今の段階はこの9カ月ですから、それがさらに次の年に延びるかどうかということはもちろんわかりませんが、国が2年で終わりますから、地方はこの9カ月で終わるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 職員の給与ですけれども、きのうも議論ありましたように、過去にも人事院勧告に従って何回か削減したと私も記憶しております。先ほど来質問させていただいた行政改革の中では、職員の定数削減で大きな財政効果を上げているのも事実だと思います。本町も大変な努力はしてきたと思っております。

そんな中で、今回のようにこの答弁書にありますように、言い方悪いのですけれども、地方交付税を盾にとってというような感じで給与を減額していくというのは、私はこれはやはりあってはならないことかなとは思っております。本町にしても職員給与というのはやはり町民の給与水準の一つのバロメーターかなと、そんなふうに思っていますので、できる限り町に影響のないような、そんな影響を少なくするような方向に向けてぜひ協議をしていただきたいと思います。町長の思いをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実は私も給与を下げるということは本来でないという思いがあるのと、片一方では組合にこういう提案をさせておいて私が言うのもちょっと変なのですけれども、一方では町村会とか議長会とか地方六団体は国に、今、牧野議員が言われるように、答弁書にあるように、あなたたちのやっていることはおかしいのだから、即時地方自治体に給与削減を要請するようなことは撤回してほしいと、そういう要望を実は町村会のほうでも出しているわけでありまして。そういった中で、私も、これから職員組合と交渉をさせていただきながら、今言った町村会や地方六団体の動向、あるいは管内の他町村の動向なども見きわめながら私は対応していくことが必要であろうというふうに思っております。大変矛盾した整合性がないような答弁になってしまうのですけれども、私自身もやっぱりそういう意味では大変だなというふうに思っています。

ただ、一部は反対しながらも、最後はこれ国のとおりやらざるを得ないなという、これはちょっと弱い部分もあるのでしょうかけれども、そういった都道府県なんかも現実には出てきているということで、ですから私どもも、リミットが6月議会ですから、7月に実施するということが、そういったことで今回組合のほうには提案をさせていただきましたけれども、おっしゃられるようなことも十分踏まえながらこれから協議をさせていただきたいと、交渉をさせていただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 職員の皆さんも生活設計、これはもうきちっとされているはずでありまして、ここへ来て減額というのは、かなり設計を見直すというのか、そういうことは余儀なくされると思っております。

あわせて、退職給与、これ、こことは別なのですけれども、退職給与も引き下げられる、削減されるということでありますので、ひとつこのことについては、町長先ほどからお話しなのですけれども、慎重に進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

この際、11時05分まで休憩いたします。

10：48 休憩

11：05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第30号から日程第16、議案第43号までの14議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第30号から日程第16、議案第43号までの14議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第30号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第30号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は221ページ、説明資料につきましては1ページになります。

忠類地区における上当、西当、上忠類及び元忠類寿の家4施設、中当母と子の家1施設及び幌内のへき地保健福祉館1施設につきましては、それぞれの目的に応じて建設をし、使用されてきた経緯がありますが、現在は近隣センターと同様の使用及び運営管理をしている状況にありますことから、使用料及び運営交付金について近隣センターと同じ取り扱いをするために、近隣センターとして追加設置するものであります。また、相川農業担い手会館、美川農業担い手会館及び軍岡集落センターにつきましては、使用料及び運営交付金について近隣センターと同様な取り扱いをさせていただいているところであり、管理していただいている住民にとってわかりやすい施設とし、また管理する上で整合性が図られますように近隣センターとして追加設置するものであります。

説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条に規定しております近隣センターの名称及び位置に九つの施設を加えるものであります。

議案書にお戻りをいただいて、221ページになりますが、附則についてであります、本条例の施行月日を平成25年4月1日からとするものであります。

なお、これら九つの施設の別に定める条例につきましては、補助事業により建設されておりますこと、また地域の施設として名称も浸透していますことから、今回、条例を廃止するものではなく、今後施設の改築や統廃合等も検討した上で整理していくこととなると考えているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第31号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第31号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の222ページ、議案説明資料につきましては、2ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、手数料を徴収する事務につきまして、手数料の名称、金額及び徴収時期を規定したもので、本条例の別表にその対象となる事務を掲げているものであります。

説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、建築基準法の改正によります引用条項の修正と都市の低炭素化の促進に関する法律

の制定に伴い、低炭素建築物新築等計画認定を受けることにより、民間建築物においては所得税等の軽減、対象床面積の容積率の不算入が適用されることとなるため、本町においても建築基準法第6条第1項第4号の建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定の事務を行うこととなるため、新たに手数料を定めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

別表11の項は、仮設建築物許可申請手数料を定めておりますが、根拠法令となる建築基準法の改正により条項の変更があったため、項中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改めるものであります。

別表51の項は、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料を定めておりますが、本町は建築基準法第6条第1項第4号に係る認定を行うこととなるため、住宅については500平方メートル以下が対象となり、1戸、2戸から5戸、6戸から10戸、11戸以上の場合の4区分として手数料を定めることとしております。共同住宅に関しては、申請戸数に加えて共用部分の認定手数料として料金を定めております。住宅以外については、木造で500平方メートル以下、非木造で200平方メートルまでが本町で認定を行うこととなるため、対象床面積が300平方メートル以内と300平方メートルを超える場合の2区分として料金を定めております。

なお、低炭素建築物等計画の技術的な審査は、住宅においては住宅の品質確保に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能機関による審査「評価機関審査」とエネルギーの使用の合理化に関する法律第76条第1項に規定する調査機関による審査「調査機関審査」によって行うことができることから、これらの技術的審査を受けたものは手数料を減額することとしております。住宅以外の建築物においては、調査機関審査を受けることができるため、同様に減額をすることとしております。

5ページになりますが、別表52の項は、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により、低炭素建築物新築等計画認定申請により建築確認申請を審査することを申し出ることができるため、この場合の手数を定めるものであります。

別表53の項は、低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めるものであります。

議案書にお戻りいただきまして、227ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。質疑はありませんか。（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第32号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第32号、幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の228ページ、議案説明資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、幕別地域における子育て支援の充実を図るため、幕別子育て支援センターに分室を設置するため、所要の改正を行うものであります。

説明資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条についてであります。第2項に幕別子育て支援センターに分室を設置する旨の規定であり、名称を「幕別子育て支援センターまくべつ」とし、その設置位置について定めるものであります。

第3条第2項は、分室で行う事業の内容を規定するものであります。分室においては、第3条第1項に定める事業のうち、第1号育児不安等についての相談事業及び第3号特別保育事業について規則で定める「一時保育事業」を行おうとするものであります。

第4条は、第3条第2項で行う特別保育事業の利用に関して追加し、その利用について定めるものであります。

第5条は、第3条第2項により行う特別保育事業の費用の負担について追加するものであります。

議案書にお戻りをいただき、228ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第33号、幕別町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第33号、幕別町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の229ページ、議案説明資料は10ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の改正につきましては、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行されることに伴う所要の改正を行うものであります。

説明資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条は、地域活動支援センターの設置目的について定めたものであります。また、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められたことによる条文改正であります。

議案書にお戻りをいただき、229ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第34号、幕別町有林野管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

- 副町長（高橋平明） 議案第34号、幕別町有林野管理条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は230ページ、説明資料は11ページになります。

本条例につきましては、森林法の改正による森林計画制度の見直しに伴い、これまで「森林施業計画」に基づき実施しておりました町有林の管理について、新たな制度のもと、今年度中に作成いたします「森林経営計画」に基づき、管理・育成を行うべく、所要の改正をさせていただくものであります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明申し上げます。

第5条につきましては、見出しを「経営計画」に改め、条文中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改めますとともに、森林経営計画の計画期間が5年を1期とするものでありますことから、計画の編成時期に係る規定を改めるものであります。

第7条につきましても、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただき、230ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成25年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第35号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

- 副町長（高橋平明） 議案第35号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の231ページ、議案説明資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅法等の関係法令が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

今回の公営住宅法の改正は、条例制定権の拡大を図るものとして国から地方への権限移譲を主眼に行われたものであり、これまで公営住宅の入居資格として国で規定しておりました入居収入基準を事業主体において、引き続き条例に規定しなければならないことになったところであります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明申し上げます。

第6条は、公営住宅に入居することの資格要件についてであります。

第6条中「被災者等」の次に「(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法第20条第1項に規定する居住制限者(次条第2項において「居住制限者」という。)」を加えるものであります。

入居者資格の特例の改正については、福島復興再生特別措置法の施行に伴い、居住制限者の当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間に、公営住宅に申し込みする場合には、入居収入基準又は同居親族要件を満たしていなくても、住宅に困窮している者であれば、入居資格を具備するものとみなすよう改正するものであります。

次に同条第2号中「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4千円」に、「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4千円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）」に、「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8千円」に改めるものであり、公営住宅に係る現行の収入基準について、従前のおり継続するものであります。

13ページになりますが、第7条は、入居者資格の特例についてであります。第7条第2項中「、同条第2号及び第3号」を「同条第1号を、被災者等及び居住制限者にあつては同条第1号及び第2号を除く。」に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただいて、附則についてであります。本条例の施行期日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第36号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第36号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の232ページ、議案説明資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー法」等の関係法令が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

今回の地域主権改革一括法に伴う関係法令の改正は、条例制定権の拡大を図るものとして、「施設・公物設置管理の基準」について条例委任するものであり、都市公園法で定める設置基準、バリアフリー法で定める特定公園施設の設置基準について、条例に規定しなければならないことになったところであり、

議案説明資料をごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条中、「法に基づく命令に定めるもののほか、幕別町都市公園」とありますものを「地方自治法に基づき、幕別町が設置する都市公園及びその他の公園」に改めるものであります。

第1条の2は用語の定義を規定するものでありますが、「都市公園」については都市公園法に規定する都市公園を言い、「その他の公園」については都市公園以外の公園と規定するものであります。地域主権改革一括法の施行に伴いまして、条例で定める必要がある都市公園法及びバリアフリー法の基準につきましては、都市公園法に基づく都市公園が対象とされておりますことから、都市公園及びその他の公園の定義をそれぞれ明記し、基準の対象となる都市公園を明確にする必要があったためであります。

次に、第1条の3から第1条の5につきましては、都市公園法で定める設置基準について規定するものであります。

第1条の3につきましては、「住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準」を規定するものであります。

第1条の4につきましては、「幕別町が設置する都市公園の配置及び規模の基準」を規定するものであります。

「都市公園の配置及び規模の基準」につきましては、都市公園法施行令第2条において、公園種別ごとの配置及び敷地面積についての定めがあり、こうした法令に基づき規定するものであります。

15ページになりますが、第1条の5につきましては、「公園施設の設置基準」を規定するものであります。

「公園施設の設置基準」につきましては、公園施設として設けられる建築物に係わる「建ぺい率」についての基準であり、都市公園法施行令第6条において定めがあることから、こうした法令に基づき規定するものであります。

16ページになります。第1条の6につきましては、バリアフリー法で定める「移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準」いわゆる設置基準について規定するものであります。

バリアフリー法で定める設置基準につきましては、高齢者や障害者の移動を円滑に行うため特に必要なものとして政令で定める12の公園施設を特定公園施設と定め、これら特定公園施設の設置に関する基準について「都市公園移動等円滑化基準」として国の省令において定めがあることから、こうした法令に基づき規定するものであります。

第2条第1項につきましては、「並びに主な公園施設」を削除したものであります。

同条第2項につきましては、「昭和54年条例第23号」を「平成17年条例第142号」に改め、「ナウマン公園の公園施設である幕別町忠類ナウマン象記念館については、幕別町忠類ナウマン象記念館条例に」を追加し、設置及び管理について定めるものであります。

31ページをお開きください。

ナウマン公園につきましては、ナウマン象記念館を取り囲むように配置されており、ナウマン象記念館敷地と公園とが一体的に利用されている実態にありますことから、教育財産から所管がえを行いナウマン公園として区域を変更し、一体的な管理とするため、所要の改正を行うものであります。

戻りまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

第4条第1項につきましては、公園管理者以外の者が公園施設の設置及び管理をする場合に、町長の許可を受けなければならないこと、また許可を受けた事項を変更する場合も町長の許可を受けなければならないと規定し、現行条例第4条第1項の規定を同条第2項として改めて規定するものであります。

第5条第1項につきましては、公園施設以外の占用物件を設ける場合に、町長の許可を受けなければならないと規定し、現行第5条第1項の規定を同条第2項として改めて規定するものであります。

18ページになりますが、同条第3項につきましては、第1項の許可を受けた事項を変更する場合について町長の許可を受けなければならないことを、及び軽易な変更について規定するものであります。

第17条第2号につきましては、「第7条第1項」とありますものを「第7条の2第1項」に改めるものであります。

19ページになりますが、第19条の2につきましては、「第4条から第6条、第7条の3、第9条、第14条の2から第14条の5、第15条及び第16条」について「その他の公園について準用する」と規定するものであります。

次に、別表第1につきましては、「主な公園施設」を削除し、公園名及び位置を定めることに改め、22ページになりますが、札内西公園の次に公園名「桂町西公園」、位置「幕別町札内桂町583番地86」を追加するものであります。

30ページをお開きいただきたいと思います。

桂町西公園につきましては、平成24年度に行われた開発行為により整備され、公共施設として引継ぎを受けているものであり、公園施設として芝生広場、2連ブランコ、滑り台、背伸ばしベンチ、ダスト舗装、外周柵が整備されているものであります。

戻りまして、22ページからをごらんいただきたいと思います。

別表第2につきましては、別表第1と同様に「主な公園施設」を削除し、公園名及び位置を定めることに改め、なみき排水路公園の次に公園名「栄町あけぼの公園」、位置「幕別町忠類栄町447番地2」を追加するものであります。

32ページをお開きいただきたいと思います。

栄町あけぼの公園につきましては、忠類あけぼの団地内に共同施設の児童遊園として整備されたものであります。2面が町道に接しており、周辺に一般住戸が多く、団地内だけでなく周辺住民の利用が多く見られることから、所管がえを行い「その他の公園」として追加するものであります。

23ページにお戻りをいただきたいと思います。

別表第4につきましては、第1条の6で規定する「移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準」について規定するものであります。

具体的な基準につきましては、国の省令であります「都市公園移動等円滑化基準」において、特定公園施設として定められた12の公園施設に係る技術的基準が定められておりますことから、こうした法令に基づき規定するものであります。

議案書にお戻りをいただき、243ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第37号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第37号、幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は244ページ、議案説明資料の33ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、下水道法等の関係法令が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

今回の地域主権改革一括法に伴う関係法令の改正は、条例制定権の拡大を図るものとして、公共下水道の構造の技術的基準等について条例委任するというものであり、下水道法及び下水道法施行令で定める公共下水道の構造の技術的基準等について、条例に規定しなければならないことになったところであります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、本条例の趣旨に「施設の構造及び維持管理の基準」を加えるものであります。

第2条につきましては、用語の定義に「排水施設」及び「処理施設」を加えるものであります。

第5章を第6章に繰り下げしまして、第5章には公共下水道の施設の構造及び維持管理の基準等を定めるものであります。

第24条につきましては、公共下水道の構造の技術上の基準を第5章に定めるというものであります。

34ページになりますが、第25条につきましては、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準を定めております。

第26条につきましては、排水施設の構造の基準を定めております。

35ページになりますが、第27条につきましては、処理施設の構造の基準を定めております。

第28条につきましては、第25条から第27条の規定に対する適用除外を定めております。

第29条につきましては、終末処理場の維持管理に関する基準を定めております。

公共下水道における排水施設及び処理施設の基準につきましては、安全性・公衆衛生の確保の面からも、下水道法施行令等で定めている基準に準拠して定めるものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、246ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例は、平成25年4月1日から施行するものとし、第2項において、条例施行に関する経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第38号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第39号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第38号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第39号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は247ページから、議案説明資料につきましては36ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、水道法等の関係法令が改正されたことから、所要の改正をするものであります。

今回の地域主権改革一括法に伴う関係法令の改正は、条例制定権の拡大を図るものとして、水道法で定める第12条及び第19条第3項に規定しております水道布設工事及びその他工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格にかかわります基準について、条例に規定をしなければならなくなりましたところであります。

説明資料36ページをごらんいただきたいと思います。

議案第38号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条につきましては、水道布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格を定めることを加えるものであります。

第7章を第8章に繰り下げしまして、第7章には、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものであります。

第35条につきましては、布設工事監督者を配置する水道施設工事の規定を国の基準と同様の内容に

定めるものであります。

37ページになりますが、第36条につきましては、布設工事監督者が有すべき資格の規定を定めるものであります。

学校教育法に定める学校を卒業し、水道に関する技術上の実務に関する経験年数を規定しております。

国の定める基準を参酌し、町職員の履修経歴、配置等を総合的に勘案して定めることが合理的であると考え、簡易水道事業と同等の基準を規定しております。

38ページになりますが、第37条につきましては、水道技術管理者の資格基準を国の基準と同様の内容に定めるものであります。

学校教育法に定める学校を卒業し、水道に関する技術上の実務に関する経験年数を規定しております。

水道技術管理者につきましては、水道施設が施設基準に適合しているかの検査や水質検査など、水道事業の管理についての技術上の管理者になります。

次に、議案書の251ページ、説明資料は40ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどご説明いたしました議案第38号と同様に改正をしております。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条については、水道布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格を定めることを加えるものであります。

第7章を第8章に繰り下げしまして、第7章には、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものであります。

第34条につきましては、布設工事監督者を配置する水道布設工事の規定を国の基準と同様の内容に定めております。

41ページになりますが、第35条につきましては、布設工事監督者が有すべき資格の規定を国の基準と同様の内容に定めております。

42ページになりますが、第36条につきましては、水道技術管理者の資格基準を国の基準と同様の内容に定めております。

なお、附則についてであります。両条例ともに、施行期日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第38号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第39号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第40号、町営バス運行等に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第40号、町営バス運行等に関する条例を廃止する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の254ページをお開きいただきたいと思います。

町営バス駒島線は、昭和46年12月に十勝バス株式会社が、糠内ー駒島間のバス路線を廃止したため、同年12月20日から町営バスとして、同路線の運行を開始し、その後、平成3年3月には、幕別糠内間においても、十勝バス株式会社のバス路線が廃止となったため、同年4月からは町営バスの路線を延長して、幕別駒島間を運行し、地域の公共交通として住民の方々にご利用いただいております。

しかしながら、年々利用者が減少し、平成14年度において2,910人であったものが、平成23年度には1,015人と、この10年間でおよそ3分の1に減少したことに加え、現在使用しているバス車両は、本年1月末で走行キロが48万キロに達し、車両の損耗が著しく更新時期が近づいております。

こうした現状を踏まえ、地域の公共交通を維持していくためには、現行の路線バス方式による路線定期運行から、予約型の乗合タクシーによる区域運行への見直しの検討が必要であると考え、昨年11月、南幕別公区長連絡協議会に対してご提案申し上げ了承を得たところであります。

また、昨年12月20日に開催されました幕別町地域公共交通確保対策協議会においても、同様の方向性が示されましたことから、本年9月30日をもって町営バスを廃止するため、本条例を提案するものであります。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成25年10月1日からとするものであります。

なお、町営バスの廃止後につきましては、本年10月から来年3月まで、予約型の乗合タクシーの試験運行を実施し、本格運行の適否などについて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第41号、幕別町心身障害者ホームヘルプサービス条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第41号、幕別町心身障害者ホームヘルプサービス条例を廃止する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の255ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、身体または精神に障害のある人で、日常生活を送る上で支障がある人に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援について定めているものであります。 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められ、本サービスが障害福祉サービスとして定められていることから、本条例を廃止するものであります。

附則についてであります、本条例の施行期日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第42号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第42号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の256ページをお開きいただきたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によります過疎地域とみなされる区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」について、平成25年度予算関連事業で過疎計画に登載されていない事業及び過疎地域自立促進特別事業、いわゆる過疎ソフト事業に該当する事業につきまして、計画の追加をするものでございます。

257ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の具体的な変更内容であります、上段の表は変更前、下段の表が変更後となります。

まず、区分2「産業の振興」の（3）計画の表の事業名（1）基盤整備の事業内容に「共栄牧場給水施設整備事業」を、（8）観光又はレクリエーションの事業内容に「ナウマン公園整備事業」を追加するものであります。

次に258ページになりますが、区分3「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の（3）計画の表の事業名（10）過疎地域自立促進特別事業の事業内容に「忠類北10線交通安全整備事業」を追加するものであります。

259ページになりますが、区分7「教育の振興」の（3）計画の表の事業名（4）「過疎地域自立促進特別事業」の事業内容に「忠類中学校改修事業」を追加するものであります。

今回、追加する事業につきましては、過疎対策事業債の対象であり、起債事業とするためには、過疎計画への登載が必要となり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議決を求めます。

なお、北海道との協議につきましては、2月25日をもって協議を終えていることをご報告申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第43号、東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第43号、東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の260ページ、説明資料は43ページをお開きいただきたいと思います。

この規約の変更につきましては、東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更の協議について、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決をいただきたく、提案をするものであります。

変更の内容につきましては、池田町、豊頃町、浦幌町及び幕別町の東部4町で共同設置しております東十勝介護認定審査会の規約の一部を改正し、介護認定審査会の委員定数を現行の15人から5人増員して20人とするものであります。

東十勝介護認定審査会は、平成11年10月の開始以来、15人の委員が5人ずつ、3合議体を構成して審査判定に当たってまいりましたが、要介護等認定者の増加に伴い、審査会委員の負担が大きくなっている現状であります。このことから、委員定数を5人増員し、新たな合議体を構成することによって、東十勝介護認定審査会の適正な運営を図るものであります。

説明資料の43ページをごらんいただきたいと思います。

条文に沿いましてご説明申し上げます。

第4条第3項であります。委員の定数を15人から20人に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただきまして、附則についてであります。本規約の施行期日を平成25年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明15日から3月21日までの7日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、明15日から3月21日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は3月22日午後2時からです。

11:57 散会

第1回幕別町議会定例会

議事日程

平成25年第1回幕別町議会定例会
(平成25年3月22日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11 芳滝 仁 12 田口 廣之 13 前川 雅志
- 日程第2 発議第2号 幕別議会広報広聴委員会条例
- 日程第3 発議第3号 平成25年度地方財政対策に関する意見書
- 日程第4 議案第46号 平成24年度幕別町一般会計補正予算（第13号）
- 日程第5 議案第47号 町道の路線認定について
- 日程第6 議案第48号 町道の路線変更について
- 日程第7 議案第3号 平成25年度幕別町一般会計予算
- 日程第8 議案第4号 平成25年度幕別町国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成25年度幕別町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 平成25年度幕別町簡易水道特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 平成25年度幕別町公共下水道特別会計予算
- 日程第13 議案第9号 平成25年度幕別町個別排水処理特別会計予算
- 日程第14 議案第10号 平成25年度幕別町農業集落排水特別会計予算
- 日程第15 議案第11号 平成25年度幕別町水道事業会計予算
(以上、予算審査特別委員会報告)
- 日程第16 議案第21号 幕別町立保育所条例
- 日程第17 議案第22号 幕別町保育実施条例
- 日程第18 議案第23号 幕別町指定地域密着型サービス基準条例
- 日程第19 議案第24号 幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例
- 日程第20 議案第25号 幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 日程第21 議案第26号 幕別町暴力団排除条例
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第22 議案第27号 幕別町公営住宅等整備基準条例
- 日程第23 議案第28号 幕別町道路構造技術的基準等条例
- 日程第24 議案第29号 幕別町道路移動等円滑化基準条例
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第25 平成24年陳情第18号 「米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書」
の提出を求める陳情書
- 日程第26 陳情第2号 「自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第27 陳情第3号 「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
(民生常任委員会報告)
- 日程第28 陳情第1号 町道忠類北10線道路の交通安全対策の早期実現を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)

- 日程第28の2 発議第4号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書
- 日程第29 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第30 議案第45号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第32 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第33 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成25年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成25年3月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 3月22日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
会 計 管 理 者 川瀬俊彦 総 務 部 長 古川耕一
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 伊藤博明 建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男 札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親 企 画 室 参 事 室長事務取扱
総 務 課 長 菅野勇次 地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 税 務 課 長 中川輝彦
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 芳滝 仁 12 田口 廣之 13 前川 雅志

議事の経過

(平成25年3月22日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番芳滝議員、12番田口議員、13番前川議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、発議第2号、日程第3、発議第3号、日程第4、議案第46号、日程第5、議案第47号及び日程第6、議案第48号の5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第2号、日程第3、発議第3号、日程第4、議案第46号、日程第5、議案第47号及び日程第6、議案第48号の5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第2号、幕別町議会広報広聴委員会条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） それでは、発議第2号の提案説明をさせていただきます。

初めに、幕別町広報広聴委員会条例の提案の理由であります、ご説明いたします。

本町の議会では、議会活動の状況を広く住民に周知することを目的として、昭和45年8月に議会広報編集委員会を構成し、昭和60年5月には議会広報特別委員会を設置して議会だよりの発行を担ってまいりました。その後、平成23年から議会運営委員会で検討を進めている議会改革の一環として、議員の賛否の公開や議案・会議資料の事前公開など、より開かれた議会活動の推進に努めているところであります。また、昨年11月に開催した議会報告会では、参加した多くの町民から町政に関するさまざまなご意見をいただき、議会情報の発信に加え、広く一般の意見を集約するための広聴活動の重要性を認識したところであります。

これらのことから、議会広報誌の編集を初め、議会ホームページに関する事項、議会報告会の企画運営等を所管する常任委員会として、地方自治法第109条第1項及び同法第111条の規定に基づき、広報広聴委員会を設置しようとするものであります。

次に、議案をごらんください。

発議第2号

平成25年3月22日

幕別町議会議長古川稔様
提出者、幕別町議会議員中橋友子
賛成者、幕別町議会議員斉藤喜志雄
同じく賛成者、前川雅志
同じく、藤原孟
同じく、田口廣之
同じく、牧野茂敏であります。

幕別町議会広報広聴委員会条例

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

議案書の 1 ページをお開きください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

幕別町議会広報広聴委員会条例
設置。

第 1 条は、地方自治法の規定に基づき、広報広聴委員会の設置について規定するものであります。

次に、委員定数。

第 2 条は、委員会の委員の定数を 9 人以内とすることなど、委員の構成について規定するものであります。

第 3 条は、委員会の所管事務を、広報広聴に関する四つの事項として規定するものであります。

第 4 条及び第 5 条は、委員の任期及び任期の起算について規定するものであります。

第 6 条は、委員の選任方法について規定するものであります。

議案書は 2 ページに移りまして、第 7 条は委員長及び副委員長について、第 8 条は委員長及び副委員長がともにいないときの委員長の互選の方法について規定するものであります。

第 9 条は、委員が辞任しようとするときの手続について規定するものであります。

第 10 条は、委員長の報酬について規定するもので、幕別町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 1 条に規定する常任委員会委員長の月額と同額とするものであります。

第 11 条は、委員会の会議について規定するものであります。

議案書 3 ページに移しまして、第 12 条は、幕別町議会会議規則との関係について規定するものであります。

第 13 条は、委任規定であります。

附則についてであります。本条例の施行期日を平成 25 年 5 月 10 日からとするものであります。

2 といたしまして、幕別町議会広報特別委員会規程は、廃止する。

以上であります。よろしくご審議いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第 2 号、幕別町議会広報広聴委員会条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、発議第 3 号、平成 25 年度地方財政対策に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

牧野茂敏議員。

○9 番（牧野茂敏） 発議第 3 号

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

提出者、幕別町議会議員牧野茂敏

賛成者、幕別町議会議員野原恵子

平成 25 年度地方財政対策に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 25 年度地方財政対策に関する意見書（案）

平成 25 年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位のご尽力に対し敬意と感謝の意を表すところである。

しなしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成 25 年度税制改革大綱では、地方の声が十分に反映されたものとは言えないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いている。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上、厳しい財政事情から、国に先駆けて給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視した、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策である。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国は、今回のような措置を二度と繰り返さないように強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 22 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第 3 号、平成 25 年度地方財政対策に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 46 号、平成 24 年度幕別町一般会計補正予算（第 13 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 46 号、平成 24 年度幕別町一般会計予算補正予算（第 13 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 420 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 156 億 2,004 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項との区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳

出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページになりますが、「第2表 繰越明許費補正」でございます。

追加でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、町道路面正性状調査事業 420万円を繰り越すものであります。

本事業につきましては、国の今回の補正予算により新設された補助事業を受け、老朽化が著しいアスファルト舗装道路の「ひび割れの度合い」や「わだちの深さの度合い」等の路面性状調査を追加するものでありますが、年度内に事業が完了できませんことから、翌年度へ繰り越しをして事業を行おうとするものであります。

歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費 420万円の追加でございます。町道13路線、延長3万5,415メートルの路面性状調査を実施し、適切な維持管理や改修を図ろうとするものであります。

なお、調査結果に基づく本工事につきましては、本調査結果を踏まえた舗装修繕計画を策定した上で、路面の損傷度合いに応じて国の交付金を活用し、実施するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りをいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人180万円の追加でございます。現年分の追加であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費補助金240万円の追加でございます。町道路面性状調査に係る国の交付金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第47号、町道の路線認定について及び日程第6、議案第48号、町道の路線変更についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第47号、町道の路線認定について、議案第48号、町道の路線変更につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

追加でお配りをいたしました議案書の1ページ、議案説明書の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案第47号、町道の路線認定についてご説明申し上げます。

今回認定しようとする路線は、3路線であります。

説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

図面番号1番の①札内側道1号、延長214.45メートルと図面番号2の②札内側道2号、延長265.26メートルにつきましては、道道幕別帯広芽室線の改良工事により造成されます新規路線であります。今月15日に工事が完成し、本町に引き継ぐ通知がありましたことから、今回認定をするものであります。

次に、③共栄北5線につきましては、議案説明資料2ページ、図面番号の4番をごらんいただきたいと思います。

議案第48号で路線変更する④の西当北5線及び⑤西当北4線の2路線の一部を道営畑地帯総合整備事業により整備計画すべく、土地改良法に基づく公告、縦覧等の手続を進めておりましたが、今月18日に事業計画等が確定をしたところであります。農業事業で、この路線の整備を行うためには新たな認定が必要となりますことから、点線で表示をしてあります⑤西当北4線の起点から④西当北5線の起点までの区間及び⑤西当北5線の起点から国道236号までの区間を③の共栄北5線として新規認定するものであります。

続きまして、議案第48号になります町道の路線変更であります。提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページ、説明資料も2ページでございます。

図面番号3が変更前、図面番号4が変更後であります。ただいま議案第47号でご説明いたしましたとおり、④西当北5線の起点を国道236号とする変更を行い、また⑤西当北4線については、起点を変更前の④西当北5線の起点とする変更を行おうとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第47号、町道の路線認定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第48号、町道の路線変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算から日程第15、議案第11号、平成25年度幕別町水道事業会計予算の9議件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長前川雅志議員。

○13番（前川雅志） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成25年3月22日

幕別町議会議長古川稔様

平成25年各会計予算審査特別委員長前川雅志

予算審査特別委員会報告書

平成25年3月5日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成25年3月18日、3月19日（2日間）

2、審査事件

議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算
議案第4号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計予算
議案第5号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号、平成25年度幕別町介護保険特別会計予算
議案第7号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計予算
議案第8号、平成25年度幕別町公共下水道特別会計予算
議案第9号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計予算
議案第10号、平成25年度幕別町農業集落排水特別会計予算
議案第11号、平成25年度幕別町水道事業会計予算

3、審査の結果

原案を「可」とするべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、討論を行います。

まず、議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） それでは、議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算の反対討論を行います。

昨年12月、安倍新内閣が発足いたしました。深刻なデフレ不況打開のために2%の物価上昇率目標を掲げ、金融緩和政策や大型の公共事業を開始いたしました。しかし、国民の所得は減り続け、物価の上昇はさらなる生活困難者を生み出しています。また、基幹産業の農業を初め、地域経済に多大な影響をもたらすTPP交渉の参加表明など、町の存亡にもかかわり、断じて認められるものではありません。

このようなかつてない政治状況のもとに町民は置かれておりますが、平成25年度の幕別町の予算が、町民を守り、経済をしっかり築くものであることが期待されております。

そこで、平成25年度の一般会計の予算は、歳入歳出それぞれ133億6,579万6,000円で提案されました。新年度の予算では、コミュニティバスの本格運行、住宅新築リフォーム奨励事業の拡充、防災担当専任職員の配置、札内支所における健康相談の拡大、特別支援教育支援員の増員など、新規や拡充の予算が計上され、住民の要望に応えたものと評価をいたすところであります。

しかし、次の点については改善の必要があり、発言をいたします。

まず1点目は、毎回申し上げておりますが、町民所得は、年間200万円以下の所得が51.1%、年金の収入では100万円以下が57.4%に上っています。上下水道料金を初め、各種保険料、税などの町民の負担は限度を超えている状況が生まれています。軽減対策を講ずるとともに、低所得者や無収入者に対する、特に独自の減免や軽減措置を講ずべきものと考えます。

また、滞納者に対する差し押さえ、国民健康保険における短期証の発行などの制裁措置は見直して、職員が町民に寄り添った相談業務の実施などを行い、滞納整理機構に委ねるあり方は中止すべきものと考えます。

2点目は、法人税収の伸び悩みであります。これは長期化しております。大きくは国の経済の反映ではあるものの、地域の資源を生かした農畜産物もとより、森林や自然エネルギーへの活用など、地域に経済が循環する、こういう取り組みにもっともっと力を注ぐべきものと考えます。

3点目は、民生にかかわりまして、札内南保育所の民営化についてであります。

指定管理者制度が導入されたときから、教育や保育など、学び、育む、いわゆる人づくりの分野には公的機関が責任を持って直接行うべきと指摘をしまいいりました。一旦民間に委ねてしまうと、営

利目的に走り出してもとめることはできません。国は、民間導入を財政面から強行していますが、現時点でも、他の市町村では直営で新事業を進めているところもあり、民間導入は行うべきではないものと考えます。

4点目は、町の非正規職員の労働条件の問題です。

非正規職員の割合は、今や職員全体の55%を人数で占めるに至っています。特別支援教育の指導員、保育士、図書館司書、保健師など、一般業務も含めて町の仕事を遂行する上で欠かせない存在になっています。しかし、収入は年収200万円以下、また雇用期間も短期など、不安定な状況はずっと続いています。雇用環境を改善し、町みずからがワーキングプアの解消に取り組むべきだと考えます。

5点目は、教育についてであります。

奨学金の問題については、決算のときにも指摘をさせていただきました。奨学基金交付金は、真に経済的に困難な生徒を支援し、ひとしく教育を受ける条件を整える、ここに大きな意義があるものと考えます。成績で支給を決定するあり方はやめるべきだと思います。

最後であります。幕別高校の北海道教育委員会の方針で、中札内養護高校の分校が設置されましたが、4月開校を目前にして分校も本校も定員に満たないという現状であります。幕別高校普通科も入学者が少なく、このままでは北海道の適正配置計画のもとで存続も危ぶまれてしまいます。道教委の見通しがどうであったかが問われますが、町としても高校存続の確たる方針を持ち、道教委に意見を上げるべきと考えます。

以上であります。町民を取り巻く厳しい経済状況は続き、さらに今後、税と社会保障の一体改革による増税や負担増、また町民の暮らしの最低セーフティネットになっている生活保護基準の引き下げなど、強行に進められています。TPP交渉参加撤回など、前段の政策の中止とあわせて、今後も町民と町が一体となって取り組みを強め、地域も経済もきちっと成り立つという安心して住み続けられるまちづくりを願い、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏） 議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算について、私は予算審査特別委員長の報告に対して賛成の立場で討論を行います。

国政では、昨年末の総選挙により、自民党・公明党の連立政権が誕生いたしました。いわゆるアベノミクス、3本の矢を柱とした経済再生に向けた政策が打ち出されたことにより、徐々にではあります。経済市場は株高、円安方向に動き、明るさを取り戻しつつあるとの報道もされているところであります。

しかしながら、財政健全化や社会保障制度改革の取り組みに加え、TPP交渉への参加表明など、今後の国家財政を考慮すると予断を許さない状況にあるものと考えております。

このような中、政府は、平成24年度において大型補正予算を編成し、25年度予算と合わせ15カ月予算と位置づけ、切れ目のない経済対策で景気を底上げしていくという措置をとりました。地方交付税の削減や町税の大幅な伸びが期待できない中、本町においてはこの措置に敏感に対応し、24年度の補正予算に可能な限りの公共事業費を前倒しして予算を計上し、有効な財源確保を進めたことは高く評価したいと思います。

一般会計の新年度予算は133億6,580万円ほどで、前年度当初予算と比較いたしますと1億9,100万円余り、率にして1.5%の増となっているところであり、平成25年度から24年度に前倒しする5億9,591万円の事業費を含めると7億8,780万円、率にして6%の増となっており、本町の地域経済の活性化に配慮した予算編成となっていることに期待しているところであります。

さて、本予算に計上されている各種施策につきましては、先般の委員会において十分議論されたことから、特徴的なものについてのみ述べさせていただきたいと思っております。

初めに、歳出であります。総務費におきましては、幕別本町地区と忠類地区で進めている定住対策事業による効果が好調に推移しており、平成25年度予算は前年度比800万円増の3,700万円が計上

され、定住人口の増加に期待しているところであります。

民生費におきましては、子育て支援センターの一時保育、受け入れ対象年齢を1歳以上から生後6カ月以下に引き下げ、新たに幕別中央保育所での子育て支援センターの開設や札内青葉地区における学童保育所と子育て支援センターを併設した施設整備など、子育て支援にかかわる事業の充実が図られるとともに、衛生費においては、札内支所における保健師常駐による健康相談体制の拡充など、子育てや福祉分野に配慮した予算となっております。

また、福祉、避難所の防災備蓄用品の整備のほか、新たにエリアメール配信システムを整備し、有事における迅速な情報発信を可能にするなど、町民の防災対策にも力を注がれているものと考えております。

商工費におきましては、平成24年度から開始した住宅新築リフォーム奨励事業の実施による経済波及効果に加え、平成25年度においては、予算額は変わらないものの、町民がより使いやすくなるよう、対象工事費の引き下げにも取り組まれているとのことであり、今後においてもその効果に期待するところであります。

一方、歳入におきましては、自主財源である町税収入の確保のために、町民の皆さんが税金を納めやすい環境となるよう配慮されているところでありますが、今後とも引き続き、滞納者へのきめ細やかな対応によって収納の公平性を担保するなど、最大限の努力を払っていただきたいと思います。

市町村の財政を取り巻く環境が依然として厳しい状況の中、予算編成には苦慮されたものと拝察するところでありますが、町長を先頭として、今後とも職員の人材育成と政策形成能力の向上に努められ、町民との協働の理念に基づいた安全・安心なまちづくりを確実に進めていただくことを願っているところであります。

本予算は、こうしたまちづくりを進める上で大きな力となるものと確信しており、委員長報告のとおり可とすることについて賛成するものであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号、平成25年度幕別町一般会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第4号、平成25年度幕別町国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、平成25年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、平成25年度幕別町介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、平成25年度幕別町簡易水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第8号、平成25年度幕別町公共下水道特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、平成25年度幕別町個別排水処理特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号、平成25年度幕別町農業集落排水特別会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 11 号、平成 25 年度幕別町水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 21 号、日程第 17、議案第 22 号、日程第 18、議案第 23 号、日程第 19、議案第 24 号、日程第 20、議案第 25 号及び日程第 21、議案第 26 号の 6 議案を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長芳滝仁議員。

○11 番(芳滝 仁) 報告させていただきます。

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長芳滝仁

民生常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日(1 日間)

2、審査事件

議案第 21 号「幕別町立保育所条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、全部改正する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 25 年 3 月 22 日。

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長芳滝仁

民生常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日(1 日間)

2、審査事件

議案第 22 号「幕別町保育実施条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審議した結果、起立採決で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長芳滝仁

民生常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 23 号「幕別町指定地域密着型サービス基準条例」

3、審査の経過

審議に当たっては、新設する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長芳滝仁

民生常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 24 号「幕別町指定地域密着型介護サービス基準条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長芳滝仁

民生常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 25 号「幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長芳滝仁

民生常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 26 号「幕別町暴力団排除条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 21 号、幕別町立保育所条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 22 号、幕別町保育実施条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 23 号、幕別町指定地域密着型サービス基準条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 24 号、幕別町指定地域密着型介護予防サービス基準条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 25 号、幕別町新型インフルエンザ等対策本部条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 26 号、幕別町暴力団排除条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 27 号、日程第 23、議案第 28 号及び日程第 24、議案第 29 号の 3 議件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17 番(増田武夫) 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

産業建設常任委員長増田武夫

産業建設常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日(1 日間)

2、審査事件

議案第 27 号「幕別町公営住宅等整備基準条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

次に、平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

産業建設常任委員長増田武夫

産業建設常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 28 号「幕別町道路構造技術的基準等条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 25 年 3 月 22 日。

幕別町議会議長古川稔様

産業建設常任委員長増田武夫

産業建設常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 29 号「幕別町道路移動等円滑化基準条例」

3、審査の経過

審査に当たっては、新設する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 27 号、幕別町公営住宅等整備基準条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 28 号、幕別町道路構造技術的基準等条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 29 号、幕別町道路移動等円滑化基準条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

議事の途中でありますので、15 時 10 分まで休憩いたします。

14 : 57 休憩

15 : 10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 25、平成 24 年陳情第 18 号及び日程第 26、陳情第 2 号を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏。

○9 番（牧野茂敏） 平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長牧野茂敏

総務文教常任委員会報告書

平成 24 年 12 月 4 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 24 年 12 月 5 日、11 日、平成 25 年 2 月 13 日、3 月 5 日（4 日間）

2、審査事件

平成 24 年陳情第 18 号「米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

オスプレイは、開発段階から安全性等の問題が指摘されており、昨年 4 月にはモロッコで、6 月には米フロリダ州で墜落事故が起き、さらに 9 月、米国内の市街地に緊急着陸する事故が発生しました。特に、日本の国内航空法における必須条件であるエンジン停止時でも安全に着陸できるオートローテーション（自動回転）機能が欠如していることは、2000 年の墜落事故を受けて米国防総省の「国防分析研究所」（IDA）が、2003 年 12 月にまとめた内部文書でも明らかになっています。

住宅密集地の中にあり、世界一危険だとされている普天間基地に安全性に疑問を持たれている危険なオスプレイを強行配備したこと、また日本国中で低空飛行訓練をすることは、国民の安全・安心を守る立場から到底許されるものではありません。

よって、政府に対して、安保条約を盾に沖縄県民を初めとする多くの国民の声を無視したオスプレイの強行配備及び低空飛行訓練の中止を米国政府に求めるよう強く要望します。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決で結論を見た。

5、審査の結果

「不採択」とすべきものと決した。

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

総務文教常任委員長牧野茂敏

総務文教常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 5 日（1 日間）

2、審査事件

陳情第 2 号「自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

政府は、2013 年度政府予算案編成に当たり、国家公務員給与減額支給措置について、地方にも同様の措置を要請するとし、地方交付税を 4,000 億円減額するとした地方財政計画を閣議決定しました。

しかし、用途の自由な地方交付税を減額し、用途に縛りのある財政措置に置きかわることは、自治体の自由裁量権を著しく制限するだけでなく、地方分権を否定する行為です。

地方自治体は、長きにわたり地方財政の締めつけなどにより厳しい財政運営を強いられてきました。その結果、職員給与や職員数の削減、市町村合併など、さまざまな行政改革を国に先んじて推し進めてきました。その自治体の努力を政府は考慮すべきであり、自治体財政の確保と地方分権の確立を求めるものであります。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨について議論がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成 24 年陳情第 18 号、「米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書」の提出を求める意見書についての委員長の報告は、不採択であります。

したがって、会議規則第 81 条の規定によって、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。

平成 24 年陳情第 18 号について、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 2 号、「自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第 27、陳情第 3 号、「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を

議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長芳滝仁議員。

○11 番（芳滝仁） 朗読をもちまして報告とさせていただきます。

平成 25 年 3 月 22 日

幕別町議会議長古川稔様

民生常任委員長芳滝仁

民生常任委員会報告書

平成 25 年 3 月 5 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 25 年 3 月 6 日、14 日、18 日（3 日間）

2、審査事件

陳情第 3 号、「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

安倍晋三政権は、生活保護費について、食費や光熱費など、日常生活に欠かせない生活扶助費の基準を今年 8 月から 3 年間かけて大幅に引き下げ、扶助費を 670 億円削減する計画を決めました。今回の削減幅は過去に例を見ない大幅なもので、減額対象者は受給世帯の 96%に上ります。

生活保護基準の引き下げは、新たな生活困窮者を生み出すだけでなく、小中学生への就学援助、個人住民税の非課税限度額の算定、保育料や医療・介護保険料の減免制度など、多くの制度に影響を与えます。生活保護は、健康で文化的な生活を営む権利を国民に保障する責任を政府に課している憲法第 25 条に基づく制度です。この最後のセーフティネットを崩壊させかねない生活保護基準の引き下げは、不況の中で収入減に苦しむ国民に一層の不安と生活苦をもたらすものとなります。

よって、政府に対して、生活保護基準の引き下げを中止するよう強く求めます。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決で結論を見た。

5、審査の結果

「不採択」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 3 号、「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、不採択であります。

したがって、会議規則第 81 条の規定によって、原案についての採決をいたします。

お諮りいたします。

陳情第 3 号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

日程第 28、陳情第 1 号、町道忠類北 10 線道路の交通安全対策の早期実現を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 朗読をもって報告いたします。

平成25年3月22日

幕別町議会議長古川稔様

産業建設常任委員長増田武夫

産業建設常任委員会報告書

平成25年3月5日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94号第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成25年3月6日（1日間）

2、審査事件

陳情第1号 町道忠類北10線道路の交通安全対策の早期実現を求める陳情書

3、陳情の趣旨

町道忠類北10線道路は、平成22年と24年に悲惨な死亡交通事故が起きています。この町道は、道路敷地が狭いため、車とすれ違うときの歩行者の退避場所がなく、歩行者の安全確保のための歩道設置が緊急の課題であります。

歩道設置までの対策として、のり面の枝の伐採、路肩の草刈り、看板の設置、運転者に注意を促す道路面へのペイント表示、路側帯の拡幅の交通安全対策を早期に実現することを求めるものであります。

4、審査の経過

審査に当たっては、さきに行われた現地調査を踏まえた上で、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号、町道忠類北10線道路の交通安全対策の早期実現を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

15：24 休憩

15：26 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第 28 の 2、発議第 4 号、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたします。

お諮りいたします。

発議第 4 号、自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書(案)は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 44 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第 44 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 261 ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、市町村の議会の同意を得て選任することとなっております。

現固定資産評価審査委員会委員であります小竹政志氏につきましては、平成 25 年 3 月 23 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 44 ページに記載いたしておりますので、ご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 30、議案第 45 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第 45 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、現教育委員会委員であります金子隆司氏が、平成 25 年 3 月 31 日をもちまして辞職されますことから、新たに飯田晴義氏を任命いたしたく同意を求めるものであります。

任期につきましては、金子委員の残任期間、平成 25 年 9 月 30 日までとなるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 45 ページに記載をいたしておりますので、ご参照をいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

○議長（古川 稔） ただいま、私を除く出席議員は 19 人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙の配付）

○議長（古川 稔） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱の点検）

○議長（古川 稔） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（米川伸宜） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、9 番牧野議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、14 番成田議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、18 番齊藤議員、19 番千葉議員。

以上であります。

○議長（古川 稔） 投票漏れはありますか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開鎖）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、13 番前川議員、14 番成田議員を指名いたします。

よって、両議員の立会をお願いいたします。

（開票）

○議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 16 票、反対 3 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

ただし、白票につきましては否とみなすということで、最初にお話ししましたように、会議規則第 84 条の規定によって否とみなすということで、明らかでない投票としますので否とみなします。

暫時休憩いたします。

15 : 39 休憩

15 : 40 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて、再開いたします。

[教育委員就任挨拶]

○議長（古川 稔） ここで、ただいま教育委員会委員に任命されました飯田晴義経済部長より発言を求められておりますので、これを許します。

飯田晴義経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 一言お礼の言葉を申し上げたいというふうに思います。

ただいまの議案におきまして、教育委員の任命に同意をいただきましてまことにありがとうございます。

今の心境というのは、責任の重さと緊張感で体が震えているような感じがいたします。

まちづくりは人づくりというふうなことが言われております。私といたしましては、この町からすばらしい人間が一人でも多く出るように、教育の場の環境整備に全力を傾注してまいりたいというふうに考えております。

もとより、このように若輩者でございます。議員の皆様方のご指導、ご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございます。（拍手あり）

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第 31、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 263 ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現人権擁護委員であります赤石裕元氏につきましては、平成 25 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますことから、再度推薦いたしたく意見を求めるものであります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料の 46 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、ご推薦につきご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

諮問第 1 号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

[常任委員会所管事務調査報告]

○議長（古川 稔） 日程第 32、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛て

に提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第 33、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[教育長退任挨拶]

○議長（古川 稔） ここで、金子隆司教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

金子隆司教育長。

○教育長（金子隆司） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

私が幕別町の役場職員になりましたのは昭和 43 年であります。以来 45 年間、多くの皆様に支えていただきました。今月末をもって退任することになりました。

振り返りますと、特に収入役、教育長の職についた平成 17 年からは、議長を初め議員の皆様から温かいご指導、ご鞭撻を賜りました。心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

また、教育行政につきましては、今般、学力の問題やいじめ問題、児童生徒の安全確保など、喫緊でかつ重要な課題に直面をいたしております。こうした中、本町にあつては、議員の皆様の思いやご理解のもとで将来の幕別町を開いていくであろう子供たちのために手厚い現場支援を賜りましたことに、重ねて感謝を申し上げます。

これからも、議会と行政がそれぞれの役割を十分に発揮し、幕別町が未来に向けてますます躍進していくことを強く願っております。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手あり）

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 25 年第 1 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15 : 49 閉会